

婦人局一般資料 No.4

昭和 60 年版

婦人労働の実情

労 働 省 婦 人 局

昭和60年版

婦人労働の実情

労働省婦人局

まえがき

労働省婦人局では、政府関係機関の発表した各種統計資料等を用いて婦人労働の動きを「婦人労働の実情」としてとりまとめ、毎年紹介してきました。

今年は、「国連婦人の10年」の最終年にあたり、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」の成立、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准と、この10年間の活動の集大成の年であると同時に、歴史的に新たな一步をしるす年ともなりました。

経済の高度成長期、さらにこの10年間を経て婦人をとりまく環境は大きく変化し、女子労働者も産業構造・就業構造の変化、女子のライフサイクルや就業意識の変化、家事、育児負担の軽減などにより大幅に増加するとともに、質的にも大きく変化してきています。

本書は「Ⅰ昭和59年における婦人労働の概況」で59年における婦人労働の変化について分析するとともに、今後ますます重要になると思われる女子労働者の雇用管理の現状にも触っています。

また、「Ⅱ長期的にみた婦人労働の動き」では、婦人労働の変化を長期的にとらえるとともに、パートタイム労働、家内労働の動向についても分析しています。さらに、「国連婦人の10年」最終年ということで世界的に婦人問題に対する関心が高まっているところから、諸外国の婦人労働の状況についても少し触れてみました。そのほか、「Ⅲ婦人労働対策の概況」、統計表、婦人労働関係判例等も収録しました。

本書が婦人労働問題に関心をもたれる方の参考になれば幸いに存じます。

昭和60年8月

労働省婦人局長

赤松良子

〈本冊子で使用した資料等〉

1. 主な資料

総務庁—労働力調査、就業構造基本調査、国勢調査、社会保障統計年報

労働省—賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計調査、雇用動向調査、職業安定業務統計、女子労働者の雇用管理に関する調査、女子保護の概況、雇用管理調査、労働組合基礎調査、労働組合実態調査、賃金労働時間制度総合調査、家内労働概況調査

文部省—学校基本調査

厚生省—人口動態統計

I L O-Year Book of Labour Statistics

2. 労働力調査について

- (1) 年平均の数値を用いた。
- (2) ※印は分母が小さいため計算していない箇所である。
- (3) 昭和47年以前の数値には沖縄県が含まれていない。
- (4) 総数に分類不能及び不詳の数を含むために総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。
- (5) 「0」印は集計した数値が表章単位に満たないものである。
- (6) 「-」印は該当数値のない箇所である。

3. 賃金構造基本統計調査について

- (1) 企業規模10人以上の調査結果による。
- (2) 昭和51年以降は民営企業の数値を掲載した(昭和56年までの本書については民営及び公営企業に関する数値を掲載している。)。
- (3) 昭和48年以降はサービス業を含む。

(4) 昭和45年以前はパートタイム労働者を含む数値である。

4. 毎月勤労統計調査について

- (1) 事業所規模30人以上の調査結果による。
- (2) 男女別の数値については3年ごとに行われる調査サンプル替え（最近は昭和57年4月）による影響は修正されていない。
- (3) 昭和45年以降はサービス業を含む。

5. 文中（付表○）は付属統計表参照

目 次

I 昭和59年における婦人労働の概況	1
1. 概　　況	1
2. 就業状況	2
(1) 労働力人口	2
(2) 就業者及び完全失業者	4
(3) 履用者	4
(4) 入職・離職状況	7
(5) 求人・求職状況	8
(6) 新規学卒者の需給状況	8
3. 労働条件等	10
(1) 賃　　金	10
(2) 労働時間	11
(3) 勤労者世帯の家計	12
(4) 労働組合	12
4. 履用管理等	13
(1) 女子労働者の雇用管理	13
(2) マイクロエレクトロニクスの進展が女子労働者に及ぼす影響	18
II 長期的にみた婦人労働の動き	23
1. 女子労働者の動向	23
(1) 労働力人口の推移	23
(2) 労働力率の変化	23
イ. 年齢階級別女子労働力率	24
ロ. 世帯別女子労働力率	26
ハ. 配偶関係別女子労働力率	28

(3) 諸外国(アメリカ, 西ドイツ, フランス, スウェーデン)の 労働力率の動き	29
(4) 就業者の推移	32
(5) 完全失業率の動き	33
2. 女子雇用者の増加とその特徴	35
(1) 雇用者の増加	35
(2) 就業分野の変化	38
イ. 産業別にみた動き	38
ロ. 職業別にみた動き	41
(3) 女子雇用者の質的变化	44
イ. 中高年齢化	44
ロ. 有配偶化	45
ハ. 高学歴化	46
ニ. 勤続年数の長期化	47
3. 女子労働者の賃金と勤労者世帯の家計	48
(1) 女子労働者の賃金	48
イ. 平均賃金	48
ロ. 男女間賃金格差の要因	49
(2) 勤労者世帯の家計	52
イ. 収入の動向	52
ロ. 家計負担の増加	54
4. パートタイム労働等の動向	56
(1) パートタイム労働者の増加	56
(2) パートタイム労働者増加の理由	57
(3) パートタイム労働者の就業実態	62
イ. パートタイム労働者の就業分野	62
ロ. パートタイム労働者の年齢, 勤続年数	64
(4) パートタイム労働者の労働条件	64

イ. 労働条件の明示	64
ロ. 雇用契約期間	65
ハ. 労働時間	65
ニ. 賃　金	66
(5) パートタイム労働者の就業意識	67
(6) 諸外国におけるパートタイム労働	69
(7) 派遣的形態で働く労働者の増加	70
5. 家内労働の動向	72
(1) 家内労働者の就業実態と変化	72
イ. 家内労働者数の推移	72
ロ. 女子家内労働者の就業分野	75
ハ. 女子家内労働者の年齢及び経験年数別状況	76
(2) 家内労働者の労働条件	76
イ. 就業時間及び就業日数	76
ロ. 家内労働者の工賃	77
(3) 諸外国の家内労働の状況	79
I 婦人労働対策の概況	82
1. 「国連婦人の10年」最終年における啓発活動の展開	82
2. 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	83
(1) 男女の均等な機会と待遇を確保するための法制の整備	83
(2) 女子雇用管理改善のための行政指導の推進	85
3. パートタイム労働対策の推進をはじめとする女子の就業パターンの多様化に応じた施策の推進	86
(1) パートタイム労働対策の推進	86
(2) 婦人就業援助対策の推進	87
(3) 再雇用特別措置等再就職援助対策に関する調査研究	88
4. 女子の能力開発	89

5. 女子労働者の出産、育児等に関する環境条件整備の推進	89
(1) 育児休業制度の普及促進	89
(2) 保育施設	90
(3) 母性健康管理対策の推進	90
(4) 母性給付	91
(5) 働く婦人の家	92
6. 家内労働対策	92
(1) 最低工賃の履行確保等	92
(2) その他の対策	93
7. 労働者家族福祉対策の推進	93
(1) 単身赴任問題等労働者家族福祉対策の検討	93
(2) 婦人労働能力活用事業の推進	93
8. 労働時間対策	94
付属統計表	付1

参考

婦人労働関係判例	付113
----------	------

本文中図表索引

第1図 女子労働力率、15歳以上人口に占める雇用者及び 家事専業者の割合	3
第2図 男女の公募状況	14
第3図 女子の役職への昇進機会と昇進可能な役職	16
第4図 労働力人口の推移	23
第5図 女子労働力率、雇用者率、家族従業者率、自営業主率	24
第6図 女子年齢階級別労働力率	25
第7図 年齢階級別15歳以上人口に占める雇用者、正規従業員 (職員)、パートタイマー・アルバイトの割合(女子)	26
第8図 農家世帯、雇用者世帯の労働力率	27
第9図 有配偶女子の労働力率	28
第10図 諸外国の年齢階級別女子労働力率	30
第11図 第三次産業比率と女子労働力率の動向	32
第12図 従業上の地位別女子就業者構成比の推移	32
第13図 雇用者数及び増加率の推移	36
第14図 男女別雇用者の増加率(年率)	38
第15図 産業別女子雇用者構成比の推移	39
第16図 女子雇用者の産業別構成比	40
第17図 産業別女子雇用者の増加寄与率	41
第18図 女子雇用者の職業別構成比	43
第19図 職業別女子雇用者の増加寄与率	44
第20図 年齢階級別女子雇用者構成比の推移	45
第21図 配偶関係別女子雇用者構成比の推移(非農林業)	46
第22図 勤続年数階級別労働者分布の推移	47
第23図 企業規模別労働者分布の推移	49
第24図 世帯別支出金額	55

第25図 世帯主所得の5分位階級別世帯主の配偶者の有業率 （雇用者世帯）	55
第26図 女子短時間雇用者数及び増加率の推移（非農林業）	58
第27図 希望する仕事の形態別女子就業希望者構成	74
第28図 業種別女子家内労働者構成比	75
第29図 主要業種別女子家内労働者数の推移	75
第30図 家内労働者の工賃とパートタイム労働者の賃金の推移 （1時間当たりの平均工賃額及び平均賃金額）	78
 第1表 求職理由、離職理由別女子完全失業者数	34
第2表 失業期間別女子完全失業者数	35
第3表 パートタイム労働者の採用理由別企業構成比	59
第4表 女子パートタイム労働者の職業別入職状況（主要職業）	63
第5表 女子パートタイマーの一般社員・正社員への変更希望の有無 とその理由	68
第6表 就業希望意識別女子内職者及び雇用者の割合（非農林業）	74
第7表 家内労働者と雇用労働者の労働条件の比較	78

I 昭和59年における婦人労働の概況

1. 概 態

昭和59年の我が国経済は、前年からの景気回復基調が継続し、産業・業種間等にややはらつきがみられたものの、全体として順調な拡大を続けた。こうした一般経済の動向を反映して、労働経済面でも、産業・業種別等にばらつきを伴いつつも、全体としては緩やかな改善の動きを示した。

女子労働力率は50年を底に以後上昇を続けていたが、59年は前年より0.1ポイント低下して48.9%となった。これは、労働力人口は前年に比べ、男子を上回って増加したものの、高齢化等による非労働力人口の増加が労働力人口の増加を上回ったことによると考えられる。また、女子完全失業率も、これまでにない高水準を示し、男子完全失業率を上回ったが、これは、労働力人口の増加が就業者数の増加を上回ったことによる。

女子就業者は、前年に比べ伸び率が小幅化したものの男子を上回り、引き続き堅調な増加を続けている。

女子雇用者は、卸売・小売業など第三次産業及び電気機械器具製造業を中心とする製造業での増加が目立った。また、女子雇用者に占める有配偶者の比率は20～39歳層で未婚率が高まり相対的に未婚者の雇用増加が大きかったことを反映してわずかながら前年を下回った。

一般女子労働市場（新規学卒者及びパートタイム労働者を除く）では、前年に引き続き景気の回復に伴い新規求人が増加し、新規求職者も前年の減少から増加に転じたが、新規求人の伸びが新規求職者の伸びを上回ったため新規求人倍率はやや高くなかった。

また、女子パートタイム労働市場は、新規求職者が増加したものの新規求人の大幅な増加があったため、求人倍率は前年を上回り、堅調な推移を続けている。

女子新規学卒者の労働力需給状況をみると、高校卒業者の求人倍率はひの

えうまの影響等から低下幅は小さくなったものの、3年連続の低下となっている。

勤労者世帯の妻の収入は大幅な伸びを示し、この結果、妻の収入の実収入に占める割合は高まり、家計の担い手としての妻の役割が重要になってきている。

2. 就業状況

(1) 労働力人口

総務省統計局「労働力調査」によると、昭和59年の女子労働力人口（就業者＋完全失業者）は2,347万人で前年に比べて23万人、1.0%増（58年72万人、3.2%増）となっており、男子（16万人、0.4%増）をわずかながら上回って増加したことから労働力人口総数に占める割合は前年より0.1ポイント高まって39.6%となった（付表1）。

女子労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、50年の45.7%を底に以後上昇を続けていたが、59年は労働力率の低い15～19歳層及び55歳以上層の人口の増加が大きかったことから、前年より0.1ポイント低下して48.9%となった。

なお、女子労働力を世帯別にみると、雇用者世帯では0.4ポイント、自営業世帯では0.2ポイントそれぞれ前年を上回っている。これを50年と比べてみると、農家世帯では1.6ポイント、自営業世帯では5.4ポイント、雇用者世帯では8.0ポイントといずれの世帯でも増加しており、なかでも雇用者世帯の増加幅が大きい（付表3）。

女子労働力を年齢階級別にみると、60～64歳層の1.6ポイントを最高に15～19歳層、35～39歳層、55～59歳層、65歳以上層で前年を下回っているが、それ以外の年齢層では前年を上回っている（付表2）。

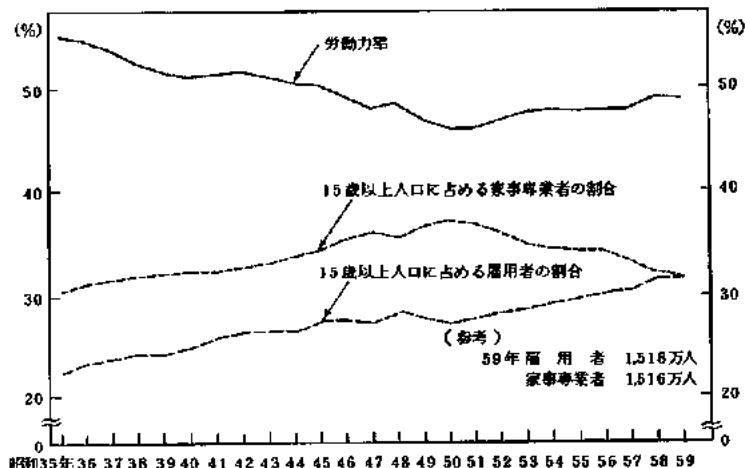
なお、35～39歳層の労働力率の低下は、同年齢層の人口が増加したほどには労働力人口が増えなかったことによると考えられる。

また、配偶関係別の労働力率をみると、有配偶労働力率は51年以降上昇を続けていたが、59年は人口の高齢化等を反映して前年より0.2ポイント

低下し、51.1%となった。また、未婚の労働力率は57年の52.5%を底に以後上昇に転じ、58年は53.4%，59年は前年を0.2ポイント上回って、53.6%となった。一方、死別・離別の労働力率は前年を0.5ポイント下回り、32.9%と37年以来、人口の高齢化を反映して低下傾向を続けていている（付表19）。

一方、女子の非労働力人口については、15歳以上人口に占める割合は前年と同様50.7%で実数は32万人増加し、2,436万人となっている。15歳以上人口に占める雇用者の割合は前年の31.3%から31.6%へ上昇し、1,518万人となったが、家事専業者の割合は前年の32.0%から31.6%へ低下し1,516万人となつたため、両者の割合は一致し、実数では2万人雇用者の方が上回るに至った（第1図、付表5,9）。

第1図 女子労働力率、15歳以上人口に占める雇用者
及び家事専業者の割合



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

(2) 就業者及び完全失業者

昭和59年の女子就業者は、2,282万人で、前年に比べて19万人、0.8%増（58年63万人、2.9%増）と小幅な増加となった。

女子就業者を従業上の地位別にみると、雇用者は1,518万人（58年1,486万人）で前年より32万人、2.2%増加し、1,500万人の大台を超えるとともに就業者全体の66.5%（58年65.7%）を占めるに至った。

一方、減少傾向にある家族従業者は前年比8万人、1.7%減の463万人となり、自営業主も前年比6万人、2.0%減の296万人となった。

さらに、これを農林・非農林業別にみると、年々減少を続けている農林業就業者は59年も前年に比べて9万人減となったのに対し、非農林業は前年を27万人上回る増加となった（付表9）。

一方、59年の女子の完全失業者は65万人で前年比4万人、6.6%増となり、完全失業率も2.8%と前年を0.2ポイント上回った。この結果、42年以来17年ぶりに男子完全失業率（2.7%）を上回り、ここ30年間で最も高水準になった（付表6）。

女子の完全失業率を年齢別にみると30～34歳層で前年を0.2ポイント下回ったほかは、各年齢層で同率若しくは上昇している。

男子では、若年層（15～19歳層）と高年齢層（55～64歳層）の失業率がそれぞれ8.5%、5.2%と高いのに対して、女子はそれぞれ5.1%、2.1%となっており男子程高くはない。しかし、50年と比べると、若年層（15～19歳層）の失業率が高くなっている年齢階級別で最も高い数字を示している（付表7）。

(3) 雇用者

昭和59年の女子雇用者は1,518万人で前年に比べ32万人、2.2%増加して増加数、率ともに男子（25万人、0.9%増）を上回り、引き続き堅調な増加を続けている。

この結果、雇用者総数に占める女子の割合は前年に比べ0.3ポイント上昇して35.6%となり、女子の割合は年々高まってきている（付表10）。

◦産業別状況

産業別にみると女子雇用者が最も多く就労している産業は、サービス業の452万人、次いで製造業423万人、卸売・小売業403万人となっており、これら3つの産業に女子雇用者の84.2%が集中している。

増加数の大きかったのは卸売・小売業の16万人増、製造業の14万人増で、増加寄与率でみると、それぞれ50.0%、43.8%を占めている。製造業の内訳をみると、業況の拡大による電気機械器具製造業を中心とする金属機械工業で大きく増加しているのが目立った。

一方、農林業、建設業、運輸・通信業でそれぞれ2万人減、公務で1万人減となっている(付表10)。

◦職業別状況

女子雇用者の最も多い職業は、事務従事者で500万人(女子雇用者総数に占める割合32.9%)、技能工・生産工程作業者がこれに次ぎ341万人(同22.5%)で、この2職業で女子全体の55.4%を占めており、次いで専門的・技術的職業従事者208万人(同13.7%)、販売従事者183万人(同12.1%)となっている。このうち、増加数の大きかったのは事務従事者で前年に比べ15万人増(3.1%増)、次いで、技能工・生産工程作業者9万人増(2.7%増)、専門的・技術的職業従事者7万人増(3.5%増)となっている(付表11)。

◦規模別状況

非農林業女子雇用者を企業規模別にみると1~29人規模580万人(前年比11万人、1.9%増)、500人以上規模289万人(同11万人、4.0%増)、30~99人規模250万人(同8万人、3.3%増)、100~499人規模219万人(同3万人、1.4%増)となっており、前年に比べると伸びは小さくなっているもののすべての規模で堅調な増加を続けている。この結果、構成比は1~29人規模38.5%、500人以上規模19.2%、30~99人規模16.6%、100~499人規模14.5%となっており、前年と大きな変化はみられない(付表15)。

○雇用形態別状況

また、非農林業女子雇用者を雇用形態別にみると、常雇1,217万人（前年比27万人、2.3%増）、臨時雇・日雇291万人（同6万人、2.1%増）となっており、両者の伸び率をみると、58年は臨時雇・日雇の伸び率が高かったのに対して59年は常雇の伸び率がやや高くなっている（付表17）。

○短時間雇用者の状況

最近、増加の著しいパートタイム労働者の動向を非農林業の女子短時間雇用者（調査対象週において就業時間が3.5時間未満であった雇用者）によつてみると、59年は328万人で前年に比べ22万人、7.2%増（58年22万人、7.7%増）と前年の伸び率を下回ったものの、依然堅調に増加している。この結果、非農林業雇用者に占める短時間雇用者の割合は前年よりさらに高まり、22.1%（58年21.1%）となった（付表25）。

女子短時間雇用者の産業別分布をみると、卸売・小売業118万人（36.0%）が最も多く、次いでサービス業90万人（27.4%）、製造業77万人（23.5%）となっている。また、増加数の大きさでみると、製造業、卸売・小売業の各9万人増が大きく、この2産業で増加寄与率81.8%を占め、次いでサービス業5万人増、金融・保険・不動産業2万人増となっている（付表26）。

○年齢階級別状況

年齢階級別に女子雇用者の動きをみると30～34歳層では第1次ベビーブーム期に出生した世代が通過したことなどもあって、人口が減少したため、この層の女子雇用者は前年よりも6万人減少しているが、その他は、各年齢層とも横ばい又は前年より増加している。

特に40～44歳層で前年より14万人、7.3%増、35～39歳層で同7万人、3.9%増となっており、女子雇用者に占める35歳以上層の割合は56.7%（58年55.9%）と高まった（付表22）。

また、労働省「賃金構造基本統計調査」（企業規模10人以上）によると、民営企業の女子雇用者（パートタイムを除く一般労働者）の平均年齢は35.3

歳(58年35.2歳)と前年より0.1歳高まった(付表23)。

女子の平均年齢は小規模企業ほど高く10~99人規模の小企業では38.6歳、100~999人規模34.2歳、1,000人以上規模31.2歳となっている。

○配偶関係別状況

非農林業女子雇用者数を配偶関係別にみると、有配偶者は前年より16万人、1.8%増加して893万人、未婚者は16万人、3.5%増加して475万人、死別・離別者は1万人、0.7%増加して140万人となった。25~29歳層の前年比3.2ポイント増をはじめとして20~24歳層、30~34歳層、35~39歳層の各年齢層において未婚率が上昇していることを反映して未婚者の増加の伸びが大きかったことから、女子雇用者総数に占める有配偶者の割合は初めて前年を下回り59.2%(58年59.5%)となり、さらに有配偶者と死別・離別者を合わせた既婚者の割合も前年を下回り68.5%(58年68.9%)となった(付表21)。

(4) 入職・離職状況

労働省「雇用動向調査」によって、昭和59年の女子の入職・離職状況をみると、入職者数は203万4,800人(58年184万7,600人)で、前年比18万7,200人、10.1%増であり、離職者数は192万9,500人(58年181万6,100人)で前年比11万3,400人、6.2%増であった。これを入・離職率(1月1日現在の在籍労働者数に対する1~12月の入・離職者数の割合)でみると、入職率は21.0%(58年19.3%)で、前年を1.7ポイント上回った。一方、離職率は19.9%(58年18.9%)で、同じく前年を1.0ポイント上回った。この結果、入職超過率(入職率-離職率)は1.1%(58年0.4%)と前年を大幅に上回った(付表35)。

産業別に入職超過率をみると金融・保険・不動産業が前年の離職超過から2.5%の入職超過に転じたのが目立ち、次いで製造業、サービス業もそれぞれ1.9%とかなりの入職超過を示したのに対し、運輸・通信業では前年の入職超過から59年は2.7%の離職超過に転じ、卸売・小売業は前年に引き続き0.7%の離職超過となった。

さらに、離職者の離職理由をみると、結婚、出産、育児、家庭の事情等の個人的理由によるものが8.21%と最も多く、前年と比べて1.3ポイント増加したが、うち、結婚、出産、育児による離職は1.78%と前年と比べて0.8ポイント減となっている。その他、経営上の都合によるものが4.6%となっている（付表36）。

また、女子入職者のうち女子パートタイム労働者（1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者より短い者及び1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が一般労働者より少ない者のこと）の入職者は55万4,000人（58年45万7,100人）で前年比21.2%増と大幅な増加となった。一方、女子離職者のうちパートタイム労働者であった離職者は46万3,400人（58年37万2,700人）で前年より24.3%増加したため、入職超過数（入職者数-離職者数）は9万600人（58年8万4,400人）となった（付表37,38）。

（5）求人・求職状況

59年の新規学卒者を除く一般労働市場は58年後半に引き続き緩やかながら着実な改善を示した。

労働省「職業安定業務統計」によって、59年の一般女子（学卒、パートを除く）の需給状況を年平均でみると、1か月当たり新規求人數は12万6,409人で5.3%増と前年に引き続き増加した。一方、新規求職者数は16万7,819人で前年比1.5%増となり、前年の0.6%減から増加に転じた。この結果、新規求人の伸びが新規求職者の伸びを上回ったため、新規求人倍率は前年の0.73倍から0.75倍になった（付表34）。

また、女子パートタイム労働者についてみると、新規求職者数は前年に引き続き12.3%と大幅に増加したが、新規求人數が前年より16.8%増とそれを上回る増加率となったため、新規求人倍率は前年の1.50倍を上回る1.57倍となり、パートタイム労働市場は引き続き堅調に推移した（付表34）。

（6）新規学卒者の需給状況

文部省「学校基本調査」によると、59年3月卒の女子新規学卒就職者数

は54万3,967人で前年を1.4%下回ったが、これは高校卒業者の早生まれの者がひのえうま生まれにあたったこともある、高校卒業者が前年より減少したためである。また、学歴別構成比は、中学卒業者5.1%（58年3月4.9%）、高校卒業者6.0.0%（同6.1.5%）、短大卒業者2.3.0%（同2.2.2%）、大学卒業者1.1.9%（同1.1.3%）となった。

学歴別に卒業者のうち進学した者等を除いた者の就職率をみると、短大卒者8.1.4%（58年3月8.0.2%）、大卒者7.3.5%（同7.1.9%）とそれぞれ1.2ポイント、1.6ポイント前年を上回ったが、他方中卒者7.8.9%（同8.0.6%）、高卒者8.9.3%（同8.9.8%）とそれぞれ1.7ポイント、0.5ポイント前年を下回っている（付表28）。

さらに、女子新規学卒就職者の産業別分布をみると、高卒就職者の場合、製造業3.0.8%、卸売・小売業3.0.4%となっており、この2産業で、約6割を占めている。短大卒業者の場合は3.7.0%がサービス業に就職し、次いで製造業（1.9.5%）、金融・保険業（1.7.3%）、卸売・小売業（1.3.7%）がこれに続いているが、大学卒業者の場合はサービス業に過半数の52.7%が集中し、以下製造業（1.6.7%）、卸売・小売業（1.4.0%）の順になっている（付表29）。

大卒女子就職者についてその職業別分布をみると、専門的・技術的職業従事者が2年連続低下して割合も4.9.3%と半数を割ったが、事務従事者は実数で前年比7.4%増と大幅に増加し、4.0.5%となつたため、この2職業で約9割を占めている。専門的・技術的職業従事者の内訳をみると、教員が5.4.8%を占めており、次いで技術者が前年に比べると実数で2.3.3%増加して1.9.6%を占めている（付表30）。

59年3月に高校を卒業した者についての求人状況を労働省「職業安定業務統計」によってみると、高卒女子の求人件数は57年以来減少が続いており、59年も前年比5.2%減（58年9.9%減）となり、一方高卒男子も同様に6.4%減（同1.2.4%減）となっている。この結果、求人倍率も女子1.3.4倍、男子1.9.1倍で前年（女子1.3.6倍、男子1.9.7倍）に比べる

と低下幅は小さいものの3年連続の低下となった。求人倍率の低下が比較的小さくなったのは、求人の減少幅が縮小したことと共に加え、ひのえうまの影響から卒業生が減少したことを背景に就職希望者も女子3.4%減、男子3.4%減と減少したことが寄与している(付表3-3)。

また、大卒女子に対する求人状況を、労働省職業安定局調べによる大卒女子の採用計画でみると、60年3月新規学卒者については前年採用計画比で前年の5.3%減(男子4.7%増)から8.3%増(同17.2%増)と増加に転じた。専門別には、事務系の2.5%増(同10.0%増)に対して技術系の20.8%増(同25.0%増)と技術系の増加が著しい。このところ厳しい状況の続いてきた短大卒女子についても、前年の10.8%減から8.6%増と増加に転じ、改善の動きをみせた。

3. 労働条件等

(1) 賃金

労働省「毎月労働統計調査」(事業所規模30人以上)による女子の1人平均月間現金給与総額は191,143円で前年に比べて3.9%増、男子は368,775円で前年に比べて4.6%増とそれぞれ1.7ポイント、1.3ポイント増加した(付表4-5)。

現金給与総額を産業別にみると、金融・保険業(249,892円)、サービス業(241,110円)、運輸・通信業(238,641円)、電気・ガス・水道・熱供給業(238,168円)などが高く、製造業(152,519円)、卸売・小売業(154,204円)、建設業(156,972円)などで低い(付表4-6)。

男女の賃金比較に当たっては年齢、勤続年数、学歴等条件の等しい者についての比較が必要である。このため労働省「賃金構造基本統計調査」により、高校卒の標準的労働者(学校卒業後同一企業に継続して勤務したと考えられる者)の賃金について男女間賃金格差をみると、同じ年齢階級の男子を100とした場合、女子は18~19歳層92.2、20~24歳層89.7、25~29歳層83.6となっており、20歳台までは男子との格差は小さく、その後年齢とともに格差が徐々に開いていくが、最も格差の大きい45~49歳層でも

6.9.1となっている(付表50)。また、産業別にみると、サービス業における格差が製造業や卸売・小売業と比べてやや小さく、年齢階級別には、いずれの産業でも若年層より中年層で格差がやや大きくなっている。

また、労働省「賃金構造基本統計調査」によると、女子パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額は572円で、前年比2.1%増となったが、前年(560円、3.7%増)に比べると増加率は低かった。産業別ではサービス業の640円が最も高く、次いで、卸売・小売業573円、製造業540円となっている(付表53)。

○新規学卒者の初任給

労働省「賃金構造基本統計調査」による59年3月の新規学卒者の初任給額は中卒女子89,700円で前年比3.9%増(58年86,300円、前年比6.2%増)、高卒女子103,000円で前年比3.0%増(58年100,000円、同2.6%増)、高専・短大卒113,000円で前年比3.0%増(58年109,700円、同2.6%増)、大卒128,700円で前年比3.7%増(58年124,100円、同4.2%増)となり、中卒、大卒の伸び率は前年を下回った。

また、女子の初任給は男子を100とすると中卒で94.8(58年92.8)、高卒で94.7(同94.2)、高専・短大卒で94.2(同93.9)、大卒(事務系)で94.8(同93.9)となっている(付表52)。

(2) 労働時間

労働省「毎月労働統計調査」によると、59年の女子1人平均月間総実労働時間は164.2時間と58年と比べると0.8%(1.3時間)増加した。所定内労働時間は157.4時間と前年(156.6時間)より0.5%増加した(付表57)。

所定内労働時間を産業別に前年と比較してみると、建設業が169.8時間で、1.2%(2.0時間)のかなりの増加となっており、続いて運輸・通信業(150.6時間)の1.1%(1.6時間)増、鉱業(158.6時間)の0.8%(1.4時間)増、サービス業(157.7時間)の0.8%(1.2時間)増となっ

ている。このようにほとんどの産業で増加したのは、59年がうるう年に当たったこと等による。

一方、所定外労働時間は、6.8時間で前年より7.9%（0.5時間）増となり、中でも、景気の順調な拡大に伴い製造業が7.5時間で前年より1.0.3%（0.7時間）増となっている。そのうち所定外労働時間の長い業種は、輸送用機械器具製造業（1.0.9時間）や女子比率のきわめて高い電気機械器具製造業（9.6時間）で、前年に比べ伸び率が高いのは、一般機械器具製造業（前年比2.9.5%増）、金属製品製造業（同1.9.4%増）、繊維工業（同1.7.0%増）となっている（付表56）。

（3） 勤労者世帯の家計

総務庁統計局「家計調査」による昭和59年の勤労者1世帯当たり1か月の実収入は424,025円であり、前年に比べ名目で4.6%増と、58年の伸び（3.2%増）を上回った。これは、世帯主収入（351,413円）の前年比4.2%増に対して、妻の収入（346,98円）が前年比8.6%増とかなり大幅な増加となったことが寄与している。また、実収入に占める妻の収入割合は、50年の6.5%から59年の8.2%へと増加している。これは、妻の働いている世帯の割合が23.2%から24.4%へとなり、妻の就業率が上昇したこととの結果とみられる（付表59）。

また、夫婦共働き世帯の実収入は1世帯当たり1か月平均445,813円、うち妻の収入は91,945円で、実収入に占める妻の収入割合は20.6%となっている。夫婦共働き世帯の消費支出の特徴は、世帯主のみ働いている世帯に比べ、被服及び履物、交通・通信、教育、その他の消費支出の割合が高くなっていることであり、主婦の就労との関連が深いとみられる費目が多い（付表60）。

（4） 労働組合

労働省「労働組合基礎調査」によると、59年6月末現在の女子労働組合員数（単位労働組合で把握）は341万人で前年比0.2%減となっており、2年連続減少している。また、労働組合員数の男女別構成比は女子27.6%，男子72.4%となっており、雇用者数全体の男女別の構成比（女子35.9%，

男子 64.1 %) と比べると、男子の方が組織化が進んでいるといえる(付表 95)。一方、女子の推定組織率(雇用者数に占める労働組合員数)は 22.2 %と前年(23.1 %)をさらに下回った。これは、女子労働組合員数がやや減少している一方で、女子雇用者数が増加していることによるものである(付表 96)。

女子労働組合員の産業別構成をみると、製造業、サービス業がそれぞれ 24.4 %と同じ割合を占め、金融・保険業 17.1 %、公務 14.3 %の順となっている。組合員総数に占める女子の割合の高い産業は金融・保険業 57.6 %、サービス業 44.5 %、卸売・小売業 36.7 %、公務 35.3 %である(付表 95)。
・なお、労働省「労働組合実態調査」(58年)により、女子の組合役員についてみると、1組合当たりの平均執行委員数は 1.2 人(男子 8.6 人)である。

4. 雇用管理等

(1) 女子労働者の雇用管理

女子労働者は年々増加し、勤続年数の伸長、就業分野の拡大が進んでいるが、職場において男子と等しく機会を得て、意欲と能力に応じて平等に待遇されるための条件はまだ十分整備されているとはいはず、募集、採用、配置、昇進、教育訓練等雇用管理のいろいろな面において男女で異なる取扱いをしている企業がみられる。

1. 募集、採用

労働省「昭和 59 年女子労働者の雇用管理に関する調査」によると、高卒者を公募した企業のうち「男女とも公募した」企業は 52.8 %、「男子のみ公募した」企業は 25.6 %、「女子のみ公募した」企業は 21.6 %であり、中途採用者を公募した企業のうち「男女とも公募した」企業は 60.4 %、「男子のみ公募した」企業は 17.7 %、「女子のみ公募した」企業は 21.8 %となっている。しかし、大卒者(大学院卒を除く)を公募した企業のうち「男女とも公募した」企業は 33.6 %、「男子のみ公募した」企業は 64.7 %、「女子のみ公募した」企業は 1.7 %となっており、男子と女子の公募状況は大学卒業者については男子のみを公募した企業が 3 分の 2 を占めている

(第2図)。

採用についても同様の状況となっているが、男女とも採用した企業について、採用条件をみると、「採用条件は男女同じ」とする企業の割合は、高卒では49.1%，大卒では48.7%，中途採用では34.9%であり、約半数の企業では採用条件が男女で異なっている。

採用条件が男女で異なっている企業についてその内容をみると、

高卒、大卒、中途採用とともに「職種が男女異なる」がそれぞれ5～

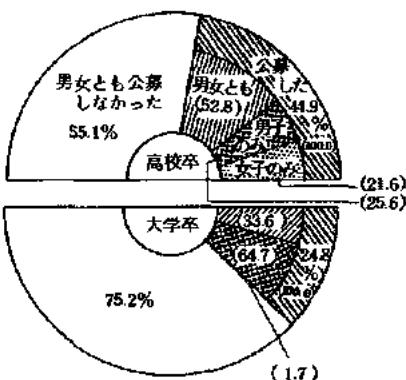
7割で最も多いため、次いで高卒では「資格、専攻、技能等の条件が男女で異なる」(15.0%)、大卒では「男子は全国異動、女子は地域内異動」(27.0%)、「女子は自宅通勤とする又はアパートの一入住まいを不可とする」(17.9%)、「資格、専攻、技能等の条件が男女で異なる」(16.6%)、中途採用では「就業形態が男女異なる」(32.3%)、「雇用形態が男女異なる」(26.4%)をあげる企業が多い(付表71)。

ロ. 配置

企業において、役職及び労働基準法上の就業制限業務を除いて、「女子を全く配置していない仕事はない」企業は37.0%、「女子を全く配置していない仕事がある」企業は63.0%であり、昭和52年に実施した「女子労働者の雇用管理に関する調査」(以下「52年調査」という。)において、「女子を全く配置していない仕事はない」企業が8.5%、「女子を全く配置していない仕事がある」企業が91.5%であったのに比べ、女子を全く配置していない仕事がある企業は減少しており、就業分野の拡大がみられる。

女子を配置していない仕事の特徴をみると、「筋力・体力を必要とする」

第2図 男女の公募状況



資料出所 労働省「昭和59年女子労働者の雇用管理に関する調査」

が55.5%と最も多く、次いで「高度な技能や資格を必要とする」(41.8%)、「外勤・出張等が多い」(33.0%)となっている(付表72)。

また、配置転換の実施状況をみると事業所内配置転換を「行っている」企業は全企業の46.1%，転居を伴う事業所間配置転換を「行っている」企業は同19.0%である。事業所内配置転換を「行っている」企業の場合、「男女とも同じ」企業は57.5%，「女子は特定の職種等に限られる」企業は20.3%，「男子のみに行っている」企業は19.2%となっており、転居を伴う事業所間配置転換を「行っている」企業の場合は、「男女とも同じに行っている」企業は7.2%と低く、「男子のみに行っている」企業は86.6%と大半を占める(付表73)。

定期的な配置転換を「男子のみに行っている」企業について、その理由をみると、「女子は補助的業務が多いから」(41.5%)をあげた企業が最も多く、次いで「女子は配転を希望しないから」(35.9%)、「女子は勤続年数が短いから」(19.3%)、「女子には法制上の制約があるから」(9.6%)となっている。

ハ. 昇進

女子にも役付手当、管理職手当等が支給される役職への昇進の機会がある企業の割合は56.3%であり、「ない」企業の割合は43.7%である。これを52年調査と比較すると、52年には、昇進機会が「ある」企業は47.7%，「ない」企業は52.3%となっており、昇進する機会のある企業が増加している。

しかし、女子にも役職への昇進の機会がある企業でも上位の役職への昇進機会は限られており、女子に昇進可能な役職は「係長相当まで」とする企業が30.9%で最も多く、次いで「課長相当まで」が28.3%，「部長相当職より上位の役職も可能」が15.9%となっている(第3図)。

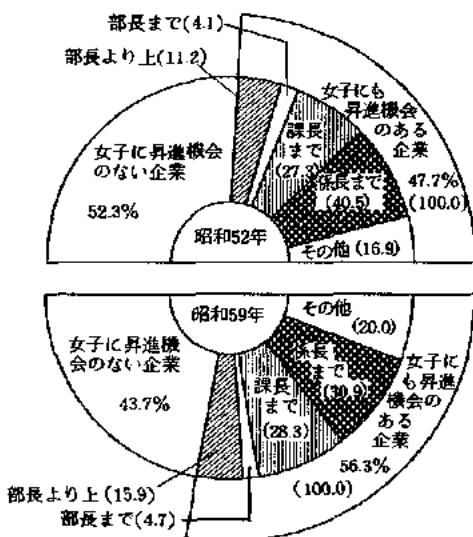
ニ. 教育訓練

教育訓練の実施状況をみると、新入社員を対象とした教育訓練を行っている企業のうち、「内容や機会が男女同じ」とする企業の割合は7～8割(例

えば「オリエンテーション等一般的、基礎的な知識、技能の付与」は83.3%)と高い。

しかし、中堅社員を対象とした教育訓練についてみると、「現在の業務に必要な知識、技能の向上」を行っている企業のうち「内容や機会が男女同じ」企業の割合が57.7%を占めているものの、教育訓練の内容が高度になる程その割合は低くなっている。

第3図 女子の役職への昇進機会と昇進可能な役職



資料出所 労働省「昭和59年女子労働者の雇用管理に関する調査」

さらに管理職への昇進の前後の教育訓練についてみると、「管理職への昇進のために必要な知識等の付与」を行っている企業のうち「内容や機会が男女同じ」企業の割合は24.6%と低く、「男子のみに実施」する企業の割合が高くなっている(付表74)。

ホ. 福利厚生

福利厚生の措置の実施状況をみると、福利厚生措置を実施している企業の

うち、「男女とも同じ」とする企業の割合は、「労災付加給付の費用負担」(98.2%)、「出産以外の慶弔見舞に関する費用の支出」(98.0%)等では大部分を占めているが、「独身寮への入居」(42.9%),「世帯用住宅・借上げ住宅への入居」(49.7%)では「男女とも同じ」とする企業の割合は低い(付表75)。

ヘ. 女子の活用

過去3年間に、女子の職域拡大、能力開発のために何らかの措置を実施した企業の割合をそれぞれの措置の内容ごとにみると、「従来、男子のみであった仕事に女子をつけた」企業の割合は19.9%,「教育訓練の機会を広げた」企業は18.5%,「配置転換の機会を増やした」企業は11.9%,「女子の体力にあうように機械化、工具の改良等を行った」企業は10.9%,「管理職への登用の機会を広げた」企業は9.8%,「男格の資格要件を男子と同じにした」企業は9.5%であった。

ト. 定年制

労働省「雇用管理調査」(60年)によれば、定年制を定めている企業(87.3%)のうち、「一律に定めている」企業は80.5%を占めている。「男女別にそれぞれ一律に定めている」企業は、51年の同調査では23.5%あったのに比べ、改善されてきてはいるものの、60年でも15.6%となっている(付表76)。

チ. 雇用管理制度の見直し

上述のような男女の異なる雇用管理制度については、60年5月にいわゆる男女雇用機会均等法が成立したこと等から、企業においても見直しを行う機運が高まっている。日本生産性本部が同法成立直後に上場企業を対象に調査したところによると、大卒女子の採用について40.1%の企業が「今後、採用方針の見直しを行う」と回答し、「従来通り男女別の採用方針」(26.6%)を相当上回った。また、配置や昇進についても39.5%が「今後見直す」としている。

今後、男女雇用機会均等法の周知が進む中で、より広範な企業において雇

用管理制度の見直しが行われるものと考えられる。

(2) マイクロエレクトロニクスの進展が女子労働者に及ぼす影響

マイクロエレクトロニクス(ME)技術は、近年急速に広範な分野に導入され、生産工程のみならず、事務部門、流通部門等にも浸透しつつあり、導入職場においては、配置転換、職務内容の変化等の影響がみられるところであるが、雇用への影響については現在までのところ高卒女子の採用に抑制傾向がうかがえるもののME機器の導入を直接の原因とする深刻な影響はみられない。

イ. 生産部門における女子の雇用量等に及ぼす影響

労働省「技術革新と労働に関する調査」(昭和57年11月)によると、NC工作機械、産業用ロボット等のME機器を導入している事業所の割合は59.3%となっており、産業別には、製造業全般に広く及んでいる。ME機器導入工程では、採用面がかなり変化した工程が13.0%(非導入工程では1.2%)となっており、新しい技能の必要性及び技能水準の高度化といったME機器の導入に伴う必要な技能の変化に対応して「大卒(理工系)」及び「高卒男子」については、増加した工程の割合が減少した工程の割合を上回っているが、「大卒(理工系以外)」、「高卒(女子)」、「パートタイマー」については、減少した工程が増加した工程を上回っており、全体としては採用数が増加した工程より減少した工程の方が多いとなっている(付表78)。

また、労働者構成の変化をみると、導入工程において労働者構成がかなり変化した工程は15.9%であり、「従来の技能のほかに新しい技能が必要となった」等新たな技能が必要となった工程において、男子比率の上昇や技術者の増加傾向がみられ、「より低い水準の技能で十分となった」工程で、男子比率の低下、熟練工の減少、単純・未熟練工の増加傾向がみられる(付表79)。

さらに、ME機器の導入が生産工程の男女構成に変化をもたらす背景としては、上述のME機器導入に伴う技能の変化による影響のほか、交替制の採用など勤務形態の変化、危険・有害作業や重筋作業の減少などが考えられ。

前者は男子比率を高める方向に、また、後者は女子比率を高める方向に寄与するとみられる。

ロ. 事務部門における女子の雇用量等に及ぼす影響

事務部門におけるM E化の状況を労働省「昭和58年度技術革新と労働に関する調査」（オフィス・オートメーション等実態調査）（昭和58年10月）によってみると、調査対象の100人以上規模企業のうちOA機器等を導入している企業は8.11%であり、100～299人規模においても7.6.1%の企業において導入されている。また、OA機器等の種類別に導入企業の割合をみると、ファクシミリ（58.4%）、オフィスコンピュータ（48.3%）、パーソナルコンピュータ（36.4%）、ワードプロセッサ（34.8%）、オンライン端末装置（32.3%）、汎用コンピュータ（31.1%）の順となっており、ワードプロセッサを例にみると53年における導入企業の割合は0.5%であり、急速に導入が進んでいる。

本社事業所の事務・間接部門の労働者についてみるとOA機器等を使用している割合は女子労働者の方が6.0.1%（男子46.7%）と高く、複数のOA機器等を使用している者が約半数を占めている。また、職種別にみると、情報処理職で9.2.2%の者が使用しており、次いで事務職（6.0.4%）、専門・技術・研究職（39.4%）等となっている。

OA機器等の導入に伴う事務作業形態の変化をみると、OA化の段階にかかわらず「OA機器等の活用のための一定の知識・技術の必要性が生じてきた」とする企業の割合が高い。しかし、「汎用コンピュータを中心とする全社的システムが完成している」企業（導入企業の7.8%）においては「判断業務と定型業務の分離が進んだ」、「経営に必要な判断業務のウェイトが大きくなった」、「事務作業の類型化による事務処理上の経験の必要性がなくなった」とする割合が高いものの、「単独業務にOA機器を単体で導入・活用している」企業（導入企業の42.1%）においては、これらについて「どちらともいえない」とするものが多く、OAのシステム化が進展している企業においては定型業務の合理化が進んでいるが、OA機器が単体で導入され

ている企業においてはこのような明確な変化はあらわれていない（付表80）。

このため、OA機器の導入による雇用への影響は、システム化が進展している企業の定型業務従事者により強くあらわれると考えられる。例えば、「汎用コンピュータを中心とする全社的システムが完成している」企業の割合が最も高い産業は金融・保険業であるが、同産業の場合、「判断業務と定型業務の分離が進んだ」、「事務作業の類型化による事務処理上の経験の必要性がなくなった」とする企業の割合が高く、女子労働者の方が相対的に定型業務に従事していることが多いことから、他産業に比べOA機器等の導入を理由として女子労働者が減少したとする企業の割合が高くなっている。

しかしながら、一方では定型業務以外の分野に就くことがより多いと思われる高学歴女子については増加傾向にあり、大卒以上女子の採用については、OA化のどの段階にある企業においても採用が「増加した」企業が「減少した」企業を上回っており、なかでも、全社的システムが完成している企業において、採用が増加した企業が多くなっている。また、労働省「労働経済動向調査」（昭和59年8月）により60年新規学卒採用予定者数の増減をみても、大卒女子の採用が増加する予定の事業所では、増加理由に「ME等最近の技術革新及び先端技術開発に対応」をあげる事業所が多い。

ハ、情報処理部門等における女子の雇用量等に及ぼす影響

コンピュータの利用が進むにつれて、企業内における情報処理部門の設置、ソフトウェア開発や情報処理サービス等情報サービス業の急速な拡大がみられる。

労働省「昭和58年度技術革新と労働に関する調査」によると、OA機器等を導入している企業（81.1%）のうち自社内に情報処理関係部署を設置している企業は54.7%であり、1,000人以上規模では8割以上となっている。また、100人以上規模計の1社平均情報処理関係労働者数（自社労働者）は12.3人（男子7.5人、女子4.8人）となっているが、うちシステムエンジニアは3.0人（男子2.9人、女子0.1人）、プログラマーは3.5人（男子

2.8人、女子0.6人), オペレーターは3.1人(男子1.6人、女子1.5人), キーパンチャーは2.7人(男子0.1人、女子2.5人)となっており、キーパンチャー以外は男子の方が多くなっている。情報処理関係の労働者数については、今後も「増加する」とする企業の割合が42.5%と高くなっている。

一方、通商産業省「特定サービス産業実態調査報告書(情報サービス業)」(昭和58年)によると、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業等の情報サービス業の事業所数は49年の1,322所から58年の2,148所へと1.6倍になり、従業者数も49年の58,723人から58年の127,978人へと2.2倍になっている。また従業者数を男女別にみると、従業者数の33.8%, システムエンジニアの3.3%, プログラマーの20.1%を女子が占めており、システムエンジニア、プログラマーに占める女子の割合は年々高まっている。

例えば、情報処理サービス業で女子を活用している一例をあげると、ソフトウェアの開発・販売、受託計算等を行っているA社では、昭和54年から女子プログラマーを採用(10名)し始めたが、58年には女子プログラマーは20名、女子システムエンジニアは4名となり、さらに、うち2名は管理職(課長補佐クラス)とし、プロジェクト・チームのリーダーに登用している。

二. OA機器等を使用する女子労働者の状況

OA機器等を使用している女子労働者の状況を労働省「昭和58年度技術革新と労働に関する調査」によって本社事業所の事務・間接部門の労働者についてみると、女子労働者の60.1%(男子46.7%)がOA機器等を使用しており、年齢別にみると男女とも年齢が若くなるほどその割合が高くなっているが、50歳以上でも女子では25.1%(男子19.1%)が使用している(付表81)。OA機器等の種類別に女子の使用状況をみると、ファクシミリを使用している者が23.4%で最も多く、次いでワードプロセッサ(20.1%), オンライン端末装置(19.3%)の順となっている。

また、OA機器等の機種別に女子労働者の一日平均使用時間を見ると、フ

アクシミリが18分で最も短く、ワードプロセッサ67分、オンライン端末装置100分となっており、使用時間が一番長いのはオフィスコンピュータの139分である。なお、ディスプレイ装置操作作業については、同作業のある女子労働者は45.2%であり、一日平均の総作業時間が3時間未満の者が70.4%を占めているが、6時間以上という者も7.4%いる。

OA機器等の使用労働者についてOA機器等の使用に伴う仕事の変化状況をみると、女子では「らくになった」者が27.5%、「変わらない」者が52.7%、「きつくなった」者が19.8%となっており、らくになった内容としては「仕事の能率があがるようになったから」(49.1%)、「仕事のやり方が簡単になったから」(48.8%)が半数を占め、他方きつくなつた内容では「単調・反復、定型的な仕事が多くなったから」(34.4%)、「仕事のやり方が複雑になったから」(28.9%)が多い(付表82)。

OA機器等の使用に伴う教育訓練の方法をみると、「会社で教育訓練を受けた」が59.3%、「自分自身でマニュアルや本を読んで学習した」が37.6%、「会社の負担で外部の教育訓練を受けた」が20.2%となっているが、女子は「会社で教育訓練を受けた」が7割を占めている(付表83)。

今後のOA化への対応状況については、「ついていく自信がある」者は男子では83.8%、女子では75.2%となっており、「ついていく自信がない」者の不安の内容は、男女とも「高度な知識や技術が必要になり、ついていけなくなるのではないか」をあげる者が7割以上を占めている。

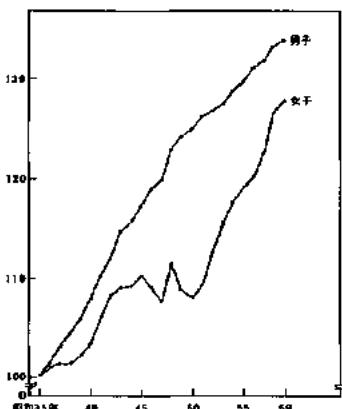
II 長期的にみた婦人労働の動き

1. 女子労働者の動向

(1) 労働力人口の推移

我が国の労働力人口は第一次石油危機により一時減少したものの、15歳以上人口の増加に伴い、35年の4,511万人から59年の5,927万人へと増加した。この間の労働力人口の動きを男女別にみると、男子が35年の2,673万人から59年の3,580万人へと一貫して増加しているのに対し、女子は、35年の1,838万人から45年の2,024万人まで増加した後、46年の不況及び第一次石油危機の影響を受けて一時減少する動きを見せたが、51年以降再び増加に転じ、55～57年の景気後退期にも減少することなく、59年には、2,347万人になった。特に51年以降の女子労働力人口の伸びは男子の伸びを上回っており、労働力人口全体に占める女子労働力人口の割合も年々上昇し、59年には39.6%と40年当時(39.8%)の水準にまでなっている(付表1)。また、従来女子労働力は、不況時には労働市場から引退して非労働力化し、好況時には労働力化するという動きがみられたが、最近の動きを見る限り、従来のような明瞭な景気感応性はみられなくなっている(第4図)。

第4図 労働力人口の推移
(35年=100)



資料出所 総務省統計局「労働力調査」

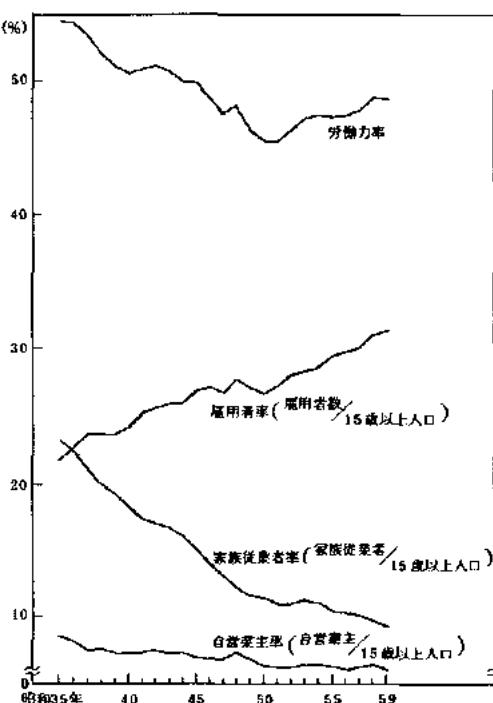
(2) 労働力率の変化

労働力率の推移をみると、男子は35年の84.8%から59年の78.8%までこの20数年間ほぼ一貫して緩やかな低下傾向が続いているのに対し、女子は35年の54.5%から50年の45.7%まで景気による変動はあるものの男子と同様緩やかに低下した後、50年を底に緩やかな上昇傾向に変わり、

59年には48.9%と46年当時の水準にまでもどつており、51年以降は男子と対照的な傾向を示している(付表1)。

このような女子労働力率の動きは、若年層を除き、全体的には第一次産業比率の低下という産業構造の変化によるところが大きい。これにより35年当時第一次産業を中心とした全就業者の43.4%(うち第一次産業68.8%)を占めていた家族従業者は大幅に減少し、逆に雇用者は大幅に増加した。これを家族従業者率(15歳以上人口に占める家族従業者の割合)と雇用

第5図 女子労働力率、雇用者率、家族従業者率、自営業主率



資料出所 総務省統計局「労働力調査」

者率(15歳以上人口に占める雇用者の割合)でみると、35年から50年まではほぼ毎年家族従業者率の低下幅が雇用者率の上昇幅を上回り、この結果女子労働力率全体も低下を続けたのに対し、51年以降はほぼ毎年雇用者率の上昇幅が家族従業者率の低下幅を上回り、この結果女子労働力率も上昇傾向をたどった(第5図)。

イ. 年齢階級別女子労働力率

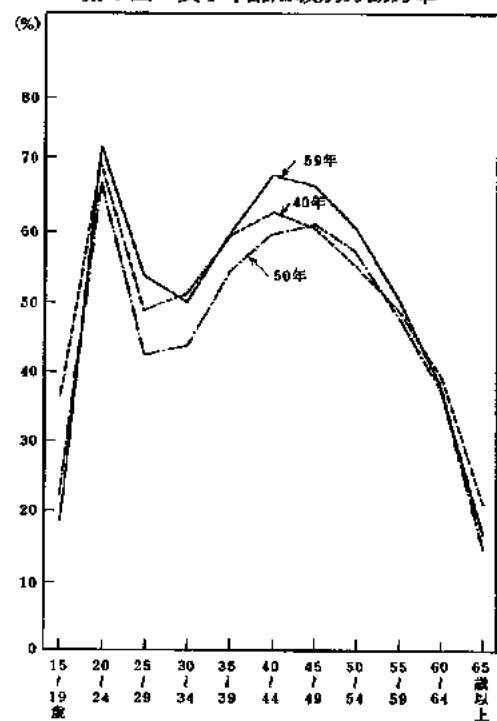
年齢階級別に女子の労働力率をみると、50年までは、どの年齢層においても労働力率が低下している。特に15~19歳層の労働力率は高校・大学等への進学率の上昇により、その低下は著しく、結婚・出産・育児期にあた

る25～34歳層、また農業人口の減少による高年齢層の労働力率の低下も比較的大きかった。しかし、50年以降は低下を続けていた若年層及び高年齢層もほぼ横ばいで推移する一方、20～49歳の各層で50年を底に上昇に転じた（付表2）。

この年齢階級別労働力率をグラフに表わすと、我が国の場合、25～34歳層をボトムに、20～24歳層及び40～49歳層を山とするM字型を描くという特徴を持って

いるが、これを40年、

第6図 女子年齢階級別労働力率



資料出所 総務省統計局「労働力調査」

50年及び59年について図示すると第6図のようになる。

40年と50年を比較してみるとM字型の後半の山が40～44歳層から、45～49歳層へ移動したほかはほぼ同型であり、下方へシフトした形になっているが、特に15～19歳層で14.1ポイント、次いで30～34歳層で7.2ポイント、25～29歳層で6.4ポイント、65歳以上層でも6.3ポイントの低下となっている。

また、50年と59年を比較してみると、15～19歳層を除き、M字型が全体的に上方にシフトしているだけでなく、54年を境に、M字型のボトムが従来の25～29歳層から30～34歳層へ、またM字型の後半の山が58年以降45～49歳層から40～44歳層に移っている。各年齢層の上

昇幅は25～29歳層で最も大きく11.3ポイント、次いで40～44歳層の8.2ポイント、30～34歳層の6.7ポイント、20～24歳層の6.2ポイント、35～39歳層及び45～49歳層の5.6ポイントとなっている。

59年と40年では、全体の労働率は59年が48.9%、40年が50.6%であり大きな違いはないが、M字型でみると59年は40年に比べ、15～19歳層で大きく低下していること、25～29歳層及び40～54歳層で大きく上昇していること、M字型のボトム

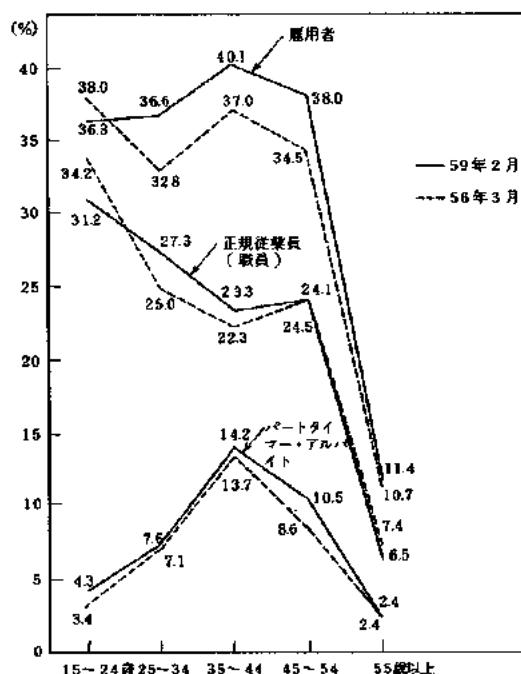
が25～29歳層から30～34歳層に移っていることが特徴的である。

中年層の労働率の上昇については、総務庁統計局「労働力調査特別調査」により女子の年齢階級別15歳以上人口に占める雇用者、パートタイマーの割合をみると、35～44歳層を中心としてパートタイマー、アルバイトの比率が最も高くなっている。これがその一因になっていると考えられる(第7図)。

□. 世帯別女子労働率

世帯の種類別に女子労働率をみると、農家世帯は40年の69.2%から

第7図 年齢階級別15歳以上人口に占める雇用者、正規従業員(職員)及びパートタイマー・アルバイトの割合(女子)



資料出所 総務庁統計局「労働力調査特別調査」

51年の58.4%まで減少した後、59年の60.3%まで高め横ばいで推移している。

また、自営業世帯は、40年の58.7%から高め横ばいで推移していたが、50年以降上界傾向となり、59年には64.1%となった。

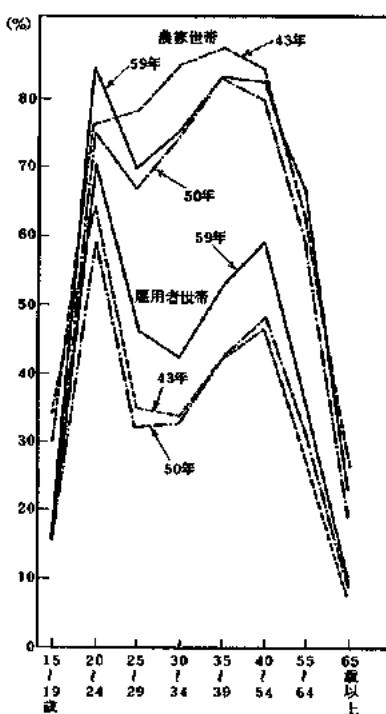
これに対し、雇用者世帯では40年の36.0%からいったん45年の39.5%まで上昇した後、50年には37.2%まで低下したが、その後は他の世帯と異なり一貫して上界を続け、59年には、

45.2%になった(第8図、付表3)。 資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

雇用者世帯の割合は、40年当時は全世帯の約6割であったが、55年には全世帯の約75%を占めるに至っており(「国勢調査」)、50年までは雇用者世帯が増加したにもかかわらず、この世帯における女子の労働力率は低く推移していたこと、反面、従来労働力率の高かった農家世帯においては、世帯数の減少と併せて労働力率も低下しており、これが50年までの労働力率を引き下げる結果となっている。

50年以降は、農家世帯の労働力率の低下も下げどまりとなる一方、世帯数の増加した雇用者世帯における労働力率の伸びが大きくなっている、これが全体の女子労働力率の上昇となってあらわれている。

第8図 農家世帯、雇用者世帯の労働力率

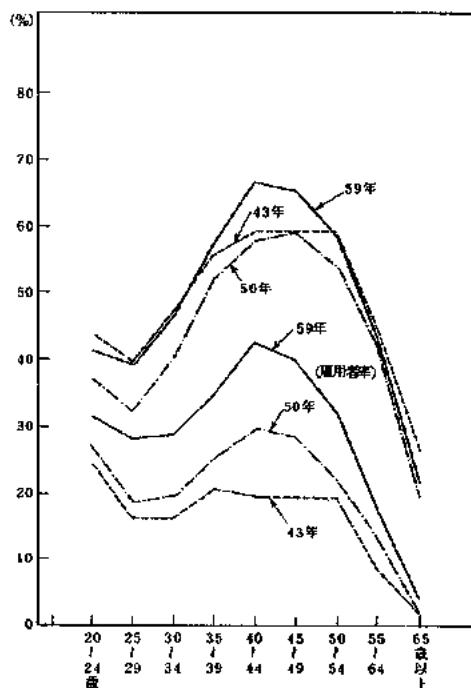


各世帯について、43年、50年、59年の年齢階級別労働力率をみてみると、典型的なM字型を描いているのは雇用者世帯であり、この世帯においては、59年のM字型は43年、50年に比べて大幅に上方にシフトしており、ボトムも30～34歳層に位置しているのがみられる。一方、農家世帯においては、特に43年当時は35～39歳層を山とするつり鐘型を描いており、43年と59年を比較すると他の世帯ではいずれも労働力率が上昇している25～54歳層においてかえって低下がみられる。また、自営業世帯では、43年、50年に比べ、59年は雇用者世帯同様M字型の上方へのシフトがみられるが、雇用者世帯の上昇には及ばない。

ハ. 配偶関係別女子労働力率

配偶関係別のうち有配偶の女子労働率をみると、37年当時51.1%であったものが、50年の45.2%まで低下を続け、その後上昇に転じて59年にはちょうど37年の水準と同じ51.1%になっている。これを女子全体の労働力率の動きと比較してみると、ほぼ同様に推移しているが、51年まで有配偶の女子労働力率の方が女子全体の労働力率を下回って推移しているのに対し、それ以降は両者が逆転して有配偶の女子労働力率のほうがあ

第9図 有配偶女子の労働力率



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 43年は40～54歳層で一階級となっている。

女子全体の労働力率より高い水準で推移してきている。この間未婚、離・死別の労働力率に大きな変化はみられないことから、50年以降の女子労働力率の上昇は配偶関係別には有配偶女子の労働力率の上昇に負うところが大きいといえる（付表19）。

これを年齢階級別に43年、50年、59年でみてみると、M字型の後半の山で有配偶女子の労働力率の上昇がみられ、これが女子全体の年齢階級別労働力率の後半の山の上昇となっているが、M字型のボトムであった25～29歳層については有配偶女子では農家世帯の減少もあり、50年には43年に比べ、7.6ポイント低下したもの、59年では43年とほとんど同水準となっている（第9図）。むしろこの層については、未婚率の上昇（43年19.0%，50年20.2%，59年29.3%）と未婚女子の労働力率の上昇（43年8.1.6%，50年8.2.0%，59年8.7.0%）によるところが大きい。

以上から、我が国の最近の女子労働力率の上昇は、主として年齢階級別には20～54歳（特に中年）層、世帯別には雇用者世帯、配偶関係別には有配偶者の労働力率の上昇によるものであり、その要因としては、①出生率の低下、家事合理化等による家事、育児負担の軽減、サービス経済化等による短時間雇用機会の増加などにより家庭生活と職業生活の両立が容易になったこと、②育児期間の短縮などライフサイクルの変化により再就業可能期間が長期化していること、③高学歴化の進展や社会全体の意識の変化などにより就業意欲が向上していること、④世帯主所得の伸びが鈍化する中で住宅、土地取得のための負債を主とする負債の年収に占める割合や負債保有世帯の比率も上昇傾向にあり、追加所得の必要性が高まっていることなどが考えられる。

（3）諸外国（アメリカ、西ドイツ、フランス、スウェーデン）の労働力率の動き

ILO「Year Book of Labour Statistics」によると諸外国においても男子の労働力率は低下傾向にあるのに対し、女子労働力率は上昇傾向にある。特にアメリカ、フランス、スウェーデンの女子労働力率は1960年代から一貫して上昇傾向にあり、スウェーデン（1980年）とアメリカ

(1982年)は50%を上回るに至っている(付表102)。

これらの国について女子の年齢階級別労働力率をみると、アメリカは、1960年当時は25~29歳層をボトムとするM字型を描いていたが、若年層と高年齢層を除く各年齢層での労働力率の上昇がみられ、1982年現在では、ほとんどM字型は解消し、台形に近くなっている。結婚、出産、育児期にも低下せず20~50歳層で70%近い労働力率を保っている。

西ドイツは、20~24歳層をピークとする馬の背型を維持しており、労働力率は若年層で高いが、結婚、出産期に低下し、以後緩やかに低下している。しかし、1970年当時と比べると25~49歳層での労働力率の上昇幅が大きくなっている。

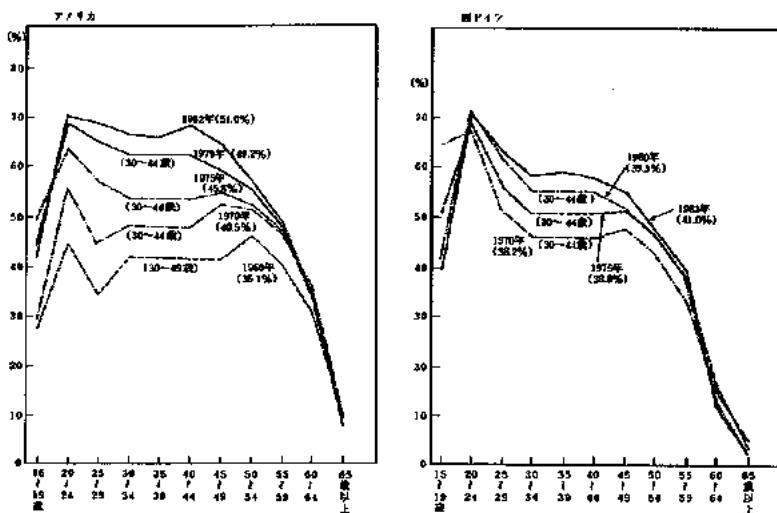
フランスは、ほぼ西ドイツに近い型となっているが、ピークの年齢が従来の20~24歳層から25~29歳層へ移動していること、また、その後の年齢層の労働力率も非常に緩やかに低下しており、馬の背型がくずれつつあることが西ドイツとは異なっている。

スウェーデンは、1970年当時は20~24歳層と、45~49歳層を2つの山とするM字型に近い型(年齢区分が30~44歳と大きくのため明確ではないが)であったが、その後45~49歳層を中心とする中高年齢層の労働力率の上昇が著しく、1980年には45~49歳層をピークとするつり鐘型に近くなっている。結婚、出産、育児期にも低下せず、次第に上昇して中年層で最も高くなっている。

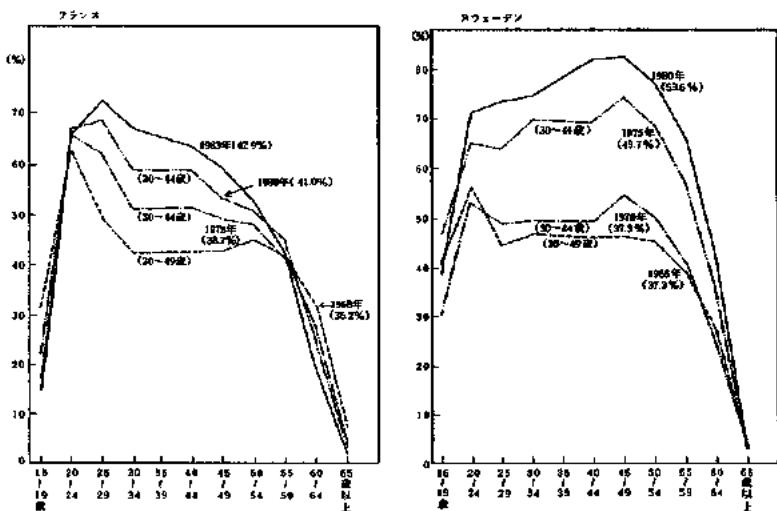
このように年齢階級別労働力率のパターンは各国異なっているが、いずれの国についてもいえることは、若年層と高年齢層を除く各年齢層において労働力率が上昇する中で、特に従来結婚、出産、育児により引退していたと思われる層の上昇が著しいこと、またスウェーデンに代表されるように40歳台の中年層の上昇が著しいことである(第10図)。

女子労働力率の上昇要因としては、一般的には供給側としては女子のライフサイクルの変化や就業意欲の向上などがあげられるが、需要側の要因としては第三次産業比率の上昇やパートタイム労働者の増加があげられる。そこ

第10図 諸外国の年齢階級別女子労働力率



注 1960年・1970年の「16~19歳」の間は「16~19歳」である。



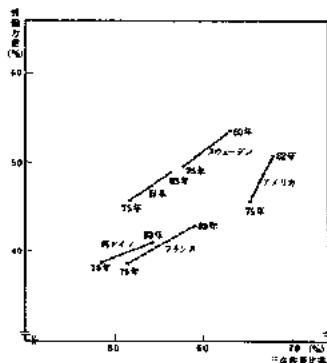
資料出所 ILO「Year Book of Labour Statistics」

で、第三次産業比率と女子労働力率の動向をみると、いずれの国でも第三次産業比率の上昇とともに女子労働力率が上昇している（第11図）。また、パートタイム労働者比率と女子労働力率の動向をみると、西ドイツ、スウェーデン、フランスはパートタイム労働者比率の上昇に伴い女子労働力率も上昇しているが、アメリカはむしろパートタイム労働者比率は低下しており、他の国と質的に異なっていることがうかがえる。

(4) 就業者の推移

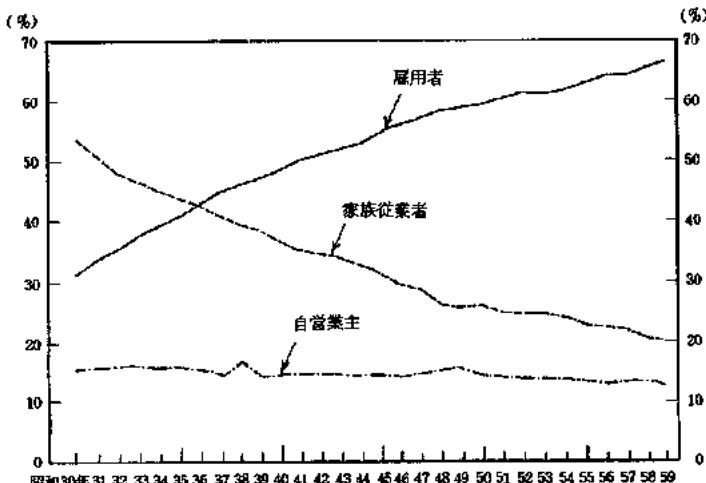
総務庁統計局「労働力調査」によると、我が国の女子就業者は、35年の1,807万人から50年には1,953万人となり、さらに59年には2,282万人へと増加した。

第11図 第三次産業比率と女子労働力率の動向



資料出所 日本：総務庁統計局
「労働力調査」
アメリカ、西ドイツ、フランス、スウェーデン：
ILO
「Year Book of Labour Statistics」
注）第三次産業比率は就業者比率である。

第12図 従業上の地位別女子就業者構成比の推移



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

この間に従業上の地位別構成は大きく変化し、家族従業者が大幅に減少する一方、雇用労働者が大幅に増加した。35年の従業上の地位別の比率は、自営業主15.8%，家族従業者43.4%，雇用者40.8%であったが、30年代後半に家族従業者と雇用者の割合が逆転した。その後も家族従業者は農業人口の減少を反映して低下を続け、59年には家族従業者の割合は20.3%になったのに対し、雇用者の割合は増加を続け、59年には66.5%と就業者の3分の2を占めるに至った。この間、自営業主は、ほぼ横ばいで推移し、59年には13.0%となっている（第12図、付表9）。

⑤ 完全失業率の動き

総務庁統計局「労働力調査」によると、59年の女子の完全失業者は65万人、完全失業率は2.8%と男子の完全失業率（2.7%）を上回る高水準を示した。

完全失業者を長期的にみると、女子の完全失業者は40年代は20万人台、失業率も1.0～1.4%と低水準で推移した。しかし、第一次石油危機後の50年には34万人、失業率1.7%となった後は景気が回復しても増加を続け、59年にはこれまでの最高の水準に達した（付表6）。

このように完全失業者が増加してきた背景には、非労働力人口から労働市場への参入による失業者が増加していること、離職してもかつてのように非労働力化せず労働市場にとどまる層が増えていることが考えられる。

非労働力人口から労働市場への参入についてみると、労働力率の動向を「労働力調査」によってみると、女子の労働力率は59年には48.9%であり50年の45.7%より3.2ポイント上昇している。この間男子の労働力率は2.6ポイント減少していることからみるとその上昇が顕著であったことが分かる（付表1）。これを年齢別みると15～19歳層を除くすべての年齢層で上昇しているが、特に25～29歳層が11.3ポイント、40～44歳層が8.2ポイントと著しい伸びを示している（付表2）。これは女子の場合ほとんどの年齢層で就業意欲が増大し、労働力率が上昇している中で前者の場合は結婚や育児等を理由に労働市場から離れていく者の割合が低下してい

ることに加え、未婚者で就業を継続する者も増えていることによるものであり、後者の場合は家庭責任の軽減した層での労働力化が進んでいることによるものである。

総務省統計局「労働力調査特別調査」によって女子完全失業者の求職理由をみると、59年2月で完全失業者67万人中「離職」によるものが41万人(61.2%)、「収入を得る必要が生じたから」、「余暇ができたから」など非労働力人口から参入した者が23万人(34.3%)となっている。非労働力人口から参入して完全失業者になった者は50年(17万人)と比べて6万人、57年(21万人)と比べても2万人増加している。このように、最近は、女子の場合も離職を理由に完全失業者になる者が増加する一方、非労働力人口から参入して完全失業者になる者も増えている(第1表)。

第1表 求職理由、離職理由別女子完全失業者数

求職理由 離職理由		総 数	離 職	非自発的 の理由	自発的 の理由	学 卒 未就職	収入を得 る必 要が生 じたから	余暇が できた から	その他
実 数 万 人	昭和 50年3月	41	21	9	12	3	9	8	
	57年3月	57	32	8	24	5	13	5	3
	59年2月	67	41	11	29	3	14	5	4
構 成 比 %	50年3月	100.0	51.2	22.0	29.3	7.3	22.0		19.5
	57年3月	100.0	56.1	14.0	42.1	8.8	22.8	8.8	5.3
	59年2月	100.0	61.2	16.4	43.3	4.5	20.9	7.5	6.0

資料出所 総務省統計局「労働力調査特別調査」

「離職」を求職理由として完全失業者になっている者の内訳を59年についてみると、勤め先の都合による「非自発的理由」によるものが16.4%、よりよい条件の職場を探す、結婚退職などの「自発的理由」によるものが43.3%となっている。長期的にみると50年から57年では「自発的理由」による者の割合が著しく増加し、「非自発的理由」によるものが減少したが57年以降では「非自発的理由」による離職者の割合が増加している。

そこで「労働力調査特別調査」によって完全失業者の失業期間別の割合をみると、長期的には失業期間の長い者が増えており、52年3月に3か月以上失業していた者の割合は4.22%であったのが55年3月には4.69%，59年2月には4.78%となっている。また、6か月以上失業していた者の割合は、52年3月の24.4%から59年2月には29.9%となっている(第2表)。

第2表 失業期間別女子完全失業者数

	失業期間別失業者数(万人)								構成比 %							
	総数	1か月未満	1~3か月	3~6か月	6~12か月	1年以上	総数	1か月未満	1~3か月	3~6か月	6~12か月	1年以上	1年以内合計	3か月	6か月	以降
昭和52年3月	45	12	13	8	7	4	100.0	26.7	28.9	17.8	15.6	8.9	42.2	24.4		
53年3月	50	13	17	9	7	5	100.0	26.0	34.0	18.0	14.0	10.0	42.0	24.0		
54年3月	50	10	16	8	8	7	100.0	20.0	32.0	18.0	16.0	14.0	48.0	30.0		
55年3月	49	10	16	7	9	7	100.0	20.4	32.7	14.3	18.4	14.3	46.9	32.7		
57年3月	57	9	20	12	9	8	100.0	15.8	35.1	21.1	15.8	14.0	50.9	29.8		
59年2月	67	13	21	12	13	7	100.0	19.4	31.3	17.9	19.4	16.4	47.8	29.9		

資料出所 総務庁統計局「労働力調査特別調査」

この傾向は男子と同様年齢が高まるに従って顕著であり、3か月以上の失業者の割合をみてみると、55年3月に35~44歳層及び45~54歳層の割合はそれぞれ4.44%及び5.00%であったのが、59年2月にはそれぞれ5.00%及び6.36%に増加している。

2. 女子雇用者の増加とその特徴

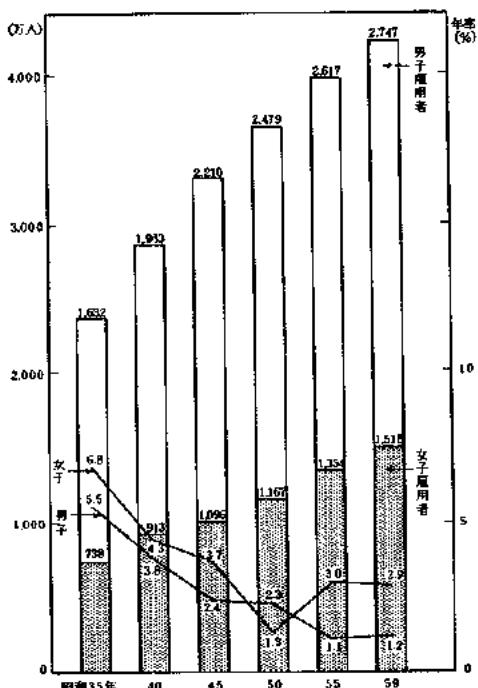
(1) 雇用者の増加

女子雇用者は、昭和30年代以降、経済の高度成長と産業構造の変化の中で、景気の変動による一時的減少はみられるものの着実な増加を続けてきた。総務庁統計局「労働力調査」により長期的にみると、30年に531万人であった女子雇用者は、35年に738万人、42年には1,004万人となり、59年には1,518万人とほぼ30年間に3倍近く（男子22倍）の伸びを示した。

これを増加率（5年毎の年率）でみると、30~35年6.8%，35~40年4.3%，40~45年3.7%と増加率は低下しつつも、高度成長期には大きな伸びを示したが、45~50年には1.3%と第一次石油危機の影響を受け、大幅に低下した。しかし、50~55年は3.0%，55~59年は2.9%で増

加しており、高度成長期には比ぶべきもないが、男子の増加率は次第に低下し、最近では1%強で推移しているのに比べれば、女子は50年以降堅調な伸びを示している。また、45~50年を除けば、女子は男子を上回る増加率で増加しており、雇用者全体に占める女子雇用者の割合も30年の29.9%から59年の35.6%まで上昇している(第13図)。

第13図 雇用者数及び増加率の推移



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

このような女子雇用者の増加は、高度成長期はもちろん、その後についても経済成長に伴う労働力需要の拡大によることは明らかであるが、50年以降は、女子比率の高い産業や職業における雇用者の増加やそれぞれの産業や職業の内部での女子比率の上昇なども要因となっている。

総務庁統計局「就業構造基本調査」によると40年から46年にかけて非

農林業女子雇用者は 253 万人増加したが、そのうち成長要因によるものが 8.3 %；産業内の女子比率の変化によるものが 9 %であり、産業構造の変化によるものはわずかである。これを 52 年から 57 年にかけてみると非農林業女子雇用者は 252 万 7 千人増加したが、そのうち成長要因によるものが 59 %、産業構造の変化によるものが 13 %、産業内の女子比率の変化によるものが 23 %となっている（付表 62）。

また、総務省統計局「労働力調査」により週間就業時間が 35 時間未満の非農林業女子短時間雇用者の推移をみると、35 年には 57 万人（女子雇用者に占める割合は 8.9 %）であったものが、59 年には 328 万人（同 22.1 %）と 5.8 倍に増加しており、この間の女子雇用者の増加（845 万人）に対する非農林業女子短時間雇用者の寄与率は 32.1 %となっている（付表 25）。これら短時間雇用者が多い産業は卸売・小売業及びサービス業となっており、これらの産業に従事する女子雇用者全体に占める女子短時間雇用者の割合も近年上昇している（付表 26）。

以上から最近の女子雇用者の増加は、第一次石油危機後の不況期に大きな影響を受けた女子労働力に対する需要が回復したことによるものほか、サービス経済化に伴い從来から女子比率の高い卸売・小売業、サービス業を中心に雇用が拡大したこと、また、これらの産業では女子短時間雇用が拡大したことなどが要因になっているといえる。

最近の女子雇用者の増加傾向は、諸外国においてもみられるところであり、1975 年から 1983 年（イギリスは 1971 年から 1980 年）までの増加の年率をみると、日本は男子 1.2 % 女子 3.1 %、アメリカは男子 1.4 % 女子 3.4 %、西ドイツは男子マイナス 0.0 % 女子 1.2 %、スウェーデンは男子マイナス 0.4 % 女子 1.8 %、イギリスは男子マイナス 0.4 % 女子 1.4 % となっており、いずれも女子の増加率が男子の増加率を上回っている（第 14 図）。

この結果、雇用者全体に占める女子の割合も 1975 年と 1983 年（イギリスは 1971 年と 1980 年）を比較してみると、アメリカは 40.1 % から 44.0 %へ、西ドイツは 36.2 % から 38.6 %へ、スウェーデンは 43.7 % から

48.0%へ、イギリスは38.1%から41.8%へといずれも高まっており、我が国の女子雇用者比率を上回っている。

(2) 就業分野の変化

1. 産業別にみた動き

女子雇用者の増加について産業別にみると、35年から50年にかけて伸び率の高かったのは卸売・小売業、金融・保険・不動産業（年率5.3%）とサービス業（同3.7%）である。50年から59年にかけてはサービス業（同4.2%）の増加が卸売・小売業（同3.7%）の伸びを上回り、54年には産業別構成比でも製造業を抜いて最も高くなつた。また、製造業は第一次石油危機の影響を受け、48年から

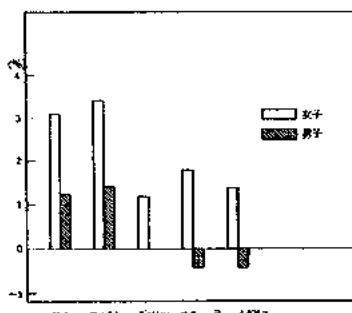
50年にかけて43万人減少したが、50年代になって持ち直し、ばらつきはみられたものの増加傾向を示し、58年、59年には景気を反映して電気機械器具製造業を中心と伸び率が高まつた。

この結果、卸売・小売業とサービス業を中心とする第三次産業の割合は年年高まり、35年には53.8%であったものが、59年には67.4%になった（第15図）。

なお、50年から59年の雇用者の増加（351万人）に対する増加寄与率は、サービス業39.9%、卸売・小売業32.2%、製造業17.7%となっており、サービス業と卸売・小売業だけで増加分の7割強を占めている。

女子雇用者の産業別構成をアメリカ、西ドイツ、スウェーデンと比較してみると、産業分類が我が国と少し異なるが、いずれの国も対地域・社会・個人サービスの割合が最も高くなつておる、中でもスウェーデンは57.6%を

第14図 男女別雇用者の
増加率（年率）



資料出所 日本：総務庁統計局「労働力調査」

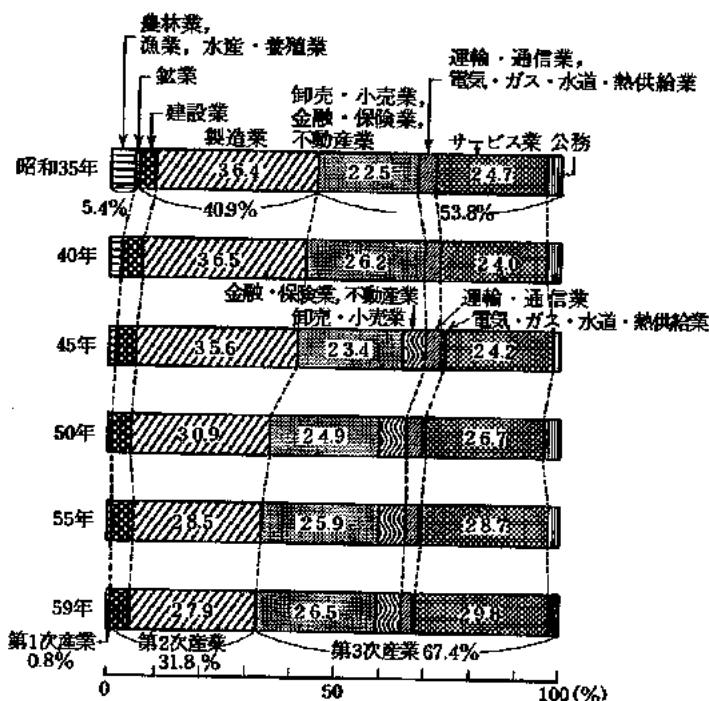
アメリカ、西ドイツ、スウェーデン、イギリス：ILO
「Year Book of Labour Statistics」

注) 1975年～1983年(ただし、イギリスは1971年～1980年)の増加率である。

占めている。また、第三次産業の割合も西ドイツが約7割、アメリカ、スウェーデンは8割を超えており、我が国よりもその割合は高くなっている（付表104）。

1975年と1983年を比較してみると、いずれの国も第三次産業の女子雇用者が増加しているが、アメリカ以外の国が第三次産業の中でも対地域・社会・個人サービス（日本はサービス業）の割合が増えているのに対し、アメ

第15図 産業別女子雇用者構成比の推移



資料出所 記務庁統計局「労働力調査」

脚 第1次産業……農林業、漁業、水産・養殖業

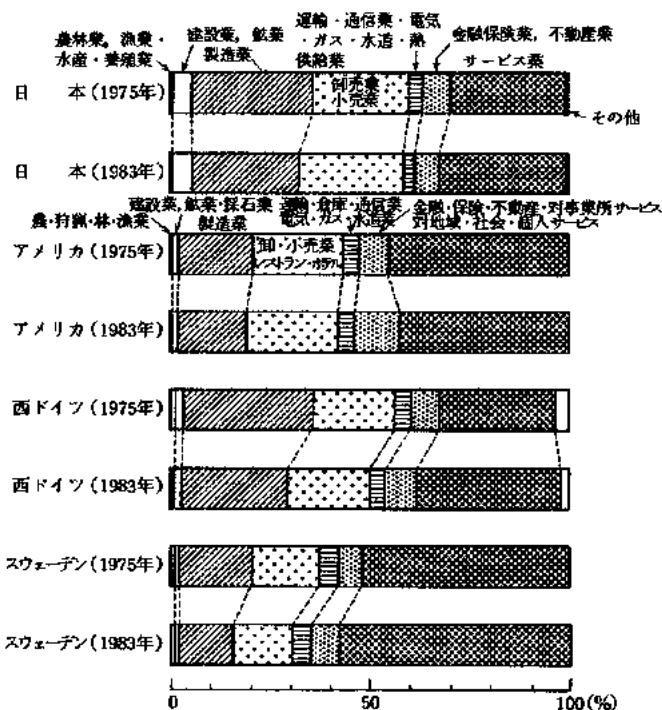
第2次産業……鉱業、建設業、製造業

第3次産業……上記以外の産業

り力は対地域・社会・個人サービスの割合は減少し、金融・保険・不動産・対事業所サービスの割合が増えている。また、製造業の割合は、いずれの国も減少してきているが、なかでも西ドイツとスウェーデンは製造業の雇用者数も減少しており、西ドイツでは、この間に製造業と対地域・社会・個人サービスとが逆転し、対地域・社会・個人サービスの割合が最も高くなつた(第16図)。

なお、この間の産業別の増加寄与率をみると、いずれの国も対地域・社会・

第16図 女子雇用者の産業別構成比



資料出所 日本：総務庁統計局「労働力調査」

アメリカ、西ドイツ、スウェーデン：

ILO「Year Book of Labour Statistics」

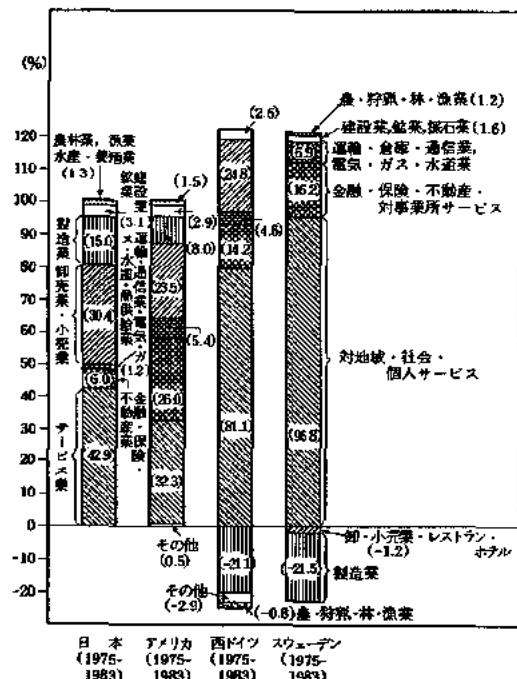
個人サービスの増加寄与率が最も高く、特にスウェーデンと西ドイツではそれぞれ96.8%、81.1%となっている(第17図)。

以上からみると、アメリカ、西ドイツ、スウェーデンにおいても、程度の差はあるものの我が国以上にサービス業を中心とする第三次産業の割合が高まっているといえる。

四、職業別にみた動き

女子雇用者を職業別にみると、専門的・技術的職業従事者、販売従事者、事務従事者での増加が目立ち、35年から50年の間にこれらの職業はいずれも2倍以上の伸びを示している。また、管理的職業従事者も絶対数は少な

第17図 産業別女子雇用者の増加寄与率



資料出所 日本：総務省統計局「労働力調査」
アメリカ、西ドイツ、スウェーデン：
ILO「Year Book of Labour Statistics」

いが、この間に5倍（男子2.5倍）を上回る伸びを示している。技能工・生産工程作業者は30年代後半から40年代前半まで高い伸びを示したが、48年をピークに49年、50年と大幅に減少し、その後、50年代に入り、再び増加に転じた。

50年から59年にかけての増加率をみると、専門的・技術的職業従事者（年率4.9%増）が大きく、次いで販売従事者（年率4.0%増）、事務従事者（年率3.2%増）、技能工・生産工程作業者（年率1.9%増）の順となっている。管理的職業従事者も50年から59年にかけて年率1.9%増であったが、数の上では2万人増であった。

50年から59年の雇用者の増加に対する増加寄与率は、事務従事者35.3%，専門的・技術的職業従事者20.8%が大きく、販売従事者、技能工・生産工程作業者はいずれも15.4%になっている。

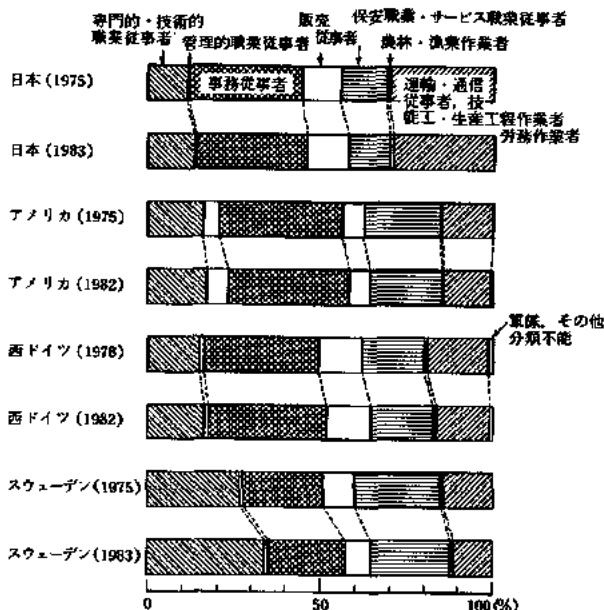
この結果、女子雇用者の職業別構成比は、事務従事者が最も高く、35年の25.4%からその割合は高まり、59年には32.9%と全体の3分の1を占めるに至っている。次いで、技能工・生産工程作業者が2割強を占めているが、その割合は低下傾向にある。また、専門的・技術的職業従事者、販売従事者はいずれも35年の1割弱からわずかずつ高まり、59年にはそれぞれ13.7%，12.1%となった。一方、管理的職業従事者は伸び率は高いものの全体に占める割合は0.9%であった（付表11）。

女子雇用者の職業別構成をアメリカ（1982年）、西ドイツ（1983年）、スウェーデン（1983年）についてみると、スウェーデンは専門的・技術的職業従事者が一番多く、次いで保安職業・サービス職業従事者、事務従事者の順になっており、この3職業で約8割を占めるが、アメリカ、西ドイツは我が国同様事務従事者が最も多く、次いで保安職業・サービス職業従事者、専門的・技術的職業従事者となっている（付表105）。我が国の場合、これらの国と比較すると運輸・通信従事者、技能工・生産工程作業者、労務作業者（以下「生産工程作業者等」という。）が多くなっている。

1975年（西ドイツは1978年）と1983年（アメリカは1982年）につ

いて比較してみると、いずれの国も専門的・技術的職業従事者の割合が高まっている反面、生産工程作業者等の割合は低下している（第18図）。

第18図 女子雇用者の職業別構成比

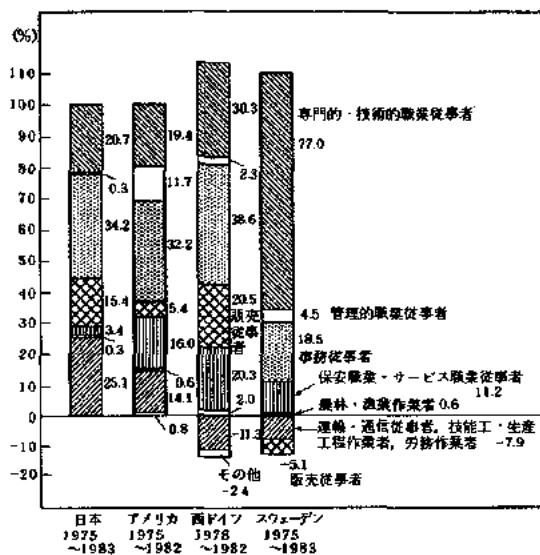


資料出所 日本：総務省統計局「労働力調査」
アメリカ、西ドイツ、スウェーデン：
ILO「Year Book of Labour Statistics」

この間の増加寄与率をみると、スウェーデンは専門的・技術的職業従事者が77.0%となっており、次いで事務従事者18.5%，保安職業・サービス職業従事者11.2%となっている。これに対し、西ドイツ、アメリカは事務従事者の寄与率が最も高く、それぞれ38.6%，32.2%となっており、次いで専門的・技術的職業従事者がそれぞれ30.3%，19.4%となっている。

我が国の場合、事務従事者に次いで生産工程作業者等の寄与率が高く、西ドイツやスウェーデンとは対照的である（第19図）。

第19図 勤業別女子雇用者の増加寄与率



資料出所 日本：総務庁統計局「労働力調査」
アメリカ、西ドイツ、スウェーデン：
ILO「Year Book of Labour Statistics」

(3) 女子雇用者の質的変化

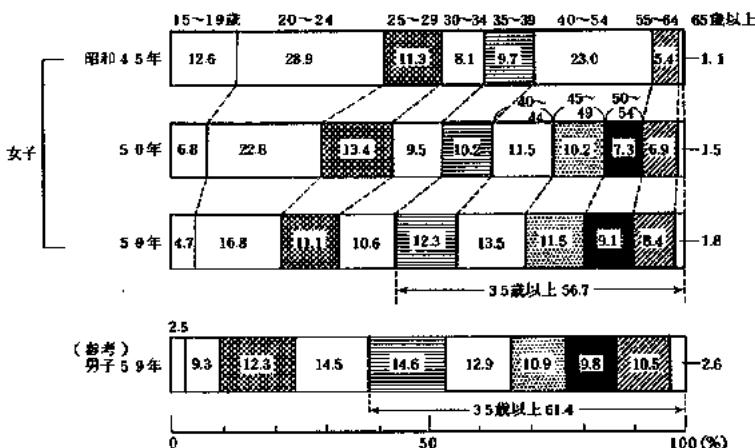
経済の高度成長、産業構造や就業構造の変化の中で増加の一途をたどっている女子雇用者は、質的にも従来の若年短期未婚型から中高年既婚型へと大きく変化している。その特徴としては、①中高年齢化、②有配偶化、③高学歴化、④勤続年数の長期化ということがあげられる。

イ. 中高年齢化

女子雇用者の年齢別構成比をみると、20～24歳層が最も高いものの、その割合は45年の28.9%から59年の16.8%へと低下してきている。次

に高いのは40～44歳層であり、その割合は47年(45年は40～54歳で1階級)の10.7%から59年の13.5%へと高まってきており、35歳以上層の女子雇用者に占める割合は、45年の39.1%から59年には56.7%となり、6割近くを占めるに至っている(第20図、付表22)。

第20図 年齢階級別女子雇用者構成比の推移



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

また、女子雇用者の中高年齢化は各企業規模でみられるが、59年について非農林業雇用者に占める35歳以上層の割合を企業規模別にみると、1～29人規模61.6%(49年51.3%)、30～99人規模60.4%(同52.2%)、100～499人規模51.6%(同40.4%)、500人以上規模41.2%(同28.7%)となっており、規模が小さいほど中高年齢者の割合が高くなっている(付表16)。

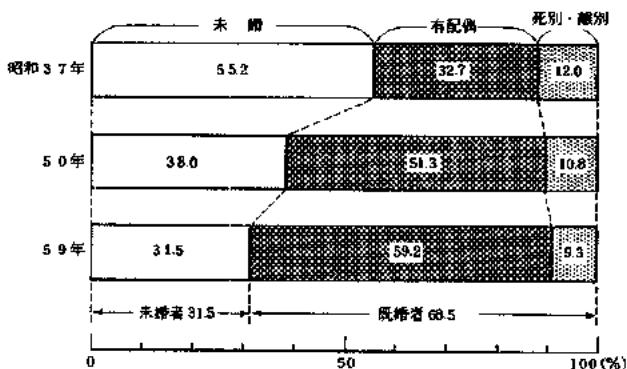
□. 有配偶化

中高年女子雇用者の増加に伴い、有配偶者の割合も高まっている。

非農林業の配偶関係別女子雇用者構成比でみると、37年は未婚者が55.2%と過半数を占め、有配偶者は32.7%であったが、47年には有配偶者が未婚者を上回り、50年には有配偶者が51.3%となった。その後も年々

有配偶者の割合が高まり、58年には59.5%にまでなった。59年には59.2%とわずかに低下したが、非農林業女子雇用者の6割近くを占めるに至っており、37年当時とは全く逆の様相を呈している。また、これに死・離別者を加えると、59年の既婚者の割合は68.5%になり、未婚者は3人に1人の割合となつた(第21図、付表21)。

第21図 配偶関係別女子雇用者構成比の推移(非農林業)



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

ハ. 高学歴化

進学意欲の高まりの中で、女子雇用者の中には高学歴のものが増加している。

女子の新規学卒者の学歴構成をみると、35年には中学卒が54.4%と大半を占めており、短大・大学卒はわずか3.5%であったが、その後高校進学率の上昇により、50年には中学卒は9.2%と激減し、その代わり高校卒が64.0%，短大・大学卒も26.8%となった。その後は高校進学率が頭打ちになり、一方で短大・大学への進学率が増えたことによって、59年には高卒者60.0%と若干減少しているが、短大・大学卒は34.9%と高学歴化の傾向が続いている(付表28)。

これに伴い、女子雇用者の中でも高学歴のものが増えつつあり、総務庁統計局「就業構造基本調査」により女子の学歴別雇用者構成比をみると、

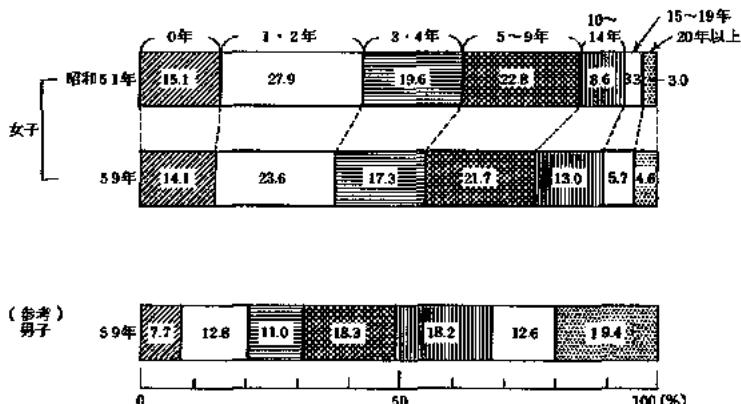
高等学校修了者が43年の44.5%から57年の50.5%へ、短大・大学修了者が同じく7.8%から17.9%へとその割合が高まっており、新規学卒者の学歴構成の推移からみると57年以降も女子雇用者の中に占める高学歴のものは増えていると思われる。

二. 勤続年数の長期化

高学歴化。ライフサイクルの変化等により女子の就業意欲は向上し、結婚、出産等により退職せずに、男子と同様に生涯を通じて職業生活を継続する者も増えており、女子雇用者の勤続年数はわずかずつであるが長期化している。労働省「賃金構造基本統計調査」によると、パートタイムを除く女子雇用者の平均勤続年数は51年の5.3年から59年には6.5年となっている(付表23)。

51年から59年にかけて年齢階級別にみると、25~29歳層は4.9年から5.4年へ、30~34歳層は6.0年から7.3年、35~39歳層は6.0年から7.6年、40~44歳層は6.8年から8.1年、45~49歳層は8.3年から9.3年、50~54歳層は9.2年から11.2年へと、長期的には若年層以外は平均勤続年数が伸びている(付表24)。

第22図 勤続年数階級別労働者分布の推移
(産業計、企業規模計)



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

また、勤続年数階級別に労働者構成比をみると、51年には5年未満の労働者が62.5%，5年以上は37.6%で、そのうち10年以上の労働者の割合は14.8%であったが、59年には5年以上が45.0%，そのうち10年以上は23.3%となっている（第22図）。

3. 女子労働者の賃金と勤労者世帯の家計

(1) 女子労働者の賃金

イ. 平均賃金

労働省「毎月勤労統計調査」によると、昭和59年における女子労働者の1人平均月間現金給与総額は19,114円（男子36,877円），そのうち、きまって支給する給与は14,440円（男子27,271円），特別に支払われた給与は4,673円（男子9,606円）となっている。女子の賃金水準（現金給与総額）を名目ベースの推移でみると、35～40年は年率で12.9%増（男子9.9%増），40～45年は15.5%増（男子14.1%増）であり、45～50年においても、20.0%増（男子17.8%増）と男子を上回る伸びを示してきたが、50年以降は上昇率が鈍り50～55年は年率7.8%増（男子8.6%増），55～59年は年率3.5%増（男子4.5%増）と男子を下回った。

この結果、男女間の賃金格差（男子の賃金を100とした場合の女子の賃金の割合）は、35年の42.8から53年の56.2まで縮小を続けてきたが、所定内労働時間の短いパートタイム労働者の増加等もあって54年以降やや拡大し、59年には51.8となった（付表45）。

「毎月勤労統計調査」による現金給与総額は労働時間の短いパートタイム労働者（常用）も含めた労働者の賃金を平均したものであり、現金給与総額で男女間の賃金比較をする場合には男女の就業分野の違いや、フルタイム労働者、パートタイム労働者等の就業形態の違い、所定外労働時間の長さの違いなどの就業実態の差や、年齢、勤続年数、学歴の差などが反映されない。

そこで、男女の就業実態の違いのうち、パートタイム労働者比率の差から生じる所定内労働時間の差及び所定外労働時間の差の影響を排除するため、

労働省「賃金構造基本統計調査」によって、パートタイム労働者を除く一般女子労働者の所定内給与（各年6月）によって、男女間格差の推移をみると、40年55.4、45年56.1、50年61.4と縮小を続け、51年58.8となり、以後ほぼ横ばいで推移し、59年には58.6となっており、ここでは「毎月勤労統計調査」の現金給与総額でみた場合のような、最近の格差拡大の傾向はみられない（付表47）。

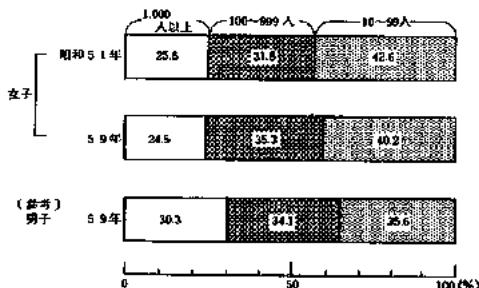
□ 男女間賃金格差の要因

次に、男女の賃金格差の主な要因についてみてみよう。

第1に、産業別にみた就業分野の違いがあげられる。例えば製造業について前述の「賃金構造基本統計調査」でみると女子労働者は食料品製造業（製造業女子労働者の12.8%が就労）、繊維工業（同9.3%）、衣服その他の繊維製品製造業（同11.9%）などの相対的に賃金水準の低い産業（所定内給与額を製造業計=100とした場合、食料品製造業96.1、繊維工業91.8、衣服その他の繊維製品製造業85.1）に多く就労している。

第2に、企業規模別にみた就業分野の違いについてであるが、女子労働者の規模別分布をみると、59年では1,000人以上規模24.5%（男子30.3%）、100～999人規模35.3%（同34.1%）、10～99人規模40.2%（同35.6%）と女子労働者は規模の小さい企業に就労している割合が高い（第23図）。

第23図 企業規模別労働者分布の推移（産業計）



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

これらの小規模の所定内給与は 1,000人以上規模を 100 とすると、100 ~ 999人規模 84.6, 10 ~ 99人規模 79.2 であり、特に賃与についてみると、同じく 1,000人以上規模を 100 として、100 ~ 999人規模は 66.3, 10 ~ 99人規模 47.8 と格差が大きい。このように賃金水準の低い小規模企業に女子の割合が高いこととも男女の賃金格差をもたらす要因と考えられる。

第 3 に、男子に比べ女子の勤続年数が短いことも賃金格差の要因となっている。我が国で一般的に採用されている年功序列型賃金制度は、勤続年数、年齢の上昇に伴って賃金も上昇するが、結婚、出産、育児等により退職する者あるいは中高年齢期に再就職する者が多い女子は、同一企業に継続勤務している者が多い男子に比べ勤続年数が短い。労働省「賃金構造基本統計調査」(59年)によると、パートタイム労働者を除く一般労働者の平均年齢は女子 35.3 歳、男子 38.4 歳で、平均勤続年数は女子 6.5 年、男子 11.6 年となっている。勤続年数別に労働者の構成比をみると、女子は勤続 5 年未満が 55.0 % と女子労働者全体の半数以上を占め、勤続 10 年未満は 76.7 % となる。これに対し、男子は勤続 10 年以上が 50.1 % (女子 23.3 %) と 5 割近くを占め、このうち勤続 20 年以上が 19.4 % (女子 4.6 %) と女子に比べて勤続の長い者が多い。

なお、女子(旧中、新高卒)の中途採用者の初給賃金についてみると、35 ~ 39歳層、40 ~ 44歳層でそれぞれ男子を 100 とすると 58.0, 53.0 で格差が大きい(付表 51)。これは女子が入職前の職業経験が全くないか、または、あったとしても男子に比べてかなり短く、こうした前歴に対する評価が女子の年齢評価を低くしており、これも男女の格差の一因になっている。

第 4 に、男女の学歴構成の差もあげられる。進学率の上昇に伴って男女とともに高学歴者が増加しているが、女子の大学進学率は男子を下回っている。労働省「賃金構造基本統計調査」(59年)で女子労働者の学歴構成をみると、中卒 27.0 % (男子 26.8 %)、高卒 55.7 % (同 46.8 %)、短大卒 13.5 % (同 3.8 %)、大卒 3.8 % (同 2.6 %) となっている。特に 40 ~

49歳層では、女子は中卒47.6%（男子35.4%）、高卒47.4%（同44.4%）、短大卒3.5%（同2.0%）、大卒1.6%（同18.2%）となっており中高年齢者では高学歴者の割合が低い。このような学歴、勤続年数の違いもあって、女子は男子と比べ役職等についている者が少なく、役職手当を支給される者の割合も低い。

第5に、我が国の賃金は、扶養家族手当、住宅手当等生活費に対応する諸手当が含まれることが多いが、これらの生活手当は世帯主に支給される場合が多く、女子は主たる家計の担い手でない場合が多いことから、これらの諸手当が支払われない場合が多いことも男女の賃金格差を生じる要因になっている。労働省「賃金労働時間制度総合調査」（58年）によると、給与に占める生活手当の割合は7.1%でそのうち家族手当3.0%、住宅手当1.4%、その他2.6%となっている。

なお、わずかであるが男子に比べ女子の労働時間が短いこともあげられる。

以上みてきたように、男女間賃金の差は就業分野、勤続年数、学歴構成などに男女差があることによってもたらされており、女子の賃金を男子と比較するためには、条件を等しくしてみる必要がある。そこで、これらの要因のうち、年齢、勤続年数、学歴構成について男女間の条件を同一にして男女間の賃金比較をする（高卒の標準的労働者一年齢と勤続年数からみて学校卒業後同一企業に継続して勤務したと思われる者一の所定内給与で男女間の賃金格差をみると）、20歳台前半ではほぼ9割で、格差の大きい40歳台でも7割となっており、平均でみた格差よりはかなり小さい。また、産業別にみると、サービス業における格差が製造業や卸売・小売業と比べてやや小さく、年齢階級別にはいずれの産業でも若年層より中高年齢層で格差がやや大きくなっている。

このように年齢、勤続年数、学歴が同じ標準的労働者でみても、年齢の高い層で格差が残る要因としては、これまでみてきたような要因のほか、女子の就業実態、職業意識などを理由に男女間で配属職種が異なっていたり、また、教育訓練、昇進などの機会が十分に与えられないなど、雇用管理に男女

間で差があることも、大きな要因の一つになっている。

(2) 勤労者世帯の家計

イ. 収入の動向

総務庁統計局「家計調査」によって世帯主や妻の勤め先からの収入や事業、内職収入など実収入についてみると、昭和59年の勤労者世帯1世帯当たり1か月の平均実収入は424,025円であった。これは前年に比べ名目で4.6%増と58年の3.2%増を上回る伸びを示した。しかし、長期的にみると、最近の伸び率は低くなっている。49年の24.1%増をピークに55年7.3%増、59年4.6%増と遞減している。実質でみると消費者物価の上昇率が落ちていることもあり、59年は58年の1.3%増を上回る2.3%増の上昇となった。59年は名目、実質とも58年を上回ったが、勤労者世帯の実収入の95%が勤め先からの収入であり、勤労者の賃金の上昇がゆるやかな伸びにとどまっていることを反映して、実収入もゆるやかな伸びにとどまっている。

また、勤労者世帯の実収入のうち税金・社会保障費等の非消費支出を差し引いた自由に使える可処分所得は59年には359,353円であった。可処分所得の伸びも49年の24.4%増をピークに年々上昇率が鈍化してきたが、59年は所得税減税の効果もあり、58年の2.6%増に対し4.4%増と1.8ポイント増加した。

勤め先収入を、世帯主収入と妻の収入に分けてみると、妻の収入は50～59年で年率9.5%と世帯主収入の伸び率（年率6.5%）を上回る伸びを示した。59年は世帯主収入が4.2%の伸びだったのに対し、妻の収入は8.6%の高い伸び率を示した。このため実収入に占める妻の収入の割合は、50年の6.5%から59年には8.2%にまで高まった。これは主として妻の就業率が高まっていることによると思われる（付表59）。

ちなみに、総務庁統計局「労働力調査特別調査」によると、59月2月において「同居している夫婦」は2,984万組であり、「夫が就業者」である夫婦の妻の就業率は51.4%（57年3月50.9%）であるが、「夫が農林業就業者」の場合は67.2%（同78.2%）、「夫が非農林業自営業主等」

の場合は 6.9.0 % (同 6.8.2 %), 「夫が非農林業雇用者」の場合は 4.6.0 % (同 4.4.0 %) となっており、57年3月と比べると「夫が農林業就業者」の場合を除いて、いずれも妻の就業率は上昇している。また、「妻が非就業者」の場合の「就業希望者」の割合は、「夫が農林業就業者」の場合も含め、すべて57年3月よりも上昇しており、今後とも妻の就業率は上昇するものと思われる。

この結果「同居している夫婦」のうち「夫も妻も就業者」(以下「共働き夫婦」という。)は 1,333 万組 (「同居している夫婦」に占める割合 44.9 %) となっており、「夫が就業者で妻は非就業者」(1,258 万組, 同 42.3 %), 「夫が非就業者で妻は就業者」(78 万組, 同 2.6 %), 「夫も妻も非就業者」(301 万組, 同 1.0.1 %) のいずれよりも「共働き夫婦」が多くなっている。

これらの「共働き夫婦」のうち、「夫も妻も非農林業雇用者」は 721 万組であり、「同居している夫婦」の 24.2 % , 「共働き夫婦」の 54.1 % を占めている。57年3月と比較すると「共働き夫婦」は 8 万組減少したが、うち「夫も妻も非農林業雇用者」は 57 万組増加している(付表61)。

妻の年齢階級別に「同居している夫婦」に占める「共働き夫婦」の割合をみると、妻 35 ~ 44 歳でその割合が 57.4 % と最も高く、次いで妻 45 ~ 54 歳の 54.7 % となっており、中年層での「共働き夫婦」が多い。

そこで、総務省統計局「家計調査」によって夫婦共働き世帯と世帯主のみ働いている世帯の実収入をみると、夫婦共働き世帯の年平均 1か月当たりの実収入は 59 年 44,581.3 円であるのに対し、世帯主のみ働いている世帯の場合は 38,723.3 円で夫婦共働き世帯の方が 15.1 % 上回っている。しかし、世帯主の収入をみると夫婦共働き世帯が 330,975 円で、世帯主のみ働いている世帯では 370,046 円であり、夫婦共働き世帯では妻の収入が世帯実収入の 20.6 % を占めているところから生活費の不足分を妻が働いて補っていることがうかがえる(付表60)。

世帯主の年齢階級別に実収入に占める妻の収入の占める割合をみると、年

齢計では8.2%であるが、24歳以下で13.2%，45～49歳層で9.9%と高い割合を占めている。これは20歳台前半の場合は社会意識の変化により就業意欲が高まっていること、相対的に世帯主の賃金水準が低いこともあり、追加収入希望が高いこと等から働いていることによるものと思われ、40歳台後半の場合は子供の教育費や結婚費用、住宅ローンの返済などの支出の急増に対応する必要があること、家事・育児負担も軽減し就業が容易な状況にあること等から働いていることによるものと思われる。

ロ. 家計負担の増加

勤労者世帯の住宅ローンについてみると住宅ローン返済世帯の割合は年々増加しており、昭和55年の24.2%から59年には31.6%に上昇した。住宅ローン返済世帯の住宅ローン返済額は59年で月平均6,185円であった。この住宅ローン返済額の可処分所得に対する比率も年々高まっており、55年に13.1%であったのが59年には14.3%に高まっている。

住宅ローン返済世帯の割合を世帯主の年齢階級別にみると、40歳台が最も高く、次いで50歳台となっており、59年でそれぞれ39.2%及び36.1%の勤労者世帯が住宅ローンの返済をしている。この割合も年々上昇しており、55年より、それぞれ40歳台で7.3ポイント、50歳台で1.0ポイント上昇している。

なお、この住宅ローン返済世帯の妻の収入の実収入に占める割合は59年には9.5%でその他の世帯の7.4%を大幅に上回っており、住宅ローン返済世帯は妻の収入にかなり依存していることを示している。

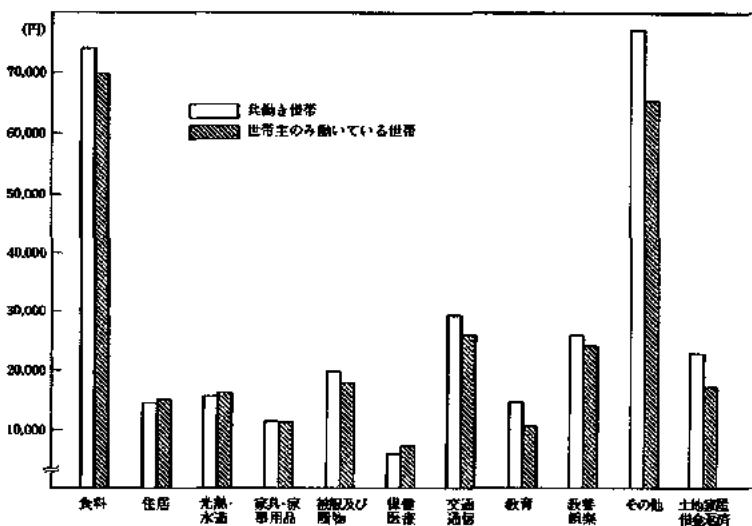
教育費についてみると59年の勤労者世帯平均では、1か月1,729円であり、全消費支出の4.1%であった。教育費の消費支出に占める割合は50年で2.2%，55年で3.6%であったことから年々教育費負担が増加していることが分かる。特に世帯主の年齢階級別にみると40歳台後半で教育費負担が高まっており、55年の6.3%から59年の8.1%まで1.8ポイント負担割合が増加した。

このような40歳台における住宅ローン、教育費等の家計負担の増大が女

子の就業率の上昇をうながしていると考えられる。

そこで消費支出の内訳を共働き世帯と非共働き世帯に分けてみると、第24図の通り共働き世帯の方が非共働き世帯より土地家屋借金返済額、教育費ともに多くなっている。

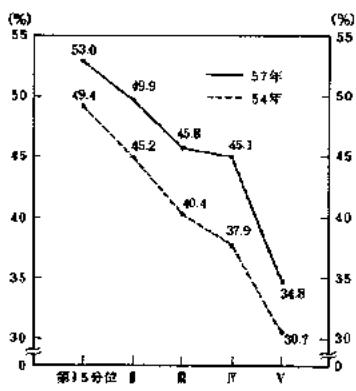
第24図 世帯別支出金額



資料出所 総務庁統計局「家計調査」（昭和59年）

また、総務庁統計局「就業構造基本調査」で雇用者世帯について世帯主所得の5分位階級別に世帯主の配偶者の有業率をみると、第Ⅰ5分位階級の53.0%から第Ⅴ5分位階級の34.8%まで所得の低い層では有業率は高く、所得が高まるに伴い有業率は低くなっている。54年と比べるといずれの所得階級においても妻の就業は増えているが、中でも第Ⅳ5分位及び第Ⅲ5分位といった中間層における上昇幅が大きい（第25図）。

第25図 世帯主所得の5分位階級別世帯主
の配偶者の有業率（雇用者世帯）



（世帯主所得5分位階級）

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

注) 世帯主所得額階級別に世帯数を5分位階級

(世帯数を5等分して低い方から順に第Ⅰから第V分位とする)に組み替えて計算した。

4. パートタイム労働等の動向

(1) パートタイム労働者の増加

最近、パートタイム労働者が増加しており、特に、家庭主婦層を中心に女子パートタイム労働者が急増している。パートタイム労働者の定義については、59年12月、労働省が策定した「パートタイム労働対策要綱」において、我が国におけるパートタイム労働の需要と供給の実態、ILOをはじめ欧米諸国における定義等を考慮して、「その者の1日、1週又は1か月の所定労働時間が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間よりも相当程度短い労働者」をいうものとすることが適当であると定め、明確化の方向づけを行ったところである。しかし、各種統計調査は、それぞれの調査目的に応じ異なった定義によるパートタイム労働者の実態を把握しており、正確なパートタイム労働者数をとらえるのは困難である。

そこで、総務省統計局「労働力調査」により、週間就業時間が35時間未満の非農林業女子短時間雇用者の推移をみると、43年、51年に一時減少し

たのを除けば、35年以降一貫して増加しており、59年には328万人となつた。これは35年の57万人と比べると5.8倍、また、50年の198万人と比べると1.7倍に当たる。女子短時間雇用者の増加は、特に40年代において著しく、その増加率の推移をみると、40～45年の5年間には年率9.7%，45～50年には年率8.8%と高い水準になっており、その後においても、50～55年には年率5.3%，55～59年には年率6.4%で推移している。同期間において、週間就業時間が35時間以上的一般女子雇用者も増加したが、その増加率(40～45年・年率4.0%，45～50年・同0.0%，50～55年・同2.6%，55～59年・同2.0%)は低く、短時間雇用者のそれに及ばないため、女子雇用者に占める短時間雇用者の割合は年々高まり、40年まで9%前後、41年から56年まで10%台で推移し、57年に初めて20%を超える、59年には22.1%に上昇した(第26図、付表25)。

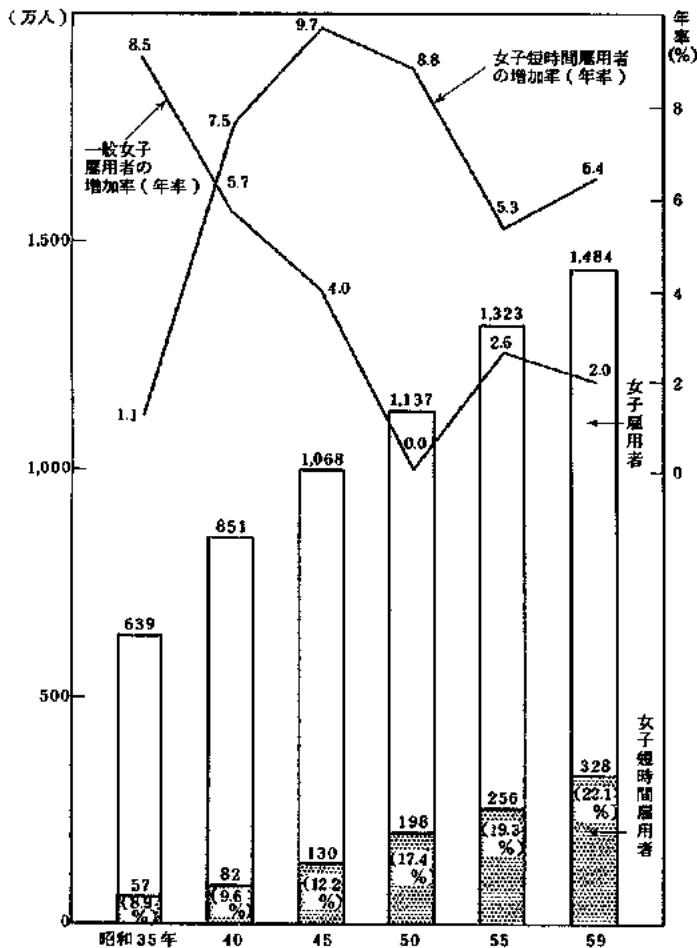
また、労働省「雇用動向調査」により、パートタイム労働者(1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者より短い者又は1日の所定労働時間が同じであっても、1週間の所定労働日数が一般労働者よりも少ない者。以下、本調査に関して同じ。)の入・離職状況をみると、女子入職者全体に占めるパートタイム労働者として入職した者の割合は、50年の14.2%から59年の27.8%へと高くなっている。さらに、パートタイム労働者として入職した女子及び離職した女子パートタイム労働者の推移をみると、各年とも入職者が離職者を上回り、それぞれ50年と59年とを比べると、入職者は132.1%増、離職者は124.1%増となっているなど、女子パートタイム労働者は全体として増加しているといえる。

(2) パートタイム労働者増加の理由

パートタイム労働者がこのように増加したのは、パートタイム労働が労働力の需要側、供給側双方のニーズに合った就業形態によるものと考えられ、今後とも増加傾向は続くものとみられる。

まず、企業側の需要については、昭和40年前後の高度成長期と最近を比較すると、その動機に変化がみられる。

第26図 女子短時間雇用者数及び増加率の推移（非農林業）



資料出所 労務局「労働力調査」

- 注) 1. 「雇用者」とは、雇われている者(常雇、臨時雇及び日雇)及び会社、団体の役員をいう。ただし、休業者を除く。
 2. 「短時間雇用者」とは、週間就業時間が 3.5 時間未満の者をいう。
 3. 「一般雇用者」とは、週間就業時間が 3.5 時間以上の者をいう。
 4. ()内は、雇用者に占める短時間雇用者の割合である。
 5. 昭和 35、40 年の数字は時系列接続用に補正していない。

労働力需給がひっ迫した状態にあった高度成長期について、労働省「女子パートタイム雇用調査」(40年)により企業のパートタイム労働者採用理由をみると、「若年労働力が得られないため」とする事業所が31.4%と最も多く、産業別には、製造業(49.0%)と卸売・小売業(34.7%)が多くなっている。一方、「経費が軽減されるから」とする事業所は22.8%で、産業別にみるとサービス業は39.9%と多いが、製造業では11.5%，卸売・小売業では22.9%であった。

これに対して労働省「雇用管理調査」(58年)により、パートタイム労働者等(企業において、パートタイマー、パート又はアルバイトと呼ばれている労働者。以下、本調査に関して同じ。)を採用した企業における採用理由をみると、常用パートタイム労働者(期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇用している者及び日々又は1か月以内の期限を限って雇用している者のうち1か月の勤務日数が18日以上で、かつ、在職期間が2か月以上の者)と臨時・日雇パートタイム労働者とでは採用動機が異なっている。常用パートタイム労働者については、「仕事の内容がパートタイム労働者等で間に合うため」とする企業が63.1%と突出し、特にサービス業は68.7%，卸売・小売業は67.7%に及んでいる。次に「人件費が割安となるため」とする企業が多いが、その割合は29.2%に過ぎない。他方、臨時・日雇パートタイム労働者については、「仕事の内容がパートタイム労働者等で間に合うため」とする企業も37.5%を占めているが、「季節的繁忙のため」とする企業が55.1%と最も多く、特に季節的又は時間帯によって業務の繁閑の差が大きいサービス業、卸売・小売業ではそれぞれ62.9%，59.3%となっている(第3表)。

このように常用パートタイム労働者については、パートタイム労働者の仕事の内容に着目して採用し、臨時・日雇パートタイム労働者については、むしろパートタイム労働の雇用形態、勤務時間に着目して一時的に活用するために採用しているとみられ、常用パートタイム労働者と臨時・日雇パートタイム労働者とでは企業側のニーズが異なっている。

第3表 パートタイム労働者の採用理由別企業構成比

A 常用パートタイム労働者

M. A. (%)

産業	生に容易 へじで 販売する ための 量調整 が増減する ため	季節的 繁忙の ため	一対 日処 する 忙し いめ 時間帯に	一の作業 般前後を補 充するため の就業時間 中の時間	人件費が割安となるため	仕事の労働 内容が等で バイトと なるため	自動化労働 者が可能と なつた うため	イムが可能 が進み等に よるため	一の般 労働者の採 用困難	定・年 到達者と しての勤務 延長	そ の 他
計	19.5	17.5	13.4	4.3	29.2	63.1	4.2	14.1	5.8	3.6	
製造業	28.1	13.5	7.6	2.5	30.8	60.9	7.1	17.4	5.6	3.4	
卸売・小売業	10.1	20.5	21.8	5.9	33.3	67.7	1.7	11.2	5.4	3.7	
サービス業	11.9	21.6	23.2	7.9	27.6	68.7	2.0	11.0	6.8	3.3	

B 臨時・日雇パートタイム労働者

M. A. (%)

産業	生に容易 へじで 販売する ための 量調整 が増減する ため	季節的 繁忙の ため	一対 日処 する 忙し いめ 時間帯に	一の作業 般前後を補 充するため の就業時間 中の時間	人件費が割安となるため	仕事の労働 内容が等で バイトと なるため	自動化労働 者が可能と なつた うため	イムが可能 が進み等に よるため	一の般 労働者の採 用困難	定・年 到達者と しての勤務 延長	そ の 他
計	20.1	55.1	13.6	5.1	17.1	37.5	0.6	7.3	2.2	4.6	
製造業	26.7	51.6	4.2	0.6	18.5	34.7	1.3	7.6	1.1	2.1	
卸売・小売業	15.9	59.3	27.0	16.9	12.7	26.3	0.2	12.2	0.2	5.2	
サービス業	17.3	62.9	19.0	0.1	20.2	49.1	0.2	1.4	6.9	4.4	

資料出所 労働省「雇用管理調査」(昭和58年)

また、パートタイム労働者の雇用動向について、労働省「労働経済動向調査」(59年11月)によりみると、パートタイム労働者(パートタイム労働者の定義は、前述の「雇用動向調査」と同じである。)を雇用している事

業所の割合は、製造業 6.2%，卸売・小売業 6.6%，サービス業 6.4%でともに 6 割を超えており。これらパートタイム労働者を雇用している事業所におけるパートタイム労働者数の変動を 1 年前と比べてみると、「増加」したとする事業所の割合は、製造業 2.8%，卸売・小売業 2.9%，サービス業 2.3%となっているが、「減少」したとするものはこれら 3 業種とともに 1.0%～1.1% であることから、全体としてパートタイム労働者は堅調な増加をみせている。さらに、1 年先の見通しをみても「増加」を見込むものは、製造業 1.5%，卸売・小売業 2.7%，サービス業 2.4% となっているが、「減少」するとするものはこれら 3 業種とともに 5%～9% と低いため、全体として増加を見込む事業所が多く、特に第三次産業ほどパートタイム労働者を増やすとする姿勢がうかがえる。

次に、供給側についてみると、家庭主婦層を中心に、パートタイム労働を希望する者が増加している。総務省統計局「就業構造基本調査」によると、女子無業者で就業を希望する者のうち、「正規の職員・従業員として雇われたい（普通勤務で雇われたい）」とする者は 49 年の 11.3% から 57 年の 14.1% に推移し变化は小さいが、「パート・アルバイトの仕事をしたい（短時間勤務で雇われたい）」とする者は 49 年の 39.4% から 57 年の 50.4% へと増加し、5 割を占めている（付表 6.5）。特に、35～44 歳層ではこの傾向は顕著であり、就業希望者の 55.7% の者がパート・アルバイトの仕事をしたいと希望している（付表 6.6）。また、労働省「雇用動向調査」をみても、女子一般未就業者（入職者のうち入職前 1 年間に就業経験がなかった者。学卒未就業者は除く。）のうちパートタイム労働者として入職した者は、50 年の 26.7% から 59 年の 45.7% に増加していることからも、パートタイム労働を希望する者が増加し、また、実際にパートタイム労働者として入職する者も急増しているといえる。

このように、女子にパートタイム労働を希望する者が多いのは、家計の補助等経済的動機の他、家事・育児等家庭生活との両立が容易であること等によるものであり、今後とも増加傾向は続くものとみられている。

(3) パートタイム労働者の就業実態

1. パートタイム労働者の就業分野

総務庁統計局「労働力調査」により、女子短時間雇用者を産業別にみると、59年では、卸売・小売業が36.0%で最も多く、次いでサービス業27.4%，製造業23.5%となっており、この3産業で86.9%を占める。50年と比べると、産業構造の変化を反映して、製造業のウェイトが低下し(4.8ポイント減)、卸売・小売業(8.2ポイント増)、サービス業(0.6ポイント増)など第三次産業のウェイトが高くなっている。また、卸売・小売業の女子短時間雇用者は50年の55万人から59年の118万人へと2.1倍(年率8.9%)に増加し、この間の女子短時間雇用者の増加(130万人)に対する寄与率は48.5%となっている。サービス業は同期間に内53万人から90万人へと1.7倍(年率6.1%)に増加し、同じく増加寄与率は28.5%になっている(付表26)。なお、女子雇用者に占める短時間雇用者の割合をみると、ほとんどの産業で高まっており、特に卸売・小売業の上昇は著しく、50年の19.2%から59年の29.6%と3割を占めるに至っている(10.4ポイント増)。その間、サービス業、製造業もそれぞれ17.4%から20.3%(2.9ポイント増)、15.8%から18.5%(2.7ポイント増)へ高まっている。

他方、労働省「雇用動向調査」(59年)により、女子パートタイム労働者の産業別入職状況をみると、製造業は58年以降の回復基調を反映して入職者の41.3%を占めて最も高くなっているが、次いで卸売・小売業39.3%，サービス業15.1%の順となっており、第三次産業に入職する者は6割(58年52.0%)近くを占め、第三次産業への比重の移行傾向がみられる(付表37)。

なお、労働省「雇用動向調査」によりパートタイム労働者として入職した女子労働者について職業別構成をみると、59年では55万4,000人のうち、技能工・生産工程作業者は37.9%と4割近くを占め、次いでサービス職業従事者22.1%，販売従事者18.8%，事務従事者16.8%と続いて

いる。これに対し、パートタイム労働者を除く一般女子労働者についてみると、事務従事者として入職した者が 35.1% と最も高く、次いで技能工・生産工程作業者 22.6%，販売従事者 16.8% となっている。また、各職業への女子入職者のうちパートタイム労働者の占める割合は、技能工・生産工程作業者、サービス職業従事者で高く、それぞれ 38.5%，37.8% と 4 割近くになっており、次いで販売従事者 29.5%，事務従事者 15.2% と続いている。専門的・技術的・管理的職業従事者は 8.3% であるが長期的には上昇傾向にある（第 4 表）。

第 4 表 女子パートタイム労働者の職業別入職状況（主要職業）

区分		計	専門的・技術的・管理的職業従事者	事務従事者	販売従事者	技能工・生産工程作業者	サービス職業従事者
実数 (千人)	昭和 45 年	192.7	2.3	18.8	40.0	103.6	22.1
	5.0	238.7	4.8	27.1	53.8	94.4	55.7
	5.3	290.5	13.8	37.0	73.4	113.7	49.2
	5.6	434.0	19.0	53.8	99.3	160.4	96.9
	5.8	457.1	15.6	61.6	86.3	209.9	79.0
	5.9	554.0	14.3	93.1	104.4	209.9	122.6
構成比 (%)	4.5	100.0	1.2	9.8	20.8	53.8	11.5
	5.0	100.0	2.0	11.4	22.5	39.5	23.3
	5.3	100.0	4.8	12.7	25.3	39.1	16.9
	5.6	100.0	4.4	12.4	22.9	37.0	22.3
	5.8	100.0	3.4	13.5	18.9	45.9	17.3
	5.9	100.0	2.6	16.8	18.8	37.9	22.1
女子入職者 総数に占める パートタ イム労働者 の割合(%)	4.5	8.6	1.9	2.7	11.4	13.8	8.5
	5.0	14.2	4.0	4.8	21.5	20.6	21.9
	5.3	17.8	10.5	7.3	25.7	24.9	22.4
	5.6	22.8	11.6	8.7	30.7	33.0	33.7
	5.8	24.7	8.1	11.5	26.8	39.7	32.2
	5.9	27.2	8.3	15.2	29.5	38.5	37.8

資料出所 労働省「雇用動向調査」

注) 採用していない職業があるので構成比の合計は 100 にならない。

次に、企業規模別就労状況について、総務庁統計局「労働力調査」によりみると、59年では、女子短時間雇用者は、1～29人規模の企業に半数(52.1%)の者が就業し、その他の企業規模については、500人以上規模16.5%，30～99人規模13.4%，100～499人規模10.1%の順になっており、この傾向は長期的にも大きな変化はない。また、企業規模別に女子雇用者数に占める短時間雇用者の割合をみると、各企業規模とも徐々に上昇傾向を示しており、59年では、1～29人規模が29.9%で最も多く、次いで500人以上規模18.9%，30～99人規模17.8%，100～499人規模15.3%に達している(付表27)。

ロ. パートタイム労働者の年齢、勤続年数

59年における女子パートタイム労働者の年齢構成について、労働省「賃金構造基本統計調査」(パートタイム労働者の定義は、前述の「雇用動向調査」と同じである。)によりみると、女子パートタイム労働者134万人のうち、35～44歳が40.6%，45～54歳が27.6%であり、これに55歳以上の9.3%を加えると、35歳以上の中高年齢者は77.4%で8割近くを占める。なお、女子パートタイム労働者の平均年齢は41.8歳で、一般女子労働者35.3歳に比べ約6.5歳高く、長期的にも年々高くなっている。また、配偶関係を総務庁統計局「労働力調査特別調査」(56年3月)によりみると、有配偶者が85.9%と大部分を占めるなど、女子パートタイム労働者は、35歳以上の家庭の主婦がその主体を占めているといえる。

次に、女子パートタイム労働者の平均勤続年数を「賃金構造基本統計調査」によりみると、59年では3.8年(51年2.9年)と長期的にみて伸びてきているが、一般女子労働者の6.5年(51年5.3年)と比べるとかなり短い。

(4) パートタイム労働者の労働条件

イ. 労働条件の明示

パートタイム労働者等に対する労働条件の明示状況をみると、約9割の企業が何らかの方法で労働条件を明示しており、内容別にみると、「始業・終業時刻及び休憩時間」、「休日」、「賃金額」及び「賃金支払日」などは9

割近い企業で明示されているが、「昇給制度」及び「休暇（年次有給休暇）」については約4割の企業でしか明示されていない。

ロ. 雇用契約期間

雇用契約期間について労働省「雇用管理調査」（58年）によりみると、常用パートタイム労働者を雇用している企業のうち、雇用契約に関して「契約期間の定めがない」企業は59.9%、「契約期間の定めがある」企業は39.4%となっており、また、契約期間の定めがあるものの中では、「6か月を超える1年以下」が44.6%で最も多くなっている（付表43）。

また、これら常用パートタイム労働者を雇用した企業において、その最長在職期間（雇用契約の期間が更新され継続して在職している期間）をみると、常用パートタイム労働者を「5年を超える期間」雇用している企業は30.7%で最も多く、1年を超えて在職している者を雇用しているものまで含めると71.5%となる。

このように、雇用契約に期限の定めがある企業においても、実際の在職期間は雇用契約期間よりかなり長いことがうかがえる。

ハ. 労働時間

労働省「賃金構造基本統計調査」によると、59年6月の女子パートタイム労働者の1日の所定内労働時間は6時間、1か月の実労働日数は23日である（付表55）。

また、労働省「雇用管理調査」（58年）により、常用パートタイム労働者の所定労働時間、所定労働日数に関する取扱いについて常用パートタイム労働者を雇用した企業の状況をみると、一日の所定労働時間については、「6～7時間未満」とするところが37.2%，次いで「7～8時間未満」が33.2%であり、6時間以上の企業は4分の3を占める（付表40）。所定勤務日数については、常用パートタイム労働者の勤務日を週の特定日とする企業が79.7%で8割を占め、月の特定日（7.3%）、年のうち特定月（3.5%）とするものはともに少ない。週の特定日とする企業のうちでは週6日と定めるところが50.3%で最も多い（付表41）。

次に、総務庁統計局「労働力調査特別調査」(56年3月)によると、女子パートタイマー(企業において、パートタイマー又はパートタイマー類似の名称で呼ばれている者)の平常の週間就業時間は「35~48時間」の者と「15~34時間」の者が相半ばし、それぞれ47.7%、45.2%である。所定労働時間数、所定労働日数を正規従業員と比べると、時間だけ短い者が51.9%，日数だけ短い者が2.1%，時間・日数とも短い者が18.4%となっているが、時間・日数とも同じという者も22.2%で2割を占めている。

労働省「第三次産業雇用実態調査」(54年)により第三次産業に働く女子パートタイマー(企業においてパートタイマー又はそれに近い名称で呼ばれている者)の所定外労働の状況をみると、「所定の時間以上に働くことがない」者は76.0%で8割弱を占めており、週平均所定外労働時間数は4.91時間となっている。

ニ. 賃 金

パートタイム労働者の賃金は、その就業時間が一般に短いことから、時間給によって支払われる場合が多く、労働省「雇用管理調査」(58年)をみても、常用パートタイム労働者では、「時間給」で賃金が決められている企業は常用パートタイム労働者を雇用した企業のうちの77.4%を占め、次いで「日給」が20.9%，「日給月給」7.7%，「月給」2.1%となっている。

次に、労働省「賃金構造基本統計調査」によると、女子パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額は、59年では572円で、前年に比べて2.1%上昇した。これを52年439円と比較すると、年率3.9%で上昇している。年齢階級別にみると、30~34歳554円、35~39歳556円、40~44歳567円で中年層は相対的に低く、45~49歳577円、50~54歳586円で高年齢層はやや高くなっている。

1時間当たりの所定内給与額を産業別にみると、製造業540円、卸売・小売業573円、サービス業640円である。また、製造業を100とすると、サービス業118.5、卸売・小売業106.1とやや高く、52年から59年の7年間の増加率(年率)をみると、製造業が4.2%で最も高く、次いで

卸売・小売業年率3.6%，サービス業年率3.2%で上昇していることから、産業間格差は縮まる傾向にある。次に、企業規模別にみると、1,000人以上規模601円、100～999人規模575円、10～99人規模557円であり、10～99人規模を100とすると、1,000人以上規模107.9、100～999人規模103.2となっており、規模間格差は小さく、長期的にみても大きな変化はない（付表53）。

また、年間賞与その他特別給与額をみると、58年には、78,800円になっているが、これを産業別にみると、製造業91,000円、卸売・小売業73,000円、サービス業60,300円であり、製造業を100とすると、卸売・小売業80.2、サービス業66.3となっており格差が大きい。企業規模別にみると、1,000人以上規模120,000円、100～999人規模75,100円、10～99人規模63,700円であり、10～99人規模を100とすると、100～999人規模117.9、1,000人以上規模188.4となって、規模が小さい程格差が大きくなる（付表54）。

このように、パートタイム労働者の賃金については、産業別、企業規模別には、1時間当たりの所定内給与額の格差は小さいが、年間賞与その他特別給与額の格差は大きい。

さらに、女子パートタイム労働者の1時間当たり給与額を一般女子労働者の1時間当たり所定内給与額（月間所定内給与額を月間所定内実労働時間数で除して算出する。）と比較すると、59年では一般女子労働者（765円）を100とすると74.8である。なお、労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」（企業規模100人以上）によると、59年では、パートタイム労働者の平均賃上げ率が3.0%で、一般労働者のそれ（4.7%）を下回っている。

また、労働省「賃金構造基本統計調査」によると、年間賞与その他特別給与額（58年）について、一般女子労働者（415,800円）を100とすると、女子パートタイム労働者は18.6となっている。

⑤ パートタイム労働者の就業意識

パートタイム労働者として入職した女子の就業の動機を労働省「雇用動向

調査」(59年)によりみると、「家計の補助」をあげる者が54.3%で過半数を占め、次いで「生活水準の向上」14.8%、「主な生活収入」11.1%、「余暇の利用」10.1%となっている(付表39)。

次に、女子パートタイマーの一般社員・正社員への変更希望の状況を労働省「第三次産業雇用実態調査」(54年)によりみると、一般社員・正社員に「変わりたくない」とする者が78.1%で8割弱を占めるが、その理由としては「勤務時間帯の都合が悪くなるから」とする者が「変わりたくない」とする者の64.4%で最も多い。このように、一般的には女子パートタイム労働者の多くが家庭の主婦であることから、家事育児等の家庭責任からくる制約で、自ら希望してパートタイム労働に従事しており、仕事の選択に当たってもむしろ時間的余裕の方を重視する傾向にあることを示しているといえる(第5表)。

第5表 女子パートタイマーの一般社員・正社員への変更希望
の有無とその理由

(変更希望の有無)		(%)		
計	変わりたい	変わりたくない	不詳	
100.0	17.4	78.1	4.5	

(「変わりたくない」理由)							(%)
計	勤務時間帯の都合が悪くなるから	残業したくないから	税や社会保険等で被扶養者としての適用がなくなるから	仕事に責任が出てくるから	短期の勤務だから	その他不詳	
100.0	64.4	3.9	6.7	5.6	8.5	10.9	

(「変わりたい」理由)							(%)
計	身分が安定しているから	給与が高いから	責任ある仕事ができるから	生活時間のゆとりができるから	今よりも能力を生かせるから	その他不詳	
100.0	46.6	27.1	10.1	5.2	6.8	4.1	

資料出所 労働省「第三次産業雇用実態調査」(昭和54年)

また、同調査によると、「税や社会保険等で被扶養者としての適用がなくなるから」という理由で一般社員・正社員へ変わりたくないとする者は変わりたくないとする者のうちの6.7%で比較的少ない。

(6) 諸外国におけるパートタイム労働

歐米諸国においても、70年代に入り我が国と同様にパートタイム労働者は次第に増加しているが、これはパートタイム労働が第三次産業の進展と女子労働力人口の増加という労働力の需要側、供給側双方のニーズに合った就業形態であることによるものと考えられる。特に、工業国においては労働市場におけるパートタイム労働の重要性は増大しつつあり、パートタイム労働がフルタイム労働と同様に永続する性格をもつ就業形態であることが認められるようになってきている。

OECD「雇用見通し」(1983年)により、女子労働者に占めるパートタイム労働者の割合について、歐米諸国をみると、カナダでは75年の20.3%から81年には31.8%と高くなっている。スウェーデンでも73年の38.8%から81年には46.4%になっている。このほか、ノルウェーでは53.6%(81年)、デンマークでは43.6%(81年)、オーストラリアでは34.6%(81年)など、多くの国で女子パートタイム労働者の女子労働者に占める割合は高くなっている。これらはいずれも我が国を上回っている。これらに比べて、アメリカでは、73年の24.8%から81年には23.7%と若干低くなっているが、これは、一般労働者の増加率が高まり、特にパートタイム労働者の就業割合が高いサービス職業従事者の伸びの鈍化が影響しているものとみられる(付表107)。

また、パートタイム労働者に占める女子の割合をみると、イギリスでは

付 各国のパートタイム労働者の統計上の定義は原則として次のとおりである。

アメリカ、スウェーデン、オーストラリア、ノルウェー……週35時間未満勤務の労働者
イギリス、カナダ……週30時間以下勤務の労働者
西ドイツ……通常の労働者より勤務時間の短い労働者
オランダ……通常の労働者より勤務時間の短い労働者又は週40時間未満勤務の労働者

94.3%（81年），デンマークでは92.0%（81年），ルクセンブルグでは87.5%（79年）などと非常に高く，いずれも我が国を上回っている。

次に，パートタイム労働者の就業分野を産業別にみると，卸売・小売業など第三次産業において高く，製造業では低くなっている。これを主要国別にみると，西ドイツ（81年）ではサービス業33.2%，卸売・小売業等25.1%，製造業18.0%，オーストラリア（80年）ではサービス業39.5%，卸売・小売業等28.7%，製造業7.2%，アメリカ（81年）ではサービス業46.3%，卸売・小売業38.3%，製造業5.6%となっており，日本と比べるとこの傾向は顕著である。

女子労働者に占めるパートタイム労働者の割合を職業別にみると，西ドイツ（77年）では連邦統計局「Wirtschaft und Statistik」によると郵便配達80.6%，保健関連職員66.5%，郵便局員61.5%で高くなっている，アメリカ（84年）においても，[Employment and Earnings]（1985年1月）によると販売従事者27.0%，サービス職業従事者48.0%と高くなっている，また専門的・技術的職業従事者も18.0%となっている。

パートタイム労働者の1週当たりの平均労働時間について，EC諸国「Eurostat」（1975年）をみると，男子が25.4時間，女子が21.6時間であり，平均で22.1時間となっている。アメリカ（1981年）では，非農林業に從事するパートタイム労働者のうち経済的理由による者は21.8時間，その他の理由による者は22.7時間となっており，我が国と異なり，いずれの国も労働時間が短くなっている。

さらに，OECD「雇用見通し」により筋肉労働者（Manual workers）について女子パートタイム労働者の時間当たり賃金を女子一般労働者と比較すると，西ドイツでは95.2%（72年），イギリスでは91.9%（81年）となっているが，オーストラリアでは103.4%（79年），オランダでは119.0%（72年）と女子パートタイム労働者の方がやや高くなっている。

（7）派遣的形態で働く労働者の増加

近年，技術革新，サービス経済化の進展，高齢化，女子の職場進出等によ

る労働力の需給両面にわたる変化を背景として、自己の雇用する労働者を他企業に派遣し、そこで就業させるいわゆる人材派遣業が増加し、そこで雇用される労働者も増加している。

これは、情報処理技術者等企業内における専門的な業務分野の増加や、自己の都合のよい日時・場所で専門的な知識・技術等を活かして就業することを希望する労働者層の増加等により、労働力の需給双方のニーズが合致していることにより増加しているものである。

この中には家庭婦人等通常の労働市場ではなかなか就業の機会に恵まれない層の労働者が相当含まれていることも見逃すことはできない。

そこで、人材派遣業における派遣的労働の実態について労働省「業務処理請負業における派遣的労働の実態（職業別労働力実態調査）」（58年）によりみてみると、派遣的労働者（調査対象事業所で雇用し、他企業（事業所）との業務処理請負契約等により、他の企業（事業所）の事業場で就労させている労働者。ただし登録労働者（登録されているが派遣されていない労働者）は含まない）のうち女子の占める割合は、ビルメンテナンス業、事務処理業ではそれぞれ60.7%、94.4%と男子を上回り、特に、事務処理業ではその割合が極めて高くなっている。しかし、情報処理業では35.8%で女子の占める割合は低い。また、女子派遣的労働者の雇用形態をみると、ビルメンテナンス業、情報処理業では「常用雇用」がそれぞれ83.4%、87.0%と大部分を占めているが、事務処理業については「日雇」が76.2%を占めている。

また、これら女子派遣的労働者の派遣職種をみると、ビルメンテナンス業では、「清掃員、ガラスふき、洗浄員」が90.5%を占め最も多く、情報処理業では、「キーパンチャー」78.0%，次いで「システムエンジニア・プログラマー」9.7%を占めている。事務処理業では、「その他のオフィス事務員」（22.4%），「和文・英文・カナタイピスト」（13.8%），「営業事務員」（13.2%）などその職種もかなり広がっている。

次に、年齢構成をみると、ビルメンテナンス業は「45歳以上」の中高年

齢者の占める割合が 8.0.6 %と高いが、逆に、情報処理業、事務処理業では「34歳以下」がそれぞれ 9.6.1 %、8.1.8 %を占め、若年層の占める割合が高くなっている。

労働力需給双方のニーズに合致して人材派遣業が増加している状況を背景として「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」が 6 月に成立した。労働省としては、今後、この法律の運用を通じて派遣的形態で働く労働者の保護と雇用の安定を図ることとしている。

5. 家内労働の動向

(1) 家内労働者の就業実態と変化

イ. 家内労働者数の推移

家内労働者とは、「物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者から、原材料等の提供を受けて、主として労働の対價を得るために、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、同居の親族以外の者を使用しないことを常態とする者」と定義されており、労働省の「家内労働概況調査」によると、昭和 59 年 10 月 1 日現在の家内労働者数は 119 万人。同居の親族で家内労働者の従事する業務を補助する補助者は 8 万人で、補助者を含む家内労働従事者は 126 万人である。また、家内労働者を男女別にみると、男子が 8 万人であるのに対し、女子は 111 万人と圧倒的に多く、全体の 9.3 % を占めている。さらに類型別にみると、家庭の主婦などが従事する「内職的家内労働者」が 109 万人で全体の 9.2 % を占め、世帯主が本業として従事する「専業的家内労働者」が 8 万人で 6 %、農業や漁業の従事者などが本業の合間に従事する「副業的家内労働者」が 2 万人で 2 % となっている。これらから、家内労働者の大多数は女子の内職的家内労働者であるといえる。

本年は、家内労働法が制定されてからちょうど 15 周年を迎えたところであり、この 15 年間の家内労働者数の推移を時系列的にみると、家内労働法制定時の 4.5 年が 181 万人であり、その後ほぼ横ばいで推移した後、4.8 年の 184 万人をピークに、以後毎年減少傾向をたどり、59 年には 119

万人となっている。家内労働法制定時の45年と59年の家内労働者数及び家内労働従事者数を比較すると、家内労働者数は62万人(34.5%減)、家内労働従事者数は75万人(37.4%減)の減少となっている。これを男女別に見ると、男子は6万人(43.0%減)、女子は56万人(33.8%減)減少し、類型別には、内職的家内労働者が50万人(31.5%減)、専業的家内労働者が10万人(55.7%減)、副業的家内労働者が3万人(61.4%減)減少しており、減少率は女子より男子が、また内職的家内労働者より専業的家内労働者及び副業的家内労働者が大きい(付表84)。なお、48年の石油危機による景気後退に伴って、49年に大幅な減少(10.3%減)をみているが、これは「衣服・その他の繊維製品」及び「繊維工業」のような構造的不況業種における顕著な減少によるものである(付表85)。

一方、総務庁統計局の「労働力調査」によると、女子内職者(自宅で賃仕事をしている者)は、45年の89万人から48年には105万人に増加したが、その後90万人前後で推移し、59年には99万人となっており、全体的には停滞傾向を示している。これに対して、女子パートタイム労働者を短時間雇用者とみなして週35時間未満の短時間雇用者についてみると、51

第6表 就業希望意識別女子内職者及び雇用者の割合(非農林業)
%

区分		昭和46年	昭和49年	昭和54年	昭和57年
内職者	継続希望者	82.6	81.2	72.3	71.2
	追加就業希望者	4.2	4.7	6.5	6.8
	転職希望者	7.6	9.5	17.5	17.6
	休止希望者	5.4	4.6	5.7	4.5
雇用者	継続希望者	86.9	85.3	79.3	79.0
	追加就業希望者	1.9	2.7	4.2	4.6
	転職希望者	6.3	7.1	11.8	11.6
	休止希望者	4.9	4.9	4.8	4.9

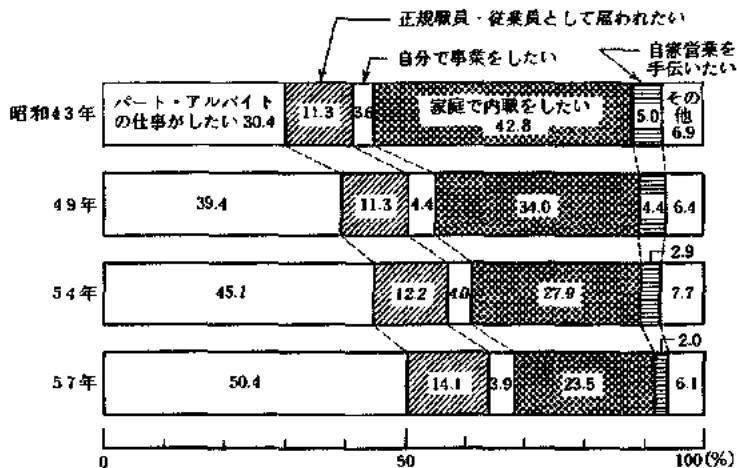
資料出所 総務庁統計局「就業構造基本調査」

注) 昭和52年の内職者の割合は、全産業の内職者についてのものである。

年に減少したのを除けば、一貫して著しい増加をみており、45年に比較して59年は2.5倍に増加している。

さらに、総務庁統計局の「就業構造基本調査」により、女子内職者の就業希望意識をみると、内職を継続希望する者は、46年の82.6%、49年の81.2%、54年の72.3%、57年の71.2%と徐々に減少しているのに対し、転職希望者は46年の7.6%から57年には17.6%に上昇している（第6表）。また、女子の就業希望者で内職を希望する者は、43年の42.8%から57年には23.5%と減少し、パート・アルバイトの仕事をしたい者は30.4%から50.4%に上昇している（第27図）。

第27図 希望する仕事の形態別女子就業希望者構成



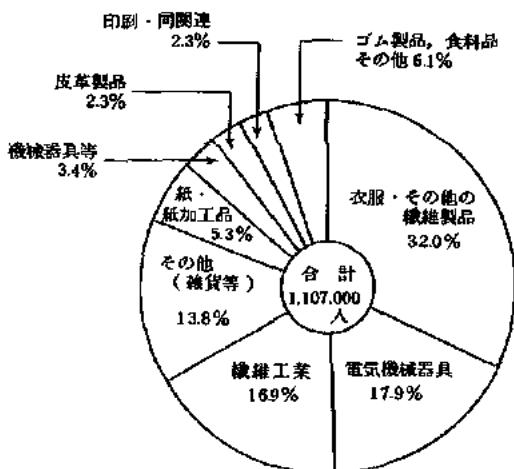
資料出所 総務庁統計局「就業構造基本調査」

このように、女子家内労働者の減少傾向は、繊維等の構造不況業種における家内労働に対する需要の減少、技術革新の進展及び品質管理の徹底からくる工場内生産への切り替え等の委託者側の要因とともに、家内労働者側の要因として、家事負担の軽減及び経済的理由から、就業にあたっては、内職よりパートタイム労働への就業志向が強まっていることがうかがえる。

口、女子家内労働者の就業分野

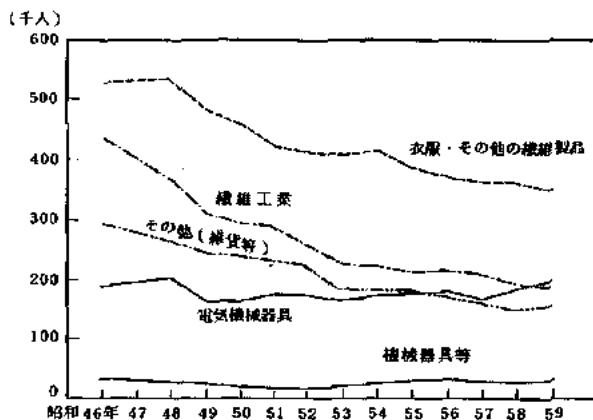
59年の女子家内労働者を業種別にみると、衣服の縫製などの「衣服・その他の繊維製品」が35万4千人(32.0%)、織物・メリヤス編みなどの

第28図 業種別女子家内労働者構成比



資料出所 労働省「家内労働概況調査」(昭和59年)

第29図 主要業種別女子家内労働者数の推移



資料出所 労働省「家内労働概況調査」

「織維工業」が18万7千人(16.9%)、テレビ・ラジオ・音響機器部品のコイル巻き・組立て・はんだ付けなどの「電気機械器具」が19万8千人(17.9%)、玩具・漆器・人形・造花・洋傘などの「その他(雑貨等)」が15万3千人(13.8%)となっており、これらの4業種で全体の8割を占めている(第28図、付表85)。

この4業種に従事する女子家内労働者について、家内労働者数がピークであった48年からの推移をみると、「織維工業」が18万5千人(49.7%減)、「衣服・その他の織維製品」が18万1千人(33.9%減)、「その他(雑貨等)」が11万5千人(42.9%減)とそれぞれ大きく減少しているのに対し、「機械器具等」が9千人(29.9%増)増加しているほか、「電気機械器具」が5千人(2.2%減)減少しているものの50年以降には増加傾向に転じていることが注目される(第29図)。

ハ. 女子家内労働者の年齢及び経験年数別状況

労働省の「家内労働実態調査」(59年)によると、59年の女子家内労働者の平均年齢は43.8歳であるのに対し、59年6月の「賃金構造基本統計調査」による製造業の女子労働者及び女子パートタイム労働者の平均年齢は、それぞれ37.2歳及び42.5歳となっており、女子家内労働者の平均年齢は女子労働者よりかなり高く、またパートタイム労働者と比べても若干高くなっている。

なお、年齢階級別にみると、「30~40歳未満」36.6%、「40~50歳未満」33.8%となっており、7割強が30歳以上50歳未満である。

また、平均経験年数は、7年4か月となっており、59年6月の「賃金構造基本統計調査」による製造業女子労働者の平均勤続年数7.2年より若干長く、また製造業女子パートタイム労働者の4.0年よりかなり長くなっている。

(2) 家内労働者の労働条件

イ. 就業時間及び就業日数

「家内労働実態調査」(59年)により、女子家内労働者の1日当たりの平均就業時間数は6.1時間であり、男子家内労働者の10.7時間よりはる

かに短くなっている。

就業時間階級別の男女別構成比をみると、男子では「12時間以上」が36.2%と最も多く、10時間以上の就業者が7割弱を占めるのに対し、女子では「6時間以上8時間未満」が33.5%と最も多く、8時間未満が8割弱を占めている。

また、1か月当たりの平均就業日数も女子は20.7日となっており、男子の24.6日に比べ少ない。就業日数階級別の男女別構成比をみると、男子では「25日以上」が66.6%と半数以上を占めるのに対し、女子では25日未満が72.7%を占めている。

これは、男子は専業的家内労働者が多いこと、女子については内職的家内労働者が多いことによると考えられる。

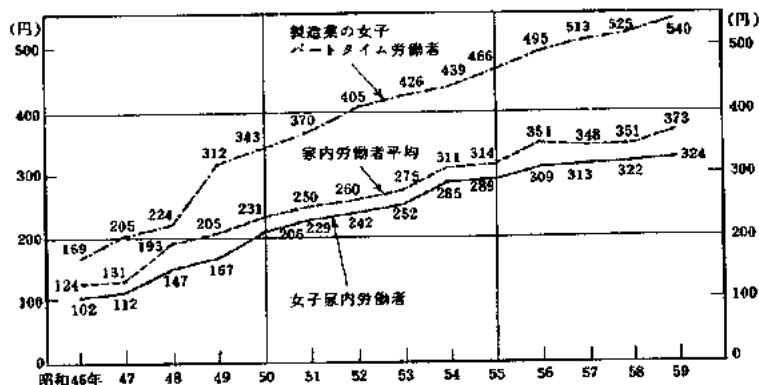
四、家内労働者の工賃

「家内労働実態調査」(59年)によると、女子家内労働者の1時間当たりの平均工賃額は324円となっており、男子の887円より低くなっている。これは、男子の場合、女子と比べて経験年数も長く、また、技術程度も高いものを必要とする作業に従事する者が多いためであると考えられる。

また、工賃階級別の男女別構成比をみると、女子では「200円～300円未満」が30.6%と最も多く、400円未満が7割強を占めているのに対し、男子では「1,000円～2,000円未満」が31.3%と最も多く、700円以上が6割弱を占めている。次に、雇用労働者の賃金と比較すると、女子家内労働者の1時間当たり工賃額324円に対し、ほぼ同時期の「毎月勤労統計調査」による製造業規模5～29人及び1～4人の零細企業における女子労働者の1時間当たりの賃金額は、それぞれ623円、578円となっている。また、「賃金構造基本統計調査」(59年6月)による製造業の女子パートタイム労働者の1時間当たりの賃金は、540円となっており、女子家内労働者の工賃は女子パートタイム労働者の賃金の6割となっている。これは、一般的に家内労働が家事労働の合間に行われ、また作業は自己管理の下に行われている等の影響によるものと思われる。

第7表 家内労働者と雇用労働者の労働条件の比較

区分		性別	年齢	経験 (勤続 年数)	1時間 当たり の工賃 ・賃金 額	1か月 当たり の工賃 ・賃金 額	1日当 たりの 就業・ 労働時 間数	1か月 当たりの 就業・ 労働 日数
家内 労働者	家内労働実態調査 (昭和59年9月分)	計	歳 年月	年 月	円	千円	時間	日
		男子	52.2	18.11	887	240.8	10.7	24.6
		女子	43.8	7.4	324	39.7	6.1	20.7
雇用 労働者	毎月労働統計調査 (昭和59年9月分) 製造業 規模5~29人	計	—	—	953	176.5	8.0	23.3
		男子	—	—	1,175	231.8	8.4	23.6
		女子	—	—	623	106.0	7.5	22.8
パート 労働者	毎月労働統計特別調査 (昭和59年7月分) 製造業 規模1~4人	計	—	—	852	157.5	7.7	24.0
		男子	—	—	1,025	206.8	8.2	24.6
		女子	—	—	578	95.6	7.1	23.3
賃金構造基本統計調査 (昭和59年6月分)	製造業(企業規模計)	女子	42.5	4.0	540	86.9	7	23

第30図 家内労働者の工賃とパートタイム労働者の賃金の推移
(1時間当たりの平均工賃額及び平均賃金額)

資料出所 労働省「家内労働実態調査」，同「賃金構造基本統計調査」

なお、「家内労働実態調査」(59年)により、家内労働を続けるうえでの委託者に対する家内労働者の希望をみると、「工賃を上げてほしい」が81.2%と最も多く、次いで「継続的に仕事がほしい」が35.5%、「仕事量を増やしてほしい」が13.8%となっており、この傾向は男女別にみてもほとんど同じであり、男女共に工賃については高い関心を示している。

女子家内労働者の工賃と女子パートタイム労働者の賃金とを長期的にみると、1時間当たりの工賃額及び賃金額は毎年上界をみているが、女子家内労働者の工賃は女子パートタイム労働者の賃金の6割程度で推移しており、この10年間ほとんど変化がみられない(第7表、第30図)。

(3) 諸外国の家内労働の状況

欧米主要国の家内労働の実態の把握については、我が国同様、その正確な数字の把握は困難であるが、家内労働者の多い衣服産業について、ILOがとりまとめた「衣服産業における請負制労働」(1980年)によると、衣服産業における家内労働者数は、フランスにおいて2万人(1977年)、スイスは3,283人(1978年)、西ドイツは14,923人(1978年)、オーストリアは2,257人(1977年)、オランダは2,300人(1976年)、スウェーデンは700人(1974年)いたとされており、またイタリアは3万5千人から4万人、ノルウェーは約1,300人、ベルギーは約4,000人であり、イギリスでは1972年に衣服産業のための10の賃金評議会が保護を行った18,520人の労働者のうち5%が家内労働者であったとされている。また、同資料によると欧米のほか、メキシコ(5,000の衣服工場)、香港(中小衣服企業の約3分の1)、インド(アーメダバード約2万人、グジャラト5万人)などにも衣服産業に家内労働者がおり、さらにソビエト、ハンガリー及びポーランドなどの東欧諸国においても、衣服製造に従事する家内労働者がいるとされている。

さらに、西欧諸国の最近の家内労働者の状況(ILO事務局調べ)をみると、次のとおりである。

① フランス

家内労働者数は、1960年には116,000人（男子15,000人、女子101,000人）であったが、1980年には34,061人（男子4,315人、女子29,746人）へと、20年間で70%強の減少をみている。これは、主に繊維・衣服部門での減少が大きかったことによる。

男女別には、女子が圧倒的に多く、87%を占めている。

家内労働者が従事する主な業種は、繊維・衣服、皮革、履物、プラスチック工業、水産加工業、時計工業などである。

② 西ドイツ

1980年に把握した家内労働者数は148,306人（男子14,953人、女子133,353人）であり、1965年の家内労働者数230,413人（男子24,314人、女子206,099人）と比較すると、約36%の減少となっている。

男女別構成比は、1980年では男子10%に対し、女子90%であるが、1974年と比較すると、男子は8%から10%へ2ポイント増加している。

業種別には、ほとんどの業種で減少しているが、化学・ガラス工業においてはわずかに増加し、また、第三次産業では1974年の3,458人から1980年の4,116人へと増加している。

③ スイス

製造部門を対象とした調査で、家内労働者数は、1977年には22,187人、1981年には18,788人であり、毎年減少している。男女別には、男子が1,296人であるのに対し、女子が17,492人であり圧倒的（93%）に女子が多い。業種別には、時計工業が3,301人、衣服工業が3,153人、繊維工業が2,337人、機械工業が3,773人であり、これら4業種で全家内労働者の7割弱を占めている。また、業種ごとの労働力人口中に占める家内労働者の割合の高い業種としては、衣服工業で10.9%、時計工業で10.2%となっている。

④ その他

イギリスでは、1980年に行った国勢調査で、20～40万人の家内労働者を把握したが、これは1960年の同調査で把握した150万人と比べ、かなり

減少している。しかし、将来はサービス部門での家内労働者の増加が見込まれている。

イタリアでは、公式の統計による家内労働者は 118,000 人であるが、実際には 170 万人程度存在しているとみられる（これは、公式の調査においては、モグリ就労者—無申告就労者等—一数が把握されないためである）。

オーストリアでは、1981年には、3,641人の家内労働者が把握されており、業種別には、繊維工業 1,520 人、衣服産業 705 人、電気産業 418 人、鉄・金属製品製造業 371 人などとなっている。

III. 婦人労働対策の概況

1. 「国連婦人の10年」最終年における啓発活動の展開

国際連合は、1975年の国際婦人年に続く1976年から85年までを「国連婦人の10年」とすることを宣言した。この間、国連、ILOをはじめ各国においても男女平等の実現を目指す行動計画が策定され、目標達成のための活発な活動が展開された。

我が国においても、昭和52年に「国内行動計画」を、また、56年には「婦人に関する施策の推進のための『国内行動計画』後期重点目標」をとりまとめた。「国連婦人の10年」最終年に当たる60年においては、個人、団体が国内行動計画及び後期重点目標の残された課題の達成に向けて各方面において活発な活動を行うとともに、これまでの10年間の諸活動の成果を見直し、今後の活動の進め方について検討することを促すため、次のような施策を実施している。

○婦人週間の実施

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が目指しているあらゆる分野における男女平等の実現に向けての社会的気運の醸成を図るため、「あらゆる分野への男女の共同参加」をテーマとした本年4月第37回婦人週間に、各都道府県婦人少年室において広報啓発活動を実施した。

○日本婦人問題会議の開催

婦人問題に関する調査、研究、実践等の自発的活動を促すため、「あらゆる分野への男女の共同参加」を主題として、第10回日本婦人問題会議を5月に開催した。今年は「国連婦人の10年」の最終年に当たることから、これまでの成果を踏まえ、残された課題の達成と発展をめざして、「国連婦人の10年」に関する活動事例・意見発表、全体討論などを行った。

○婦人の地位向上会議の開催等

「国連婦人の10年」の課題の達成に向けてこの10年間に関係行政機関、

団体等が各地域で推進してきた諸活動の成果の見直しと評価を行うとともに、活動の推進に当たって生じた問題点、今後の活動の進め方について検討するため、各都道府県婦人少年室において婦人の地位向上会議を開催することとしている。また、婦人の政策決定参加を促進する特別活動を更に推進し、あらゆる機会をとらえその実現を促すこととしている。

2. 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

(1) 男女の均等な機会と待遇を確保するための法制の整備

アメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス等ほとんどの欧米諸国においては、国際婦人年とそれに続く「国連婦人の10年」の期間を中心に男女雇用機会均等法が整備されている。

また、1979年に国際連合は「女子差別撤廃条約」を採択したが、この条約の締約国数は徐々に増えてきており、昭和60年6月25日現在72か国となっている。

我が国においても、国内行動計画及び後期重点目標に沿って雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進に努めてきた。特に、「女子差別撤廃条約」の批准に向けて国内法制等諸条件の整備の一環として、雇用の分野における均等な機会と待遇を確保するための法整備を行った。

この問題については、婦人少年問題審議会において昭和53年以来審議が行われてきたが、同審議会は、昭和59年3月、審議結果をとりまとめ、審議の内容及び経過等を十分尊重し、「女子差別撤廃条約」批准のための条件整備として必要な法的整備を速やかに行うよう建議した。この建議をうけて、労働省は、我が国の社会、経済の現状を踏まえ、当面の立法措置として何が最も適切であるかを判断し、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案」を作成し、昭和59年5月14日に第101国会に提出した。同法（以下「整備法」という。）は60年5月17日に第102国会で可決成立した。

なお、「女子差別撤廃条約」については、批准承認案件が第102国会で提出され、6月24日に可決、批准書は6月25日国連事務総長に寄託され、

昭和 60 年 7 月 25 日から発効している。

整備法の概要は次のとおりである。

① 勤労婦人福祉法を抜本的に改正して「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）とし、

- 企業の募集、採用から定年、退職、解雇に至る雇用管理において、男女の均等な機会及び待遇を確保するために必要な事業主の責務として、募集、採用、配置、昇進における男女の均等取扱いについては努力規定、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇における女子であることを理由とする差別的取扱いについては禁止規定とするとともに、

- 都道府県婦人少年室長の助言、指導、勧告、機会均等調停委員会（新設）の調停といった紛争解決のための措置を新たに設け、

- 再雇用特別措置及び育児休業の普及のための国の援助といった女子労働者の就業に関する援助措置を新たに規定している。

② 労働基準法の一部改正を行い、

- 女子の時間外労働、休日労働、深夜業の規制を、一定の管理職及び専門職について廃止する等母性保護措置以外の女子保護措置について廃止又は緩和すること、

- 産前産後休業期間の延長、妊娠婦が請求した場合の時間外労働等の禁止等、母性保護措置を拡充すること、

としている。

男女雇用機会均等法及び改正労働基準法は 61 年 4 月 1 日から施行されるが、施行までに同法に基づく省令、指針を関係審議会に諮った上で策定することとしている。

60 年度における婦人行政の最重点施策として、法律、省令及び指針の趣旨、内容等を労使をはじめ関係者、特に事業主に対して周知を図るための広報、啓発活動を実施することとし、7 月に 1 か月間の特別広報啓発活動を実施するとともに、施行直前の時期においても省令、指針の周知を図ることと

している。

(2) 女子雇用管理改善のための行政指導の推進

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇を確保するため、各都道府県婦人少年室に配置されている婦人雇用コンサルタントの活用等により、女子の雇用管理の改善が図られるよう企業等に対し必要な啓発、相談指導を実施している。

また、女子の雇用管理全般についての改善に資するため、58年度から、女子労働者の採用、配置、昇進・昇格、教育訓練、退職などの雇用管理の方法や事例等を体系的、総合的に解説した「女子雇用管理ハンドブック」を業種別に作成している。

イ. 男女別定年制等解消のための改善指導

合理的な理由なく定年年齢に男女の差を設ける制度及び結婚・妊娠・出産退職制等女子のみに適用される退職制度の解消を図るため、昭和52年に「若年定年制、結婚退職制等改善年次計画」を策定し、男女別定年制のある企業を対象に、集団指導、改善勧告を実施するとともに、必要に応じ企業を訪問して個別指導を実施する等積極的に改善指導を推進してきた。

この結果、59年度末までに全指導対象企業の7割強において差別的制度が廃止された。特に、女子の定年年齢が40歳未満の男女別定年制又は結婚・妊娠・出産退職制等のある企業の9割において、これらの制度が廃止された。

しかし、まだかなりの企業において、男女別定年制等が残存しており、男女雇用機会均等法においては、定年・退職・解雇についての差別的取扱いを禁止していることを勘案して、60年度は男女雇用機会均等法の施行に向けての積極的な改善指導を進めることとしている。

ロ. 4年制大卒女子の就職問題に関する啓発指導

4年制大卒女子については、女子の教育水準の向上を反映してその数が増加するとともに、就職希望率も高まっているにもかかわらず、これを受け入れる企業の体制は十分整備されているとはいえず、男子と等しい雇用機会が

与えられているとは言い難い状況にある。

このため、男女雇用機会均等法の周知のための諸活動の一環として、企業に対し雇用管理を改善し、4年制大卒女子を積極的に活用するよう要請するとともに、4年制大学に在学する女子で就職を希望する者に対し、職業意識の向上を図るための啓発指導等を行っている。

3. パートタイム労働対策の推進をはじめとする女子の就業パターンの多様化に応じた施策の推進

(1) パートタイム労働対策の推進

パートタイム労働者は、最近、著しく増加しており、今後とも増加傾向は続くものとみられているが、これらパートタイム労働者の処遇及び労働条件等については、雇入れに際して労働条件が不明確であること等種々の問題点が指摘されている。

このため、パートタイム労働者の労働条件の改善、雇用の安定等の見地から、59年12月、「パートタイム労働対策要綱」を策定し、これに基づき労使に対する啓発指導等を行っている。

主な対策は次のとおりである。

① 労働条件の確保

パートタイム労働者についても、原則として労働基準法等労働関係法令が適用されることの周知徹底を図るほか、パートタイム労働者の労働条件の明確化・労働時間管理等の適正化等のための施策を推進している。特に、賃金、労働時間等主要な労働条件を明らかにした書面（「雇入通知書」という。）のモデル様式を策定し、その本格的な普及を図っている。

② 職業紹介、雇用相談等

パートタイム労働者の増加に対処するため、56年度からパートタイム労働者の職業紹介を専門に取り扱う「パートバンク」の設置を推進し（59年度までに大都市圏及び地方中核都市を中心に27所設置。さらに、60年度には5所を増設予定），専門の相談員による職業相談、雇用労務相談を実施することにより、パートタイム雇用に関する総合的なサービスの提供を図っ

ている。

また、公共職業安定所では、パートタイム労働者等の円滑な入職と職場適応の向上を図るため、職業に関する知識等を付与する「パートタイマー職業教室」を実施している。

さらに、パートタイム就労希望者の就職を援助するため、働く婦人の家及び婦人就業援助施設における事業については、パートタイム就労希望者の増加に配慮したものとなるよう運営指導を行うとともに、パートタイム就労希望者を対象とした就職準備のための講座等を実施している。

③ パートタイム労働旬間の実施

パートタイム労働対策要綱の実効を期するため、60年度からパートタイム労働旬間を11月上旬に実施することとし、婦人局、労働基準局、職業安定局が連携を図り、要綱に基づく啓発指導を行うこととしている。

(2) 婦人就業援助対策の推進

1. 婦人就業援助施設における事業の推進

婦人の就業ニーズは多様化しつつ高まっているが、就業を希望する婦人の多くは、職業に関する情報や知識に乏しく、また、就業に必要な技能を身につけていないため、そのニーズに対応した就業援助対策の充実が求められている。

このため、昭和54年度より地方公共団体が設置する婦人就業援助施設（59年度現在52か所）に対し国の補助を行い、就業を希望する婦人に対し、タイプ、経理事務、病人介護、縫製などの就業に必要な技術講習等を実施するとともに、就業に関する広範な相談・指導を行っている。

ロ. 母子家庭の母等就業援助対策の推進

母子家庭の母等は高い就業率を示しているが、乳幼児等家族の世話をすることの必要があること、職業経験が乏しく、技能が十分でないことから、条件の良い就職を妨げられている場合が多いため、次の就業援助対策を講じている。

① 婦人就業援助施設における技術講習を受講する母子家庭の母等に対する受講旅費の支給（最高日額1,470円）。

- ② 寡婦等担当職業相談員（195人）による職業相談の実施。
- ③ 公共職業安定所長の指示により公共職業訓練又は職場適応訓練を受講する母子家庭の母等に対する訓練手当の支給（平均月額108,950円）。
- ④ 母子家庭の母等を公共職業安定所の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給（雇用者1人につき賃金の4分の1相当額、ただし中小企業は3分の1）。
- ⑤ 母子家庭の母等に対し、委託を受けて職場適応訓練を実施する事業主に対する職場適応訓練費の支給（訓練生1人につき月額17,800円）。
- ⑥ 夫が業務災害又は通勤災害の被災者の場合、就学している者あるいは要保育児童のいる母子家庭の母等に対する労災就学援護費、労災就労保育援護費の支給（労災就学援護費月額小学校在学者1人5,000円、中学校7,000円、高等学校9,000円、大学等19,000円、労災就労保育援護費要保育児童1人につき月額5,000円）。
- ⑦ 母子家庭の母等及び寡婦の就業援助に関する諸制度の周知と雇用促進について社会一般の気運の醸成を図るために啓発活動の実施。

（3）再雇用特別措置等再就職援助対策に関する調査研究

かつて若年未婚者が中心であった女子労働者も、長期間勤続し職場でのキャリアを形成していく者、結婚または出産を機に一時退職し育児負担が軽くなった時に再就職する者などその就業パターンは多様化している。また、勤務形態も多様化し、フルタイム労働者のみならず、パートタイム労働者も増加している。

このような女子の就業パターンや勤務形態の多様化に対応し、就業に関する環境条件の整備を図るために、就業ニーズ、就業実態、問題点等の把握に努めることとし、60年度においては、出産、育児を契機に一時退職し、育児負担が軽くなった時に元の職場に復帰する型を希望する者が多いことから、再雇用特別措置の望ましいあり方を示すとともに、再就職を容易にするための条件整備等についての調査研究を行うこととしている。

4. 女子の能力開発

職業訓練は、国、都道府県、雇用促進事業団等の行う公共職業訓練と事業主やその団体等民間で行われる職業訓練に大別される。

公共職業訓練施設が行う職業訓練には、養成訓練、向上訓練、能力再開発訓練の3種類があり、これらの訓練を行う施設は全国で383校で昭和59年度における職業訓練実施規模は約33万人であった。

公共職業訓練施設への入校者に占める女子の割合は、養成訓練では13.3%（59年度）、能力再開発訓練では36.1%（58年度）となっている。訓練科目別には、洋裁科、トレイス科、和裁科、英文タイプ科、販売科等で女子の割合が高い。

民間における職業訓練で、公共職業訓練と同水準の教科、訓練期間、設備等によって行う認定職業訓練は、事業主が単独で行うものが約270所、事業主の団体で行うものが約880所である。59年4月に在校した養成訓練の訓練生のうち、女子は23.2%（前年21.2%）である。訓練科目別には、和裁科、洋裁科、美容科の3科で全体の8割を占めている。

5. 女子労働者の出産、育児等に関する環境条件整備の推進

（1）育児休業制度の普及促進

有配偶女子労働者の増加等に伴い、乳幼児を有する女子労働者が子供を健全に育てつつ職業が継続できるよう、育児のため休業した後復職できる育児休業制度の普及促進を図っている。

そのため、育児休業制度普及促進旬間（6月1日～10日）を実施するとともに、雇用保険法に基づいて一定の要件を備えた育児休業制度を新たに導入する企業に対して「育児休業奨励金」（中小企業初年次60万円、2年次40万円、大企業初年次45万円、2年次35万円）を、また、民間医療施設等に雇用される看護婦等で育児休業を取得するのに労働社会保険料の被保険者負担分に相当する額以上の賃金を支払う等一定の要件を備えた事業主に対して「特定職種育児休業利用助成給付金」（育児休業取得女子労働者1人1か月当たり5,610円）を支給している。

さらに、60年度において育児休業制度普及指導員を32婦人少年室に配置し、育児休業制度に関する相談、指導体制の充実を図っている。

(2) 保育施設

女子労働者が職業生活と家庭生活の調和を図るうえで、育児の負担は大きな問題となっているので、その解決策の一つとして保育所の整備拡充が図られている。児童福祉法の規定に基づいて設置・運営される認可保育所に対しては、「児童福祉施設最低基準」を定め、その設備・運営等が一定の水準を保持できるように指導監督するとともに、設備費と運営費の補助が行われ、施設の整備・運営の充実が図られている。昭和59年10月現在で施設数は約22900か所、在籍児童数は約187万人を数えている。

なお、児童福祉法の一部改正（施行56年6月25日）により、ベビーホテルを含む無認可の児童福祉施設に対する厚生大臣、都道府県知事の報告収取、立入調査の権限等が与えられ、ベビーホテルを含む無認可保育施設に対する指導・監督の強化が図られるとともに、都市部を中心として認可保育所における保育時間の延長（59年度末現在297か所）や夜間保育のモデル実施（59年度末現在17か所）等が行われている。

(3) 母性健康管理対策の推進

1. 労働基準法上の母性保護

女子労働者は、労働基準法により、産前は申し出により6週間以内、産後は原則として6週間の休業が認められる。また、妊娠中他の軽易業務への転換を請求することができる。産前産後休業をとる女子労働者については、その休業期間及びその後30日間の解雇を禁止することによって、さらに保護している。また、生後1年未満の生児を育てる女子労働者は、休憩時間とは別に1日2回各30分の育児時間をとることができる。労働省においては、これらの労働基準法の規定が遵守されるよう事業主及び労働者に対し、監督、指導を行っている。

なお、昭和61年4月1日からは、改正労働基準法が施行され、

- ① 多胎妊娠の場合は産前休業が10週間以内となる、

- ② 産後休業が8週間に延長され、うち強制休業も6週間となる。
- ③ 妊産婦が請求した場合は、時間外労働、休日労働及び深夜業が禁止される、

こととなっている。

□、勤労婦人福祉法上の母性健康管理

勤労婦人福祉法（昭和61年4月1日から「男女雇用機会均等法」に改正）では、妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置を行うよう事業主に要請している。その内容は、①事業主は、その雇用する女子労働者が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保できるように配慮すること、②その保健指導等により指導された事項を守ることができるように必要な措置を講ずることとなっている。

勤労婦人福祉法に規定する措置については具体的な母性健康管理指導基準を定め、事業主や女子労働者に対し指導を行っている。また、都道府県婦人少年室に母性健康管理指導医を配置し、専門的立場から指導・助言を行っている。さらに、女子労働者を50人程度以上使用している事業場の事業主に対し、自動的な母性健康管理体制の整備を図るため、母性健康管理推進者の設置を奨励しており、その資質向上のためのセミナーを実施している。

(4) 母性給付

健康保険では、出産した女子労働者に対し分娩費（被保険者が分娩した場合、一時金として標準報酬月額の半額を支給。なお、最低限度額は60年4月1日から15万円が20万円に引き上げられた。）、出産手当金（被保険者が分娩の前後各42日、労働に従事しないため給与の支払いを受けなかった期間、1日につき標準報酬日額の60%を支給）、育児手当金（被保険者が分娩した子供を引き続き育てる場合、一時金として2000円）を支給している。

なお、出産手当金は、昭和61年4月1日から、労働基準法の改正に伴い支給期間が延長されることになっている。

(5) 働く婦人の家

働く婦人の家は地方公共団体が設置する女子労働者のための福祉施設であり、その設置に対して国の補助を行っている。

働く婦人の家では、女子労働者の福祉の増進を図るため、女子労働者に対し相談や指導、講習等を実施し、休養、レクリエーションの場の提供などを行っている。働く婦人の家は59年度末現在全国180か所で、60年度の設置予定は14か所である。

6. 家内労働対策

家内労働者の労働条件の改善を図るため、次のような対策を推進するほか家内労働旬間（5月21日～5月31日）を設け、家内労働法の周知徹底と遵法意識の高揚に努めている。

(1) 最低工賃の履行確保等

イ. 家内労働手帳の普及

家内労働手帳は、委託条件を明確にするために、委託者が家内労働者に仕事を委託するときに委託者の責任において家内労働者に交付し、工賃単価、納入させる物品の数量などを記入しなければならないことになっており、この普及促進に努めている。

ロ. 工賃支払の確保

委託者は工賃を、原則として通貨で全額、納品された日から1ヶ月以内に支払わなければならないことになっており、その支払が確保されるよう監督指導を行っている。

ハ. 最低工賃の決定

工賃の低廉な家内労働者について工賃の改善を図るため、地方家内労働審議会等の審議に基づき、最低工賃を決定している。最低工賃が決定されると、委託者は最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。なお、最低工賃は、昭和60年5月31日現在192件決定されている。

ニ. 就業時間の適正化

長時間の就業による健康阻害や家内労働者相互間の過当競争による工賃低

下を防止するため、その適正化を図るよう行政指導を行っている。

(2) その他の対策

イ. 安全及び衛生の確保

危険有害業務に従事する家内労働者の安全及び衛生の確保に努めるとともに、委託者団体による自主的家内労働災害防止活動の促進を図っている。また、粉じん作業、有機溶剤作業、鉛作業に従事するものについては、特殊健康診断を実施して、職業性疾病の実態の把握とその発生の防止に努めている。

ロ. 労災保険特別加入の促進

プレス機械や動力織機などを使用する危険な作業や有機溶剤や鉛を使用する有害な業務に従事する家内労働者は、労災保険に特別加入することができるようになっており、その加入の促進を図っている。

7. 労働者家族福祉対策の推進

(1) 単身赴任問題等労働者家族福祉対策の検討

高齢化の進展、核家族化等を背景として、労働者の家庭生活をめぐる問題が増加かつ複雑化してきている。

特に、近年、社会経済活動の広域化とともに、労働者の転居を伴う配置転換が増加する中で「単身赴任」が増加しているが、単身赴任が本人及び留守家族に与える影響は大きい。

そこで、単身赴任問題を含む現代の労働者家族の抱える問題を把握するため調査研究を行い、労働者家族福祉対策の検討を進めている。

(2) 婦人労働能力活用事業（ファミリー・サービス・クラブ）の推進

自らの生きがいの充実や社会参加を希望する婦人に対して、近隣地域において相互扶助の仕組みの下に老人・子供の世話、家事等の家庭内における援助を行うこと（相互援助活動）を推進することにより、婦人が雇用関係でない就業を通じて、自己の労働能力を活用し、それによって追加的な収入を得るとともに、婦人及び家族の福祉の増進を図ることを目的として、婦人労働能力活用事業を57年度から推進している。

本事業の対象者は、相互援助活動を行うことを希望する勤労者家庭の婦人

等であって、全地婦連が地域ごとに組織する地域ファミリー・サービス・クラブの会員である。

本事業は、ファミリー・サービス・クラブの会員間で相互援助活動を行い、援助を受けた会員は、一定の報酬を支払うことを内容とする。

8. 労働時間対策

婦人の職業と家庭責任の両立を図るうえで、労働時間短縮により労働環境の整備が進むことが望ましい。

労働省としては、労働時間短縮を進めるため、55年12月に「週休二日制等労働時間対策推進計画」を策定し、同計画に基づき積極的な行政指導に努めてきたが、その後の推移を踏まえ、引き続き昭和60年代前半における積極的な展開を図るため、60年6月「中央労働基準審議会」の了承を得て、新たに「労働時間短縮の展望と指針」を策定した。

今後はこれに基づき、週休2日制の普及を最も基本とし、年次有給休暇の消化促進及び連続休暇の定着、所定外労働時間の短縮を重点として、労働時間短縮を推進することとしている。

付屬統計表

付 屬 統 計 表

目 次

(就労状況等)

付表 1	15歳以上人口、労働力人口、非労働力人口の推移	付 1
付表 2	年齢階級別労働力人口及び労働力率の推移	付 2
付表 3	世帯の種類別女子労働力率の推移	付 4
付表 4	雇用者世帯における年齢階級別女子労働力率の推移	付 4
付表 5	主な活動状態別女子非労働力人口の推移	付 5
付表 6	完全失業者数、完全失業率の推移	付 6
付表 7	年齢階級別女子完全失業者数及び完全失業率	付 6
付表 8	産業別就業者数及び構成比の推移	付 7
付表 9	従業上の地位別就業者数、構成比の推移	付 8

(雇用状況等)

付表 10	産業別雇用者数、構成比及び雇用者総数に占める女子の割合の推移	付 10
付表 11	職業別雇用者数、構成比及び雇用者総数に占める女子の割合の推移	付 12
付表 12	産業大分類別女子雇用者数の推移	付 14
付表 13	製造業、卸売・小売業、サービス業における中分類別女子雇用者数の変化	付 15
付表 14	職業別女子雇用者数の変化	付 16
付表 15	規模別雇用者数及び構成比の推移(非農林業)	付 18
付表 16	年齢階級別、規模別女子雇用者数(非農林業)	付 20
付表 17	雇用形態別雇用者数及び構成比の推移(非農林業)	付 21
付表 18	有配偶女子の就業状態の推移	付 22
付表 19	配偶關係別女子労働力率	付 22
付表 20	年齢階級別、配偶關係別女子労働力率	付 23
付表 21	配偶關係別女子雇用者数及び構成比の推移(非農林業)	付 23
付表 22	年齢階級別雇用者数、構成比及び15歳以上人口に占める雇用者の割合の推移	付 24

付表 23 平均年齢及び平均勤続年数の推移	付 26
付表 24 年齢階級別平均勤続年数の推移(民営)	付 26
付表 25 短時間雇用者数の推移(非農林業)	付 27
付表 26 女子の産業別短時間雇用者数及び雇用者総数に占める短時間雇用者の割合の推移(非農林業)	付 28
付表 27 女子の規模別短時間雇用者数及び雇用者総数に占める短時間雇用者の割合の推移	付 29
付表 28 学歴別新規学卒就職者数、構成比及び就職率の推移	付 30
付表 29 女子新規学卒就職者の産業別構成比	付 32
付表 30 4年制大学卒業者の職業別就職状況	付 33
付表 31 学校種類別進学率の推移	付 34
付表 32 大学生在学中の関係学科別構成比の推移	付 35
付表 33 中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移	付 36
付表 34 一般及びパートタイム労働者の職業紹介状況の推移(月平均)	付 37
付表 35 雇用形態別入職・離職状況の推移	付 38
付表 36 女子の離職理由の推移	付 40
付表 37 女子パートタイム労働者の入職状況の推移	付 41
付表 38 女子パートタイム労働者の離職状況の推移	付 41
付表 39 女子パートタイム労働者の就業の勤機別入職状況	付 42
付表 40 パートタイム労働者等の所定労働時間	付 42
付表 41 パートタイム労働者等の所定勤務日数	付 42
付表 42 パートタイム労働者等の採用理由	付 43
付表 43 パートタイム労働者等の雇用契約の期間別企業数の割合	付 44
付表 44 パートタイム労働者等の労働条件	付 46
(労働条件等)	
付表 45 1人平均月間給与額及び男女間格差の推移	付 47
付表 46 産業別1人平均月間現金給与額及び男女間格差	付 48
付表 47 きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び男女間格差の推移	付 49
付表 48 年齢階級別所定内給与額、年齢間格差及び男女間格差	付 49
付表 49 所定内給与額の年齢階級別男女間格差の推移	付 50

付表 50	標準的労働者の年齢階級別所定内給与額、年齢間格差及び男女間格差	付 51
付表 51	中途採用者の初給賃金、年齢間格差及び男女間格差	付 52
付表 52	新規学卒者の初任給額	付 53
付表 53	女子パートタイム労働者の年齢階級別、産業別及び規模別1時間当たり所定内給与額の推移	付 54
付表 54	女子パートタイム労働者の年間賃与その他特別給与額の推移	付 54
付表 55	産業別、規模別女子パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間数及び実労働日数の推移	付 55
付表 56	産業別月間実労働時間数及び出勤日数	付 56
付表 57	月間実労働時間数及び出勤日数の推移	付 58
付表 58	主な週休制の形態別企業数及び週休制の形態別労働者数構成比の推移	付 59
付表 59	労働者世帯の家計収入	付 60
付表 60	共働き世帯、非共働き世帯別収支金額及び構成比	付 61
付表 61	夫と妻の就業状態別妻数	付 62
付表 62	雇用者増加の要因分解	付 63
(就業意識等)		
付表 63	女子及び世帯主の配偶者(女子)の有業者数、有業率、無業者数、就業希望者数、就業希望率及び有業・就業希望率の推移	付 64
付表 64	女子無業者の年齢階級別就業希望者数及び就業希望率の推移	付 65
付表 65	女子無業者の希望する仕事の形態別就業希望者数及び構成比の推移	付 66
付表 66	就業希望者のうち「短時間勤務で雇われたい」女子の年齢階級別入数及び構成比	付 67
付表 67	女子新規就業者及び就業希望者の就業(希望)理由	付 67
付表 68	産業別、規模別、女子のみに適用される再雇用制度の有無別事業所数の割合	付 68
付表 69	産業、規模及び女子再雇用制度導入理由別企業数の割合	付 69
付表 70	産業、規模及び再雇用制度導入の効果の有無別企業数の割合	付 70

(女子労働者の雇用管理)

付表 71 男女とも採用した企業についての採用条件の相違別企業数の割合	付 70
付表 72 産業、女子を配置していない仕事の有無及びその仕事の特徴別企業数の割合	付 72
付表 73 配置転換の実施状況別企業数の割合	付 73
付表 74 教育訓練の実施状況	付 74
付表 75 福利厚生の措置状況	付 75
付表 76 定年制の有無及び決め方別企業構成比	付 76
付表 77 男女別定年制における定年年齢別企業構成比	付 77

(ME化と女子労働)

付表 78 導入状況及び工程における採用数の増減別工程割合	付 78
付表 79 技能の変化及び工程における労働者構成の変化状況別工程割合	付 79
付表 80 OA機器等の導入に伴う事業作業形態の変化状況別企業の割合	付 80
付表 81 OA機器等の使用状況別労働者の割合	付 82
付表 82 「らくになった」及び「きつくなった」内容別労働者の割合	付 83
付表 83 OA機器等の使用にあたって受けた教育訓練の方法及び成果別労働者の割合	付 83

(家内労働関係)

付表 84 家内労働従事者数、家内労働者数及び補助者数の推移	付 84
付表 85 業種別、男女別家内労働者数の推移	付 86

(生 活 時 間)

付表 86 男女、有業、無業、行動の種類別平均時間数	付 87
付表 87 女子雇用者の行動の種類別平均時間数	付 88

(母性保護等)

付表 88 女子労働者及び有夫者に対する出産者の割合	付 89
付表 89 1人平均産前産後休業日数	付 89
付表 90 妊娠中の軽易業務転換及び育児時間請求者の割合	付 89
付表 91 生理休暇の請求状況	付 90
付表 92 母性保護規定等の実施事業所の割合	付 90
付表 93 育児休業制度実施事業所の割合	付 90

付表 94 妊娠・出産による退職者の割合	付 90
(そ の 他)	
付表 95 産業別労働組合数及び組合員数	付 91
付表 96 労働組合員数及び推定組織率の推移	付 92
付表 97 健康保険等による分娩費給付決定件数	付 92
付表 98 出産手当金1件平均給付額及び給付日数の推移	付 93
付表 99 認可保育所数及び在籍児童数の推移	付 93
付表100 人口動態の推移	付 94
付表101 主要国の労働力人口、労働力率、雇用者数及び総数に占める女子の割合	付 96
付表102 主要国の年齢階級別労働力人口及び労働力率	付 98
付表103 主要国の中業上の地位別就業者数の構成比	付 100
付表104 主要国の産業別雇用者数及び構成比	付 102
付表105 主要国の職業別雇用者数及び構成比	付 104
付表106 主要国の非農業部門の男女間賃金格差	付 106
付表107 主要国のパートタイム労働比率	付 108
付表108 働く婦人の家設置状況	付 109
付表109 パートバンク設置状況	付 111
付表110 ファミリー・サービス・クラブ設置状況	付 112
(参 考)	
婦人労働関係判例	付 113

付表1 15歳以上人口、労働力人口、非労働力人口の推移

区分	15歳以上 人口(A)	労働力 人口(B)	非労働力 人口	労働力率 個／(A)	労働力人口の 男女別構成比
総数	万人	万人	万人	%	%
	昭和35年 6,520	4,511	1,998	69.2	100.0
	40 7,287	4,787	2,497	65.7	100.0
	45 7,885	5,153	2,723	65.4	100.0
	49 8,341	5,310	3,038	63.7	100.0
	50 8,443	5,323	3,095	63.0	100.0
	51 8,540	5,378	3,139	63.0	100.0
	52 8,631	5,452	3,157	63.2	100.0
	53 8,726	5,532	3,169	63.4	100.0
	54 8,824	5,593	3,200	63.4	100.0
	55 8,932	5,650	3,249	63.3	100.0
	56 9,017	5,707	3,279	63.3	100.0
	57 9,116	5,774	3,309	63.3	100.0
	58 9,232	5,889	3,305	63.8	100.0
	59 9,347	5,927	3,373	63.4	100.0
女性	昭和35年 3,370	1,838	1,526	54.5	40.7
	40 3,758	1,903	1,853	50.6	39.8
	45 4,060	2,024	2,032	49.9	39.3
	49 4,296	1,999	2,282	46.5	37.7
	50 4,344	1,987	2,342	45.7	37.3
	51 4,392	2,010	2,366	45.8	37.4
	52 4,438	2,070	2,353	46.6	38.0
	53 4,487	2,125	2,350	47.4	38.4
	54 4,536	2,160	2,364	47.6	38.6
	55 4,591	2,185	2,391	47.6	38.7
	56 4,634	2,209	2,411	47.7	38.7
	57 4,687	2,252	2,420	48.0	39.0
	58 4,746	2,324	2,404	49.0	39.5
	59 4,804	2,347	2,436	48.9	39.6
男性	昭和35年 3,151	2,673	472	84.8	59.3
	40 3,529	2,884	644	81.7	60.2
	45 3,825	3,129	691	81.8	60.7
	49 4,046	3,311	725	81.8	62.4
	50 4,099	3,336	754	81.4	62.7
	51 4,147	3,368	772	81.2	62.6
	52 4,193	3,581	805	80.6	62.0
	53 4,239	3,406	820	80.3	61.6
	54 4,288	3,437	836	80.2	61.4
	55 4,341	3,465	859	79.8	61.3
	56 4,384	3,498	868	79.8	61.3
	57 4,430	3,522	889	79.5	61.0
	58 4,486	3,564	901	79.4	60.5
	59 4,544	3,580	937	78.8	60.4

資料出所 準務序統計局「労働力調査」

付表2 年齢階級別労働力

区分		総数	15~ 19歳	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50~ 54	55~ 59	60~ 64	65歳 以上
労働力	昭35	1,838	219	277	217	216	200		457		162		80
	40	1,903	191	325	204	205	226		506		172		75
	45	2,024	153	374	208	201	234	235	199	153	116	77	73
	49	1,999	95	319	217	210	229	243	226	176	122	87	75
	50	1,987	85	301	226	204	227	245	227	182	126	89	76
	51	2,010	74	287	249	196	232	251	231	190	132	89	79
	52	2,070	77	279	253	208	243	261	239	197	137	92	83
	53	2,125	79	273	242	227	255	265	251	204	146	93	89
	54	2,160	73	276	233	237	271	266	255	211	152	94	92
	55	2,185	74	273	223	255	268	268	261	216	156	97	95
	56	2,209	72	272	215	274	258	274	267	218	160	99	99
	57	2,252	70	275	210	272	268	286	274	225	166	103	105
	58	2,324	78	281	210	261	287	300	279	235	175	110	109
	59	2,347	79	284	212	244	297	316	277	239	178	111	111
人口	昭35	2,673	234	325	360	368	275		678		304		144
	40	2,884	201	400	395	386	363		681		306		153
	45	3,129	148	434	435	403	400	357	257	206	186	145	158
	49	3,311	97	378	489	458	412	396	341	234	187	154	168
	50	3,336	83	351	521	454	412	401	351	250	190	154	169
	51	3,568	77	329	554	433	418	407	362	272	190	156	170
	52	3,381	74	305	540	444	427	411	373	292	192	153	172
	53	3,406	74	293	502	469	437	412	382	310	200	152	175
	54	3,437	74	284	467	492	456	408	387	328	215	148	179
	55	3,465	73	279	440	521	450	407	391	340	228	151	184
	56	3,498	73	281	419	551	429	411	399	349	247	150	189
	57	3,522	77	280	402	541	441	423	401	357	265	152	183
	58	3,564	84	286	390	510	469	431	402	365	284	155	188
	59	3,580	82	289	384	474	492	450	397	369	297	163	185

資料出所 総務省統計局「労働力調査」

注) 昭和35、40年の年齢階級別内訳の数字は時系列接続用に補正していない。

人口及び労働力率の推移

区分		総数	15~ 19歳	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50~ 54	55~ 59	60~ 64	65歳 以上
学 年 率	昭35	54.5	49.0	70.8	54.5	56.5	59.0		59.0		46.7		25.6
	40	50.6	35.8	70.2	49.0	51.1	59.6		60.2		45.5		21.6
	45	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	62.8	63.0	58.8	48.7	39.1	17.9
	49	46.5	23.9	65.9	43.3	44.9	54.7	60.6	62.4	57.5	49.0	37.8	15.7
	50	45.7	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3
	51	45.8	19.1	66.4	44.3	44.4	54.3	60.3	61.4	58.1	49.6	37.4	15.2
	52	46.6	19.8	67.6	46.0	46.2	55.5	62.1	62.2	58.5	49.8	38.2	15.3
	53	47.4	20.2	68.5	46.6	47.6	57.2	62.9	63.9	59.0	51.0	38.4	15.8
	54	47.6	18.6	69.9	48.2	47.5	58.2	63.8	64.1	59.1	50.7	38.8	15.6
	55	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8	15.5
	56	47.7	18.0	70.3	50.0	48.9	58.8	64.6	64.8	58.8	50.0	38.5	15.6
	57	48.0	17.2	71.1	51.0	49.5	59.7	65.7	65.9	59.4	50.3	38.6	16.0
	58	49.0	18.7	72.1	52.8	50.4	60.3	67.6	66.9	60.6	51.5	39.6	16.1
	59	48.9	18.5	72.4	53.9	50.6	59.6	68.1	67.1	61.0	50.9	38.0	15.9
労 働 率	昭35	84.8	52.7	87.8	95.5	96.6	96.2		95.9		85.6		56.9
	40	81.7	36.3	85.8	96.8	97.0	97.1		94.3		86.7		56.3
	45	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5	49.4
	49	81.8	23.6	77.9	97.2	98.3	98.1	98.0	97.2	95.9	92.1	80.2	45.7
	50	81.4	20.5	76.5	97.2	98.1	98.1	97.6	96.7	96.2	92.2	79.4	44.4
	51	81.2	19.1	75.1	97.5	98.0	98.1	97.4	96.8	96.8	91.5	80.0	43.1
	52	80.6	18.3	72.6	97.3	98.2	97.5	97.6	97.4	96.4	90.6	78.5	42.2
	53	80.3	18.1	71.6	96.2	97.7	98.0	97.6	97.2	95.7	90.9	78.4	41.5
	54	80.2	18.0	70.1	96.3	97.8	98.1	98.1	97.2	95.6	91.9	77.1	41.1
	55	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0
	56	79.8	17.4	70.3	96.3	97.7	97.7	97.4	97.1	95.6	91.1	76.5	41.0
	57	79.5	18.1	70.2	96.4	97.5	98.0	97.7	97.1	95.7	91.1	76.0	38.8
	58	79.4	19.1	71.0	96.5	97.5	97.9	97.5	97.1	95.8	91.3	74.9	38.9
	59	78.8	18.2	71.0	96.2	97.3	97.8	97.6	97.1	95.6	90.5	73.8	37.6

付表3 世帯の種類別女子労働力率の推移
(単位 %)

年	計	農家世帯	自営業世帯	雇用者世帯
昭和40年	50.6	69.2	58.7	56.0
45	49.9	62.9	60.4	59.5
49	46.5	59.1	58.8	57.9
50	45.7	58.7	58.7	57.2
51	45.8	58.4	59.1	58.0
52	46.6	59.0	60.0	59.2
53	47.4	59.2	60.8	40.5
54	47.6	60.0	61.4	41.0
55	47.6	59.6	61.2	41.9
56	47.7	59.3	61.6	42.4
57	48.0	60.3	63.2	43.2
58	49.0	60.4	63.9	44.8
59	48.9	60.3	64.1	45.2

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

付表4 雇用者世帯における年齢階級別女子労働力率の推移

(単位 %)

年	総数	15~19歳	20~24	25~29	30~34	35~39	40~54	55~64	65歳以上
昭和44年	39.1	30.4	63.6	33.6	33.8	42.8	46.9	26.5	7.8
45	39.5	28.3	64.5	33.5	33.7	43.3	47.4	26.7	9.3
49	37.9	17.9	59.1	35.0	35.5	42.9	48.5	30.8	9.7
50	37.2	16.3	58.9	32.4	32.8	42.4	48.4	31.4	9.0
51	38.0	14.8	60.5	34.6	33.5	43.6	49.2	32.4	9.5
52	39.2	15.2	62.3	36.0	36.3	45.2	50.7	32.2	9.4
53	40.3	15.5	63.4	37.1	37.6	47.5	52.1	33.6	10.1
54	41.0	14.6	65.5	38.9	37.8	49.0	53.0	33.9	9.9
55	41.9	15.1	66.5	40.4	39.0	49.7	54.4	34.7	9.7
56	42.4	15.5	67.5	41.3	39.8	51.7	55.2	33.9	9.3
57	43.2	15.1	68.5	42.0	40.5	52.4	56.3	34.6	9.7
58	44.8	15.9	69.7	44.8	41.9	53.7	58.4	36.4	9.7
59	45.2	15.5	70.7	46.6	42.4	52.9	59.7	35.9	9.4
	(38.1)	(14.4)	(64.9)	(40.8)	(33.7)	(41.6)	(50.5)	(30.1)	(6.9)

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) ()内は59年の女子雇用労働力率(当該年齢人口に占める非農林業雇用者の割合)

付表5 主な活動状態別女子非労働力人口の推移

区分	計	家事	通学	その他
非労働力人口(万人)	昭和35年	1,526	1,005	216
	40	1,853	1,188	341
	45	2,032	1,373	323
	49	2,282	1,561	334
	50	2,342	1,603	336
	51	2,366	1,601	348
	52	2,353	1,578	347
	53	2,350	1,554	357
	54	2,364	1,550	362
	55	2,391	1,560	370
	56	2,411	1,565	368
	57	2,420	1,547	379
	58	2,404	1,517	379
	59	2,436	1,516	391
構成比(%)	昭和35年	100.0	65.9(29.8)	1.4.2
	40	100.0	64.1(31.6)	1.8.4
	45	100.0	67.6(33.8)	1.5.9
	49	100.0	68.4(36.5)	1.4.6
	50	100.0	68.5(36.9)	1.4.4
	51	100.0	67.7(36.5)	1.4.7
	52	100.0	67.1(35.6)	1.4.7
	53	100.0	66.1(34.6)	1.5.2
	54	100.0	65.6(34.2)	1.5.3
	55	100.0	65.2(34.0)	1.5.5
	56	100.0	64.9(33.8)	1.5.3
	57	100.0	63.9(33.0)	1.5.7
	58	100.0	63.1(32.0)	1.5.8
	59	100.0	62.2(31.6)	1.6.1

資料出所 総務省統計局「労働力調査」

注) ()内は15歳以上人口に占める家事専業者の割合

付表6 完全失業者数、完全失業率の推移

年	完全失業者数(万人)			完全失業率%		
	総数	女	男	総数	女	男
昭和35年	75	31	44	1.7	1.7	1.6
40	57	25	32	1.2	1.3	1.1
45	59	21	38	1.1	1.0	1.2
49	73	26	47	1.4	1.3	1.4
50	100	34	66	1.9	1.7	2.0
51	108	34	74	2.0	1.7	2.2
52	110	38	72	2.0	1.8	2.1
53	124	43	81	2.2	2.0	2.4
54	117	43	74	2.1	2.0	2.2
55	114	43	71	2.0	2.0	2.0
56	126	47	79	2.2	2.1	2.3
57	136	52	84	2.4	2.3	2.4
58	156	61	95	2.6	2.6	2.7
59	161	65	96	2.7	2.8	2.7

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 完全失業率 = $\frac{\text{完全失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$

付表7 年齢階級別女子完全失業者数及び完全失業率

区分		総数	15~ 19歳	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50~ 54	55~ 64	65歳 以上
実数 (万人)	昭和58年	61	4	12	8	8	7	6	5	4	5	1
	59	65	4	14	9	7	8	7	5	5	6	1
完全 失業 率%	昭和58年	2.6	5.1	4.3	3.8	3.1	2.4	2.0	1.8	1.7	1.8	0.9
	59	2.8	5.1	4.9	4.2	2.9	2.7	2.2	1.8	2.1	2.1	0.9

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

付表8 産業別就業者数及び構成比の推移

区分		総 数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
就業者数 （万 人）	昭和35年	4,372	1,424	1,276	1,670
	40	4,763	1,174	1,490	2,096
	45	5,211	1,009	1,771	2,430
	50	5,302	737	1,805	2,754
	55	5,536	577	1,926	3,020
	56	5,581	557	1,939	3,074
	57	5,638	548	1,931	3,143
	58	5,733	531	1,957	3,230
	59	5,766	512	1,973	3,261
	昭和35年	1,712	738	345	626
女 構成 比 （%）	40	1,861	604	429	826
	45	2,039	534	530	974
	50	1,964	561	505	1,093
	55	2,142	283	605	1,250
	56	2,162	269	615	1,272
	57	2,200	267	616	1,313
	58	2,263	256	637	1,365
	59	2,282	246	647	1,382
	昭和35年	1,000	326	292	382
	40	1,000	247	313	440
構成 比 （%）	45	1,000	194	340	466
	50	1,000	139	340	519
	55	1,000	104	348	546
	56	1,000	100	347	551
	57	1,000	97	342	557
	58	1,000	93	341	563
	59	1,000	89	342	566
	昭和35年	1,000	431	202	567
	40	1,000	325	231	444
	45	1,000	262	260	478
女 構成 比 （%）	50	1,000	184	257	557
	55	1,000	132	282	584
	56	1,000	124	284	588
	57	1,000	121	280	597
	58	1,000	113	281	603
	59	1,000	108	284	606

資料出所 総務庁統計局「国勢調査」（昭和35～50年）、「労働力調査」（昭和55～59年）

第1次産業…農業、林業、狩猟業、漁業水産養殖業

第2次産業…鉱業、建設業、製造業

第3次産業…上記以外の産業

付表9 従業上の地位別

区分		全産業				計	
		計	自営業主	家族従業者	雇用者		
就業者 数(万人)	女	昭和35年	1,807	285	784	738	661
		40	1,878	273	692	913	553
		45	2,003	285	619	1,096	442
		49	1,973	297	501	1,172	329
		50	1,953	280	501	1,167	523
		51	1,976	278	493	1,203	508
		52	2,033	281	497	1,251	501
		53	2,083	287	512	1,280	501
		54	2,117	294	509	1,310	292
		55	2,142	293	491	1,354	272
		56	2,162	285	482	1,391	258
		57	2,200	296	483	1,418	256
		58	2,263	302	471	1,486	244
		59	2,282	296	463	1,516	235
	男	昭和35年	2,629	721	277	1,632	612
		40	2,852	686	223	1,963	493
		45	3,091	692	186	2,210	401
		49	3,265	661	151	2,466	303
		50	3,270	658	127	2,479	295
		51	3,294	656	124	2,509	293
		52	3,309	661	124	2,518	288
		53	3,325	677	124	2,519	288
		54	3,363	672	118	2,566	276
		55	3,394	658	112	2,617	260
		56	3,419	657	109	2,646	252
		57	3,438	647	103	2,680	247
		58	3,469	636	105	2,722	241
		59	3,485	623	102	2,747	232
構成比(%)	女	昭和35年	100.0	15.8	43.4	40.8	100.0
		40	100.0	14.5	36.8	48.6	100.0
		45	100.0	14.2	30.9	54.7	100.0
		49	100.0	15.1	25.4	52.4	100.0
		50	100.0	14.5	25.7	59.8	100.0
		51	100.0	14.1	24.9	60.9	100.0
		52	100.0	13.8	24.4	61.5	100.0
		53	100.0	13.8	24.6	61.4	100.0
		54	100.0	13.9	24.0	61.9	100.0
		55	100.0	13.7	23.0	63.2	100.0
		56	100.0	13.2	22.5	64.3	100.0
		57	100.0	13.5	22.0	64.5	100.0
		58	100.0	13.5	20.8	65.7	100.0
		59	100.0	13.0	20.3	66.5	100.0
	男	昭和35年	100.0	27.4	10.5	62.1	100.0
		40	100.0	23.4	7.8	68.8	100.0
		45	100.0	22.4	6.0	71.5	100.0
		49	100.0	20.2	4.0	75.5	100.0
		50	100.0	20.1	3.9	75.8	100.0
		51	100.0	19.9	3.8	76.2	100.0
		52	100.0	20.0	3.7	76.1	100.0
		53	100.0	20.4	3.7	75.8	100.0
		54	100.0	20.0	3.5	76.3	100.0
		55	100.0	19.4	3.3	77.1	100.0
		56	100.0	19.2	3.2	77.4	100.0
		57	100.0	18.8	3.0	78.0	100.0
		58	100.0	18.3	3.0	78.5	100.0
		59	100.0	17.9	2.9	78.8	100.0

資料出所 総務省統計局「労働力調査」

就業者数、構成比の推移

農 林 業			非 農 林 業			
自営業主	家族従業者	雇用者	計	自営業主	家族従業者	雇用者
6 5	5 3 9	3 7	1,1 4 6	2 0 0	2 4 5	7 0 1
7 8	4 5 5	2 0	1,3 2 5	1 9 5	2 3 7	8 9 3
7 7	3 5 5	1 0	1,5 6 1	2 0 8	2 6 4	1,0 8 6
8 4	2 3 6	8	1,6 4 4	2 1 5	2 6 5	1,1 6 4
7 9	2 3 5	8	1,6 3 0	2 0 1	2 6 7	1,1 5 9
7 0	2 3 0	9	1,6 6 8	2 0 8	2 6 3	1,1 9 5
6 7	2 2 5	9	1,7 3 1	2 1 3	2 7 2	1,2 4 2
6 6	2 2 6	9	1,7 8 1	2 2 1	2 8 6	1,2 7 1
6 1	2 2 2	9	1,8 2 5	2 3 4	2 8 7	1,3 0 0
5 7	2 0 6	9	1,8 7 0	2 3 6	2 8 6	1,3 4 5
5 4	1 9 5	9	1,9 0 4	2 3 2	2 8 7	1,3 8 2
5 3	1 9 3	1 0	1,9 4 5	2 4 3	2 9 0	1,4 0 8
4 9	1 8 4	1 1	2,0 1 9	2 5 3	2 8 7	1,4 7 5
4 4	1 8 2	9	2,0 4 6	2 5 2	2 8 1	1,5 0 8
3 7 1	1 8 4	5 7	2,0 1 8	3 5 0	9 5	1,5 7 5
3 1 4	1 3 8	3 9	2,2 5 9	3 5 0	8 5	1,9 2 4
2 8 5	9 6	2 0	2,6 9 0	4 0 6	9 0	2,1 9 1
2 2 6	5 4	2 2	2,9 6 2	4 3 5	7 8	2,4 4 4
2 2 3	5 1	2 1	2,9 7 5	4 3 5	7 5	2,4 5 8
2 1 9	6 2	2 2	3,0 0 2	4 3 7	7 2	2,4 8 7
2 1 5	5 1	2 2	3,0 2 1	4 4 6	7 3	2,4 9 5
2 1 6	5 1	2 1	3,0 3 8	4 6 1	7 3	2,4 9 8
2 0 9	4 6	2 0	3,0 6 7	4 6 4	7 1	2,5 4 6
1 9 6	4 3	2 1	3,1 3 4	4 6 2	6 9	2,5 9 7
1 9 1	4 1	2 0	3,1 6 7	4 6 7	6 8	2,6 2 6
1 8 8	3 9	2 0	3,1 9 1	4 5 9	6 4	2,6 6 0
1 8 1	3 8	2 2	3,2 2 9	4 5 4	6 5	2,7 0 1
1 7 6	3 7	1 9	3,2 5 2	4 4 7	6 5	2,7 2 8
1 2 9	8 1 5	5 6	1 0 0 0	1 2 5	2 1 4	6 1 1
1 4 1	8 2 3	3 6	1 0 0 0	1 4 7	1 7 9	6 7 4
1 2 4	8 0 3	2 3	1 0 0 0	1 3 3	1 6 9	6 9 6
2 5 5	7 1 7	2 4	1 0 0 0	1 3 0	1 6 1	7 0 8
2 4 5	7 2 8	2 5	1 0 0 0	1 2 3	1 6 4	7 1 1
2 2 7	7 4 7	2 9	1 0 0 0	1 2 5	1 5 8	7 1 6
2 2 5	7 4 8	3 0	1 0 0 0	1 2 3	1 5 7	7 1 8
2 1 9	7 5 1	3 0	1 0 0 0	1 2 4	1 6 1	7 1 4
2 0 9	7 6 0	3 1	1 0 0 0	1 2 8	1 5 7	7 1 2
2 1 0	7 5 7	3 3	1 0 0 0	1 2 6	1 5 3	7 1 9
2 0 9	7 5 6	3 5	1 0 0 0	1 2 2	1 5 1	7 2 6
2 0 7	7 5 4	3 9	1 0 0 0	1 2 5	1 4 9	7 2 4
2 0 1	7 5 4	4 5	1 0 0 0	1 2 5	1 4 2	7 3 1
1 8 7	7 7 4	3 8	1 0 0 0	1 2 3	1 3 7	7 5 7
6 0 6	5 0 1	9 5	1 0 0 0	1 7 3	4 6	7 8 0
6 4 1	2 8 0	7 9	1 0 0 0	1 4 8	3 6	8 1 6
7 1 1	2 5 9	5 0	1 0 0 0	1 5 1	3 4	8 1 5
7 4 6	1 7 8	7 3	1 0 0 0	1 4 7	2 6	8 2 5
7 5 6	1 7 3	7 1	1 0 0 0	1 4 6	2 5	8 2 6
7 4 7	1 7 7	7 5	1 0 0 0	1 4 6	2 4	8 2 8
7 4 7	1 7 7	7 6	1 0 0 0	1 4 8	2 4	8 2 6
7 5 0	1 7 7	7 3	1 0 0 0	1 5 2	2 4	8 2 2
7 5 7	1 6 7	7 2	1 0 0 0	1 5 0	2 3	8 2 5
7 5 4	1 6 5	8 1	1 0 0 0	1 4 7	2 2	8 2 9
7 5 6	1 6 3	7 9	1 0 0 0	1 4 7	2 1	8 2 9
7 6 1	1 5 8	8 1	1 0 0 0	1 4 4	2 0	8 3 4
7 5 1	1 5 8	9 1	1 0 0 0	1 4 1	2 0	8 3 6
7 5 9	1 5 9	8 2	1 0 0 0	1 3 7	2 0	8 3 9

付表 10 農業別雇用者数、構成比

区分		全産業	農林漁業	漁業・水産・植業	鉱業	建設業
雇用者数 (万人)	昭和35年	758 913 40 45 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59	37 20 10 172 167 1203 1251 1280 1310 1354 1391 1418 1466 1518	3 2 2 1 1 2 2 2 1 2 2 2 2 2	4 3 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1	29 40 45 49 49 52 53 53 57 58 58 60 59 57
	昭和35年	1,652 1,963 449 2210 2,466 2,479 2,509 2,518 2,519 2,534 2,556 2,617 2,646 2,680 2,722 2,747	57 39 20 22 21 22 22 21 21 20 21 21 20 22 19	23 22 16 15 16 17 14 13 13 10 10 19 8 8 7	38 25 16 12 14 17 15 13 10 10 10 9 9 8 7	169 228 260 313 327 333 337 351 360 369 366 365 363 354
	昭和50年	1000 1000 512 1000 523 1000 534 1000 555 1000 566 1000 577 1000 588 1000	0.7 0.8 0.7 0.7 0.7 0.7 0.7 0.6 0.7 0.7 0.7 0.7 0.7 0.7 0.6	0.1 0.2 0.2 0.1 0.2 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1 0.2 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	4.2 4.3 4.2 4.2 4.1 4.4 4.3 4.2 4.2 4.0 4.0 5.8
	昭和50年	1000 1000 512 1000 523 1000 534 1000 555 1000 566 1000 577 1000 588 1000	0.9 0.9 0.9 0.8 0.8 0.8 0.8 0.8 0.8 0.8 0.8 0.8 0.8 0.8 0.7	0.7 0.6 0.7 0.6 0.6 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	0.6 0.6 0.7 0.5 0.4 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.5	15.2 13.3 13.4 13.9 14.0 14.1 13.8 15.5 15.3 12.9
	昭和50年	3.20 3.24 5.2 5.3 5.4 5.5 5.6 5.7 5.8 5.9	27.6 29.0 33.2 33.7 35.8 34.1 34.5 34.6 34.3 35.6	5.9 118 111 63 30.0 30.0 30.0 33.3 34.4 32.1	6.7 5.6 5.6 1.33 14.3 13.3 12.5 14.3 11.8 13.3	13.0 13.5 13.6 13.2 13.7 13.6 13.7 14.2 14.0 13.9
	昭和50年	3.20 3.24 5.2 5.3 5.4 5.5 5.6 5.7 5.8 5.9	27.6 29.0 33.2 33.7 35.8 34.1 34.5 34.6 34.3 35.6	5.9 118 111 63 30.0 30.0 30.0 33.3 34.4 32.1	6.7 5.6 5.6 1.33 14.3 13.3 12.5 14.3 11.1 10.0 11.1 12.5	13.0 13.5 13.6 13.2 13.7 13.6 13.7 14.2 14.0 13.9
	昭和50年	3.20 3.24 5.2 5.3 5.4 5.5 5.6 5.7 5.8 5.9	27.6 29.0 33.2 33.7 35.8 34.1 34.5 34.6 34.3 35.6	5.9 118 111 63 30.0 30.0 30.0 33.3 34.4 32.1	6.7 5.6 5.6 1.33 14.3 13.3 12.5 14.3 11.1 10.0 11.1 12.5	13.0 13.5 13.6 13.2 13.7 13.6 13.7 14.2 14.0 13.9
	昭和50年	3.20 3.24 5.2 5.3 5.4 5.5 5.6 5.7 5.8 5.9	27.6 29.0 33.2 33.7 35.8 34.1 34.5 34.6 34.3 35.6	5.9 118 111 63 30.0 30.0 30.0 33.3 34.4 32.1	6.7 5.6 5.6 1.33 14.3 13.3 12.5 14.3 11.1 10.0 11.1 12.5	13.0 13.5 13.6 13.2 13.7 13.6 13.7 14.2 14.0 13.9
	昭和50年	3.20 3.24 5.2 5.3 5.4 5.5 5.6 5.7 5.8 5.9	27.6 29.0 33.2 33.7 35.8 34.1 34.5 34.6 34.3 35.6	5.9 118 111 63 30.0 30.0 30.0 33.3 34.4 32.1	6.7 5.6 5.6 1.33 14.3 13.3 12.5 14.3 11.1 10.0 11.1 12.5	13.0 13.5 13.6 13.2 13.7 13.6 13.7 14.2 14.0 13.9
	昭和50年	3.20 3.24 5.2 5.3 5.4 5.5 5.6 5.7 5.8 5.9	27.6 29.0 33.2 33.7 35.8 34.1 34.5 34.6 34.3 35.6	5.9 118 111 63 30.0 30.0 30.0 33.3 34.4 32.1	6.7 5.6 5.6 1.33 14.3 13.3 12.5 14.3 11.1 10.0 11.1 12.5	13.0 13.5 13.6 13.2 13.7 13.6 13.7 14.2 14.0 13.9

資料出所 総務省統計局「労働力調査」

及び雇用者総数に占める女子の割合の推移

製造業	卸売業 小売業	金融・保険業 不動産業	運輸・通信業	電気・ガス・水道・熱供給業	サービス業	公務
269	166		26	182		255
333	239		31	219		311
330	257	57	40	265		310
390	284	66	46	299		333
361	290	71	55	312		355
370	303	74	56	318		353
379	320	79	58	334		355
382	326	76	58	355		356
373	335	80	58	374		353
386	351	82	59	388		353
397	360	85	59	402		323
392	374	89	59	412		354
409	387	90	41	446		353
423	403	91	59	452		353
550	285	54	206	206		119
660			256	246		133
754	354	64	271	294		136
811	408	84	276	334		161
776	421	86	276	346		165
762	439	87	285	359		160
747	454	87	286	362		159
727	450	89	289	324		162
734	460	91	293	389		166
749	474	95	293	400		166
755	487	99	287	419		162
759	496	100	292	435		162
766	507	106	291	451		160
788	508	108	283	471		163
509	24.9	6.1	3.3	26.7		2.7
508	25.2	6.2	3.2	26.4		2.5
303	25.6	6.3	3.0	26.7		2.6
298	25.5	5.9	2.8	22.7		2.7
285	25.6	6.1	2.9	28.5		2.7
285	25.9	6.1	2.9	28.7		2.4
285	25.9	6.1	2.8	28.9		2.3
276	26.4	6.3	2.8	29.1		2.3
275	26.0	6.1	2.8	30.0		2.3
279	26.5	6.0	2.6	29.8		2.2
313	17.0	3.5	1.1	14.0		6.7
304	17.5	3.5	1.4	14.5		6.4
297	18.0	3.5	1.4	14.4		6.3
289	17.9	3.5	1.5	14.8		6.4
286	17.9	3.5	1.4	15.2		6.5
286	18.1	3.6	1.2	15.5		6.5
285	18.4	3.7	0.8	15.8		6.1
283	18.5	3.7	0.9	16.2		6.0
281	18.6	3.9	0.7	16.6		5.9
287	18.5	3.9	0.3	17.1		5.9
317	40.8	45.2	12.1	47.5		15.8
327	40.8	46.0	12.0	47.0		15.8
537	41.3	47.6	11.8	47.9		17.2
344	42.0	45.8	11.1	48.7		17.8
337	42.1	46.8	11.5	49.0		17.9
340	42.5	46.3	11.8	49.2		16.6
345	42.5	46.2	12.0	49.0		16.5
341	43.0	47.1	11.8	48.6		16.9
348	43.3	45.9	12.3	49.8		17.4
549	44.2	45.5	12.1	49.0		16.9

付表 1-1 職業別雇用者数、構成比及び

区分		総数	専門業的・技術的者の数	管職	事務	販売	農作業者	採掘	運輸・通信	生産工程	労務作業者	保安職業従事者
雇用者数	女	昭35	738	60	2	170	58	24	2	5	240	108
		40	913	76	4	251	88	14	1	22	220	70
		45	1,096	100	5	359	112	10	1	22	291	66
		49	1,172	125	11	371	124	8	0	17	312	46
		50	1,167	135	11	376	129	9	0	17	287	43
		51	1,203	138	12	387	134	9	0	17	299	48
		52	1,251	146	11	405	139	9	0	15	310	48
		53	1,280	156	9	409	148	9	0	14	313	50
		54	1,310	171	11	425	149	9	0	16	305	52
		55	1,354	176	11	443	157	10	0	14	314	54
		56	1,391	182	12	457	161	9	0	13	324	74
		57	1,418	187	12	471	169	10	0	13	317	79
		58	1,486	201	12	485	178	10	0	13	332	82
		59	1,518	208	13	500	183	10	0	12	341	80
(万人)	男	昭35	1,632	120	78	304	109	49	33	89	652	89
		40	1,965	126	111	378	151	44	19	162	662	152
		45	2,210	146	127	384	231	52	9	197	831	135
		49	2,466	161	179	420	284	52	6	201	941	95
		50	2,479	169	193	400	299	52	9	203	929	88
		51	2,509	178	202	396	313	52	9	209	926	87
		52	2,518	176	199	398	324	53	10	207	925	92
		53	2,519	173	192	410	322	51	7	212	919	91
		54	2,566	181	204	419	328	29	5	211	933	91
		55	2,617	188	206	424	340	30	4	215	946	94
		56	2,646	195	214	429	345	34	4	207	948	110
		57	2,680	207	205	459	368	31	4	207	953	108
		58	2,722	214	200	448	394	31	4	208	949	110
		59	2,747	235	197	454	401	29	5	200	948	113
構成比%	女	昭35	100.0	9.0	0.3	25.4	8.7	3.6	0.3	0.7	35.9	16.1
		40	100.0	8.7	0.5	28.8	10.1	1.6	0.1	2.5	25.2	8.0
		45	100.0	9.1	0.5	30.9	10.2	0.9	0.1	2.0	26.6	6.0

資料出所 総務省統計局「労働力調査」

- 注) 1 昭和35, 40年の職業別内訳の数字は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。
2. 昭和55年国勢調査に用いる職業分類改訂に伴い労働力調査においても、56年から「保安職業、サービス職業従事者」に属していた「清掃員」が新たに「労務作業者」に含まれている。

雇用者総数に占める女子の割合の推移

区分		総数	専職業的・従事技術的者	管職業従事者	事務従事者	販売従事者	農作林業漁業者	採掘作業者	運輸・通信者	技生産工程作業者	労務作業者	ビス製業従事者	
構成比(%)	女	昭49	100.0	10.7	0.9	31.7	10.6	0.7	0.0	1.5	26.6	3.9	13.2
		50	100.0	11.6	0.9	32.2	11.1	0.8	0.0	1.5	24.6	3.7	13.7
		51	100.0	11.5	1.0	32.2	11.1	0.8	0.0	1.4	24.9	4.0	13.3
		52	100.0	11.7	0.9	32.4	11.1	0.7	0.0	1.2	24.8	3.8	13.3
		53	100.0	12.2	0.7	32.0	11.6	0.7	0.0	1.1	24.5	3.9	13.4
		54	100.0	13.1	0.8	32.4	11.4	0.7	0.0	1.2	23.3	4.0	13.1
		55	100.0	13.0	0.8	32.7	11.6	0.7	0.0	1.0	23.2	4.0	12.9
		56	100.0	13.1	0.9	32.9	11.6	0.6	0.0	0.9	23.3	5.3	11.4
		57	100.0	13.2	0.8	33.2	11.9	0.7	0.0	0.9	22.4	5.6	11.2
		58	100.0	13.5	0.8	32.6	12.0	0.7	0.0	0.9	22.3	5.5	11.5
		59	100.0	13.7	0.9	32.9	12.1	0.7	0.0	0.8	22.5	5.3	11.2
	男	昭35	100.0	7.9	5.1	20.0	7.2	3.2	2.2	5.8	42.8	5.8	
		40	100.0	6.6	5.8	19.8	7.9	2.3	1.0	8.5	34.6	8.0	5.5
		45	100.0	6.6	5.7	17.4	10.5	1.4	0.4	8.9	37.6	6.0	5.3
		49	100.0	6.5	7.3	17.0	11.5	1.5	0.2	8.1	38.2	3.9	5.9
		50	100.0	6.8	7.8	16.1	12.1	1.3	0.4	8.2	37.5	3.5	6.3
		51	100.0	7.1	8.1	15.8	12.5	1.3	0.4	8.3	36.9	3.5	6.2
		52	100.0	7.0	7.9	15.8	12.9	1.3	0.4	8.2	36.7	3.7	6.0
		53	100.0	6.9	7.6	16.3	12.8	1.2	0.3	8.4	36.5	3.6	6.4
		54	100.0	7.1	8.0	16.3	12.8	1.1	0.2	8.2	36.4	3.5	6.4
		55	100.0	7.2	7.9	16.2	13.0	1.1	0.2	8.2	36.1	3.6	6.4
		56	100.0	7.4	8.1	16.2	15.0	1.5	0.2	7.8	35.8	4.2	6.0
		57	100.0	7.7	7.6	16.4	13.7	1.2	0.1	7.7	35.6	4.0	5.8
		58	100.0	7.9	7.3	16.5	14.5	1.1	0.1	7.6	34.9	4.0	5.9
		59	100.0	8.6	7.2	16.5	14.6	1.1	0.1	7.3	34.5	4.1	5.9
雇用者の割合に占める(%)	女子	昭35	31.1	33.3	2.5	35.9	34.7	32.9	5.7	5.3	26.9	54.8	
		40	31.8	37.6	3.4	39.9	37.0	23.7	5.0	12.0	24.9	31.5	54.7
		45	33.2	40.7	3.8	46.9	32.6	23.8	10.0	10.1	25.9	33.2	56.2
		49	32.2	43.7	5.8	47.0	30.4	20.0	0.0	7.8	24.9	32.4	51.7
		50	32.0	44.4	5.4	48.5	30.2	22.0	0.0	7.7	23.6	32.6	50.8
		51	32.4	43.7	5.6	49.4	29.9	22.0	0.0	7.6	24.4	35.6	50.8
		52	33.2	45.3	5.2	50.4	30.0	20.9	0.0	6.8	25.1	34.3	52.4
		53	33.7	47.4	4.5	50.0	31.5	22.5	0.0	6.2	25.4	35.5	51.7
		54	33.8	48.6	5.1	50.4	31.3	23.7	0.0	7.1	24.7	36.1	50.9
		55	34.1	48.4	5.1	51.1	31.6	25.0	0.0	6.1	24.9	36.5	50.9
		56	34.5	48.3	5.3	51.6	31.8	20.9	0.0	5.9	25.5	40.2	59.8
		57	34.6	47.5	5.5	51.8	31.5	24.4	0.0	5.9	25.0	42.3	50.5
		58	35.3	48.4	5.7	52.0	31.1	23.8	0.0	5.9	25.9	42.7	51.4
		59	35.6	47.0	6.2	52.4	31.3	26.3	0.0	5.7	26.5	41.2	51.1

付表12 産業大分類別女子雇用者数の推移

産業	雇用者数			構成比		
	昭和35年	45	55	昭和35年	45	55
総 数	千人	千人	千人	%	%	%
農 業	7,108.6	10,921.0	13,576.4	100.0	100.0	100.0
林業・狩猟業	140.4	53.0	60.7	2.0	0.5	0.4
漁水産養殖業	36.9	27.3	20.6	0.5	0.2	0.2
鉱業	24.3	16.9	16.0	0.3	0.2	0.1
建設業	45.4	22.1	11.9	0.6	0.2	0.1
製造業	278.3	360.0	529.2	3.9	3.5	3.9
卸売業・小売業	2,563.4	3,749.6	3,673.7	36.1	34.3	27.1
金融・保険業	246.1	502.5	746.3	3.5	4.6	5.5
不動産業	15.9	52.8	95.2	0.2	0.5	0.7
運輸・通信業	285.5	390.4	383.9	4.0	3.6	2.8
電気・ガス・水道・熱供給業	21.6	32.9	42.7	0.3	0.3	0.3
サービス業	1,843.4	2,743.7	4,015.7	25.9	25.1	29.6
公務	192.6	332.9	432.6	2.7	3.0	5.2
第1次産業	201.6	97.2	97.3	2.6	0.9	0.7
第2次産業	2,887.1	4,131.7	4,214.8	40.6	37.8	31.0
第3次産業	4,018.2	6,685.9	9,231.2	56.5	61.2	68.0

資料出所 総務庁統計局「国勢調査」

注) 昭和35年1%抽出、45年、55年20%抽出集計結果による。35年、45年の数字は沖縄県を含んでいない。

付表13 製造業、卸売・小売業、サービス業における中分類別女子雇用者数の変化

業種	女子雇用者		業種	女子雇用者	
	昭和50年	昭和55年		昭和50年	昭和55年
総 数	千人 11,787.7	千人 13,576.4		千人	千人
製 造 業	3,484.6	5,673.7	サ ー ビ ス 業	5,262.3	4,015.7
食料品・たばこ	4,519	4,928	物 品 販 販	151	233
織 織	4,626	3,855	旅 館 等	2,421	2,589
衣 服	5,767	4,155	家 事 サ ー ビ ス	741	564
木 材	1,121	1,029	洗 た ぐ・ 理 容・浴 缶	1,930	2,321
家 具	721	735	そ の 他 の 専 人 サ ー ビ ス	407	518
パ ル ブ・新	929	920	映 画・娛 樂	1,997	2,120
出 版・印 刷	1,357	1,585	放 送 業	106	122
化 学	1,453	1,268	自 動 車 整 備 等	350	386
石 油・石 炭	91	69	そ の 他 の 修 理	153	164
ゴ ム	540	543	協 同 組 合	1,433	1,496
な め し か わ	317	364	情 報 サ ー ビ ス・ 調 査・広 告	540	779
黒 業・土 石	1,440	1,437	そ の 他 の 事 業 所 サ ー ビ 斯	1,129	1,730
鉄 鋼	522	427	専 門 サ ー ビ 斯	1,547	2,140
非 鉄 金 属	583	375	医 療	783.6	1,048.2
金 属 製 品	2,200	2,400	保 健 藥 物 处 理	395	453
一 般 機 器	1,594	1,651	宗 教	244	273
電 気 機 器	4,627	5,961	教 育	707.6	823.8
輸 送 用 機 器	1,364	1,480	社 会 保 険・ 社 会 福 祉	3,069	4,324
精 密 機 器	1,016	1,299	学 術 研 究	279	314
そ の 他	2,070	2,277	政 治・經 濟 体 ・文 化 体	660	758
卸 売 業、小 售 業	2,955.9	3,514.9	そ の 他 の サ ー ビ 斯	1,00	102
卸 売 業	865.8	945.4	外 国 公 务	61	51
百 貨 店	1,950	2,622			
織 物・衣 服・ 身の回り品小 售	2,789	2,967			
飲 食 料 品 小 售	4,184	6,224			
飲 食 店	5,894	7,001			
自動車・自転車 小 售	685	815			
家 具 等 小 售	1,213	1,276			
そ の 他 の 小 售	4,186	4,809			

資料出所 総務庁統計局「国勢調査」

注) 昭和50年、55年20%抽出集計結果による。

付表14 業種別女子雇用者数の変化

職業	昭和50年			昭和55年		
	女	男	女子比率%	女	男	女子比率%
専門的・技術的職業從事者	人	人	%	人	人	%
科学研究者	1,178,774	2,504,247	32.0	1,357,643	2,646,635	35.9
技術医療従事者	1,415,550	1,962,730	41.9	1,848,914	2,244,726	45.2
保健従事者	3,645	6,510	5.5	4,034	6,203	6.1
法務会計士・税理士	1,472	6,932	2.1	2,033	7,947	2.5
教員	6,248	18,517	77.1	8,349	67	24,200
宗教家	1,785	13,705	11.5	2,207	16,473	11.8
文芸家・記者・編集者	590	4,965	7.5	496	6,764	6.8
美術家、写真家、デザイナー	4,649	9,910	40.7	5,513	10,751	42.7
音楽家・舞台芸術從事者	1,152	4,520	20.5	1,108	9	44,034
その他専門的・技術的職業從事者	9,305	6,215	13.0	13,764	6,738	17.0
管理職業從事者	1,14,350	2,0,63,605	5.5	17,63,82	2,41,2,519	6.8
管理的公務員	1,440	1,24,650	1.1	1,775	14,053	1.3
会社・団体等の役員	9,7,820	9,97,650	8.9	15,951	14	11,94,25
その他の管理的職業從事者	1,5,085	9,41,310	1.6	15,093	10,72,558	1.4

事務從事者	4,000,890	4,304,160	4,82	4,488,738	4,231,784	515
一般事務従事者	3,815,555	4,004,885	4,88	4,282,607	3,932,178	521
運輸・通信事務従事者	2,4310	1,87,225	115	2,9452	1,93,259	13,2
外勤事務従事者	3,0625	6,3785	324	3,2428	5,0737	320
その他事務従事者	1,30,400	4,82,65	730	1,44,251	5,56,31	722
版元従事者	1,27,9100	2,85,7,65	309	1,53,3,69	3,20,8,371	323
書籍販売業従事者	1,061,650	1,611,500	397	1,22,9513	1,44,7,740	459
専門出版社従事者	21,74,50	1,24,6,265	149	3,04,277	1,76,6,30	14,7
版元類似職業従事者	73,285	33,6,895	179	8,26,90	33,6,339	127
農林漁作業従事者	5,175	7,43,20	41	2,021	6,45,26	3,0
採掘従事者	1,61,210	2,07,1,410	72	1,36,749	2,10,8,836	6,1
運輸・生産工程作業者及び労務作業者	3,273,205	9,930,040	248	3,650,644	1,024,5,264	263
保安職業従事者	1,7410	71,8,840	24	1,7056	7,56,528	22
サービス職業従事者	1,430,175	714,925	667	1,606,742	8,13,398	664

資料出所 総務庁統計局「国勢調査」

注) 昭和50年、55年20%抽出集計結果による。

付表 15 規模別雇用者数及び構成比

区分	総数	1~29人	30~99人	100~499人	500人以上	官公
雇用者数	昭和35年	701	272	88	67	116
	40	893	324	129	114	188
	45	1,086	403	166	155	247
	49	1,164	457	184	161	247
	50	1,159	440	182	158	242
	51	1,195	457	198	162	239
	52	1,242	484	202	168	241
	53	1,271	500	208	172	257
	54	1,300	509	213	183	256
	55	1,345	521	222	187	253
	56	1,382	536	226	197	260
	57	1,408	552	232	201	262
	58	1,475	569	242	216	278
	59	1,508	580	250	219	289
	昭和35年	1,575	473	199	163	332
へ万人)	40	1,924	543	279	243	545
	45	2,191	659	316	309	619
	49	2,444	740	355	345	686
	50	2,458	759	360	347	669
	51	2,487	781	374	350	663
	52	2,495	804	371	351	651
	53	2,498	818	374	348	634
	54	2,546	820	383	362	652
	55	2,597	828	394	378	663
	56	2,626	840	394	386	672
	57	2,660	838	396	388	699
	58	2,701	847	404	394	724
	59	2,728	833	412	407	737
	昭和35年	3,19	332	319	319	319
	40	273	545	273	273	273
	45	282	619	282	282	282
	49	312	686	312	312	312
	50	318	669	318	318	318
	51	315	663	315	315	315
	52	314	651	314	314	314
	53	319	634	319	319	319
	54	326	652	326	326	326
	55	327	663	327	327	327
	56	330	672	330	330	330
	57	333	699	333	333	333
	58	327	724	327	327	327
	59	333	737	333	333	333

資料出所 総務省統計局「労働力調査」

注) 昭和35、40年の規模別内訳の数字は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

の推移(非農林業)

区分		総数	1~29人	30~99人	100~499人	500人以上	官公	
構成比	女	昭和35年	100.0	42.1	13.6	10.4	18.0	15.9
		40	100.0	37.7	15.0	13.3	21.9	12.1
		45	100.0	37.1	15.3	14.3	22.7	10.5
		49	100.0	37.5	15.8	13.8	21.2	11.3
		50	100.0	38.0	15.7	13.6	20.9	11.6
		51	100.0	38.2	16.6	13.6	20.0	11.5
		52	100.0	39.0	16.3	13.5	19.4	11.8
		53	100.0	39.3	16.4	13.5	18.6	12.0
		54	100.0	39.2	16.4	14.1	18.2	12.1
		55	100.0	38.7	16.5	13.9	18.8	11.9
	成比	56	100.0	38.8	16.4	14.3	18.8	11.6
		57	100.0	39.2	16.5	14.3	18.6	11.3
		58	100.0	38.6	16.4	14.6	18.8	11.4
		59	100.0	38.5	16.6	14.5	19.2	11.1
		昭和35年	100.0	31.8	13.4	11.0	22.3	21.5
△%	男	40	100.0	28.9	14.8	12.9	29.0	14.5
		45	100.0	30.1	14.4	14.1	28.3	12.9
		49	100.0	30.5	14.5	14.1	28.1	12.8
		50	100.0	30.9	14.7	14.1	27.2	12.9
		51	100.0	31.4	15.0	14.1	26.7	12.7
		52	100.0	32.2	14.9	14.1	26.1	12.6
		53	100.0	32.7	15.0	13.9	25.4	12.8
		54	100.0	32.2	15.0	14.2	25.6	12.8
		55	100.0	31.9	15.2	14.6	25.5	12.6
		56	100.0	32.0	15.0	14.7	25.6	12.6
	成比	57	100.0	31.5	14.9	14.6	26.3	12.5
		58	100.0	31.4	15.0	14.6	26.8	12.1
		59	100.0	30.5	15.1	14.9	27.0	12.2

付表16 年齢階級別、規模別女子雇用者数(非農林業) (単位 万人)

区分		総 数	1~29人	30~99人	100~499人	500人以上	官 公
総 数	昭和49年	1,164	437	184	161	247	132
	50	1,159	440	182	158	242	134
	59	1,508	580	250	219	289	167
15~19歳	49	89	20	11	16	38	3
	50	79	18	8	13	37	3
	59	71	22	12	15	21	1
20~24	49	280	76	37	46	93	26
	50	266	69	36	43	88	28
	59	255	68	37	45	83	22
25~29	49	149	56	21	20	29	22
	50	156	58	23	21	32	21
	59	167	52	22	24	40	29
30~34	49	108	49	17	13	15	14
	50	109	48	17	13	15	15
	59	160	61	24	22	26	27
35~39	49	118	53	20	15	16	14
	50	118	55	20	15	15	13
	59	186	80	31	23	30	22
40~44	49	129	52	24	17	19	17
	50	133	57	24	17	18	17
	59	204	86	38	29	31	20
45~49	49	115	47	23	15	16	15
	50	116	48	21	15	16	16
	59	173	72	33	27	26	16
50~54	49	81	35	15	10	10	10
	50	84	36	16	11	11	10
	59	137	57	26	19	19	16
55~64	49	78	37	14	8	10	9
	50	79	39	14	8	9	9
	59	126	62	23	15	13	12

資料出所 総務省統計局「労働力調査」

付表 17 履用形態別雇用者数及び構成比の推移(非農林業)

区分	女				男			
	総数	常雇	臨時雇	日雇	総数	常雇	臨時雇	日雇
雇用者数 (万人)	昭和35年	701	614	57	30	1,575	1,444	67
	40	893	772	80	41	1,924	1,792	65
	45	1,086	937	102	47	2,191	2,069	60
	49	1,164	989	122	53	2,444	2,314	62
	50	1,159	992	116	51	2,458	2,336	58
	51	1,195	1,016	127	53	2,487	2,366	57
	52	1,242	1,039	144	59	2,495	2,386	64
	53	1,271	1,057	154	61	2,498	2,361	69
	54	1,300	1,073	165	62	2,546	2,412	68
	55	1,345	1,105	180	60	2,597	2,461	72
	56	1,382	1,134	188	60	2,626	2,492	73
	57	1,408	1,147	201	61	2,660	2,526	74
	58	1,475	1,190	222	63	2,701	2,569	80
	59	1,508	1,217	227	64	2,728	2,590	81
構成比 (%)	昭和35年	100.0	87.6	8.1	4.3	100.0	91.7	4.3
	40	100.0	86.5	9.0	4.6	100.0	93.1	3.4
	45	100.0	86.3	9.4	4.3	100.0	94.4	2.7
	49	100.0	85.0	10.5	4.6	100.0	94.7	2.5
	50	100.0	85.6	10.0	4.4	100.0	95.0	2.4
	51	100.0	85.0	10.6	4.4	100.0	95.1	2.3
	52	100.0	83.7	11.6	4.8	100.0	94.8	2.6
	53	100.0	83.2	12.1	4.8	100.0	94.5	2.8
	54	100.0	82.5	12.7	4.8	100.0	94.7	2.7
	55	100.0	82.2	13.4	4.5	100.0	94.8	2.8
	56	100.0	82.1	13.6	4.3	100.0	94.9	2.8
	57	100.0	81.5	14.3	4.3	100.0	95.0	2.8
	58	100.0	80.7	15.1	4.3	100.0	94.8	3.0
	59	100.0	80.7	15.1	4.2	100.0	94.9	3.0

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 常雇……雇用期間について、別段の定めなく雇われている者

臨時雇……1ヵ月以上1年内の期間を定めて雇われている者

日雇……日々又は1ヵ月未満の契約で雇われている者

付表 18 有配偶女子の就業状態の推移

(単位 %)

区分	昭和35年	40	45	50	55	57	58	59
女子 15 歳以上人口	(3,377)	(3,773)	(4,060)	(4,344)	(4,591)	(4,687)	(4,746)	(4,804)
有配偶者	(1,921)	(2,189)	(2,456)	(2,787)	(2,959)	(3,017)	(3,042)	(3,063)
労働力人口	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
就業者	46.6	48.0	48.0	44.7	48.5	49.3	50.3	50.2 (1,532)
農林業	28.2	22.2	14.9	9.9	7.9	7.3	6.9	6.6 (202)
雇用者	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3 (8)
非農林業 自営業主・ 家族従業者	18.4	25.9	33.1	34.8	40.6	42.0	43.4	45.6 (1,330)
雇用者	9.6	11.8	14.7	15.4	14.5	14.6	14.6	14.2 (455)
完全失業者	—	—	0.3	0.5	0.6	0.7	1.0	0.9 (29)
非労働力人口	—	—	51.6	54.5	50.5	49.7	48.4	46.4 (1,479)

資料出所 総務庁統計局「国勢調査」(昭和35, 40年), 「労働力調査」(昭和45~59年)

注) ()内は実数 万人

付表 19 配偶関係別女子労働力率

(単位 %)

年	総 数	未 婚	有 配 偶	死別・離別
昭和37年	53.4	63.6	51.1	44.5
40	50.6	56.4	49.9	42.9
45	49.9	59.3	48.3	39.9
49	46.5	55.7	45.8	36.6
50	45.7	54.4	45.2	36.1
51	45.8	53.2	45.7	36.0
52	46.6	53.7	47.0	35.5
53	47.4	53.5	48.2	35.2
54	47.6	53.0	48.9	34.7
55	47.6	52.6	49.2	34.2
56	47.7	52.8	49.4	33.6
57	48.0	52.5	50.0	33.6
58	49.0	53.4	51.3	35.4
59	48.9	53.6	51.1	32.9

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

付表 2 0 年齢階級別、配偶関係別女子労働力率

(単位 %)

年 齢	未 婚		有 配 偶		死別・離別	
	50年	59年	50年	59年	50年	59年
計	54.3	53.6	45.2(216)	51.1(295)	36.2	32.9
15~19 歳	21.7	18.4	* *	* *	*	*
20~24	78.0	79.6	37.5(266)	41.1(315)	*	*
25~29	82.0	87.0	32.1(187)	59.2(282)	*	*
30~34	79.4	81.8	40.1(195)	46.1(288)	80.1	80.0
35~39	76.3	80.0	51.8(258)	57.0(348)	82.5	85.7
40~44	73.9	80.0	52.7(299)	66.6(425)	85.7	85.2
45~49	75.4	75.0	59.1(284)	65.6(402)	80.1	81.8
50~54	74.0	68.8	54.3(223)	58.7(325)	70.1	72.3
55~64	52.2	57.1	42.6(134)	44.5(175)	45.3	46.6
65 歳~	*	*	20.7(2.4)	21.7(4.3)	12.4	12.2

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) () 内は当該年齢人口に占める雇用者の割合

付表 2 1 配偶関係別女子雇用者数及び構成比の推移(非農林業)

(単位 万人, %)

年	総 数	未 婚	有 配 偶	死別・離別
昭和 37 年	802(100.0)	443(55.2)	262(32.7)	96(12.0)
4 0	893(100.0)	449(50.3)	345(38.6)	99(11.1)
4 5	1,086(100.0)	524(48.3)	450(41.4)	112(10.3)
4 9	1,164(100.0)	456(39.2)	583(50.1)	124(10.7)
5 0	1,159(100.0)	440(38.0)	595(51.3)	125(10.8)
5 1	1,195(100.0)	428(35.8)	635(53.1)	131(11.0)
5 2	1,242(100.0)	434(34.9)	677(54.5)	132(10.6)
5 3	1,271(100.0)	436(34.3)	704(55.4)	131(10.3)
5 4	1,300(100.0)	432(33.2)	737(56.7)	132(10.2)
5 5	1,345(100.0)	437(32.5)	772(57.4)	135(10.0)
5 6	1,382(100.0)	443(32.1)	802(58.0)	136(9.8)
5 7	1,408(100.0)	445(31.5)	828(58.8)	136(9.7)
5 8	1,475(100.0)	459(31.1)	877(59.5)	139(9.4)
5 9	1,508(100.0)	475(31.5)	893(59.2)	140(9.3)

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) () 内は構成比

付表22 年齢階級別雇用者数、構成比及び

区分		総数	15~19歳	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	65歳以上
雇用者数	昭和35年	738	157	265		116			127			5
	40	913	157	251	99	158		167		34		7
	45	1,096	138	317	124	89	106		252	59		12
	49	1,172	89	280	149	110	119	130	117	82	79	17
	50	1,167	79	266	156	111	119	134	119	85	81	18
	51	1,203	68	254	174	108	128	142	126	94	88	21
	52	1,251	71	249	178	122	137	148	135	99	93	21
	53	1,280	73	243	173	133	145	152	139	103	97	23
	54	1,310	66	246	168	139	156	155	143	111	101	24
	55	1,354	68	247	164	153	158	161	152	117	107	25
	56	1,391	67	247	163	169	159	169	161	121	109	26
	57	1,418	64	246	163	169	167	177	164	127	115	26
	58	1,486	71	254	163	167	180	191	173	136	123	27
	59	1,518	71	255	168	161	187	205	175	138	128	28
(万人)	昭和35年	1,632	157	478		404			460			24
	40	1,963	152	333	310	531		417		131		37
	45	2,210	120	365	358	310	288		548	166		54
	49	2,466	82	327	417	370	316	287	242	159	196	68
	50	2,479	70	304	444	368	317	290	253	170	196	71
	51	2,509	65	285	467	353	324	300	261	188	197	69
	52	2,518	61	262	455	364	333	303	269	202	198	70
	53	2,519	61	252	426	382	338	305	272	213	200	71
	54	2,566	61	248	398	403	359	307	280	229	210	72
	55	2,617	61	244	379	429	360	310	286	245	227	77
	56	2,646	62	245	362	453	343	316	292	254	241	78
	57	2,680	65	248	351	447	357	327	296	258	259	73
	58	2,722	70	253	343	427	379	340	300	266	273	71
	59	2,747	69	255	339	398	401	355	300	270	289	71
構成比(%)	昭和35年	100.0	23.4	59.6		17.3			19.0			0.7
	40	100.0	18.0	28.8	11.3	18.1			19.1		3.9	0.8
	45	100.0	12.6	28.9	11.3	8.1	9.7		23.0		5.4	1.1
	49	100.0	7.6	23.9	12.7	9.4	10.2	11.1	10.0	7.0	6.7	1.5

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 昭和35、40年の年齢階級別内訳の数字は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

15歳以上人口に占める雇用者の割合の推移

区分		総数	15~19歳	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~64	65歳以上	
構成比	女	昭和50年	10.00	6.8	22.8	13.4	9.5	10.2	11.5	10.2	7.3	6.9	1.5
		51	10.00	5.7	21.1	14.5	9.0	10.6	11.8	10.5	7.8	7.3	1.8
		52	10.00	5.7	19.9	14.2	9.8	11.0	11.8	10.8	7.9	7.4	1.7
		53	10.00	5.7	19.0	13.5	10.4	11.3	11.9	10.9	8.0	7.6	1.8
		54	10.00	5.0	18.8	12.8	10.6	11.9	11.8	10.9	8.5	7.7	1.8
		55	10.00	5.0	18.2	12.1	11.3	11.7	11.9	11.2	8.6	7.9	1.8
		56	10.00	4.8	17.8	11.7	12.1	11.4	12.1	11.6	8.7	7.8	1.9
		57	10.00	4.5	17.3	11.5	11.9	11.8	12.5	11.6	9.0	8.1	1.8
		58	10.00	4.8	17.1	11.0	11.2	12.1	12.9	11.6	9.2	8.3	1.8
		59	10.00	4.7	16.8	11.1	10.6	12.3	13.5	11.5	9.1	8.4	1.8
～%～	男	昭和35年	10.00	10.3	31.4		26.5			30.2			1.6
		40	10.00	8.0	17.4	16.2	27.8			21.8		6.9	1.9
		45	10.00	5.4	16.5	16.2	14.0	13.0		24.8		7.5	2.4
		49	10.00	3.3	13.3	16.9	15.0	12.8	11.6	9.8	6.4	7.9	2.8
		50	10.00	2.8	12.3	17.9	14.8	12.8	11.7	10.2	6.9	7.8	2.9
		51	10.00	2.6	11.4	18.6	14.1	12.9	12.0	10.4	7.5	7.9	2.8
		52	10.00	2.4	10.4	18.1	14.5	13.2	12.0	10.7	8.0	7.9	2.8
		53	10.00	2.4	10.0	16.9	15.2	13.4	12.1	10.8	8.5	7.9	2.8
		54	10.00	2.4	9.7	15.5	15.7	14.0	12.0	10.9	8.9	8.2	2.8
		55	10.00	2.3	9.3	14.5	16.4	13.8	11.8	10.9	9.4	8.7	2.9
上	女の子割合	56	10.00	2.3	9.3	13.7	17.1	15.0	11.9	11.0	9.6	9.1	2.9
		57	10.00	2.4	9.3	13.1	16.7	13.3	12.2	11.0	9.6	9.7	2.7
		58	10.00	2.6	9.3	12.6	15.7	13.9	12.5	11.0	9.8	10.0	2.6
		59	10.00	2.5	9.5	12.3	14.5	14.6	12.9	10.9	9.8	10.5	2.6
		昭和35年	21.9	35.1	33.6		16.1			11.3			1.6
		40	24.3	29.5	54.2	23.8	20.3			19.9		8.9	2.0
		45	27.0	30.3	59.8	27.1	21.3	26.0		26.5		13.6	3.0
		49	27.3	22.4	57.9	29.7	23.5	28.4	32.4	32.5	26.8	16.5	3.5
		50	26.9	20.2	58.5	29.4	23.9	28.3	32.8	32.2	27.0	16.5	3.6
		51	27.4	17.5	58.8	31.0	24.5	30.0	34.1	33.5	28.7	17.5	4.0
		52	28.2	18.3	60.3	32.4	27.1	31.3	35.2	35.2	29.4	18.1	3.9
		53	28.5	18.7	60.8	33.3	27.9	32.5	36.1	35.4	29.8	18.4	4.1
		54	28.9	16.8	62.3	34.8	27.9	33.5	37.2	35.9	31.1	18.6	4.1
		55	29.5	17.0	63.3	36.2	28.9	33.1	38.5	37.5	32.1	19.1	4.1
上	人口に占める雇用者	56	30.0	16.8	63.8	37.9	30.2	36.2	39.9	39.1	32.6	18.9	4.1
		57	30.3	15.7	63.6	39.6	30.8	37.2	40.7	39.4	33.5	19.3	4.0
		58	31.3	17.0	65.1	41.0	32.2	37.8	43.0	41.5	35.1	19.9	4.0
		59	31.6	16.6	65.1	42.7	33.4	37.6	44.2	42.4	35.2	19.9	4.0

付表23 平均年齢及び平均勤続年数の推移
(産業計、企業規模計、学歴計)

年	平均年齢(歳)			平均勤続年数(年)		
	総 数	女	男	総 数	女	男
昭和35年	30.9	26.3	32.8	6.7	4.0	7.8
40	31.7	28.1	33.2	6.6	3.9	7.8
45	33.1	29.8	34.5	7.5	4.5	8.8
49	35.3	33.1	36.4	8.4	5.5	9.8
50	35.5	33.4	36.4	8.8	5.8	10.1
51	35.4	33.7	36.2	8.2	5.3	9.5
52	35.9	34.1	36.7	8.5	5.5	9.9
53	36.3	34.5	37.2	8.8	5.8	10.2
54	36.5	34.7	37.4	8.9	5.9	10.3
55	36.8	34.8	37.8	9.3	6.1	10.8
56	36.9	34.8	37.9	9.5	6.2	11.0
57	37.1	35.0	38.0	9.6	6.3	11.1
58	37.3	35.2	38.2	9.7	6.3	11.3
59	37.4	35.3	38.4	10.0	6.5	11.6

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 50年までは民・公営計、51年からは民営の数値である。

付表24 年齢階級別平均勤続年数の推移(民営)
(産業計、企業規模計、学歴計) (年)

年齢	昭和51年		55		56		57		58		59	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
計	5.3	9.5	6.1	10.8	6.2	11.0	6.3	11.1	6.3	11.3	6.5	11.6
17歳	1.4	1.2	1.3	1.0	1.2	1.0	1.3	1.0	1.2	1.0	1.2	1.0
18~19	1.3	1.3	1.1	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
20~24	3.0	5.3	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7
25~29	4.9	5.7	5.5	5.9	5.6	5.8	5.4	5.6	5.4	5.5	5.4	5.5
30~34	6.0	9.1	6.7	9.1	6.9	9.3	6.9	9.2	7.1	9.3	7.3	9.4
35~39	6.0	11.5	7.0	12.6	7.2	12.9	7.3	12.7	7.3	12.5	7.6	12.5
40~44	6.8	13.4	7.5	14.8	7.8	15.1	7.7	15.4	7.9	15.5	8.1	15.9
45~49	8.3	15.5	8.7	16.5	8.9	16.8	9.1	17.0	9.2	17.3	9.3	17.7
50~54	9.2	16.6	10.6	17.8	10.8	18.2	10.9	18.5	10.8	18.6	11.2	19.0
55~59	9.2	12.6	10.6	13.7	11.1	14.2	11.2	14.8	11.3	15.3	11.8	16.2
60~64	9.8	10.8	10.1	11.3	9.9	11.2	10.2	11.8	10.4	12.0	10.3	
65歳以上	9.4	12.8	11.4	13.5	11.5	14.3	11.7	14.0	11.0	14.3	12.2	

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

付表25 短時間雇用者数の推移(非農林業)

年	総 数			女		
	雇用者数 (万人)	短時間雇用 者数 (万人)	雇用者中に 占める短時 間雇用者の 割合(%)	雇用者数 (万人)	短時間雇用 者数 (万人)	雇用者中に 占める短時 間雇用者の 割合(%)
昭和35年	2,106	133	6.3	639	57	8.9
40	2,713	168	6.2	851	82	9.6
45	3,222	216	6.7	1,068	130	12.2
49	3,551	303	8.5	1,143	184	16.1
50	3,556	353	9.9	1,137	198	17.4
51	3,623	314	8.7	1,174	192	16.4
52	3,682	321	8.7	1,221	203	16.6
53	3,715	330	8.9	1,251	215	17.2
54	3,793	366	9.6	1,280	236	18.4
55	3,886	390	10.0	1,323	256	19.3
56	3,951	395	10.0	1,359	266	19.6
57	4,013	416	10.4	1,386	284	20.5
58	4,119	433	10.5	1,451	306	21.1
59	4,181	464	11.1	1,484	328	22.1

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

- 注) 1. 短時間雇用者とは調査対象週において就業時間が35時間未満であった者をいう。
 　(季節的、不規則的雇用者を含む。)
 　2. 雇用者数は休業者を除く。
 　3. 昭和35、40年の数字は時系列接続用に補正していない。

付表26 女子の産業別短時間雇用者数及び雇用者総数に占める短時間雇用者の割合の推移(非農林業)

区分		非農 林業	漁業 水産 養殖 業	鉱業	建設 業	製造 業	卸売 業, 小売 業	金融 保険 業, 不動 産業	運輸 通信 業	電気 ガス 水道 熱供 給業	サービ ス業	公務
実 数 (万 人)	昭和49年	184	0	0	9	56	51	10	6	0	47	3
	50	198	0	0	10	56	55	11	7	1	53	4
	51	192	0	0	9	51	59	10	7	1	50	4
	52	203	0	0	12	52	63	11	6	1	54	5
	53	215	0	0	11	53	67	11	6	1	61	5
	54	236	0	0	12	58	76	11	7	1	65	6
	55	256	0	0	13	65	84	13	7	1	69	5
	56	266	0	0	13	66	89	13	8	1	73	5
	57	284	0	0	14	67	98	15	8	1	78	5
	58	306	0	0	14	68	109	14	8	1	85	5
	59	328	1	0	13	77	118	16	8	1	90	6
構 成 比 (%)	昭和49年	100.0	0.0	0.0	4.9	30.4	27.7	5.4	5.3	0.0	25.5	1.6
	50	100.0	0.0	0.0	5.1	28.3	27.8	5.6	3.5	0.5	26.8	2.0
	51	100.0	0.0	0.0	4.7	26.6	30.7	5.2	3.6	0.5	26.0	2.1
	52	100.0	0.0	0.0	5.9	25.6	31.0	5.4	3.0	0.5	26.6	2.5
	53	100.0	0.0	0.0	5.1	24.7	31.2	5.1	2.8	0.5	28.4	2.3
	54	100.0	0.0	0.0	5.1	24.6	32.2	4.7	3.0	0.4	27.5	2.5
	55	100.0	0.0	0.0	5.1	25.4	32.8	5.1	2.7	0.4	27.0	2.0
	56	100.0	0.0	0.0	4.9	24.8	33.5	4.9	3.0	0.4	27.4	1.9
	57	100.0	0.0	0.0	4.9	23.6	34.5	5.3	2.8	0.4	27.5	1.8
	58	100.0	0.0	0.0	4.6	22.2	35.6	4.6	2.6	0.3	27.8	1.6
	59	100.0	0.3	0.0	4.0	23.5	36.0	4.9	2.4	0.3	27.4	1.8
雇用 雇用 者 職者 の割 占 め る (短 時)	昭和49年	16.1	0.0	0.0	18.4	14.6	18.2	15.4	16.7	0.0	16.1	9.7
	50	17.4	0.0	0.0	20.8	15.8	19.2	15.7	18.9	2.50	17.4	13.3
	51	16.4	0.0	0.0	17.6	14.0	19.7	13.7	18.4	2.50	16.1	13.8
	52	16.6	0.0	0.0	23.1	13.9	19.9	14.1	16.2	2.50	16.5	15.6
	53	17.2	0.0	0.0	21.2	14.1	20.7	14.7	17.1	2.50	17.6	14.3
	54	18.4	0.0	0.0	21.4	15.8	23.0	13.9	18.9	2.00	17.7	17.1
	55	19.3	0.0	0.0	22.8	17.1	24.2	16.0	18.4	2.50	18.2	15.2
	56	19.6	0.0	0.0	22.8	16.9	25.0	15.5	21.1	2.50	18.5	15.6
	57	20.5	0.0	0.0	23.7	17.3	26.5	17.0	21.1	2.50	19.3	15.2
	58	21.1	0.0	0.0	24.1	16.9	28.5	15.7	20.0	2.00	19.5	14.7
	59	22.1	*	0.0	23.2	18.5	29.6	17.8	20.5	2.50	20.3	18.8

資料出所 総務省統計局「労働力調査」

注) 付表25注) 1,2と同じ。

付表27 女子の規模別短時間雇用者数及び雇用者
総数に占める短時間雇用者の割合の推移

区分		総数	1~29人	30~99人	100~499人	500人以上	官公
実 数 (万人)	昭和49年	184	94	24	18	30	18
	50	198	98	25	19	37	19
	51	192	100	25	17	33	17
	52	203	108	27	17	32	19
	53	215	117	26	18	31	21
	54	236	126	31	21	35	23
	55	256	134	33	25	42	24
	56	266	139	34	26	42	23
	57	284	149	38	29	45	22
	58	306	162	41	31	48	24
	59	328	171	44	33	54	26
構 成 (%)	昭和49年	100.0	51.1	13.0	9.8	16.3	9.8
	50	100.0	49.5	12.6	9.6	18.7	9.6
	51	100.0	52.1	13.0	8.9	17.2	8.9
	52	100.0	53.2	13.3	8.4	15.8	9.4
	53	100.0	54.4	12.1	8.4	14.4	9.8
	54	100.0	53.4	13.1	8.9	14.8	9.7
	55	100.0	52.3	12.9	9.8	16.4	9.4
	56	100.0	52.3	12.8	9.8	15.8	8.6
	57	100.0	52.5	13.4	10.2	15.8	7.7
	58	100.0	52.9	13.4	10.1	15.7	7.8
	59	100.0	52.1	13.4	10.1	16.5	7.9
短 時 間 雇 用 者 の 割 合 率 (%)	昭和49年	16.1	22.0	13.3	11.4	12.3	14.0
	50	17.4	22.7	14.0	12.3	15.5	14.5
	51	16.4	22.3	12.8	10.6	14.0	12.9
	52	16.6	22.7	13.6	10.3	13.4	13.5
	53	17.2	23.7	12.7	10.7	13.2	14.1
	54	18.4	25.1	14.8	11.6	15.0	15.0
	55	19.3	26.1	15.1	13.6	16.8	15.4
	56	19.6	26.3	15.2	13.4	16.4	14.6
	57	20.5	27.4	16.6	14.6	17.4	14.2
	58	21.1	28.9	17.2	14.6	17.5	14.7
	59	22.1	29.9	17.8	15.3	18.9	16.0

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 付表25注) 1, 2と同じ。

付表 2-8 学歴別新規学卒就職者数、構成比及び就職率の推移

区 分		計	中学校卒	高等学校卒	短期大学卒	大学卒
就職者 数 (人)	女	昭和35年	601,684 7	327,071 5	253,604 4	104,72 2
		40	69,684 7	300,945 3	354,024 2	24,354 5
		45	64,931 9	150,967 7	420,727 7	68,455 5
		50	49,908 5	45,889 3	319,338 3	91,321 1
		55	52,661 7	27,573 3	319,108 0	118,578 8
	男	56	53,710 2	26,073 3	326,580 0	119,882 2
		57	53,999 2	24,142 3	351,199 9	120,622 2
		58	55,164 0	27,137 3	339,399 9	122,571 7
		59	54,396 7	27,638 3	326,525 5	125,160 0
		昭和35年	772,035 3	356,626 6	318,898 8	74,45 5
構成比	女	40	79,810 9	323,786 8	346,237 7	11,193 5
		45	70,630 3	140,299 9	395,989 9	12,505 0
		50	52,233 3	47,995 5	272,099 9	11,993 3
		55	55,477 6	40,042 2	280,585 5	10,578 8
		56	56,651 8	40,115 0	286,687 7	10,205 5
	男	57	56,620 2	37,570 2	289,859 9	9,478 8
		58	56,489 7	45,272 2	291,122 2	9,038 6
		59	55,506 3	44,466 6	280,712 2	8,993 2
		昭和35年	100,0	54,4	42,1	1,7
		40	100,0	43,2	50,8	3,5
	構成比	45	100,0	20,2	64,8	10,5
		50	100,0	9,2	64,0	18,5
		55	100,0	5,2	60,6	22,5
		56	100,0	4,9	60,6	22,3
		57	100,0	4,5	61,3	22,3
		58	100,0	4,9	61,5	22,2
		59	100,0	5,1	60,0	23,0

		昭和35年		昭和35年		昭和35年		昭和35年	
(%)		男	女	男	女	男	女	男	女
4.0	100.0	46.2	41.0	4.0	0.9	4.0	1.5	11.8	14.8
4.5	100.0	40.6	43.4	5.0	5.6	5.6	1.7	22.5	22.5
5.0	100.0	1.98	5.60	5.5	9.2	5.21	2.3	56.4	56.4
5.5	100.0	7.2	50.6	5.6	7.1	50.6	1.9	40.5	40.5
5.6	100.0	6.6	51.2	5.7	6.0	51.2	1.8	40.5	40.5
5.8	100.0	8.0	51.5	5.8	100.0	50.6	1.6	58.9	58.9
5.9	100.0	6.0	50.6				1.6	59.8	59.8
4.0	100.0	44.8	37.5	5.0	5.8	4.8	4.98	64.1	66.7
4.5	100.0	3.90	2.60	5.0	6.29	5.74	5.74	66.7	66.7
5.0	100.0	3.93	1.61	5.5	6.12	6.88	6.88	59.9	59.9
5.5	100.0	5.9	4.81	5.6	45.6(9.0.6)	7.32	7.32	62.8	62.8
5.6	100.0	3.01	3.2(8.3.1)	5.7	45.7(9.1.1)	7.64(7.8.2)	7.64(7.8.2)	65.7(67.7)	65.7(67.7)
5.7	100.0	3.12	3.2(8.3.5)	5.8	3.2(8.3.5)	7.84(8.0.5)	7.84(8.0.5)	67.6(69.7)	67.6(69.7)
5.8	100.0	2.88	3.0(8.0.6)	5.9	4.5.6(9.0.8)	7.81(7.9.2)	7.81(7.9.2)	68.2(71.5)	68.2(71.5)
5.9	100.0	2.84	3.0(7.6.9)		4.4.5(8.9.8)	7.84(8.0.2)	7.84(8.0.2)	69.4(71.9)	69.4(71.9)
					4.3.7(8.9.5)	7.97(8.14)	7.97(8.14)	70.7(73.5)	70.7(73.5)
4.4	100.0	51.1	3.97	6.37	7.95	7.95	8.63	86.3	86.3
4.5	100.0	41.0	2.69	5.79	8.41	8.41	8.66	86.6	86.6
5.0	100.0	3.99	1.65	5.54	8.05	8.05	82.8	82.8	82.8
5.5	100.0	3.02	5.9	4.11	7.39	7.39	77.5	77.5	77.5
5.6	100.0	2.95	4.5(8.6.2)	4.02(8.5.3)	7.18(8.0.6)	7.18(8.0.6)	78.5(84.6)	78.5(84.6)	78.5(84.6)
5.7	100.0	3.03	4.7(8.6.7)	4.04(8.5.8)	7.35(8.2.5)	7.35(8.2.5)	72.0(84.9)	72.0(84.9)	72.0(84.9)
5.8	100.0	3.11	4.7(8.7.6)	4.01(8.6.2)	7.42(8.3.9)	7.42(8.3.9)	72.1(85.5)	72.1(85.5)	72.1(85.5)
5.9	100.0	2.84	4.8(8.5.4)	3.86(8.6.8)	7.39(8.5.0)	7.39(8.5.0)	78.7(85.5)	78.7(85.5)	78.7(85.5)
				4.6(8.4.4)	3.82(8.7.2)	7.50(8.3.0)	7.50(8.3.0)	78.7(86.1)	78.7(86.1)

資料出所 文部省「学校基本調査」
注) 1. 各年3月5日
2. 高等専門学校・大学院卒業者を含まない数値である。
3. 就職率には就職した者(就職したから進学している者)を含む。
4. 就職率 = $\frac{\text{就職者数}}{\text{既卒者数}} \times 100$

大 学 = 本系者 - 進学者 - 既卒者
専修学校 = 本系者 - 進学者

中 学 = 本系者 - 進学者 - 既卒者
就職率 = $\frac{\text{就職者数}}{\text{既卒者数}} \times 100$

高校、中 学 = 本系者 - 進学者 - 既卒者
就職率 = $\frac{\text{就職者数}}{\text{既卒者数}} \times 100$

ただし()内の就職率は以下の算式による。

付表29 女子新規卒就職者の産業別構成比

所 業	高 等 学 校 卒					短 期 大 学 卒					大 学 卒					(単位 %)					
	昭和 35年	50	55	57	58	59	35	45	50	55	57	58	59	35	45	50	55	57	58	59	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
農業・林業・狩猟業 漁業・水産業	4.4	1.5	0.8	0.4	0.3	0.3	0.3	0.6	0.3	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
販賣業	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
旅館業	1.2	1.4	1.4	1.7	1.7	1.6	1.5	1.1	1.6	1.7	2.2	2.3	2.4	2.1	2.0	2.0	2.5	2.2	2.2	2.0	1.9
製造業	28.7	30.1	25.0	26.5	29.2	27.8	30.8	19.9	24.4	18.5	17.7	18.1	18.6	19.5	15.0	21.0	14.0	12.2	15.2	15.3	16.7
卸売業、小売業	30.1	32.7	30.5	32.4	30.7	32.0	30.4	11.3	12.5	12.8	14.6	13.9	13.5	13.7	7.2	9.8	12.1	13.2	12.6	13.1	14.0
金融・保険業	10.8	13.0	18.5	15.8	12.4	10.2	9.6	6.1	15.2	16.4	13.8	15.8	15.8	17.3	1.8	4.0	8.8	3.1	4.5	5.1	4.7
不動産業	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.0	0.3	0.5	0.4	0.5	0.6
運輸・通信業	4.9	5.2	2.9	2.5	2.6	2.8	2.8	1.8	3.0	2.2	2.3	2.4	2.8	2.7	2.9	3.7	2.4	2.2	1.9	1.9	2.1
電気・ガス・水道・供給業	0.6	1.0	0.9	0.7	0.6	0.6	0.6	0.4	0.6	0.8	0.9	0.7	1.0	0.8	0.2	0.3	0.1	0.3	0.2	0.2	0.5
サービス業	9.7	11.4	14.6	18.6	19.4	21.5	21.2	46.4	41.0	42.1	40.4	38.1	36.4	37.0	65.1	54.5	53.2	58.0	55.2	53.4	52.7
医療保健業																					
教育	5.1	3.0	3.3	1.9	1.8	1.8	1.6	6.0	2.7	3.3	5.8	5.5	5.7	4.9	3.6	3.3	4.7	7.0	6.4	6.9	6.2
上記以外のもの	4.0	2.5	1.7	1.4	1.0	1.1	1.1	5.8	1.0	1.2	1.4	1.3	1.0	1.1	1.1	1.0	1.5	1.2	1.0	1.1	0.7

資料出所 文部省「学校基本調査」
注) 付表28注) 1, 2, 3に同じ。

付表30 4年制大学卒業者の職業別就職状況

区分	実数(人)	対前年増減率(%)			構成比(%)	
		5.9	5.8	5.9	5.8	5.9
女	計	6,253.3	6,464.4	-2.3	3.4	100.0
	専門的・技術的従事者	3,213.1	3,186.4	-5.1	-0.8	51.4
	技術教員	5,066	6,245	20.8	23.3	8.1
	保健医療従事者	1,860.3	1,747.4	-11.7	-6.1	29.7
	その他	4,511	4,280	0.8	-5.1	7.2
	事務従事者	3,951	3,865	-4.0	-2.2	6.3
	販売従事者	2,439.3	2,620.0	-1.6	7.4	39.0
	その他	4,275	4,640	15.0	13.2	6.8
	計	21,946.5	22,089.2	-4.3	0.7	100.0
	専門的・技術的従事者	8,655.4	8,356.0	-3.6	0.0	38.1
男	技術教員	5,947.1	6,035.9	-4.2	1.5	27.1
	保健医療従事者	1,661.4	1,624.1	-2.9	-2.2	7.6
	その他	3,450	3,045	9.8	-11.7	1.6
	事務従事者	3,999	3,915	21.7	-2.1	1.8
	販売従事者	7,122.9	6,885.3	-5.6	-3.3	32.5
	その他	5,440.4	5,846.4	-5.4	7.5	24.8
	計	10,298	10,015	-3.6	-2.7	4.7
	専門的・技術的従事者	3,213.1	3,186.4	-5.1	-0.8	51.4
	技術教員	5,066	6,245	20.8	23.3	8.1
	保健医療従事者	1,860.3	1,747.4	-11.7	-6.1	29.7

資料出所 文部省「学校基本調査」
注) 付表28注) 1, 2, 3に同じ。

付表3-1 学校種類別進学率の推移

(単位 %)

年	高等学校への進学率			短期大学への進学率			大学への進学率		
	計	女	男	計	女	男	計	女	男
昭和25年									
50	42.5	36.7	48.0	—	—	—	—	—	—
51	51.5	47.4	55.5	2.2	2.6	1.9	7.9	2.4	13.1
52	57.7	55.9	59.6	2.1	3.0	1.2	8.2	2.5	13.7
40	70.7	69.6	71.7	4.1	6.7	1.7	12.8	4.6	20.7
45	82.1	82.7	81.6	4.5	11.2	2.0	17.1	6.5	27.3
50	91.9	93.0	91.0	11.0	19.9	2.6	26.7	12.5	40.4
55	94.2	95.4	93.1	11.5	21.0	2.0	26.1	12.3	39.3
56	94.3	95.4	95.2	11.4	20.8	1.9	25.7	12.2	38.6
57	94.3	95.5	95.2	11.0	20.5	1.9	25.3	12.2	37.9
58	94.0	95.2	92.6	10.7	19.9	1.8	24.4	12.2	36.1
59	93.9	95.0	92.6	10.8	20.1	1.9	24.8	12.7	36.4
60	93.8	94.9	92.8	11.1	20.8	2.0	26.5	13.7	38.6

資料出所 文部省「学校基本調査」

注) 1. 高等学校への進学率 = $\frac{\text{進学者数} + \text{就職進学者数}}{\text{中学校卒業者数}} \times 100$ 2. 大学、短期大学への進学率 = $\frac{\text{大学(学部)・短期大学(本科)の入学者数}}{3\text{年前の中学校卒業者数}} \times 100$
(通信教育者(59年以降集計されている)を含まない。)

付表3-2 大学在学生の関係学科別構成比の推移

区分	昭和35年		45		50		55		58		59	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
在学生数(人)	82,651	518,813	244,006	1,100,352	356,167	1,295,836	369,881	1,351,615	396,881	1,332,748	405,923	1,328,157
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
人文科学	33.1	9.7	36.6	7.4	36.2	6.7	35.9	7.4	35.7	7.6	35.5	7.7
社会科学	7.4	48.5	11.9	48.4	15.0	49.0	14.7	47.9	14.5	46.7	14.7	46.4
理学	2.3	2.6	2.3	3.3	2.0	3.3	2.2	3.4	2.5	3.5	2.6	3.7
工学	0.5	17.8	0.7	25.6	0.8	25.5	1.3	24.6	2.0	24.9	2.1	24.9
農業	0.5	5.3	1.2	4.3	1.5	4.1	1.8	3.9	2.1	3.9	2.1	3.9
保健	10.4	5.2	8.2	4.0	8.4	4.8	8.9	5.7	9.3	5.9	9.4	5.9
造船	—	0.3	—	0.2	—	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
政治	9.9	0.0	9.5	0.0	8.1	0.0	8.1	0.0	8.0	0.0	7.8	0.0
教育	28.3	7.7	12.3	4.1	19.6	3.8	18.2	4.9	17.3	4.9	17.1	4.9
芸術	6.4	0.8	7.1	1.1	6.4	1.3	7.1	1.2	7.1	1.2	7.1	1.2
その他	1.1	2.0	3.1	1.6	2.0	1.2	1.7	0.9	1.6	1.2	1.5	1.2

付表33 中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移

区分		求職者数(A)	求人数(B)	就職者数	求人倍率(B)/(A)
中学校卒業者	女	昭和49年	54,356人	35,2275人	54,306人 6.48倍
		50	39,642	22,7149	39,588人 5.73倍
		51	34,158	15,0771	34,148人 4.41倍
		52	31,259	13,5610	31,034人 4.34倍
		53	27,382	9,9691	27,357人 3.64倍
		54	24,471	7,7706	24,444人 3.18倍
		55	23,115	7,2782	23,082人 3.15倍
		56	21,611	6,8706	21,568人 3.18倍
		57	19,912	6,0307	19,872人 3.03倍
		58	21,279	5,2142	21,188人 2.45倍
		59	20,901	4,3249	20,793人 2.07倍
高学校卒業者	男	昭和49年	42,776	29,5620	42,687人 6.86倍
		50	30,627	19,0581	30,546人 6.22倍
		51	25,299	9,4680	25,255人 3.74倍
		52	24,790	8,0720	24,663人 3.26倍
		53	22,144	6,1454	22,106人 2.78倍
		54	21,083	5,5656	20,995人 2.54倍
		55	22,871	5,6863	22,823人 2.49倍
		56	23,572	5,6728	23,481人 2.41倍
		57	23,067	4,9117	22,977人 2.13倍
		58	25,939	4,5116	25,756人 1.74倍
		59	24,821	4,0577	24,630人 1.63倍
中学校卒業者	女	昭和49年	30,0505	9,57855	30,0277人 3.12倍
		50	27,935	7,50189	27,7293人 2.70倍
		51	26,1987	5,21307	26,1519人 1.99倍
		52	28,1957	5,21022	28,0884人 1.85倍
		53	27,8561	4,58548	27,8053人 1.65倍
		54	27,8750	4,09916	27,6876人 1.47倍
		55	28,4703	4,45369	28,3072人 1.56倍
		56	29,3251	4,72845	29,1898人 1.61倍
		57	29,6794	4,54106	29,5423人 1.53倍
		58	30,0565	4,09038	29,7869人 1.36倍
		59	29,0439	3,87739	28,7845人 1.34倍
高学校卒業者	男	昭和49年	223,734	112,5650	223,498人 5.03倍
		50	203,357	87,7693	202,889人 4.32倍
		51	189,934	48,3349	189,444人 2.54倍
		52	201,287	45,5145	200,530人 2.26倍
		53	199,816	40,3622	199,355人 2.02倍
		54	200,654	39,5469	198,727人 1.97倍
		55	210,456	47,9870	208,928人 2.28倍
		56	218,486	53,6791	217,155人 2.46倍
		57	224,742	50,2520	223,322人 2.24倍
		58	223,665	44,0304	221,473人 1.97倍
		59	216,121	41,2228	214,367人 1.91倍

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

注) 各年3月卒の数値である。

付表34 一般及びパートタイム労働者の職業紹介状況の推移(月平均)

区分		新規求職者数	新規求人件数	新規求人倍率	有効求人倍率	就職率	充足率	
一般	女	昭和49年	138,438	166,386	1.20	0.94	10.7	11.3
		50	140,740	130,901	0.93	0.52	6.7	12.9
		51	136,171	131,080	0.96	0.59	7.0	12.0
		52	148,191	106,706	0.72	0.44	6.6	15.0
		53	148,217	104,695	0.70	0.40	6.0	15.0
		54	144,076	116,991	0.81	0.48	6.1	12.8
		55	151,681	120,697	0.80	0.50	6.1	12.5
		56	161,069	121,376	0.75	0.48	5.7	11.9
		57	166,489	115,055	0.69	0.44	5.2	11.9
		58	165,419	120,073	0.73	0.44	5.2	11.6
		59	167,819	126,409	0.75	0.46	5.5	11.7
		昭和49年	189,513	294,396	1.55	1.40	13.2	9.4
		50	196,669	191,997	0.98	0.67	8.6	12.8
		51	193,824	199,052	1.03	0.65	8.4	12.9
(学卒及びパートを除く)	男	52	202,628	187,958	0.93	0.63	8.4	13.4
		53	197,945	206,665	1.04	0.66	7.9	12.0
		54	188,078	244,490	1.30	0.87	8.7	10.0
		55	196,824	244,393	1.24	0.93	9.1	9.8
		56	210,648	225,557	1.07	0.81	8.4	10.3
		57	217,601	208,635	0.96	0.72	7.5	10.4
		58	219,309	209,442	0.96	0.67	7.3	10.9
		59	222,756	231,306	1.04	0.73	7.8	10.6
		昭和49年	12,314	15,766	1.28	1.23	30.4	24.7
		50	13,074	15,669	1.20	1.04	16.9	16.3
パートタイム(男女計)		51	12,892	18,236	1.41	1.26	16.9	13.4
		52	14,814	16,779	1.13	0.93	15.0	16.0
		53	15,716	19,751	1.26	0.99	14.3	14.4
		54	15,074	24,053	1.60	1.22	22.5	18.4
		55	15,501	24,447	1.58	1.23	20.6	16.7
		56	17,138	24,883	1.45	1.20	12.7	10.6
		57	19,804	26,872	1.36	1.16	22.0	19.0
		(59)	(19,080)	(25,021)	(1.31)			
		58	21,880	33,754	1.54	1.32	22.1	16.7
		59	(20,977)	(31,586)	(1.50)			

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

注) 求人倍率……求職者数に対する求人件数の割合

就職率……有効求職者数に対する就職件数の割合

充足率……有効求人件数に対する就職件数の割合

※印は常用的パートタイム、臨時的パートタイムの計である。

()内は女子パートタイム労働者の数値である。

付表35 雇用形態別入

区分	総	数		計
		常用名義の者	臨時・日雇名義の者	
入職者数(千人)	昭和40年	3,608.0	3,130.0	478.0
	45	4,916.6	4,085.5	831.3
	49	3,901.1	3,559.7	541.4
	50	3,361.8	2,841.7	520.1
	51	3,519.4	2,895.0	624.4
	52	3,397.9	2,774.3	623.5
	53	3,218.7	2,589.1	629.6
	54	3,689.9	3,204.8	485.1
	55	3,612.3	3,145.4	666.9
	56	3,782.4	3,160.8	621.6
離職者数(千人)	57	3,745.8	3,174.2	571.7
	58	3,635.7	3,034.6	601.0
	59	3,911.0	3,216.2	694.8
	昭和40年	3,389.5	2,966.1	423.5
	45	4,622.5	3,892.4	723.1
	49	4,048.7	3,419.6	629.1
	50	3,755.7	3,245.0	510.7
	51	3,530.0	2,998.0	532.1
	52	3,534.6	2,974.9	559.7
	53	3,360.2	2,774.9	585.3
入職率(%)	54	3,569.5	3,136.3	431.2
	55	3,593.6	3,032.5	561.1
	56	3,594.9	3,055.0	539.8
	57	3,604.4	3,046.5	557.9
	58	3,517.3	2,959.0	550.4
	59	3,696.5	3,121.3	575.2
	昭和40年	2.21	2.00	72.9
	45	2.29	2.00	81.4
	49	1.68	1.52	48.1
	50	1.42	1.25	49.9
離職率(%)	51	1.51	1.29	69.9
	52	1.44	1.25	60.9
	53	1.35	1.14	50.8
	54	1.48	1.32	71.9
	55	1.55	1.31	64.6
	56	1.50	1.31	58.2
	57	1.44	1.28	46.0
	58	1.37	1.20	46.7
	59	1.49	1.29	50.8
	昭和40年	2.08	1.89	64.6
離職率(%)	45	2.15	1.91	70.8
	49	1.74	1.54	55.9
	50	1.58	1.43	49.0
	51	1.52	1.34	52.6
	52	1.50	1.32	54.6
	53	1.41	1.22	47.2
	54	1.44	1.30	63.9
	55	1.44	1.27	54.3
	56	1.42	1.26	50.5
	57	1.38	1.23	45.0
	58	1.32	1.17	43.4
	59	1.41	1.25	42.0

資料出所 労働省「雇用動向調査」

職 雇 職 状 況 の 推 移

(1月1日現在常用労働者数)

女		男		
常用名義の者	臨時・日雇名義の者	計	常用名義の者	臨時・日雇名義の者
1,478.6	239.3	1,890.2	1,651.5	238.7
1,882.8	453.0	2,175.8	2,192.5	378.3
1,603.6	298.3	1,999.2	1,756.2	243.1
1,560.7	320.3	1,680.7	1,481.0	199.8
1,426.2	387.9	1,705.3	1,468.8	236.5
1,353.2	374.8	1,669.8	1,421.1	248.7
1,232.7	398.2	1,587.8	1,356.4	231.4
1,622.6	259.6	1,807.5	1,582.0	225.5
1,552.5	397.5	1,857.5	1,582.9	269.4
1,545.8	360.4	1,878.2	1,617.1	261.1
1,602.0	344.2	1,799.7	1,572.2	227.5
1,513.7	334.0	1,788.0	1,520.9	267.1
1,615.8	419.0	1,876.5	1,600.5	275.8
1,442.0	217.4	1,730.1	1,524.1	206.0
1,910.9	398.8	2,312.9	1,988.5	324.4
1,831.5	352.0	1,865.2	1,588.1	277.1
1,633.6	293.9	1,828.2	1,611.4	216.8
1,512.3	321.0	1,691.7	1,480.6	211.1
1,497.3	331.0	1,704.3	1,477.6	228.7
1,340.9	365.0	1,654.2	1,434.0	220.2
1,613.2	229.0	1,727.2	1,525.0	202.2
1,542.6	312.2	1,731.8	1,482.9	249.0
1,547.2	302.2	1,745.5	1,507.9	257.6
1,605.7	318.0	1,680.7	1,440.8	239.9
1,500.0	316.1	1,701.2	1,458.9	242.3
1,591.7	337.9	1,766.9	1,529.6	257.3
28.6	77.6	17.4	15.7	68.7
27.5	74.4	18.4	16.2	91.9
21.3	40.9	15.3	12.0	61.2
17.9	46.1	10.9	9.8	57.4
19.1	63.1	11.2	9.8	84.8
17.9	53.4	10.9	9.5	77.2
16.4	47.8	10.2	9.0	56.9
19.2	66.0	11.5	10.1	80.1
18.7	60.4	11.6	10.2	72.0
18.6	52.6	11.5	10.2	68.2
18.5	40.6	10.9	9.7	57.7
17.4	37.3	10.5	9.2	67.9
18.6	42.0	11.3	9.9	74.2
27.9	70.5	16.0	14.5	59.3
27.8	65.5	16.5	14.6	78.8
24.5	48.3	12.4	10.9	69.8
21.4	42.3	11.9	10.7	62.5
20.5	52.2	11.1	9.9	75.7
19.8	47.1	11.2	9.9	71.0
17.9	43.8	10.6	9.5	54.1
19.1	58.2	10.8	9.7	71.8
18.6	47.4	10.8	9.5	66.6
18.6	44.1	10.7	9.5	62.0
18.5	57.5	10.2	8.9	60.8
17.5	35.3	10.0	8.8	61.6
18.3	53.9	10.7	9.4	63.9

付表 3-6 女子の離職理由の推移

区分	計	契約期間満了	経営上の都合	定年	本人の資历	個人的理由		うち結婚	うち出産	育児	その他	死亡・傷病
						死亡	出産					
実数 (千人)	昭和45年	2,309.7	1,184	898	8.2	39.2	20.0	8.5	504.5	45.5		
		2,183.5	935	1,774	1.67	55.2	1,792	2.8	563.7	47.9		
		1,927.5	1,047	1,645	1.97	47.8	1,560	2.5	405.7	40.5		
		1,838.3	1,135	987	1.97	43.4	1,522	2.3	415.1	40.8		
		1,828.3	1,161	1,118	2.34	46.5	1,492	2.2	402.5	38.3		
		1,706.0	1,376	1,204	2.45	30.6	1,361	1.1	341.4	51.8		
		1,842.3	1,082	866	3.27	43.7	1,531	2.2	383.3	59.8		
		1,861.7	1,254	761	2.89	70.7	1,523	2.8	358.9	37.0		
		1,849.4	1,028	834	3.64	55.8	1,534	2.5	346.7	36.5		
		1,923.8	1,199	946	5.33	75.0	1,560	2.2	360.0	40.9		
構成比 (%)	昭和45年	5.7	1,816.1	1,181	916	5.52	7.02	1,467.3	33.7	32.2	33.8	
		5.8	1,929.5	1,104	895	3.78	6.77	1,585.2	3.43	3.5	40.9	
		5.9	1,000	51	3.9	0.4	1.7	87.0	21.8			2.0
		4.9	1,000	43	81	0.6	2.5	82.1		2.5	2.8	2.2
		5.0	1,000	54	85	1.0	2.5	80.4		2.5	2.2	2.1
	構成比 (%)	5.1	1,000	62	54	1.1	2.4	82.8		2.2	2.6	2.2
		5.2	1,000	64	61	1.3	2.5	81.6		2.2	2.0	2.1
		5.3	1,000	81	71	1.4	1.8	79.8		2.0	1.9	
		5.4	1,000	59	47	1.8	2.4	83.1		2.0	2.2	
		5.5	1,000	67	41	1.6	3.8	81.8		1.9	3	2.0
	構成比 (%)	5.6	1,000	56	45	2.0	3.0	85.0		1.8	2.0	
		5.7	1,000	62	49	1.7	3.9	81.1		1.8	2.1	
		5.8	1,000	65	50	1.9	3.9	80.8		1.8	1.9	
		5.9	1,000	57	46	2.0	3.5	82.1		1.7	2.1	

資料出所 労働省「雇用動向調査」

付表37 女子パートタイム労働者の入職状況の推移

区分	合計	年齢				産業				
		19歳以下	20~34	35~44	45歳以上	製造業	卸売業、小売業	金融・保険・不動産業	サービス業	その他
入職者数(千人)	昭和45年	192.7	9.9	91.0	91.8	102.8	52.7	8.1	15.6	6.5
	49	182.1	14.0	88.5	60.4	85.7	58.4	6.7	50.5	6.0
	50	238.7	15.2	111.4	72.4	54.6	91.8	7.1	57.6	5.1
	51	322.9	15.2	147.1	110.4	50.1	157.9	9.6	47	59.4
	52	313.7	19.0	148.5	94.9	51.4	120.5	12.5	53.2	5.9
	53	290.5	23.1	132.2	90.3	44.9	111.7	11.8	52	50.0
	54	399.3	21.1	181.0	133.0	63.4	149.5	16.4	69.9	8.2
	55	455.9	49.8	192.3	142.0	66.8	16.8	20.7	6.1	64.1
	56	434.0	33.5	196.3	132.1	71.8	156.5	18.5	9.4	76.6
	57	452.5	24.1	195.1	145.9	87.2	171.3	18.1	10.6	80.6
構成比(%)	58	452.1	29.0	188.1	157.8	82.2	219.5	14.7	14.8	67.0
	59	554.0	46.9	200.5	200.3	104.2	228.7	21.7	11.7	83.8
	昭和45年	100.0	5.1	42.2	42.6	52.0	27.4	4.2	6.1	3.4
	49	100.0	7.5	42.3	32.3	12.9	45.8	31.2	3.6	16.2
	50	100.0	6.4	46.7	32.4	14.5	58.5	40.7	3.0	15.8
	51	100.0	4.7	45.6	34.2	15.5	48.9	29.8	1.5	18.4
	52	100.0	6.1	47.3	30.3	16.4	38.4	40.6	2.1	17.0
	53	100.0	8.0	45.5	31.1	15.5	58.5	40.9	1.8	12.2
	54	100.0	5.3	45.5	33.3	15.9	52.4	41.5	1.8	12.5
	55	100.0	10.9	42.2	32.2	14.7	37.6	45.5	1.8	14.1
	56	100.0	7.7	45.2	30.4	14.5	56.0	42.7	2.2	12.6
	57	100.0	5.5	43.1	32.5	19.3	52.9	40.5	2.3	12.8
	58	100.0	6.3	41.2	34.5	18.0	48.0	32.3	3.2	14.7
	59	100.0	8.5	36.2	36.2	19.2	41.3	39.3	2.1	15.1

資料出所 労働省「雇用動向調査」

付表38 女子パートタイム労働者の離職状況の推移

区分	合計	年齢				産業				
		19歳以下	20~29	30~44	45歳以上	製造業	卸売業、小売業	金融・保険・不動産業	サービス業	その他
離職者数(千人)	昭和50年	206.8	10.5	40.8	95.7	48.0	95.3	67.6	8.5	32.5
	51	260.0	11.4	80.9	115.5	52.4	102.9	110.5	5.8	35.7
	52	332.9	13.7	99.1	142.7	79.3	118.5	155.0	4.2	55.5
	53	366.7	39.8	84.0	165.5	72.4	127.5	172.5	5.6	54.7
	54	557.9	23.5	86.1	167.0	81.3	124.3	162.8	8.3	52.7
	55	416.1	16.6	93.5	202.1	103.9	160.1	173.0	7.8	48.8
	56	372.7	19.2	82.5	174.9	96.0	161.9	143.5	8.6	53.5
	57	463.4	35.4	104.0	201.7	122.5	172.4	213.3	9.0	60.2
	昭和50年	100.0	5.0	29.4	46.5	12.3	46.1	32.7	4.0	15.7
	51	100.0	4.4	31.1	44.4	20.2	32.6	42.5	2.2	15.7
構成比(%)	52	100.0	4.0	28.2	43.5	23.3	34.8	45.6	1.2	15.7
	53	100.0	10.9	22.9	45.1	21.1	34.7	47.0	1.5	15.5
	54	100.0	6.6	24.1	46.7	22.7	35.3	45.5	2.3	14.7
	55	100.0	4.0	22.5	48.6	25.0	38.5	41.6	1.9	14.5
	56	100.0	5.2	22.1	46.9	25.8	43.4	38.5	2.3	14.3
	57	100.0	7.6	22.4	43.5	26.4	52.2	46.0	1.9	13.0
	58	100.0	4.4	22.9	44.4	23.3	34.8	45.6	1.2	15.7
	59	100.0	8.5	22.4	43.5	26.4	52.2	46.0	1.9	14.8

資料出所 労働省「雇用動向調査」

付表39 女子パートタイム労働者の就業の動機別入職状況

区分		計	主な生活収入	家計の補助	生活水準の向上	余暇の利用	その他の利用
パートタイム労働者構成比(%)	58年	100.0	10.8	56.6	16.2	9.8	6.6
	59年	100.0	11.1	54.3	14.8	10.1	9.7
対前年差(ポイント)			0.3	-2.3	-1.4	0.3	3.1
一般未就業者のうち一般労働者構成比(%)	58年	100.0	46.7	26.2	12.4	3.8	10.9
	59年	100.0	46.1	30.0	15.4	3.7	9.7
対前年差(ポイント)			-0.6	3.8	1.0	-0.1	-1.2

資料出所 労働省「雇用動向調査」

付表40 パートタイム労働者等の所定労働時間

(M.A.) (単位 %)

区分	雇用した企業	3時間未満	3~4時間満	4~5時間満	5~6時間満	6~7時間満	7~8時間満	8時間以上	その他
常用パート	100.0	3.9	5.9	12.0	27.9	37.2	33.2	4.8	0.8
臨時・日雇パート	100.0	3.1	2.8	9.8	14.5	19.8	45.8	5.4	2.6

資料出所 労働省「雇用管理調査」(昭和58年1月)

付表41 パートタイム労働者等の所定勤務日数

(M.A.) (単位 %)

区分	雇用した企業	3日以内	4日	5日	6日	月の特定日	年のうち特定月	その他
常用パート	100.0	4.3	2.9	22.2	50.3	7.3	3.5	17.7
臨時・日雇パート	100.0	10.8	7.2	15.9	24.9	12.7	12.4	19.4

資料出所 労働省「雇用管理調査」(昭和58年1月)

付表4.2 パートタイム労働者等の採用理由

		(M.A.) (単位 %)								
産業・規模	常用パートを雇用した企業	生産(販売)量の増減に応じて雇用が容易であるため	季節的繁忙のため	1日の忙しい時間帯に対するため	一般労働者の試験の前後時間の短縮を補うため	人件費が割安となるため	仕事の内容がパートタイム労働者等と合ったため	自動化が進みバーティム労働者等による作業が可能なため	一般労働者の採用困難のため	定年到達者による雇用として他の
調査業 計	(88.5)100.0	19.5	17.5	13.4	4.5	29.2	63.1	4.2	14.1	5.8
5,000人以上	(95.0)100.0	27.3	37.2	25.0	5.8	40.7	70.9	11.0	7.6	3.5
1,000~4,999人	(95.8)100.0	25.5	24.7	25.2	6.9	47.9	71.8	8.6	9.3	5.7
500~999人	(96.1)100.0	20.5	16.4	21.3	5.8	45.1	73.6	6.0	11.6	5.1
100~299人	(91.3)100.0	24.2	20.5	16.9	3.6	32.2	63.3	4.3	15.2	8.4
30~99人	(86.3)100.0	18.4	16.1	10.5	4.2	25.2	61.3	3.8	14.3	4.9
製造業	(92.1)100.0	28.1	13.5	7.6	2.5	30.8	60.9	7.1	17.4	5.6
卸売業、小売業	(72.2)100.0	10.1	20.5	21.8	5.9	33.3	67.7	1.7	11.2	5.4
サービス業	(85.3)100.0	11.9	21.6	23.2	7.9	27.6	68.7	2.0	11.0	6.8
(54年調査)	(76.9)100.0	29.4	15.4	18.0	7.5	33.3	-	-	27.1	9.4
										6.4

資料出所 労働省「雇用管理調査」(昭和58年1月)
注) ()内の数字は、パートタイム労働者等を雇用している企業のうち、「常用パートタイム労働者等」を雇用した企業の割合である。

付表43 パートタイム労働者等の

区分	常用パートを 雇用した企業	契約期間の定 めがある企業	契	
			1日	1日を 超え7 日以下
調査産業計	100.0	39.4(100.0)	(0.6)	(0.1)
5,000人以上	100.0	86.6(100.0)	(2.0)	(2.7)
1,000~4,999人	100.0	82.4(100.0)	(0.3)	(0.4)
300~999人	100.0	66.2(100.0)	(-)	(-)
100~299人	100.0	50.7(100.0)	(0.5)	(0.1)
30~99人	100.0	29.9(100.0)	(0.8)	(-)
鉱業	100.0	51.1(100.0)	(-)	(-)
建設業	100.0	28.4(100.0)	(-)	(-)
製造業	100.0	40.5(100.0)	(1.1)	(-)
卸売業、小売業	100.0	38.8(100.0)	(0.0)	(0.0)
金融・保険業	100.0	72.8(100.0)	(0.4)	(1.5)
不動産業	100.0	43.0(100.0)	(-)	(2.1)
運輸通信業	100.0	35.8(100.0)	(-)	(-)
電気・ガス・水道 ・熱供給業	100.0	87.0(100.0)	(-)	(-)
サービス業	100.0	41.2(100.0)	(-)	(0.1)

資料出所 労働省「雇用管理調査」(昭和58年1月)

雇用契約の期間別企業数の割合

(M.A.) (単位 %)

約 期 間					契約期間 の定めが ない企業	回 答 の な い 企 業
7日を 超え1か 月以下	1か月 を超えて 2か月以下	2か月 を超えて 4か月以下	4か月 を超えて 6か月以下	6か月 を超えて 1年以下		
(7.7)	(20.4)	(21.7)	(16.2)	(44.6)	59.9	0.7
(8.1)	(40.3)	(28.2)	(27.5)	(42.3)	12.2	1.2
(5.7)	(32.0)	(25.5)	(26.3)	(44.4)	17.2	0.4
(4.6)	(23.3)	(20.8)	(20.0)	(48.7)	32.9	0.9
(8.5)	(22.7)	(24.0)	(13.2)	(44.2)	49.2	0.1
(8.5)	(16.7)	(20.0)	(15.9)	(43.7)	62.1	0.9
(8.5)	(8.3)	(29.2)	(4.2)	(50.0)	48.9	—
(8.8)	(30.4)	(5.5)	(26.3)	(48.2)	66.4	5.2
(7.4)	(20.1)	(25.4)	(18.4)	(40.5)	59.2	0.3
(2.0)	(19.2)	(17.0)	(12.7)	(47.1)	61.2	0.0
(11.3)	(42.7)	(26.1)	(23.5)	(38.3)	26.3	0.9
(15.6)	(26.2)	(34.0)	(13.5)	(24.8)	56.1	0.9
(1.1)	(18.9)	(19.4)	(12.0)	(52.7)	64.2	—
(5.0)	(40.0)	(30.0)	(35.0)	(40.0)	13.0	—
(7.8)	(18.6)	(20.8)	(12.0)	(53.0)	57.0	1.9

付表4-4 パートタイム労働者等の労働条件

事業・規模		常用パートを雇用した企業	雇用保険の適用がある	健康保険の適用がある	厚生年金保険の適用がある	賃金(基本給)は他の一般労働者と区別している	定期昇給ベース・アップがある	賞与がある	退職金がある	回答のない企業
調査産業	計	100.0	4.5.2	4.5.5	4.1.1	6.9.6	4.6.0	5.4.7	6.2.7	9.6
5,000人以上		100.0	7.50	7.4.4	7.2.1	9.4.2	7.2.1	4.8.3	6.7.4	19.8
1,000~4,999人		100.0	6.53	6.4.1	6.1.5	8.8.7	6.7.1	5.4.1	7.0.7	10.5
3,000~9,99人		100.0	6.59	6.3.1	6.1.5	8.4.5	6.2.4	5.4.6	6.6.6	6.8
1,000~2,998人		100.0	5.0.7	4.8.4	4.7.1	7.0.5	4.9.7	5.3.4	6.3.5	5.5
300~99人		100.0	3.2.5	3.6.2	3.5.3	6.6.5	4.1.6	5.5.2	6.1.6	11.5
鉱業		100.0	5.5.3	4.0.4	4.0.4	7.8.7	4.4.7	5.8.3	4.4.7	10.6
建設業		100.0	3.8.3	2.6.7	1.3.5	4.3.7	5.0.7	2.5.7	3.5.5	1.6.8
製造業		100.0	4.9.3	4.7.5	4.5.5	6.9.5	4.8.6	6.2.9	7.1.0	9.5
卸売業、小売業		100.0	4.2.1	4.3.5	4.1.6	7.6.9	5.0.1	4.9.5	5.7.8	11.1
金融・保険業		100.0	4.2.1	4.5.7	4.2.4	7.7.8	4.5.6	2.0.3	4.1.1	6.3
不動産業		100.0	5.1.7	5.2.9	5.2.9	7.8.4	5.1.5	2.7.7	5.0.6	6.4
運輸通信業		100.0	3.5.6	3.1.6	3.1.3	6.6.9	3.0.3	4.0.2	6.0.0	1.3
電気・ガス・水道・熱供給業		100.0	5.6.5	6.5.2	6.5.2	8.2.6	6.5.2	4.3.5	5.6.5	17.4
サービス業		100.0	4.4.2	4.2.6	4.1.9	6.8.3	4.3.0	5.8.0	5.7.2	8.4

付表45 1人平均月間給与額及び男女間格差の推移(事業所規模30人以上)

年	現金給与総額		きまつて支給する給与		特別に支給された給与		男 男女格差 (男子=100)	女 男女格差 (男子=100)	男 男女格差 (男子=100)
	女	男	男女格差 (男子=100)	女	男	円			
昭和5年	12,141	29,029	42.8	10,129	23,503	43.5	2,285	5,726	3.9
40	22,275	46,571	47.8	17,760	36,496	48.7	4,515	10,075	4.8
45	45,801	89,954	50.9	34,482	66,710	51.7	11,319	23,224	4.8
49	97,392	180,686	53.9	70,032	128,513	54.5	27,560	52,173	5.2
50	114,067	204,295	55.8	84,451	149,549	56.5	29,636	54,746	5.1
51	129,675	230,999	56.1	95,827	169,242	56.6	33,848	61,757	5.8
52	141,644	253,698	55.8	105,267	184,830	56.3	36,377	66,868	5.4
53	152,420	271,121	56.2	113,624	201,071	56.5	38,796	70,050	5.4
54	158,825	289,018	55.0	118,290	213,235	55.5	40,535	75,783	5.5
55	166,397	309,218	53.8	123,860	227,022	54.6	42,517	82,196	5.1
56	174,895	328,001	53.3	130,581	240,350	54.3	44,314	87,651	5.0
57	180,080	341,246	52.8	135,399	251,659	53.8	44,681	89,587	4.9
58	183,989	352,537	52.2	139,384	261,345	53.3	44,605	91,192	48.9
59	191,143	368,775	51.8	144,407	272,714	53.0	46,736	96,061	48.7

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

注)昭和44年以前はサービス業を含まない。

付表4-6 産業別1人平均月間現金給与総額及び男女間格差
(事業所規模30人以上)

産業	現金給与総額		男女格差 (男子=100)
	女	男	
調査産業計	円 191,143	円 368,775	51.8
鉱業	172,729	345,882	49.9
建設業	156,972	328,595	47.8
製造業	152,519	354,561	42.8
食料品たばこ製造業	133,892	328,382	40.8
織維工業	131,662	304,352	43.3
衣服その他の繊維製品製造業	121,058	287,999	42.0
木材・木製品製造業	131,541	255,836	51.4
出版・印刷同関連産業	218,554	416,462	52.5
化学生産業	215,648	420,636	51.3
窯業・土石製品製造業	150,900	325,372	46.4
金属製品製造業	159,058	324,141	49.1
一般機械器具製造業	170,482	361,527	47.2
電気機械器具製造業	154,724	365,966	42.3
輸送用機械器具製造業	179,348	359,349	49.9
精密機械器具製造業	162,131	348,155	46.6
卸売業・小売業	154,204	346,806	44.5
金融・保険業	249,892	546,766	45.7
不動産業	177,074	394,115	44.9
運輸・通信業	238,641	550,583	68.1
電気・ガス・水道・熱供給業	238,168	434,936	54.8
サービス業	241,110	398,855	60.5

資料出所 労働省「毎月労働統計調査」(昭和59年)

付表47 きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び男女間格差の推移
 (産業計、企業規模計、学歴計)

年	きまって支給する現金給与額			所定内給与額		
	女	男	男女格差 (男子=100)	女	男	男女格差 (男子=100)
昭和35年	千円 9.9	22.0	45.0	—	—	—
40	18.2	35.5	51.3	17.5	31.6	55.4
45	35.2	68.4	51.5	33.7	60.1	56.1
49	75.2	133.4	56.4	72.6	121.4	59.8
50	88.5	150.2	58.9	85.7	139.6	61.4
51	92.7	166.3	55.7	89.1	151.5	58.8
52	101.9	183.2	55.6	97.9	166.0	59.0
53	108.7	195.2	55.7	104.2	176.7	59.0
54	114.9	206.9	55.5	109.9	186.3	59.0
55	122.5	221.7	55.3	116.9	198.6	58.9
56	130.5	235.3	55.5	124.6	211.4	58.9
57	136.2	246.1	55.3	130.1	222.0	58.6
58	141.2	254.4	55.5	134.7	229.5	58.7
59	146.6	265.1	55.3	139.2	237.5	58.6

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 1. 45年以前はサービス業を含まない。

2. 50年までは民・公合計、51年以降は民間の数値である。

付表48 年齢階級別所定内給与額、年齢間格差及び男女間格差
 (産業計、企業規模計、学歴計)

年齢	所定内給与額		年齢間格差 (20~24歳=100)		男女格差 (男子=100)
	女	男	女	男	
計	139.2千円	237.5千円	—	—	58.6
17歳以下	9.60	10.23	75.8	71.1	93.8
18~19	11.05	12.00	87.3	83.4	92.1
20~24	12.66	14.39	100.0	100.0	88.0
25~29	14.46	18.05	114.2	125.3	80.2
30~34	14.87	22.35	117.5	155.3	66.5
35~39	14.87	25.91	117.5	180.1	57.4
40~44	14.66	28.97	115.8	201.3	50.6
45~49	14.47	30.00	114.3	208.5	48.2
50~54	14.94	29.20	118.0	202.9	51.2
55~59	15.36	25.69	121.3	178.5	52.8

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(昭和59年6月)

注) 計は60歳以上を含む数値である。

付表49 所定内給与額の年齢階級別男女間格差の推移
 (産業計、企業規模計、学歴計)

(男子=100)

年	17歳以下	18~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59
昭和40年	97.8	88.8	78.2	67.1	58.1	52.1	44.7		46.0	
45	91.9	87.2	79.7	67.7	54.5	50.5	47.9		49.5	
50	92.7	91.1	85.3	75.5	63.9	55.9	54.1	56.1	53.5	58.2
51	91.5	92.8	85.8	73.3	59.5	51.0	48.8	50.6	50.6	58.0
52	90.9	93.7	87.0	74.6	61.3	51.9	48.7	50.4	51.6	58.4
53	92.3	93.7	88.0	75.7	62.3	53.5	48.6	50.4	53.2	58.5
54	90.3	92.8	87.1	76.1	63.4	53.6	49.3	50.2	53.1	58.8
55	89.2	92.3	87.2	77.4	64.7	54.9	49.5	49.8	53.8	59.7
56	91.8	92.6	87.8	78.4	65.6	54.7	50.6	49.0	53.4	61.6
57	90.6	91.9	87.6	78.6	65.1	55.2	49.6	48.5	52.5	60.5
58	93.2	92.3	87.7	79.1	66.0	56.8	50.4	48.5	51.6	60.4
59	93.8	92.1	88.0	80.2	66.5	57.4	50.6	48.2	51.2	59.8

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 50年までは民・公営計、51年からは民間の数値である。

付表 5-0 標準的労働者の年齢階級別所定内給与額、年齢間格差及び男女間格差
(産業計、企業規模計)

学歴、年齢	勤続年数	所定内給与額(千円)		年齢間格差 (20~24歳=100)		男女格差 (男子=100)	
		女	男	女	男		
旧小・新中卒	17歳以下	1~2年	98.9	105.2	83.1	70.7	94.0
	18~19	3~4	105.1	119.8	88.3	80.6	87.7
	20~24	5~9	119.0	148.7	100.0	100.0	80.0
	25~29	10~14	134.9	178.7	113.4	120.2	75.5
	30~34	15~19	159.6	213.7	134.1	143.7	74.7
	35~39	20~24	178.3	246.2	149.8	165.6	72.4
	40~44	25~29	203.2	280.2	170.8	188.4	72.5
	45~49	30~	210.3	294.4	176.7	198.0	71.4
	50~54	30~	214.5	294.6	180.3	198.1	72.8
旧中・新高卒	18~19	0	108.7	117.9	85.9	83.6	92.2
	20~24	3~4	126.5	141.0	100.0	100.0	89.7
	25~29	5~9	147.2	176.0	116.4	124.8	85.6
	30~34	10~14	170.8	221.7	135.0	157.2	72.0
	35~39	15~19	192.7	265.8	152.3	188.5	72.5
	40~44	20~24	221.4	316.1	175.0	224.2	70.0
	45~49	25~29	245.5	355.3	194.1	252.0	69.1
	50~54	30~	280.2	392.2	221.5	278.2	71.4

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(昭和59年6月)

注)標準的労働者とは、学校卒業後同一企業に継続して勤務したと思われる者――

各年齢階級に該当する労働者のうち、当該年齢階級に属する者が学校卒業後同一企業に継続勤務したとした場合における勤続年数階級に該当する労働者である。

付表5.1 中途採用者の初給賃金、年齢間格差及び男女間格差
(産業計、企業規模計)

学歴、年齢		所定内給与額(千円)		年齢間格差 (20~24歳=100)		男女格差 (男子=100)
		女	男	女	男	
旧小卒	計	1017	1639	95.9	105.0	62.1
	17歳以下	92.7	100.5	87.5	64.4	92.2
	18~19	98.8	122.2	93.2	78.3	80.9
	20~24	106.0	156.1	100.0	100.0	67.9
	25~29	99.7	167.6	94.1	107.4	59.5
	30~34	99.8	183.5	94.2	117.6	54.4
	35~39	99.6	187.5	94.0	120.1	53.1
	40~44	103.8	192.4	97.9	123.3	54.0
	45~49	104.8	185.2	98.9	118.6	56.6
	50~54	104.6	177.1	98.7	113.5	59.1
旧中高卒	計	1111	154.4	97.4	108.8	72.0
	18~19	108.7	117.9	95.3	83.1	92.2
	20~24	114.1	141.9	100.0	100.0	80.4
	25~29	114.1	166.4	100.0	117.3	68.6
	30~34	107.4	184.1	94.1	129.7	58.3
	35~39	114.9	198.2	100.7	139.7	58.0
	40~44	112.1	211.5	98.2	149.0	53.0
	45~49	116.2	213.1	186.8	151.6	54.5
	50~54	114.7	199.7	175.0	140.7	57.4

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(昭和59年6月)

注) 1. 勤続「0年」の労働者(新規学卒者を含む)の賃金である。

2. 計は55歳以上を含む。

付表52 新規学卒者の初任給額(産業計、企業規模計)

年	中 卒			高 卒		
	女	男	男女格差 (男子=100)	女	男	男女格差 (男子=100)
昭和51年	千円 58.8	千円 64.7	90.9	千円 73.4	千円 76.9	95.4
52	63.8	70.4	90.6	78.4	81.9	95.7
53	67.2	72.8	92.3	82.0	85.9	95.5
54	69.8	75.4	92.6	84.7	88.6	95.6
55	73.2	81.1	90.5	88.3	92.8	95.2
56	77.5	85.0	91.2	93.1	98.4	94.6
57	81.3	91.0	89.3	97.5	103.4	94.3
58	86.3	93.0	92.8	100.0	106.2	94.2
59	89.7	94.6	94.8	103.0	108.8	94.7

年	高専・短大卒			大卒(事務系)		
	女	男	男女格差 (男子=100)	女	男	男女格差 (男子=100)
昭和51年	千円 81.0	千円 82.2	98.5	千円 87.6	千円 94.3	92.9
52	86.6	87.9	98.5	95.3	101.0	94.4
53	90.7	93.0	97.5	99.9	105.5	94.7
54	93.0	95.6	97.1	103.7	109.5	94.7
55	97.4	100.7	96.7	108.7	114.5	94.9
56	102.6	106.5	96.3	115.0	120.8	95.2
57	106.9	111.2	96.1	119.1	127.2	93.6
58	109.7	116.8	93.9	124.1	132.2	93.9
59	113.0	120.0	94.2	128.7	135.8	94.8

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 初任給はベースアップ後の確定数値であり、所定内給与額から通勤手当を除いたものである。

付表 5-3 女子パートタイム労働者の年齢階級別、産業別及び規模別
1時間当たり所定内給与額の推移

区分		昭和 51年	52	53	54	55	56	57	58	59
年	計	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	18～19歳	399	439	454	472	492	524	540	560	572
	20～24	401	461	449	472	494	510	541	559	564
	25～29	422	488	509	512	541	587	594	603	623
	30～34	413	459	477	489	507	544	555	588	598
	35～39	392	433	444	464	480	521	538	550	554
	40～44	394	427	440	460	479	513	528	543	556
	45～49	401	442	461	473	496	524	541	565	577
	50～54	399	438	454	486	504	529	541	572	586
産業別	製造業	370	405	426	439	466	495	513	525	540
	卸売業、小売業	409	447	454	470	490	523	543	565	573
	サービス業	—	512	525	553	567	604	600	628	640
規模別	1,000人以上	431	471	491	504	517	553	582	590	601
	100～999人	394	436	451	471	494	528	535	565	575
	10～99人	391	429	441	461	478	508	525	542	557

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 年齢計は17歳以下及び55歳以上を含む。

付表 5-4 女子パートタイム労働者の年間賞与その他特別給与額の推移

年	計	産業別			規模別		
		製造業	卸売業、 小売業	サービス業	1,000人 以上	100～ 999人	10～ 99人
昭和51年	千円 65.2	千円 73.9	千円 54.8	千円 59.1	千円 95.2	千円 56.7	千円 59.2
52	74.3	81.4	64.9	65.0	116.4	69.5	60.9
53	68.3	76.7	57.7	64.9	108.1	64.4	57.3
54	72.8	82.4	61.1	71.6	108.2	68.5	60.4
55	79.2	91.9	67.4	68.4	123.0	76.4	62.5
56	76.9	91.7	64.6	68.1	117.6	72.4	62.3
57	77.5	91.9	68.2	62.5	115.8	76.0	60.7
58	78.8	91.0	73.0	60.3	120.0	75.1	63.7

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

付表55 産業別、規模別女子パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間数及び実労働日数の推移

年	計	製造業			商業、小売業			サービス業			1,000人以上			100~999人			10~99人		
		労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数		
昭和52年	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	
5.3	6	23	6	22	6	23	5	23	6	22	6	23	6	23	6	23	6	23	
5.4	6	23	7	22	6	23	5	23	6	22	6	23	6	23	6	23	6	23	
5.5	6	23	7	22	6	23	5	23	6	22	6	23	6	23	6	23	6	23	
5.6	6	22	7	22	6	23	5	23	6	21	6	22	6	22	6	22	6	22	
5.7	6	22	7	22	6	23	6	23	6	22	6	22	6	22	6	22	6	22	
5.8	6	22	6	22	6	23	6	22	6	22	6	22	6	22	6	22	6	22	
5.9	6	23	7	23	6	23	6	22	6	22	6	22	6	22	6	22	6	23	

資料出所「賃金構造基本統計調査」(毎年6月)

付表56 産業別月間実労働時間数及

産業	月間実労働時間数			所	
	総実労働時間数		計		
	計	女			
調査産業計	1763	1642	1823	1621	
鉱業	1917	1756	1935	1701	
建設業	1889	1745	1913	1741	
製造業	1805	1682	1862	1624	
食料品たばこ製造業	1768	1636	1894	1642	
織維工業	1788	1731	1821	1684	
衣服その他の織維製品製造業	1808	1784	1897	1745	
木材・木製品製造業	1916	1791	1968	1771	
出版・印刷・同関連産業	1870	1711	1910	1647	
化学工業	1666	1581	1690	1557	
繭業・土石製品製造業	1813	1711	1844	1647	
金属製品製造業	1853	1685	1910	1638	
一般機械器具製造業	1853	1661	1890	1618	
電気機械器具製造業	1804	1659	1901	1593	
輸送用機械器具製造業	1848	1684	1875	1593	
精密機械器具製造業	1765	1647	1840	1607	
卸売業・小売業	1704	1585	1785	1618	
金融・保険業	1614	1557	1666	1514	
不動産業	1742	1625	1792	1626	
運輸・通信業	1806	1573	1832	1625	
電気・ガス・水道・熱供給業	1704	1607	1716	1550	
サービス業	1711	1647	1762	1609	

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」(昭和59年)

出勤日数(事業所規模30人以上)

(時間)					出勤日数(日)		
定 内		所 定 外			計	女	男
女	男	計	女	男	計	女	男
157.4	164.4	14.2	6.8	17.9	21.9	21.8	22.0
168.6	170.2	21.6	7.0	23.3	22.8	22.4	22.9
169.8	174.8	14.8	4.7	16.5	22.9	22.4	23.0
160.7	163.2	18.1	7.5	23.0	21.3	21.3	21.3
157.5	170.8	12.6	6.3	18.6	22.0	21.5	22.4
166.9	170.6	10.4	6.2	16.5	21.9	21.8	22.1
173.6	177.9	6.3	4.8	11.8	22.5	22.4	23.0
173.9	178.4	14.5	5.2	18.4	22.7	22.4	22.9
161.7	165.4	22.3	9.4	25.6	22.5	21.9	22.4
153.6	156.3	10.9	4.5	12.7	20.8	20.3	21.0
164.9	164.7	16.6	6.2	19.7	21.9	21.7	22.0
159.9	165.2	21.5	8.6	25.8	21.6	21.4	21.6
158.2	162.5	23.5	7.9	26.5	21.1	20.9	21.2
156.3	161.3	21.1	9.6	28.8	20.7	20.7	20.7
157.5	159.6	25.5	10.9	27.9	20.4	20.4	20.4
157.5	162.8	15.6	7.2	21.2	21.0	20.8	21.1
153.5	167.4	8.6	5.0	11.1	22.6	22.4	22.7
147.9	154.6	10.0	7.8	12.0	22.1	21.7	22.4
156.3	165.3	11.6	6.2	13.9	22.7	22.4	22.8
150.6	163.8	18.1	6.7	19.4	21.8	20.8	22.0
155.5	154.9	15.4	5.2	16.7	20.7	20.3	20.8
157.7	163.4	10.2	7.0	12.8	22.3	22.2	22.5

付表 5-7 月間実労働時間数及び出勤日数の推移
(事業所規模 30人以上)

年	月間実労働時間数						出勤日数	
	総実労働時間数		所定内		所定外			
	女	男	女	男	女	男	女	男
	時間	時間	時間	時間	時間	時間	日	日
昭和35年	192.1	206.8	181.6	180.5	10.5	26.3	23.9	24.3
40	181.4	197.8	174.7	172.1	6.7	20.7	23.2	23.8
45	174.1	192.7	167.1	171.2	7.0	21.5	22.4	23.2
49	163.9	180.6	158.9	164.7	5.0	15.9	21.5	22.2
50	163.0	175.8	158.2	162.8	4.8	13.0	21.5	21.8
51	165.0	178.7	159.7	164.3	5.3	14.4	21.7	22.0
52	164.6	179.1	159.3	164.2	5.3	14.9	21.6	22.0
53	165.1	179.6	159.6	164.4	5.5	15.2	21.7	22.0
54	165.3	181.3	159.3	164.7	6.0	16.6	21.8	22.1
55	164.1	181.2	158.1	164.1	6.0	17.1	21.8	22.0
56	163.5	180.5	157.5	163.7	6.0	16.8	21.7	21.9
57	162.9	180.5	156.9	163.8	6.0	16.5	21.7	21.9
58	162.9	180.5	156.6	163.7	6.3	16.8	21.7	21.9
59	164.2	182.3	157.4	164.4	6.8	17.9	21.8	22.0

資料出所 労働省「毎月労働統計調査」

注) 40年以前はサービス業を含まない数値である。

付表 5-8 主な週休制の形態別企業数及び週休制の形態別労働者数構成比の推移
 (調査産業計、企業規模 30 人以上)

(単位 %)

区分	合計	週休 1日制	週休 1日半制	週休 2日制	週休 3回	完全	月3回	隔週	月2回	月1回	その他
企業数の割合	昭和45年	100.0	88.5	3.2	4.4	0.4	0.2	1.0	1.3	1.6	4.0
	5.0	100.0	54.5	2.1	43.4	4.6	2.2	9.8	12.6	14.1	0.1
	5.2	100.0	52.4	3.9	43.6	5.2	2.7	8.6	12.6	14.5	0.1
	5.5	100.0	51.6	3.6	44.7	5.6	2.9	9.0	12.3	15.0	0.1
	5.4	100.0	50.0	3.7	46.1	5.6	3.0	9.7	12.9	14.8	0.1
	5.5	100.0	49.6	2.8	47.6	5.4	3.5	8.8	13.0	17.3	-
	5.6	100.0	49.6	2.6	47.8	5.7	3.2	7.9	14.8	16.3	-
	5.7	100.0	48.3	2.6	49.0	6.1	3.3	8.5	14.4	16.7	-
	5.8	100.0	49.2	0.8	50.0	6.2	4.2	8.4	13.0	18.3	-
	昭和45年	100.0	71.4	7.6	17.9	4.5	1.1	3.9	2.9	5.5	3.2
労働者数の割合	昭和45年	100.0	27.1	2.6	62.9	21.4	5.5	13.1	16.0	15.9	0.4
	5.0	100.0	25.1	2.8	72.0	23.1	7.2	11.8	16.3	13.5	0.1
	5.2	100.0	24.9	2.7	72.3	24.0	7.3	12.4	15.3	13.2	0.1
	5.5	100.0	24.2	2.8	72.9	23.5	7.8	12.6	15.7	13.3	0.1
	5.4	100.0	23.7	2.1	74.1	23.0	7.4	11.6	16.9	15.2	0.0
	5.5	100.0	23.7	1.6	74.7	24.1	7.0	10.7	18.4	14.5	-
	5.6	100.0	22.8	1.6	75.5	25.0	7.3	11.0	17.6	14.7	-
	5.7	100.0	22.1	0.8	77.1	27.0	7.7	10.9	16.7	14.7	-

資料出所 労働省「賃金労働時間制度会議調査」

- 注) 1. 「その他」とは、週休日の定めが季節や事業の性質によって異なるものなどという。
 2. 昭和45年はサービス業が含まれていない。
 3. 「週休1日半制」とは週6労働日のうち1日が半天のものをいう。

付表59 勤労者世帯の家計収入

年	実 収 入		可処分所得 円	世帯人員 人	有業人員 人	% 実収入に占 める妻の収 入の割合
	勤め先収入 円	世帯主収入 円				
昭和40年	65,141	60,739	54,111	2,823	5,955.7	4.13
45	112,949	105,468	94,632	5,049	10,363.4	3.90
49	205,792	194,186	173,558	12,304	16,782.5	5.83
50	236,152	222,455	198,316	15,294	21,550.9	3.82
51	258,237	243,061	218,253	15,951	23,346.2	5.79
52	286,039	269,159	238,714	19,504	25,634.0	5.79
53	304,562	286,195	254,671	21,443	27,030.7	3.82
54	326,013	306,932	274,142	21,531	28,682.8	3.83
55	349,686	330,587	293,562	24,397	30,554.9	3.83
56	367,111	346,871	307,553	26,207	31,727.9	3.80
57	393,014	371,754	327,120	29,747	33,552.6	3.80
58	405,517	384,760	337,595	31,960	34,411.3	3.79
59	424,025	401,195	351,413	34,698	35,935.3	3.79

資料出所 総務省統計局「家計調査」

注)1. 1世帯当たり年平均1か月間の収入。
 2. 勤め先収入には他の世帯員収入が含まれる。

付表 60 共働き世帯、非共働き世帯別収支金額及び構成比
勤労者世帯(核家族世帯)

項目	金額(円)		構成比(%)	
	夫婦共働き世帯	世帯主のみ働いている世帯	夫婦共働き世帯	世帯主のみ働いている世帯
実 収 入	445,813	387,233	100.0	100.0
動め先 収入	423,205	370,046	94.9	95.6
世帯主 収入	330,975	370,046	74.2	95.6
定期 収入	259,476	286,725	58.2	74.0
臨時 収入・賞与	71,498	83,321	16.1	21.5
妻の 収入	91,945	0	20.6	—
他の世帯員 収入	285	0	0.1	—
事業・内職 収入	10,125	1,988	2.3	0.5
他の経常 収入	2,601	6,460	0.6	1.7
可処分所 得	383,101	324,698	—	—
消費支出	290,043	263,467	100.0	100.0
食料	74,061	69,707	25.5	26.5
外食	13,597	10,325	4.7	3.9
住居	14,504	14,827	5.0	5.6
賃貸地	9,390	11,294	3.2	4.3
光熱水道	15,628	15,997	5.4	6.1
家具・家事用品	11,442	11,027	3.9	4.2
衣服及び履物	19,827	17,634	6.8	6.7
洋服	7,967	6,800	2.7	2.6
保健医療	6,200	7,153	2.1	2.7
交通通信	29,628	26,024	10.2	9.9
自動車等関係費	19,204	14,248	6.6	5.4
教育	14,873	11,211	5.1	4.5
養育	26,109	24,256	9.0	9.2
その他の消費支出	77,770	65,632	26.8	24.9
諸雑費	15,653	11,158	5.4	4.2
こづかい(用途不明)	29,127	26,982	10.0	10.2
交際費	25,653	22,736	8.8	8.6
仕送り金	7,336	4,756	2.5	1.8
土地家屋借金返済	23,547	17,193	6.1	5.3
平均消費性向(%)	75.7	81.1	*75.5	*81.5
金融資産純増率(%)	14.7	9.9	*13.9	*11.1

資料出所 総務庁統計局「家計調査」(昭和59年)

- 注) 1. 土地家屋借金返済の構成比欄には可処分所得に対する割合を示した。
 2. 平均消費性向は可処分所得に占める消費支出の割合。
 3. 金融資産純増率は可処分所得に対する金融資産純増(貯蓄純増に有価証券購入と有価証券売却との差を加えたもの)の割合。
 4. *印は58年の数値を示す。

付表6.1 夫と妻の就業状態別実数

夫と妻の就業状態	実 数 (万人)			割 合 (%)			
	56年3月	57年3月	59年2月	56年3月	57年3月	59年2月	
夫と同居している妻	2,916	2,963	2,984	100.0	100.0	100.0	
夫 就 業 者	2,592	2,638	2,593	89.1	89.3	87.3	
妻 も 就 業 者	1,306	1,341	1,333	44.9	45.4	44.9	
うち夫も妻も 非農林業雇用者	645	664	721	22.2	22.5	24.3	
妻 は 非 就 業 者	1,284	1,294	1,258	44.1	43.8	42.3	
夫 非 就 業 者	318	317	378	10.9	10.7	12.7	
妻 は 就 業 者	63	68	78	2.2	2.3	2.6	
妻 も 非 就 業 者	253	248	301	8.7	8.4	10.1	
(特 掲)	妻 就 業 者	1,370	1,410	1,410	47.1	47.7	47.5
	妻 非 就 業 者	1,539	1,543	1,559	52.9	52.3	52.5
	うち妻完全失業者	23	28	33	0.8	0.9	1.1

資料出所 総務庁統計局「労働力調査特別調査」

注) 58年2月は資料なし。

付表62 就用者増加の要因分解

要 因	昭和40～46年		昭和52～57年	
	女 子	男 子	女 子	男 子
雇用者増加効果(成長要因)	2,103	4,849	1,492	3,047
女子比率変化効果	337	-337	923	-923
産業構造変化効果	34	-34	324	-324
産業内女子比率変化効果	215	-215	588	-588
交 緒 効 果	89	-89	10	-10
交 緒 効 果	89	-89	112	-112
計	2,530	4,423	2,527	2,012

資料出所 総務庁統計局「就業構造基本調査」

注) 1. 非農林業雇用者ベースである(製造業、卸売・小売業、運輸通信業、サービス業は中分類、その他は大分類)。

2. 計算方法は次のとおりである。

$$\Delta L_f = \Delta L \cdot \frac{L^f}{L} + L \cdot \Delta \left(\frac{L^f}{L} \right) + \Delta L \cdot \Delta \left(\frac{L^f}{L} \right)$$

雇用者増加効果 (成長要因)
 女子比率変化効果
 交緒効果

ここで

$$\Delta \left(\frac{L^f}{L} \right) = \sum_i \Delta \left(\frac{L}{L_i} \right) \cdot \frac{L^f_i}{L_i} + \sum_i \frac{L_i}{L} \cdot \Delta \left(\frac{L^f}{L_i} \right) + \sum_i \Delta \left(\frac{L_i}{L} \right) \cdot \Delta \left(\frac{L^f_i}{L_i} \right)$$

産業構造変化効果
 産業内女子比率変化効果
 交緒効果

L : 全雇用者数, L^f : 女子雇用者数, L_i : i 産業の全雇用者数,

L^f_i : i 産業の女子雇用者数, ΔL^f : 女子雇用者数の変化,

$\Delta \left(\frac{L}{L_i} \right)$: 産業構造の変化, 他も同様である。

男子についても同様である。

付表 63 女子及び世帯主の配偶者(女子)の有業者数、有業率、無業者数、就業希望者数、就業希望率及び有業・就業希望率の推移

(女子)

区分	総数	有業	無業	就業希望者数	有業率 %	就業希望率 %	有業・就業希望率 %
		者数	者数	人			
昭和31年	31,397	15,542	15,854	4,007	49.5	25.3	62.3
34	33,557	15,439	17,917	3,826	46.3	21.4	57.8
37	34,823	15,974	18,850	3,851	45.9	20.4	56.9
40	37,533	16,581	20,951	4,351	44.2	20.8	55.8
43	39,519	18,754	20,765	6,464	47.5	31.1	63.8
46	40,970	19,032	21,938	7,063	46.5	32.2	63.7
49	42,836	18,828	24,007	7,757	44.0	32.3	62.1
52	44,363	20,103	24,261	8,678	45.3	35.8	64.9
54	45,472	20,720	24,751	8,524	45.6	34.4	64.3
57	47,008	22,805	24,203	8,066	48.5	33.3	65.2

世帯主の配偶者(女)

昭和40年	18,450	7,137	11,513	2,893	38.7	25.6	54.4
43	19,889	8,463	11,426	4,482	42.6	39.2	65.1
46	21,548	9,048	12,500	5,079	42.0	40.6	65.6
49	23,495	9,598	13,896	5,810	40.9	41.8	65.0
52	24,566	10,869	13,697	6,389	44.2	46.6	70.3
54	25,385	11,659	15,726	6,473	45.9	47.2	71.4
57	26,224	13,165	13,060	5,991	50.2	45.9	73.0

資料出所 総務省統計局「就業構造基本調査」

注) 有業率 = $\frac{\text{当該区分の有業者}}{\text{当該区分の人口}} \times 100$

就業希望率 = $\frac{\text{当該区分の就業希望者}}{\text{当該区分の無業者}} \times 100$

有業・就業希望率 = $\frac{\text{当該区分の有業者} + \text{当該区分の就業希望者}}{\text{当該区分の人口}} \times 100$

付表 64 女子無業者の年齢階級別就業希望者数及び就業希望率の推移

区分		総数	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	55~64歳	65歳以上
就業希望者数	昭57	4,947	758	670	780	698	560	953	372	155
	40	5,573	1,024	784	837	796	608	994	371	159
	45	8,018	1,278	1,051	1,316	1,225	904	1,374	573	298
	46	8,639	1,020	1,325	1,373	1,327	1,036	1,542	762	364
	49	9,217	772	1,142	1,601	1,543	1,123	1,852	738	445
	52	10,698	1,003	1,139	1,968	1,575	1,295	2,227	939	552
	54	10,353	1,549		3,420		3,703		1,069	612
	57	10,103	1,623		3,157		3,518		1,181	643
	女	37	3,960	427	481	714	652	526	858	231
就業希望者数(千人)	40	4,351	517	539	778	746	565	895	233	78
	45	6,464	646	742	1,252	1,175	854	1,257	384	153
	46	7,063	519	936	1,306	1,272	986	1,405	451	187
	49	7,757	581	837	1,506	1,492	1,074	1,702	534	232
	52	8,692	516	752	1,828	1,500	1,229	2,002	610	255
	54	8,524		926	3,207		3,408		702	281
	57	8,066		952	2,917		3,193		751	273
	男	37	987	332	189	66	46	35	95	141
	40	1,221	506	246	59	50	43	99	158	81
就業希望率(%)	43	1,554	632	308	64	49	49	117	190	144
	46	1,576	501	389	66	54	50	138	201	177
	49	1,459	591	305	95	51	49	150	204	213
	52	2,006	487	387	140	75	66	225	329	296
	54	1,829		623		213		295	368	330
	57	2,037		672		221		325	450	370
	計	37	20.3	14.7	52.0	31.9	31.8	31.5	23.9	15.7
	40	20.0	14.1	32.3	32.7	32.8	32.0	24.1	13.0	3.7
	43	29.1	19.2	42.5	48.8	50.0	47.0	35.0	20.1	6.5
就業希望率(%)	46	50.0	17.2	43.1	49.9	51.9	50.2	36.5	21.3	7.1
	49	29.3	12.5	38.8	50.1	53.7	52.2	38.6	22.1	7.4
	52	32.9	15.8	44.2	58.5	60.0	60.5	45.0	26.1	8.0
	54	30.8		16.8		60.2		51.2	27.9	8.1
	57	30.3		17.7		61.1		52.6	28.5	7.8
	女	37	21.0	17.0	55.6	50.8	30.9	30.7	22.6	10.3
	40	20.8	14.8	52.9	31.9	32.0	31.0	22.8	9.9	2.6
	43	31.1	20.0	46.8	48.7	49.7	46.5	34.0	18.4	4.9
	46	32.2	18.0	47.7	49.6	51.6	49.8	35.4	17.8	5.3
就業希望率(%)	49	32.3	12.7	46.3	50.0	53.6	52.1	37.8	19.1	5.7
	52	35.8	12.7	52.8	58.3	59.7	60.3	43.9	21.0	5.5
	54	34.4		20.2		60.1		50.7	22.8	5.6
	57	33.3		21.0		60.9		52.0	22.6	5.0
	男	37	17.9	12.6	28.5	50.8	54.8	53.0	46.1	22.4
	40	17.8	13.5	51.0	48.4	53.8	55.8	46.7	28.6	6.1
	45	22.9	18.4	34.6	51.2	55.1	57.0	50.0	37.5	10.2
	46	25.0	16.5	34.9	55.9	60.0	61.0	53.7	38.1	11.0
	49	19.6	12.2	26.9	51.9	56.0	55.1	50.0	37.1	11.1
就業希望率(%)	52	24.4	14.9	33.5	61.9	67.6	63.5	58.1	47.5	13.0
	54	20.8		13.4		60.9		57.2	48.8	13.0
	57	22.2		14.6		63.5		59.7	50.1	13.4

資料出所 総務庁統計局「就業構造基本調査」

注) 就業希望率 = $\frac{\text{当該区分における就業希望者}}{\text{当該区分における無業者}} \times 100$

付表 6-5 女子無業者の希望する仕事の形態別就業希望者数及び構成比の推移

区分		総 数	短時間勤務で雇われたい ¹⁾	普通勤務で雇われたい ²⁾	自分で事業をしたい	家庭で内職をしたい	自家営業を手伝いたい	その他
実数 (千人)	昭和 43 年	80,118	2,419	1,233	379	2,856	448	683
	46	8,659	3,055	1,293	476	2,678	427	710
	49	9,217	3,439	1,441	519	2,705	435	678
	52	10,698	4,367	1,884	616	2,529	1,281	
	54	10,353	4,370	1,788	517	2,449	299	893
	57	10,103	4,698	1,993	509	1,975	201	720
数 (千人)	昭和 43 年	64,644	1,967	731	231	2,766	325	445
	46	7,063	2,569	775	308	2,615	328	468
	49	7,757	3,055	880	341	2,636	345	500
	52	8,692	3,751	1,126	586	2,466	948	
	54	8,524	3,841	1,037	340	2,378	248	653
	57	8,066	4,068	1,134	317	1,892	161	489
構成比 (%)	昭和 43 年	155.4	45.2	50.2	14.8	9.0	12.2	23.9
	46	157.6	48.6	51.8	16.8	6.3	10.0	24.1
	49	145.9	38.4	56.1	17.8	6.9	8.9	17.7
	52	2,006	61.6	75.8	23.0	6.3	33.3	
	54	1,829	52.9	75.1	17.7	7.2	5.0	24.1
	57	2,057	62.9	85.9	19.3	8.3	4.0	23.0
構成比 (%)	昭和 43 年	100.0	30.2	15.4	4.7	35.6	5.6	8.5
	46	100.0	35.4	15.0	5.5	31.0	4.9	8.2
	49	100.0	37.3	15.6	5.6	29.3	4.7	7.4
	52	100.0	40.8	17.6	5.8	25.6	12.0	
	54	100.0	42.2	17.3	5.0	23.7	2.9	8.6
	57	100.0	46.5	19.7	5.0	19.5	2.0	7.1
構成比 (%)	昭和 43 年	100.0	30.4	11.3	3.6	42.8	5.0	6.9
	46	100.0	36.4	11.0	4.4	37.0	4.6	6.6
	49	100.0	39.4	11.3	4.4	34.0	4.4	6.4
	52	100.0	43.2	13.0	4.4	28.4	10.9	
	54	100.0	45.1	12.2	4.0	27.9	2.9	7.7
	57	100.0	50.4	14.1	3.9	23.5	2.0	6.1

資料出所 様務庁統計局「就業構造基本調査」

注) 1) の 57 年は「パート・アルバイトの仕事をしたい」の数値である。

2) の 57 年は「正規の職員・従業員として雇われたい」の数値である。

付表66 就業希望者のうち「短時間勤務で雇われたい」女子の年齢階級別人数及び構成比

区分		総数	15~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
実 数 (千人)	昭43	1,967	448	737	695		75		12
	46	2,569	545	930	957		118		20
	49	3,055	444	1,210	1,207		159		35
	52	3,751	548	1,490	1,464		202		46
	54	3,841	393	1,528	1,107	523	150	84	56
	57	4,068	469	1,520	1,086	627	191	111	66
構成比 (%)	昭43	100.0	22.8	37.5	35.3		3.8		0.6
	46	100.0	21.2	34.2	37.3		4.6		0.8
	49	100.0	14.5	39.6	39.5		5.2		1.1
	52	100.0	14.6	39.7	39.0		5.4		1.2
	54	100.0	10.2	39.8	28.8	13.6	3.9	2.2	1.5
	57	100.0	11.5	37.4	26.7	15.4	4.7	2.7	1.6
就業希望者 中に占める 割合(%)	昭54	45.1	42.4	47.6	50.9	42.4	35.5	30.3	12.9
	57	50.4	49.5	52.1	55.7	50.4	44.1	37.2	24.2

資料出所 総務庁統計局「就業構造基本調査」

注 57年は「パート・アルバイトの仕事をしたい」の数値である。

付表67 女子新規就業者及び就業希望者の就業(希望)理由

(新規就業者)

(単位 %)

年齢	総数	失業しているから	学校を卒業したから	収入を得たいから	知識や技能を生かしたいから	社会に出たいから	余暇ができたから	その他
年齢計	100.0	4.8	22.4	38.6	5.2	4.0	11.4	15.4
15~24歳	100.0	3.5	56.5	18.0	7.8	5.3	1.8	6.9
25~34	100.0	5.5	1.3	49.9	4.4	3.7	17.4	17.8
35~44	100.0	4.2	0.2	54.4	5.4	3.3	19.2	15.1
45~54	100.0	7.5	0.5	53.3	2.3	2.8	15.4	17.8
55歳以上	100.0	8.6	0	44.1	2.2	1.1	14.0	28.0

(就業希望者)

(単位 %)

年齢	総数	失業しているから	学校を卒業したから	収入を得たいから	知識や技能を生かしたいから	社会に出たいから	余暇ができたから	その他
年齢計	100.0	2.9	0.5	64.6	7.3	4.1	14.9	5.7
15~24歳	100.0	5.8	3.9	65.8	9.0	6.5	3.2	5.9
25~34	100.0	2.0	0.1	69.3	8.6	5.0	11.0	3.9
35~44	100.0	1.6	0.1	62.1	7.0	3.4	21.5	4.4
45~54	100.0	3.5	—	61.4	5.5	2.7	20.9	5.9
55歳以上	100.0	4.4	—	58.8	4.5	1.6	17.3	15.2

資料出所 総務庁統計局「就業構造基本調査」(昭和57年)

付表68 産業別、規模別、女子のみに適用される
再雇用制度の有無別事業所数の割合

(単位 %)

産業・規模	計	あり	なし
産業計	100.0	7.0	93.0
鉱業	100.0	1.6	98.2
建設業	100.0	3.5	96.5
製造業	100.0	8.4	91.6
卸売業、小売業	100.0	9.3	90.7
金融・保険業	100.0	9.6	90.4
不動産業	100.0	—	100.0
運輸・通信業	100.0	1.5	98.5
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	0.3	99.7
サービス業	100.0	7.1	92.9
500人以上	100.0	8.9	91.1
100～499人	100.0	7.3	92.7
30～99人	100.0	6.9	93.1

資料出所 労働省「女子保護の概況」(昭和56年)

付表69 産業、規模及び女子再雇用制度導入理由別企業数の割合

区分	総数	(M.A.) (単位 %)												その他
		労働力不足に対応するため	員補充がスムーズにできるため	専門職者を確保するため	熟練技能者の新陳代謝をよくするため	子労働者の勤労意欲を高めるため	女労働者の勤労意欲を高めるため							
計	(210)100.0	50.5	34.8	42.4	3.8	25.7	20.5	28.1	9.5	10.0	6.7	2.4	2.4	
製造業	(113)100.0	48.7	31.9	37.2	3.5	24.8	23.9	25.7	11.5	11.5	5.3	1.8	3.5	
卸売業、小売業	(36)100.0	33.3	41.7	38.9	2.8	41.7	30.6	41.7	16.7	8.3	5.6	5.6	—	
サービス業	(41)100.0	73.2	29.3	61.0	4.9	17.1	4.9	9.8	—	7.3	7.3	2.4	2.4	
その他	(20)100.0	45.0	50.0	40.0	5.0	20.0	15.0	55.0	5.0	10.0	15.0	—	—	
1,000人以上	(51)100.0	35.3	21.6	31.4	5.9	35.3	35.3	45.1	31.4	15.7	5.9	2.0	2.0	
100~999人	(94)100.0	52.1	37.2	44.7	3.2	27.7	18.1	24.5	3.2	7.4	7.4	2.1	3.2	
1~99人	(65)100.0	60.0	41.5	47.7	3.1	15.4	12.3	21.5	1.5	10.8	6.2	3.1	1.5	

資料出所 労働省「女子再雇用制度実態調査」(昭和57年)

注) ()は企業数である。

付表70 産業、規模及び再雇用制度

区分	総 数	効 果 が あ つ た	労 働 力 不 足 に 対 応 で き た	欠 員 補 充 が ス ム ー ズ に い つ た
計	[210] 100.0	81.4(100.0)	(45.0)	(37.4)
製造業	[113] 100.0	77.0(100.0)	(44.8)	(28.7)
卸売業、小売業	[36] 100.0	72.8(100.0)	(35.7)	(35.7)
サービス業	[41] 100.0	92.7(100.0)	(60.5)	(52.6)
その他	[20] 100.0	9.0(100.0)	(27.8)	(50.0)
1,000人以上	[51] 100.0	78.4(100.0)	(35.0)	(22.5)
100~999人	[94] 100.0	76.6(100.0)	(54.2)	(45.8)
1~99人	[65] 100.0	90.8(100.0)	(40.7)	(37.3)

資料出所 労働省「女子再雇用制度実態調査」(昭和57年)

注) [] は企業数である。

付表71 男女とも採用した企業につ

区分	男 企 業 と も 採 用 計 し た こ と く の 数	採 用 条 件 は 男 女 同 じ	採 用 条 件 は 男 女 で 異 な る	男 女 で			
				雇 用 形 態 が 男 性 で 異 な る	身 分 が 男 女 で 異 な る	就 業 形 態 が 男 性 で 異 な る	職 種 が 男 女 で 異 な る
高卒	100.0	49.1	50.9(100.0)	(5.0)	(4.8)	(6.4)	(71.3)
短大卒	100.0	50.3	49.7(100.0)	(0.5)	(0.8)	(3.8)	(56.2)
大卒	100.0	48.7	51.3(100.0)	(1.4)	(1.5)	(8.1)	(53.1)
中途採用	100.0	34.9	65.1(100.0)	(2.64)	(20.2)	(32.5)	(59.3)

資料出所 労働省「昭和59年女子労働者の雇用管理に関する調査」(昭和59年8月)

導入の効果の有無別企業数の割合

(単位 %)

(M.A.)					効果はなかつた	その他	その他の 不 明
専門職者 活用が でき た	女子 スムーズに つた 劳动力の 新陳代謝 がな くよう	企業の イマージ アップと なり、優秀な 女子労働者 がつになつた	向上した 女子労働者の勤労意欲が を採用できるよ	生かせた 家庭主婦の経験を職場に			
(41.5)	(18)	(111)	(193)	(16.4)	(9.4)	17.6	10
(43.7)	(11)	(92)	(17.2)	(9.2)	(12.6)	22.1	0.9
(35.7)	(—)	(21.4)	(17.9)	(28.6)	(10.7)	19.4	2.8
(50.0)	(2.6)	(2.6)	(21.1)	(15.8)	(2.6)	7.3	—
(22.2)	(5.6)	(22.2)	(27.8)	(33.3)	(5.6)	10.0	—
(27.5)	(—)	(22.5)	(22.5)	(22.5)	(15.0)	19.6	2.0
(50.0)	(1.4)	(11.1)	(23.6)	(15.9)	(8.5)	22.5	11
(40.7)	(3.4)	(3.4)	(11.9)	(15.3)	(6.8)	9.2	—

いての採用条件の相違別企業数の割合

(単位 %)

異なる条件等 (M.A.)									
貴重がある 格能男 等女 専ので 改条件 件な	年 齢 制限 が男	女 性 異 なる	女 は使 用 し 既 に婚 姻 つ い を て採	男 用 地 子 は女 本 社 は採 現	男 動 域 子 内 は女 全 子 動 國 は 異 地	女 を 要 求 と す る と 介 紹 介 者	女 勤 ア 人 と 子 と バ 住 す ト い る 自 然 又 は 不 通 は 一 可	大 大 幅 卒 卒 う 女 等 と し 短 て	そ の 他
(15.0)	(2.5)	(3.0)	(0.9)	(5.5)	(0.1)	(7.7)	(—)	(14.0)	
(21.4)	(4.3)	(9.7)	(3.7)	(18.2)	(1.3)	(11.6)	(—)	(22.0)	
(16.6)	(4.8)	(6.1)	(7.4)	(27.0)	(2.3)	(17.9)	(3.5)	(19.6)	
(21.5)	(12.8)	(16)	(2.8)	(4.5)	(0.6)	(4.6)	(0.5)	(6.2)	

付表72 産業、女子を配置していない仕事の有無及びその仕事の特徴別企業数の割合

(単位 %)

区 分	計	仕事の特徴 (M.A.)						モ レ			
		支 子 を い 全 仕 事 は 配 は じ て	支 子 を い 全 仕 事 は 配 は じ て	業 後 労 働 が あ る	業 後 労 働 が あ る	外 部 の 折 損 が 多 い	出 燃 等 が 多 い	か 力 を 必 要 と す る 度 を 判 断 す る 能 力 を 必 要 す る 資 格			
調 査 業	100.0	37.0	63.0(100.0)	(28.2)	(25.9)	(28.2)	(33.0)	(18.5)	(41.8)	(55.5)	(6.3)
施 設 業	100.0	39.4	60.6(100.0)	(34.2)	(30.2)	(31.2)	(29.9)	(25.2)	(61.7)	(61.1)	(4.6)
施 設 業	100.0	38.2	61.8(100.0)	(25.2)	(29.6)	(24.9)	(33.5)	(20.3)	(43.0)	(55.5)	(5.4)
施 設 業	100.0	35.2	64.8(100.0)	(11.4)	(21.5)	(41.7)	(47.9)	(17.8)	(22.3)	(50.8)	(10.2)
施 設 業	100.0	56.4	43.6(100.0)	(22.0)	(29.1)	(55.7)	(38.2)	(29.8)	(22.3)	(20.7)	(8.7)
施 設 業	100.0	42.6	57.4(100.0)	(53.5)	(15.9)	(29.4)	(16.0)	(12.4)	(56.2)	(34.3)	(5.4)
施 設 業	100.0	28.4	71.6(100.0)	(51.5)	(17.2)	(11.1)	(12.1)	(9.5)	(47.5)	(70.2)	(0.5)
施 設 業	100.0	14.0	86.0(100.0)	(80.6)	(14.3)	(25.5)	(16.3)	(24.5)	(59.2)	(65.3)	(3.1)
施 設 業	100.0	39.5	60.5(100.0)	(41.1)	(25.9)	(24.2)	(27.2)	(15.9)	(45.5)	(45.5)	(2.8)

資料出所「昭和59年女子労働者の雇用管理に関する調査」(昭和59年8月)

付表 7-3 配置転換の実施状況別企業数の割合

(単位 %)

区分	計	行つてい る						行つてい ない
			男女とも同じ	女子種子等に特限られた職務	女子の場合は希望のみのあ	男子いのりのみに行つ	その他	
事業所内配置転換	1000	461(100.0)	(57.5)	(20.3)	(2.1)	(19.2)	(0.9)	53.9
転居を伴わない事業所間配置転換	1000	243(100.0)	(46.4)	(10.0)	(2.6)	(40.1)	(0.9)	75.7
転居を伴う事業所間配置転換	1000	190(100.0)	(7.2)	(0.7)	(4.7)	(86.6)	(0.8)	81.0

資料出所 労働省「昭和59年女子労働者の雇用管理に関する調査」(昭和59年8月)

付表74 教育訓練の実施状況

(単位 %)

教育訓練の種類		行つている					
		小計	男女とも同じ	男女で異なる	男子のみ実施	女子のみ実施	内容や機会での男女の取扱い、男女にない
新入社員	接遇態度の向上 オリエンテーション等一般的、基礎的な知識、技能の付与 配属部門、職種ごとの基礎的な知識、技能の付与	54.6(100.0) 58.1(100.0) 67.7(100.0)	(75.8)((83.5)((72.1)((6.4)((6.5)((12.3)((3.9)((8.5)((14.2)((13.9)((1.7)((1.4)(45.4 42.0 32.3
中堅社員	現在の業務に必要な知識、技能の向上 仕事の困難度が向程度の業務への配置換えに必要な知識、技能の付与 より高度な業務への配置換えに必要な知識、技能の付与 より高度な業務への配置換え、その業務遂行のための知識、技能の付与	66.1(100.0) 52.9(100.0) 54.3(100.0) 56.1(100.0)	(57.7)((49.3)((40.9)((40.1)((9.6)((10.4)((13.5)((10.4)((52.1)((39.9)((45.6)((49.5)((0.6)((0.4)((0.2)((0.0)(53.9 67.1 65.7 63.9
部下のある職務への昇進後、その業務遂行のための知識等の付与 部下のある職務への昇進後、その業務遂行のための知識等の付与	29.8(100.0) 53.6(100.0)	(3.62)((3.57)((6.1)((5.9)((57.8)((58.4)((0.0)((0.0)((0.0)((0.0)(70.2 66.4
管理職 管理等	管理職への昇進のために必要な知識等の付与 管理職への昇進後、その業務遂行のための知識等の付与	28.5(100.0) 35.5(100.0)	(24.6)((25.4)((3.0)((3.2)((72.4)((71.4)((0.0)((0.0)(71.5 64.5

資料出所 労働省「昭和59年女子労働者の雇用管理に関する調査」(昭和59年8月)

付表75 福利厚生の措置状況

(単位 %)

福利厚生の種類	小計	男女とも同じ	男女で異なる場合がある			措置なし
			女子は専用等に限られる場合もあり	女子への措置でない場合あり	女子が男の下回る場合あり	
施設寮への入居	3.2.7(1000)	(42.9)	(1.3)	(0.7)	(43.8)	(11.2)
世帯用の社宅、借上げ住宅への入居	3.1.2(1000)	(49.7)	(1.8)	(0.5)	(36.3)	(11.7)
土地、住宅取得のための資金の貸付け	2.6.6(1000)	(76.5)	(1.5)	(1.1)	(16.7)	(4.2)
短期的生活資金の貸付け	4.4.1(1000)	(96.4)	(0.1)	(0.2)	(1.8)	(1.5)
私的保険制度への補助	3.6.7(1000)	(92.1)	(0.6)	(1.8)	(3.9)	(1.7)
労災付加給付の費用負担	5.9.4(1000)	(98.2)	(0.0)	(0.1)	(0.8)	(0.9)
出産以外の養育見舞に関する費用の支出	6.9.2(1000)	(98.0)	(0.0)	(1.0)	(0.2)	(0.8)

資料出所 労働省「昭和59年女子労働者の雇用管理に関する調査」(昭和59年8月)

注 「男女とも同じ」には、男女とも専用の施設等に限られる場合を含む。

付表76 定年制の有無及び決め方別企業構成比

(単位 %)

業 産	調査対 象企業	定年制を定めている企業				定年制を 定めてい ない企業		
		計	一律に定 めている	男女別に定 めている	業種別に定 めている			
鋼 鉄 金 銅 鋳 建 製 卸 金 不 運 電 サ	産業 業 業 業 造 業 業 業 業 業 動 輪 輸 ガス・水道・熱供給業 一 ビ ス 業	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	87.3(100.0) 73.5(100.0) 72.4(100.0) 90.6(100.0) 87.9(100.0) 96.7(100.0) 93.6(100.0) 91.5(100.0) 100.0 91.5(100.0) 100.0 89.2(100.0)	(80.5) (82.1) (81.5) (75.3) (87.8) (84.4) (90.1) (79.2) (90.6) (85.4)	(15.6) (5.9) (12.7) (23.0) (8.6) (9.6) (4.5) (6.8) (4.5) (12.8)	(2.9) (4.2) (4.7) (1.3) (1.5) (1.0) (0.6) (12.5) (3.4) (1.8)	(1.0) (0.8) (1.1) (0.4) (2.0) (5.0) (0.6) (15.5) (1.7) (0.0)	12.7 26.5 27.6 9.4 12.1 3.5 6.4 6.7 — 10.2

資料出所 労働省「雇用管理調査」(昭和60年1月)

(単位 %)

付表77 男女別定年制における定年年齢別企業構成比

(1) 女子

年	男女別 のある企 業	35歳下 以 下	36~ 39	40	41~ 44	45	46~ 49	50	51~ 54	55	56~ 59	60	61歳 以上	不明
昭和51年	100.0	5.4	0.2	4.9	0.8	15.5	2.4	52.4	7.0	25.6	3.7	1.0	1.0	0.2
55	100.0	2.5	1.0	3.6	0.0	8.1	3.9	33.7	5.6	34.3	5.6	—	—	—
55	100.0	1.0	—	3.7	0.0	6.6	3.1	52.1	7.8	38.9	4.6	2.0	0.2	—
57	100.0	3.0	—	—	—	6.8	4.6	31.7	8.6	34.8	6.9	3.7	—	—
58	100.0	3.6	—	—	—	7.6	5.7	30.9	7.5	34.7	5.8	4.1	—	—
59	100.0	4.0	—	—	—	9.0	1.5	22.6	9.1	45.4	7.5	3.1	—	—
60	100.0	2.8	—	—	—	6.6	1.1	23.6	8.6	44.3	8.1	4.9	—	—

(2) 男子

年	男女別定年制 のある企 業	54歳 以下	55	56	57	58	59	60	61~ 64	65	66~ 69	70 以上	不明
昭和51年	100.0	0.4	39.0	6.5	8.2	6.6	0.6	35.9	0.2	2.1	0.4	0.1	—
55	100.0	0.3	34.2	5.6	9.9	7.4	0.8	38.9	0.1	4.6	—	—	—
55	100.0	0.1	28.6	4.3	8.7	8.2	1.1	45.3	0.2	3.5	—	—	—
57	100.0	0.1	28.2	—	23.7	—	—	44.0	0.3	2.2	1.6	—	—
58	100.0	—	24.7	—	26.9	—	—	43.2	0.3	5.0	—	—	—
59	100.0	—	19.6	—	27.3	—	—	49.2	1.5	2.5	—	—	—
60	100.0	0.1	17.2	—	26.0	—	—	49.4	3.2	4.1	0.1	—	—

資料出所 労働省「雇用管理調査」(毎年1月)

付表 7-8 導入状況及び工程における採用数の増減割合(導入事業所の工程)

一採用面において「かなり変化した」工程を100とした割合

(単位 %)

導入状況	計	採用労働者の種類							
		採用数 増加した	採用数 減少した	大卒(理工系) 増加した	大卒(理工系以外) 減少した	男子 増加した	男子 減少した	女子 増加した	女子 減少した
導入工程	(13.0)100.0	37.2	47.2	36.0	7.4	4.7	14.2	37.5	32.6
大部分に導入	(26.0)100.0	44.9	41.1	44.9	6.1	5.0	14.7	43.8	28.7
一部に導入	(11.1)100.0	34.8	49.1	35.3	7.6	4.6	14.1	35.5	33.8
非導入工程	(12.1)100.0	56.3	24.3	23.6	3.5	2.7	4.2	44.4	16.7

資料出所 労働省「技術革新と労働に關する調査」(昭和57年11月)

注) ()内の数字は、導入事業所の工程に対する採用面において「かなり変化した」工程の割合である。

付表79 技能の変化及び工程における労働者構成の変化状況別工種割合（導入工程）
—労働者構成が「かなり変化した」工種を100とした割合—

技 能 の 变 化	計	男 子		年 齢	熟 練 工	单 純・未 熟 練 工	増 加 し た	減 少 し た	技 術 僕
		上 し た	下 し た						
計	(15.9)1000	44.3	51.2	50.3	24.5	13.9	60.2	46.1	23.3
従来の技能が不要になり、新しい技能が必要になった	(36.5)1000	44.8	50.1	54.8	20.0	13.4	67.5	49.0	24.0
従来の技能のほかに、新しい技能が必要となつた	(19.1)1000	46.6	28.5	53.4	24.8	17.4	58.4	44.2	26.1
より高い水準の技能が必要となつた	(27.3)1000	50.2	27.5	52.2	21.5	21.8	55.1	57.5	30.7
より低い水準の技能で十分となつた	(24.1)1000	28.8	46.8	44.2	29.7	4.7	75.6	69.5	11.5
あまり変化していない	(3.5)1000	59.5	32.9	50.5	26.5	11.4	34.1	32.9	22.2
									24.6
									21.0

資料出所 労働省「技術革新と労働に関する調査」(昭和57年11月)

注) ()内の数字は、導入工程に対する労働者構成が「かなり変化した」工程の割合である。

付表80 OA機器等の導入に伴う事務作業形態の変化状況別企業の割合

(単位 %)

区分	OA機器等を導入している企業	経営に必要な判断		OA機器等を導入している企業	判断業務と企画業務(帳票作成等)の分離	
		大きくなった	小さくなつた		どちらともいえない	どちらともいえない
計		100.0	34.4	12.1	53.5	100.0
OA機器を試行的に導入している検討している		100.0	16.8	18.1	65.1	100.0
単純業務にOA機器を単体で導入・活用している		100.0	30.7	14.4	54.9	100.0
OA機器と汎用コンピュータのシステム化を検討している		100.0	34.1	9.6	56.3	100.0
OA機器と外用コンピュータのシステム化が複数じでいる		100.0	39.8	10.2	50.1	100.0
汎用コンピュータを中心とする全社的システムが完成している		100.0	54.2	4.6	41.3	100.0

OA機器等を導入する企業の業種別、固定化による柔軟性の火災	定型業務（帳票作成等）		OA機器等による業務処理上の経験による事務作業の類型化による事務処理上の経験による必要性		OA機器等を導入する企業等を導入する企業	OA機器等を導入する企業等を導入する企業					
	柔軟性がなった	柔軟性がした	なくなった	増した	どちらともいえない						
100.0	19.6	26.6	53.8	100.0	53.5	20.5	45.9	100.0	67.0	9.5	23.7
100.0	10.9	20.5	68.9	100.0	13.3	21.2	65.5	100.0	58.0	8.9	33.1
100.0	18.9	25.7	55.4	100.0	28.1	24.5	47.6	100.0	65.6	10.5	25.9
100.0	20.9	25.5	53.8	100.0	37.2	20.8	42.0	100.0	67.7	8.9	25.4
100.0	22.8	28.5	49.0	100.0	42.5	17.1	40.4	100.0	70.2	8.1	21.8
100.0	19.4	33.3	47.4	100.0	44.7	12.5	45.0	100.0	71.2	8.5	20.6

資料出所 労働省「昭和58年度技術革新と労働に関する調査」（オフィス・オートメーション等実態調査）
 （昭和58年10月）

付表 8-1 OA機器等の使用状況別労働者の割合

(単位 %)

区分	労働者計	OA機器等を使用している者	OA機器等を使用していない者
合 計	1000	51.4	48.6
男 子	1000	46.7	53.3
30歳未満	1000	58.5	41.5
30~39歳	1000	53.2	46.8
40~49歳	1000	34.0	66.0
50歳以上	1000	19.1	80.9
女 子	1000	60.1	39.9
30歳未満	1000	65.4	34.6
30~39歳	1000	54.3	45.7
40~49歳	1000	35.0	65.0
50歳以上	1000	25.1	74.9
5,000人以上	1000	67.7	32.3
1,000~4,999人	1000	63.6	36.4
300~999人	1000	50.6	49.4
100~299人	1000	40.6	59.4
管 理 職	1000	31.8	68.2
専門・技術・研究職	1000	39.4	60.6
事 務 職	1000	60.4	39.6
営業・販売職	1000	31.9	68.1
情 報 处 理 職	1000	92.2	7.8
そ の 他 の 職 種	1000	11.8	88.2

資料出所 労働省「昭和58年度技術革新と労働に関する調査」

(オフィス・オートメーション等実態調査)(昭和58年10月)

注) OA機器等を使用している労働者の全体の労働者(規模100人以上の民営企業の本社の事務・間接部門の労働者)に対する割合

付表 8.2 「らくになった」及び「きつくなった」内容別労働者の割合
(単位 %)

区分	らくになった	らくになった内容 (M. A.)						
		仕事の能率があがるようになつたから	仕事のやり方が簡単になつたから	単調・反復、定型的な仕事が少くなつたから	残業が少なくなったから	勤務時間の組み方が改善されたから	年休が消化しやすくなつたから	その他
合計	31.6(100.0)	(57.3)	(41.2)	(29.8)	(9.3)	(2.3)	(0.8)	(1.5)
男子	34.4(100.0)	(61.9)	(37.0)	(30.6)	(8.5)	(2.1)	(0.8)	(1.6)
女子	27.5(100.0)	(49.1)	(48.8)	(28.4)	(10.7)	(2.5)	(0.7)	(0.8)

(単位 %)

区分	きつくなった	きつくなった内容 (M. A.)						
		全くちがつた仕事になつたから	仕事のやり方が複雑になつたから	単調・反復、定型的な仕事が多くなつたから	人手が少なくなったから	残業が多くなつたから	勤務時間の組み方が変更されたから	年休が消化しにくくなつたから
合計	18.6(100.0)	(17.2)	(37.2)	(28.6)	(17.9)	(24.0)	(5.4)	(9.2)(11.8)
男子	12.8(100.0)	(18.3)	(43.6)	(24.2)	(17.6)	(24.5)	(4.4)	(12.4)(13.4)
女子	19.8(100.0)	(15.7)	(28.9)	(34.4)	(18.4)	(23.3)	(6.8)	(5.1)(9.8)

資料出所 労働省「昭和58年度技術革新と労働に関する調査」

(オフィス・オートメーション等実態調査) (昭和58年10月)

付表 8.5 OA機器等の使用にあたって受けた教育訓練の方法及び成果別労働者の割合
(単位 %)

区分	OA機器等を使用している労働者	教育訓練の方法 (M. A.)					教育訓練、学習の成果			
		会社で教育訓練を受けた	会社の負担で外部の教育訓練を受けた	自己負担で外部の教育機関を行った	自分自身でマニュアルや本を読んで学習した	不明	十分だった	少し足りなかつた	まったく不十分だつた	不明
合計	100.0	59.3	20.2	2.5	37.6	5.9	29.3	46.3	14.8	9.6
男子	100.0	50.2	24.1	3.5	47.4	5.7	28.0	46.1	16.1	9.8
女子	100.0	72.4	14.6	1.1	23.5	6.3	31.2	46.5	12.9	9.4

資料出所 労働省「昭和58年度技術革新と労働に関する調査」

(オフィス・オートメーション等実態調査) (昭和58年10月)

付表84 家内労働従事者数、家

区分		昭和45年	48年	49年
家 内 労 動	従 事 者 数	人 2,017,100	人 2,041,200 (0.2%)	人 1,853,200 (▲10.2%)
家内労働者数		1,811,200 (0.2%)	1,844,400 (0.2%)	1,654,500 (▲10.3%)
内 別	性 男	1,395,000 (8%)	1,366,000 (7%)	1,291,000 (8%)
	性 女	1,671,700 (92%)	1,707,800 (93%)	1,525,400 (92%)
内 別	類 専 業	1,71,000 (9%)	1,71,000 (9%)	1,44,800 (9%)
	類 内 職	1,597,200 (89%)	1,633,600 (89%)	1,477,700 (89%)
外 別	副 業	43,000 (2%)	39,800 (2%)	32,000 (2%)
補 助 者 数		205,900	196,800	178,700

資料出所 労働省「家内労働概況調査」

- 注) 1. ()内は対前年比率である。
 2. ()内の数字は、性及び類型別構成比である。

内労働者数及び補助者数の推移

52年	55年	58年	59年
人 1,544,500 (▲4.6%)	人 1,415,500 (▲1.9%)	人 1,285,400 (▲2.4%)	人 1,263,100 (▲1.7%)
1,434,500 (▲4.4%)	1,313,900 (▲2.1%)	1,201,700 (▲2.1%)	1,184,500 (▲1.3%)
106,400 〔 7%〕	101,900 〔 8%〕	83,900 〔 7%〕	79,500 〔 7%〕
1,326,100 〔 93%〕	1,212,000 〔 92%〕	1,117,800 〔 93%〕	1,107,000 〔 93%〕
105,400 〔 7%〕	101,400 〔 8%〕	85,600 〔 7%〕	75,700 〔 6%〕
1,305,500 〔 91%〕	1,189,500 〔 90%〕	1,096,100 〔 91%〕	1,094,200 〔 92%〕
23,600 〔 2%〕	23,000 〔 2%〕	18,000 〔 2%〕	16,600 〔 2%〕
109,800	101,600	83,700	76,600

付表 65 業種別、男女別家内労働者数の推移

業種	年		昭和48年		49年		50年		51年		52年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
合計	13,660人	17,078人	12,910人	15,254人	10,190人	12,120人	7,950人	11,070人	7,950人	12,120人	7,950人	11,070人
食料品	500	2,260	500	2,240	1,200	2,240	300	1,660	300	2,240	300	1,660
織工業	5,080	37,280	4,680	31,700	3,600	22,040	2,200	18,740	2,200	22,040	2,200	18,740
衣服・その他の品	2,060	5,510	1,800	4,874	1,530	3,866	10,900	35,390	1,530	3,866	10,900	35,390
機械・工具・木製品	4,300	20,600	2,900	21,500	2,100	15,100	1,400	8,900	2,100	15,100	1,400	8,900
紙・紙加工品	2,500	9,750	2,400	9,120	1,700	7,600	1,400	5,900	1,700	7,600	1,400	5,900
印刷・同関連	1,000	24,100	1,100	23,600	1,400	22,000	1,200	26,000	1,400	22,000	1,200	26,000
ゴム製品	5,200	39,700	5,200	38,200	4,600	26,700	3,400	23,600	4,600	26,700	3,400	23,600
皮革製品	6,600	64,500	6,700	53,600	8,700	29,500	7,700	25,300	8,700	29,500	7,700	25,300
織業・土石製品	2,900	16,700	2,900	11,900	2,400	8,600	1,700	7,200	2,400	8,600	1,700	7,200
金属製品	6,600	14,500	7,600	13,500	7,500	11,900	8,700	11,500	7,500	11,900	8,700	11,500
電気機械器具	5,500	20,260	5,100	17,210	4,800	17,700	5,500	19,810	4,800	17,700	5,500	19,810
機械器具等	3,700	8,800	4,100	25,900	4,800	35,200	4,500	37,400	4,800	35,200	4,500	37,400
その他(織貨等)	2,660	26,830	2,610	24,710	1,580	18,260	10,900	15,3100	1,580	18,260	10,900	15,3100

資料出所 労働省「家内労働概況調査」

付表8-6 男女、有業、無業、行動の種類別平均時間数(週平均)

(単位 時間、分)

区分	年次	1次活動		2次活動		3次活動			
		うち睡眠	うち仕事	家事・育児	買い物	ラジオ・ビデオ	趣味・娯楽	休憩	通勤
有業者	56年	10.28	7.56	9.33	5.54	2.56	0.29	3.59	1.45
	51年	10.30	7.45	9.19	5.45	2.59	0.28	4.11	1.59
	56年	10.29	7.38	9.42	6.42	1.52	0.24	3.49	1.39
	51年	10.30	7.46	9.26	6.38	1.47	0.22	4.04	1.51
うち仕事が主 な事業のかたわ ら	56年	10.29	7.35	9.21	4.48	3.43	0.36	4.11	1.53
	51年	10.29	7.43	9.17	4.50	3.41	0.36	4.13	2.08
無業者	56年	11.01	8.01	6.23	0.17	4.12	0.44	6.36	2.40
	51年	10.17	8.08	6.35	0.51	4.04	0.40	6.28	2.49
男有業者	56年	10.38	8.91	8.26	7.20	0.07	0.05	4.54	2.04
男無業者	51年	10.38	8.12	8.06	7.10	0.07	0.04	5.16	2.20

資料出所 総務省統計局「社会生活基本調査」

(注) 1次活動とは、睡眠、食事など生理性に必要な行動、2次活動とは、有業者の仕事、主婦の家事など義務的、拘束的な行動、3次活動はそれ以外の自由時間、余暇に相当する時間である。

付表 8.7 女子雇用者の行動の種類別平均時間数

(単位 時間、分)

区 分	1 次活動		2 次活動		3 次活動			
	うち睡眠	うち仕事	家事・育児	買い物	ラジオ・ビデオ	趣味・娯楽	休憩	通勤
女子雇用者	平 日 10.17 日曜日 11.16	7.28 8.12	10.20 6.32	6.57 2.35	2.00 2.51	0.25 0.48	3.23 6.11	1.36 2.08
	15 ~ 34 時間	平 日 10.15 日曜日 11.09	7.22 8.04	9.57 6.32	5.09 1.55	3.17 3.30	0.59 0.53	1.51 6.19
週 間	35 ~ 48 時間	平 日 10.17 日曜日 11.25	7.29 6.18	10.27 6.14	7.15 2.17	1.46 2.51	0.21 0.49	3.16 6.23
	49 ~ 59 時間	平 日 10.20 日曜日 11.10	7.31 6.69	10.31 7.02	7.51 3.32	1.27 2.21	0.16 0.46	3.09 5.48

資料出所 総務省統計局「社会生活基本調査」(昭和56年)

注) 1. ()内は女子雇用者に対する割合である。

2. 15時間未満及び60時間以上雇用者についてはは掲載しなかった。

付表88 女子労働者及び有夫者に対する出産者の割合

(単位 %)

年	女子労働者に対する出産者の割合	有夫者に対する出産者の割合
昭和46年	2.4	6.2
48	2.5	6.0
49	2.7	6.4
51	2.7	5.8
53	2.7	5.5
56	2.4	4.7

資料出所 労働省「女子保護の概況」

注) 53年以前は教育を含まない。以下付表94まで同じ。

付表89 1人平均産前産後休業日数

(単位 日)

年	産 前	産 後
昭和35年	33.1	46.3
40	34.4	46.4
46	36.4	46.6
48	35.1	47.3
49	36.2	47.9
51	36.4	48.7
53	36.6	48.3
56	38.5	48.8

資料出所 労働省「女子保護の概況」

付表90 妊娠中の軽易業務転換及び育児時間請求者の割合

(単位 %)

年	軽易業務転換者	育児時間請求者
昭和35年	8.9	39.5
40	12.4	28.8
46	10.9	24.2
48	11.0	21.2
49	12.2	18.7
51	11.3	22.7
53	8.4	24.1
56	5.7	27.5

資料出所 労働省「女子保護の概況」

付表9.1 生理休暇の請求状況

年	生理休暇請求者の あつた事業所 の割合(%)注1)	生理休暇請求者 の割合 (%) 注2)	請求者1人当たり 年間休暇請求 回数(回)	請求者1人当たり 平均年間休暇 日数(日)
昭和35年	29.1	19.7	5.0	7.5
40	37.5	26.2	5.1	8.3
46	34.4	22.8	5.9	8.0
48	31.2	21.2	6.5	9.2
49	31.9	20.0	6.9	9.1
51	33.7	16.6	7.2	9.1
53	33.1	16.0	6.7	8.4
56	28.1	13.4	5.8	7.7

資料出所 労働省「女子保護の概況」

注) 1. 調査事業所総数 = 100.0

2. 女子労働者 = 100.0

付表9.2 母性保護規定等の実施事業所の割合

(単位 %)

年	妊娠中及び分娩 後の通院休暇あり の事業所	妊娠中の通勤緩 和措置ありの事 業所	妊娠障害休暇あり の事業所	企業内保育施設 ありの事業所
昭和51年	18.6	15.2	10.8	2.7
53	22.2	14.2	11.4	2.2
56	25.8	20.0	18.1	1.6

資料出所 労働省「女子保護の概況」

注) 妊娠・出産に伴う健康管理について、労働基準法の規定を上回る規定である。

付表9.3 育児休業制度実施事業所の割合

(単位 %)

年	46	49	51	53	56
昭和46年	4.8	4.9	5.1	5.3	5.6
2.3	4.3	5.7	6.3	6.6	14.3

資料出所 労働省「女子保護の概況」

付表9.4 妊娠・出産による退職者の割合(妊娠婦 = 100)

(単位 %)

年	40	45	46	48	49	51	53	56
昭和35年	40	45	46	48	49	51	53	56
38.9	49.3	47.5	46.9	48.8	47.2	38.7	36.7	21.7

資料出所 労働省「女子保護の概況」

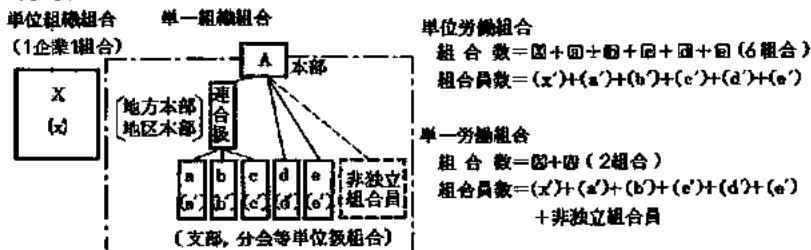
付表95 産業別労働組合数及び組合員数

産業	組合数	組合員数		組合員中に占める女子の割合%	女子組合員の産業別構成比%
		総数	女子		
全産業	74,579	1,235,6075	3,411,925	27.6	10.0
農林・狩猟業	933	62,214	6,880	11.1	0.2
漁業・水産養殖業	73	17,230	859	5.0	0.0
鉱業	253	37,432	2,488	6.6	0.1
建設業	4,007	760,651	83,638	11.0	2.5
製造業	19,116	4,042,611	834,039	20.6	24.4
卸売業、小売業	7,473	968,269	355,828	36.7	10.4
金融・保険業	5,264	1,014,259	584,478	57.6	17.1
不動産業	224	18,043	3,549	19.7	0.1
運輸・通信業	15,222	1,907,268	184,610	9.7	5.4
電気・ガス・水道・熱供給業	1,468	235,414	23,471	10.0	0.7
サービス業	14,600	1,872,297	833,869	44.5	24.4
公務	5,650	1,382,048	487,514	35.3	14.3

資料出所 労働省「労働組合基礎調査」(昭和59年6月)

注) 労働組合数は単位労働組合で把握。単位労働組合とは単位組織組合(1企業1組合)と単一組織組合の最下部組織である支部、分会等単位級組合をそれぞれ1組合としたものである。

(参考)



単位労働組合

組合数 = 団 + 团 + 团 + 团 + 团 (6組合)
組合員数 = (x') + (a') + (b') + (c') + (d') + (e')

単一労働組合

組合数 = 团 + 团 (2組合)
組合員数 = (x') + (a') + (b') + (c') + (d') + (e')
+ 非独立組合員

付表9-6 労働組合員数及び推定組織率の推移

年	女			男			組合員総数 中に占める 女子の割合
	労働組合員数	雇用者数	推定組織率	労働組合員数	雇用者数	推定組織率	
昭和45年	万人 320	万人 1,089	% 29.4	万人 828	万人 2,187	% 37.9	27.9
50	345	1,190	29.0	903	2,479	36.4	27.6
52	337	1,257	26.8	893	2,489	35.9	27.4
53	335	1,298	25.8	888	2,498	35.5	27.4
54	334	1,310	25.5	883	2,590	34.1	27.5
55	338	1,374	24.6	886	2,638	33.6	27.6
56	341	1,394	24.5	895	2,661	33.6	27.6
57	343	1,417	24.2	899	2,685	33.5	27.6
58	342	1,478	23.1	899	2,732	32.9	27.5
59	341	1,535	22.2	895	2,746	32.6	27.6

資料出所 労働省「労働組合基礎調査」(各年6月)

総務省統計局「労働力調査」(各年6月)

注)1. 付表9-5注)参照

2. 推定組織率 = $\frac{\text{組合員数}}{\text{雇用者数}} \times 100$

付表9-7 健康保険等による分娩費給付決定件数

(単位 件)

区分	昭和40年 度	45	50	55	58
政府管掌健康保険	137,494	160,974	175,554	147,385	147,915
組合管掌健康保険	48,044	69,142	102,662	95,001	96,723
日雇労働者健康保険	1,350	1,149	603	345	208
*国家公務員共済組合	12,287	10,496	8,614	8,127	8,051
地方公務員共済組合	37,796	41,495	56,354	68,236	70,971
*公共企業体職員共済組合	9,346	8,621	6,916	5,980	4,301
*私立学校教職員共済組合	2,561	3,510	5,298	6,222	6,490
船員保険	51	47	29	22	13

資料出所 総務省「社会保障統計年報」

注)1. *印では分娩費を出産費としている。

2. 被保険者分あるいは組合員分の件数である。

付表9-8 出産手当金1件平均給付額及び給付日数の推移

区分	昭和40年度	45	50	55	57	58
政府管掌健康保険	16,822円 56.4日	33,231円 61.0日	84,696円 64.4日	132,330円 65.3日	149,520円 65.7日	157,611円 66.0日
組合管掌健康保険	21,121円 54.6日	41,508円 59.0日	104,095円 65.8日	162,688円 67.8日	183,779円 68.6日	194,013円 69.2日

資料出所 総務庁「社会保障統計年報」

付表9-9 認可保育所数及び在籍児童数の推移

区分	計	公 営	私 営	総数に占める 公営の割合
施設数	所	所	所	%
昭和31年	8,749	4,630	4,119	52.9
40	11,199	6,907	4,292	61.7
45	14,101	8,817	5,284	62.5
50	18,238	11,545	6,693	63.3
52	19,794	12,373	7,421	62.5
53	20,604	12,737	7,867	61.8
54	21,381	13,092	8,289	61.2
55	22,036	13,564	8,472	61.6
56	22,487	13,466	9,021	59.9
57	22,709	13,528	9,181	59.6
58	22,858	13,415	9,243	59.6
59	22,904	13,636	9,268	59.5
在籍児童数	人	人	人	%
昭和31年	653,333	338,693	314,640	51.8
40	829,740	503,259	326,481	60.7
45	1,131,361	690,344	441,017	61.0
50	1,631,025	1,012,290	618,755	62.1
52	1,832,269	1,131,407	700,862	61.7
53	1,913,140	1,170,673	742,467	61.2
54	1,974,886	1,197,318	777,568	60.6
55	1,996,082	1,188,340	807,742	59.5
56	1,982,530	1,162,742	819,788	58.6
57	1,956,725	1,134,794	821,931	58.0
58	1,925,006	1,110,020	814,986	57.7
59	1,880,122	1,075,889	804,233	56.5

資料出所 厚生省「社会福祉施設調査」

注) 昭和31~45年の内訳は公立、私立の設置主体別の数である。

付表100 人口動

年	出生		死亡		平均寿命		平均初 女
	件数	率 (人口千対)	件数	率 (人口千対)	女	男	
昭和15年	万件 211.6	29.4	万件 118.7	1.65	歳 49.6	歳 46.9	歳 20.8
30	173.1	19.4	69.4	7.8	歳 67.75	歳 63.60	歳 23.8
35	160.6	17.2	70.7	7.6	歳 70.19	歳 65.32	歳 24.4
40	182.4	18.6	70.0	7.1	歳 72.92	歳 67.74	歳 24.5
45	193.4	18.8	71.3	6.9	歳 74.66	歳 69.51	歳 24.2
47	203.9	19.3	68.4	6.5	歳 75.94	歳 70.50	歳 24.2
48	209.2	19.4	70.9	6.6	歳 76.02	歳 70.70	歳 24.3
49	203.0	18.6	71.1	6.5	歳 76.31	歳 71.16	歳 24.5
50	190.1	17.1	70.2	6.3	歳 76.89	歳 71.73	歳 24.7
51	183.3	16.3	70.3	6.3	歳 77.35	歳 72.15	歳 24.9
52	175.5	15.5	69.0	6.1	歳 77.95	歳 72.69	歳 25.0
53	170.9	14.9	69.6	6.1	歳 78.33	歳 72.97	歳 25.1
54	164.3	14.2	69.0	6.0	歳 78.89	歳 73.46	歳 25.2
55	157.7	13.6	72.3	6.2	歳 78.72	歳 73.32	歳 25.2
56	152.9	13.0	72.0	6.1	歳 79.13	歳 73.79	歳 25.3
57	151.5	12.8	71.2	6.0	歳 79.66	歳 74.22	歳 25.3
58	150.9	12.7	74.0	6.2	歳 79.78	歳 74.20	歳 25.4
59	149.0	12.5	74.0	6.2	歳 80.18	歳 74.54	

資料出所 厚生省「人口動態統計」、「簡易生命表」

厚生省人口問題研究所「人口問題研究」

昭和15年については、経済企画庁「昭和49年度国民生活白書」

注) 合計特殊出生率=1人の女子が再生産年齢(15~49歳)を経過する間に生むと考えられる子供の数。59年の合計特殊出生率の数値は厚生省人口動態統計課試算による。

悪の推移

婚年齢	婚 烟		離 婚		出生順位別母の平均年齢			合計特殊 出生率
	男	件 数	率 (人口千対)	件 数	率 (人口千対)	第1児	第2児	第3児
歳 24.8	万件 6.67	9.3	万件 4.9	0.68	歳 23.2	歳 —	歳 —	4.11
26.6	7.15	8.0	7.5	0.84	24.8	27.2	29.5	2.37
27.2	8.66	9.3	6.9	0.74	25.4	27.8	29.9	2.00
27.2	9.55	9.7	7.7	0.79	25.7	28.3	30.3	2.14
26.9	10.29	10.0	9.6	0.93	25.6	28.3	30.6	2.13
26.7	11.00	10.4	10.8	1.02	25.4	28.1	30.5	2.14
26.7	10.72	9.9	11.2	1.04	25.5	28.0	30.5	2.14
26.8	10.00	9.1	11.4	1.04	25.6	27.9	30.4	2.05
27.0	9.42	8.5	11.9	1.07	25.7	28.0	30.3	1.91
27.2	8.72	7.8	12.5	1.11	25.9	28.1	30.2	1.85
27.4	8.21	7.2	12.9	1.14	26.1	28.2	30.2	1.80
27.6	7.93	6.9	13.2	1.15	26.2	28.4	30.3	1.79
27.7	7.89	6.8	13.5	1.17	26.3	28.6	30.4	1.77
27.8	7.75	6.7	14.2	1.22	26.4	28.7	30.6	1.75
27.9	7.77	6.6	15.4	1.32	26.5	28.9	30.8	1.74
28.0	7.81	6.6	16.4	1.39	26.5	28.9	31.0	1.77
28.0	7.62	6.4	17.9	1.51	26.5	29.0	31.2	1.80
	7.40	6.2	17.9	1.50				1.81

付表101 主要国の労働力人口、労働力

国名	年	労働力人口(千人)		労働力人口総数に占める女子の割合(%)	年
		女	男		
カナダ	1981	4,899	7,155	40.6	1981
メキシコ	1979	4,653	14,503	24.3	1979
アメリカ	1983 (16歳以上)	48,646	64,580	43.0	1982 (16歳以上)
韓国	1983	5,814	9,289	38.5	1983
フィリピン	1983	8,094	12,427	39.4	1983
タイ	1980	10,207	11,497	47.0	1980
オーストリア	1983	1,276	2,018	38.7	1983
ベルギー	1980	1,546	2,606	37.2	1980
デンマーク	1983	1,241	1,491	45.4	1983
スペイン	1983 (16歳以上)	3,398	9,212	30.3	1983
フランス	1983	9,568	14,209	40.2	1983
西ドイツ	1983	11,092	17,450	38.9	1983
ハンガリー	1980	2,202	2,867	43.4	1980
イタリア	1983 (14歳以上)	7,898	15,084	34.4	1983 (14歳以上)
ノルウェー	1983 (16歳以上)	867	1,156	42.9	1983
スウェーデン	1983 (16歳以上)	2,038	2,337	46.6	1983
イギリス	1980	10,315	16,034	39.0	1980
オーストラリア	1984	2,706	4,422	38.0	1984

資料出所 ILO「Year Book of Labour Statistics」

注) 労働力率=労働力人口÷15歳以上人口×100

※については、労働力率=労働力人口÷人口×100

率、雇用者数及び総数に占める女子の割合

労働力率(%)		年	雇用者数(千人)		雇用者総数に占める女子の割合(%)
女	男		女	男	
51.8	78.2	1984	4,296	5,858	42.3
25.0	77.5	1977	2,747	8,496	24.4
51.0	74.7	1983	44,821	57,140	44.0
42.8	68.9	1983	2,436	4,748	33.9
50.1	79.0	1981	2,729	4,856	36.0
76.6	87.8	1980	1,814	3,104	36.9
39.1	70.8	1983	1,050	1,737	37.7
*30.7	*54.1	1982	1,215	1,973	38.1
58.8	74.0	1983	1,101	1,218	47.5
28.1	70.0	1983	2,432	6,504	27.2
42.9	67.9	1975	6,384	10,780	37.2
41.0	71.9	1983	9,291	14,805	38.6
50.2	71.9	1981	1,784	2,225	44.5
33.1	67.8	1982	4,821	10,421	31.6
58.5	77.6	1983	762	942	44.7
66.8	76.7	1983	1,869	2,022	48.0
*35.9	*58.8	1980	9,401	13,110	41.8
45.4	76.5	1984	2,155	3,339	39.2

付表102 主要国の年齢階級別

区分	メキシコ 1979		アメリカ 1982		イギリス 1975		デンマーク 1979	
	女	男	女	男	女	男	女	
労働人口(千人)	総 数	4,653	14,503	47,944	64,440	9,574	16,479	1,241
	15~19歳	1,182	1,647	4,082	4,721	1,116	1,235	87
	20~24	1,192	2,369	7,568	9,373	1,152	1,756	159
	25~29	633	2,259	7,147	9,624	3,610	6,998	166
	30~44	995	4,719	15,968	21,881			489
	45~49	210	1,051	3,702	4,971	2,102	3,260	112
	50~54	161	817	3,404	4,850			94
	55~59	105	595	3,007	4,414	1,307	2,674	78
	60~64	68	405	1,881	2,761			41
	65歳以上	107	640	1,185	1,846	288	556	15
労働率(%)	総 数	25.0	72.5	51.0	74.7	42.9	80.3	58.8
	15~19歳	32.2	43.3	42.0	46.8	54.6	57.6	43.2
	20~24	39.5	75.8	70.0	85.9	60.9	89.0	86.6
	25~29	25.9	89.8	69.0	93.5		97.9	91.4
	30~44	20.0	94.0	67.4	95.0	51.7		89.0
	45~49	18.4	93.7	65.2	92.6	61.4	97.6	79.6
	50~54	17.5	91.4	57.9	88.9			69.6
	55~59	14.8	88.6	49.4	81.3	59.9	90.8	55.6
	60~64	12.7	82.0	33.1	56.4			29.2
	65歳以上	8.9	60.3	7.4	17.1	6.1	18.7	3.4

資料出所 ILO「Year Book of Labour Statistics」

注) アメリカ、スペイン、スウェーデンの区分のうち、「15~19歳」の欄は、「16~19歳」として取り扱っている。

労 動 力 人 口 及 び 労 動 力 率

一 ク 83	スペイン 1983		フランス 1983		西ドイツ 1983		スウェーデン 1983	
男	女	男	女	男	女	男	女	男
1,491	5,998	9,212	9,568	14,209	11,092	17,450	2,038	2,337
114	459	631	306	406	1,049	1,318	114	114
172	797	1,019	1,385	1,736	1,589	1,969	217	235
179	563	1,061	1,509	1,983	1,280	1,797	240	270
556	1,027	2,931	3,552	5,489	3,807	6,267	774	894
132	311	985	902	1,465	1,260	2,247	195	213
120	318	1,033	855	1,451	915	1,816	187	204
114	259	893	676	1,074	803	1,310	174	199
65	172	514	289	428	235	516	119	162
39	93	147	95	123	154	211	18	46
74.0	28.1	70.0	42.9	67.9	41.0	71.9	66.8	76.7
53.5	35.5	46.7	14.8	21.3	38.6	46.1	42.5	45.2
89.9	56.9	65.3	66.4	80.4	70.5	80.1	80.7	83.9
94.1	50.3	93.5	72.9	93.5	63.5	82.7	86.3	92.8
96.8	33.0	96.6	66.1	96.4	58.6	96.7	87.3	96.0
94.0	28.2	93.3	59.9	94.6	55.2	96.4	89.0	95.1
91.9	25.8	89.8	53.0	91.0	47.8	93.0	84.2	93.6
86.5	22.2	81.4	42.7	72.3	40.1	81.0	73.7	87.3
50.5	17.3	58.8	12.9	33.2	12.6	40.1	46.7	67.5
12.4	3.3	7.7	2.1	4.3	2.8	6.5	4.1	12.0

付表103 主要国の従業上の

國名	年	総数 (千人)	女				
			構成比 (%)				
			計	自営業主	家族従業者	雇用者	その他
カナダ	1984	4,708	100.0	6.8	1.9	91.2	0
メキシコ	1977	4,145	100.0	26.6	7.1	66.3	0
アメリカ	1983	48,009	100.0	5.6	1.0	93.4	0
韓国	1983	5,702	100.0	23.5	33.8	42.7	0
フィリピン	1981	6,433	100.0	27.0	30.6	42.4	0
タイ	1980	10,658	100.0	17.4	65.6	17.0	0
オーストリア	1983	1,276	100.0	8.9	8.8	82.3	0
ベルギー	1982	1,444	100.0	8.6	7.2	84.1	0.1
デンマーク	1983	1,210	100.0	2.9	6.1	91.0	0
スペイン	1983	3,530	100.0	14.9	16.0	68.9	0.2
フランス	1975	7,676	100.0	9.3	7.5	83.2	—
西ドイツ	1983	10,425	100.0	4.8	7.3	87.9	0
ハンガリー	1981	2,253	100.0	1.5	5.7	79.2	13.5
イタリア	1980	6,606	100.0	16.0	11.1	73.0	0
ノルウェー	1983	857	100.0	4.2	4.0	88.9	2.9
スウェーデン	1983	1,965	100.0	4.3	0.6	95.1	0
イギリス	1980	9,788	100.0	5.8	—	96.0	0.2
オーストラリア	1984	2,651	100.0	10.7	0.5	81.3	7.5

資料出所 ILO「Year Book of Labour Statistics」

注) 「その他」とは、分類不能の地位にある者をいい、失業者及び新規求職者を含まない。

地位別就業者数の構成比

総 数 (千人)	男				
	計	自営業主	家族従業者	雇用者	(%)
6,608	100.0	10.9	0.4	88.7	0
13,897	100.0	32.5	6.4	61.1	0
63,935	100.0	10.4	0.2	89.4	0
8,812	100.0	40.3	5.8	53.9	0
11,584	100.0	42.1	16.0	41.9	0
11,866	100.0	43.9	29.9	26.2	0
2,018	100.0	12.6	1.3	86.1	0
2,401	100.0	15.2	1.2	82.2	1.4
1,469	100.0	17.0	0.0	83.0	0
8,731	100.0	21.9	3.3	74.5	0.3
13,268	100.0	17.5	1.2	81.2	-
16,652	100.0	11.1	0.7	88.2	0
2,762	100.0	3.0	0.3	80.6	16.1
14,500	100.0	25.6	2.5	71.9	0
1,149	100.0	14.1	1.0	82.0	2.9
2,258	100.0	10.2	0.5	89.5	0
14,902	100.0	10.0	-	88.0	2.1
4,370	100.0	15.7	0.3	76.4	7.6

付表104 主要国の産業別

区分		カナダ		アメリカ		韓国	
		1984		1983		1983	
		女	男	女	男	女	男
雇用者 (千人)	総 数	4,295	5,858	44,821	57,140	2,436	4,748
	農・狩猟・林・漁業	70	218	415	1,609	222	326
	鉱業・採石業	27	155	172	901	5	101
	製造業	551	1,451	7,269	14,742	1,020	1,691
	電気・ガス・水道業	28	100	266	1,257	3	28
	建設業	45	477	490	5,500	55	686
	卸・小売業、レストラン・ホテル	743	989	10,142	11,025	437	423
	運輸・倉庫・通信業	171	538	1,573	4,029	65	448
	金融・保険・不動産・対事業所サービス	546	441	5,147	4,126	155	201
	対地域・社会・個人サービス	2,114	1,490	19,205	12,417	474	844
	軍隊、その他分類不能の産業	—	—	143	1,533	—	—
構成比 (%)	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農・狩猟・林・漁業	1.6	3.7	0.9	2.8	9.1	6.9
	鉱業・採石業	0.6	2.6	0.4	1.6	0.2	2.1
	製造業	12.8	24.8	16.2	25.8	41.9	35.6
	電気・ガス・水道業	0.7	1.7	0.6	2.2	0.1	0.6
	建設業	1.0	8.1	1.1	9.6	2.3	14.4
	卸・小売業、レストラン・ホテル	17.3	16.9	22.6	19.3	17.9	8.9
	運輸・倉庫・通信業	4.0	9.2	3.5	7.1	2.7	9.4
	金融・保険・不動産・対事業所サービス	12.7	7.5	11.5	7.2	6.4	4.2
	対地域・社会・個人サービス	49.2	25.4	42.8	21.7	19.5	17.8
	軍隊、その他分類不能の産業	—	—	0.3	2.7	—	—

資料出所 ILO「Year Book of Labour Statistics」

雇用者数及び構成比

デンマーク		スペイン		フランス		西ドイツ		スウェーデン	
1983		1983		1975		1983		1983	
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
1,101	1,218	2,432	6,504	6,384	10,780	9,168	14,684	1,869	2,022
9	49	68	590	62	370	73	198	18	70
0	3	3	81	10	167	22	309	2	13
174	373	586	2,081	1,726	3,814	2,501	5,658	244	672
2	12	7	78	30	144	30	216	7	33
14	152	29	1,037	86	1,523	160	1,611	21	216
158	119	425	946	1,019	1,288	1,904	1,329	278	246
40	134	57	466	270	926	332	1,150	83	191
70	72	99	298	557	598	726	682	140	148
617	285	1,160	928	2,625	1,951	3,277	3,367	1,077	431
17	19	—	—	0	0	143	164	—	—
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.8	4.0	2.8	9.1	1.0	3.4	0.8	1.3	10	3.5
0	0.2	0.1	1.2	0.1	1.5	0.2	2.1	0.1	0.6
15.8	30.7	24.1	32.0	27.0	35.4	27.3	38.5	13.1	33.2
0.2	1.0	0.3	1.2	0.5	1.3	0.3	1.5	0.4	1.6
1.2	12.5	1.2	15.9	1.3	14.1	1.7	11.0	1.1	10.7
14.4	9.8	17.5	14.5	16.0	11.9	20.8	9.1	14.9	12.2
3.7	11.0	2.3	2.2	4.2	8.6	3.6	7.8	4.4	9.4
6.4	5.9	4.1	4.6	8.7	5.5	7.9	4.6	7.5	7.3
5.60	2.54	4.77	14.3	4.11	1.81	5.57	2.29	5.26	2.13
1.6	1.5	—	—	0	0	1.6	1.1	—	—

付表105 主要国の職業別

区分		カナダ		メキシコ		アメリカ	
		1984		1977		1982	
		女	男	女	男	女	男
雇用者 千人	総 数	4,296	5,858	2,747	8,496	44,241	57,180
	専門職・技術的従事者及び関連従事者	917	762	351	463	7,508	8,622
	管理的従事者	361	787	48	196	2,878	7,123
	書記及び関連従事者	1,474	383	608	663	15,573	3,753
	販売従事者	370	518	189	342	2,751	3,223
	サービス業の従事者	689	644	864	891	8,765	5,696
	農業・牧畜及び林業従事者・漁夫・獵師	55	254	250	3,263	208	1,035
	生産・関連労働者・輸送用機械運転者及び労務者	429	2,510	437	2,677	6,369	25,739
	軍隊、その他分類不能の職業の従事者	—	—	—	—	189	1,990
構成比 %	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	専門職・技術的従事者及び関連従事者	21.3	15.0	12.8	5.4	17.0	15.1
	管理的従事者	8.4	15.4	1.8	2.3	6.5	12.5
	書記及び関連従事者	34.3	6.5	22.1	7.8	35.2	6.6
	販売従事者	8.6	8.8	6.9	4.0	6.2	5.6
	サービス業の従事者	16.0	11.0	31.5	10.5	19.8	10.0
	農業・牧畜及び林業従事者・漁夫・獵師	1.3	4.5	9.1	38.4	0.5	1.8
	生産・関連労働者・輸送用機械運転者及び労務者	10.0	42.8	15.9	31.5	14.4	45.0
	軍隊、その他分類不能の職業の従事者	—	—	—	—	0.4	3.5

資料出所 ILO「Year Book of Labour Statistics」

雇用者数及び構成比

韓国		タイ		スペイン		西ドイツ		スウェーデン	
1983	1980	1983	1982	1983	1982	1983	1982	1983	1982
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
2,436	4,748	1,814	3,104	2,432	6,504	8,974	14,659	1,869	2,022
170	376	255	282	526	479	1,442	2,074	622	512
-	27	36	133	1	85	125	643	19	74
504	992	155	219	504	791	3,096	2,125	420	99
167	219	59	129	196	361	1,151	658	141	157
465	316	241	278	835	552	1,577	1,205	435	138
214	297	531	572	64	584	85	217	15	76
916	2,521	536	1,490	506	3,570	1,412	7,612	217	964
-	-	-	-	0	83	89	125	-	-
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2.0	7.9	14.1	9.1	13.4	7.4	16.1	14.1	33.3	25.3
-	0.6	2.0	4.3	0	1.3	1.4	4.4	1.0	3.7
20.7	20.9	8.5	7.1	20.7	12.2	34.5	14.5	22.5	4.9
6.9	4.6	3.3	4.2	8.1	5.6	12.8	4.5	7.5	7.8
19.1	6.7	13.3	9.0	34.3	8.5	17.6	8.2	23.3	6.8
8.8	6.3	29.5	18.4	2.6	9.0	0.9	15	0.8	3.8
37.6	53.1	29.5	48.0	20.8	54.9	15.7	51.9	11.6	47.7
-	-	-	-	0	1.3	1.0	0.9	-	-

付表106 主要国の非農業

年	アメリカ	ベルギー	デンマーク	フランス	西ドイツ
1965年	(1964年) 59.6	61.2	71.3	83.1	68.1
1970	62.3	66.7	72.4	86.9	69.2
1971	61.7	67.5	73.8	87.3	69.7
1972	63.1	68.5	75.5	87.8	70.1
1973	62.2	68.8	79.2	85.5	70.3
1974	60.8	69.5	81.8	86.0	71.3
1975	62.0	71.2	83.2	86.6	72.3
1976	62.2	70.0	84.2	86.6	72.4
1977	61.9	70.0	85.2	86.1	72.7
1978	61.3	69.9	84.8	86.8	72.9
1979	62.4	69.7	84.7	87.3	72.6
1980	63.4	69.4	84.5	87.4	72.4
1981	64.6	72.5	84.5	87.6	72.5
1982	65.0	73.6	83.9	87.8	72.7
1983	66.5	74.5	84.4	88.3	72.2

資料出所 ILO 「Year Book of Labour Statistics」

アメリカについては「1975 Handbook on Women Workers」及び

注) アメリカ：①1964年は一般労働者の年総賃金、1970年以降はフルタイム
 ベルギー：①1965年は日当たり、1970年以降は時間当たり総賃金、
 デンマーク：①時間当たり総賃金、②鉱業、採石業、商業、運輸・金融・サービ
 フランス：①時間当たり賃金率、②鉱業、採石業、電気・ガス・水道業、国営
 西ドイツ：①時間当たり総賃金、②鉱業、運輸・金融・サービス業を除く、
 ルクセンブルグ：①時間当たり総賃金、②電気・ガス・水道業、商業、運輸・金融・
 オランダ：①時間当たり総賃金、②1977年までのサービス業を除く、③成
 スイス：①時間当たり総賃金、②鉱業、採石業、金融・サービス業を除く、
 イギリス：①時間当たり総賃金、③炭鉱、商業、鉄道、金融業を除く、④フル
 オーストラリア：①時間当たり賃金率、②女子のみ鉱業、採石業、建設業を除く、

部門の男女間賃金格差

(男子=100)

ルクセンブルグ	オランダ	スイス	イギリス	オーストラリア
—	—	61.9	59.5	71.9
57.0	73.7	62.8	60.1	73.9
59.5	73.4	63.8	60.5	75.4
62.9	74.3	63.3	60.7	78.0
58.1	76.1	66.5	62.5	80.1
60.5	79.1	66.8	67.0	86.0
63.3	79.5	66.7	67.6	91.8
66.7	81.4	66.9	71.4	93.8
65.0	79.4	65.6	71.9	93.8
63.7	78.2	66.1	70.8	93.3
61.7	77.4	66.6	70.7	92.3
64.7	77.9	67.3	69.7	93.5
63.5	77.0	68.2	69.5	92.8
63.8	76.7	67.0	69.1	91.9
...	76.8	68.2	69.5	...

「Handbook of Labour Statistics」

一の週標準賃金の中位数。

④商業・運輸・金融・サービス業を除く、1976年以降は電気・ガス・水道業を除く。

ス業を除く。⑤成年者のみ。

運輸・通信・公務・対個人サービスを除く。

⑥家族手当を含む。

サービス業を除く。

年者のみ。

⑦1975年以前は家族手当を含む。

タイムの成年者のみ。

⑧成年者のみ。

付表107 主要国のパートタイム労働比率

	パートタイム労働比率						パートタイム労働者全体に占める女子の割合	
	計		男		女			
	1973年	1981年	1973年	1981年	1973年	1981年	1973年	1981年
オーストラリア	11.4	15.9	3.4	5.2	27.3	34.6	79.6	79.0
カナダ	10.6	13.5	5.1	6.8	20.3	31.8	69.5	72.0
デンマーク	17.0	20.8	1.9	3.0	40.3	43.6	93.4	92.0
フランス	5.1	7.4	1.4	1.9	11.2	15.9	82.1	84.6
西ドイツ	7.7	10.2	1.0	1.0	20.0	25.7	92.4	93.8
イタリア	3.9	2.7	2.3	1.4	8.5	5.8	55.4	64.1
日本	7.9	10.0	4.8	4.9	17.3	19.6	60.9	67.3
オランダ	4.4	19.4	1.1	8.4	15.5	45.2	80.4	67.6
ノルウェー	23.5	28.3	8.7	10.6	47.6	53.6	77.0	77.9
スウェーデン	18.0	25.2	3.7	7.2	38.8	46.4	88.0	84.5
イギリス	15.3	15.4	1.8	1.4	38.3	37.1	92.1	94.3
アメリカ	13.9	14.4	7.2	7.5	24.8	23.7	68.4	70.3

資料出所 OECD「Employment Outlook」(1983年9月号)

オーストラリア、日本、ノルウェー、スウェーデン、アメリカ

：週35時間未満勤務の労働者

カナダ、フランス：週30時間以下勤務の労働者

イタリア、西ドイツ：通常の労働者より勤務時間の短い労働者

オランダ：通常の労働者より勤務時間の短い労働者又は週40時間未満勤務の労働者

註 カナダは1975年と1981年である。オランダは1973年と1981年はパートタイム労働の定義が変わったため比較できない。

付表108 勤く婦人の家設置状況

都道府県名	設置場所	都道府県名	設置場所
北海道	美 橋 城 千 東 神 新 壱 石 潤 山 梨	本 玉 蒸 京 川 湧 山 川 井 井 梨	和 戸 手 木 利 光 越 坂 与 子 川 広 立 立 王 立 宮 附 越 町 岡 見 渕 市 部 (庄野) 川 町 尾 任 島 雄 口 市 大 旭 八 桑 見 上 大 高 氷 耐 上 黒 研 大 滑 小 宇 七 松 鹿 内 長 野 根 富 敦 春 舟 武 福 三 銀 勝 山 旭 波 広 沢 杉 之 上 見 田 広 城 ヲ 保 賀
青 岩 宮	森 手 城 田 形 島 城	秋	
山 福 茨			

都道府県名	設置場所	都道府県名	設置場所
山長	梨野	島口	松島市
岐	阜岡知	島川	開部国住浦寺
静愛	重賀	護高編	度海町治村前免間花後野像輪方原津原
三滋	京大	佐長熊	与江本代尾橋府崎見
兵	都阪	大官鹿	佐立田九留等
奈和島島間	良山取根山	児	児木久
広島	島	沖	水繩

(昭和60年3月31日現在)

注) 埼玉県の5市(大宮、戸田、羽生、春日部、加須)に図庫補助を受けない銀單施設設置のものがある。

付表109 パートバンク設置状況

名 称	所 在 地 ・ 電 話 番 号
札幌パートバンク	札幌市中央区南2条西2丁目金市館デパート7階 011(261)7702
仙台パートバンク	仙台市中央2丁目6-19 豊栄ビル6階 022(25)1003
大宮パートバンク	大宮市大門町2-7-3 中央デパート2階 0486(43)6548
千葉パートバンク	千葉市富士見町1-14-13 千葉大栄ビル6階 0472(25)3465
船橋パートバンク	船橋市本町2-2-7 船サンテックビル6階 0474(31)7744
渋谷パートバンク	渋谷区渋谷2-22-10 タキザワビル5階 03(499)0810
池袋パートバンク	豊島区南池袋1-24-6 深野ビル2階 03(981)3981
立川パートバンク	立川市曙町2-9-1 菊屋川口ビル6階 0425(25)4481
錦糸町パートバンク	墨田区江東橋3-7-6 日本生命錦糸町ビル3階 03(634)8101
横浜パートバンク	横浜市西区南幸町1-3-1 横浜岡田屋百貨店9階 045(312)6655
川崎パートバンク	川崎市川崎区小川町1番地 櫻さいか屋川崎店6階 044(235)1100
新潟パートバンク	新潟市万代四丁目1番11号 大陽生命ビル5階 0252(41)8100
長野パートバンク	長野市大学南長野北石堂町1429-1長崎屋長野店6階 0262(28)0333
静岡パートバンク	静岡市駿河区名駅4-7-35 毎日ビル7階 052(581)0961
沼津パートバンク	沼津市高島本町1-5 石橋プラザ4階 0534(54)2421
名古屋パートバンク	名古屋市中村区名駅4-7-35 毎日ビル7階 052(581)0961
豊橋パートバンク	豊橋市駅前大通り1-43 豊橋西武新館11階 0532(55)0453
京都パートバンク	京都市下京区四条通裏烏丸西入ル第3田源ビル3階 075(255)1161
梅田パートバンク	大阪市北区芝田1丁目1-4 阪急梅田駅構内 06(372)6737
なんばパートバンク 注)	大阪市南区難波4-5-14 コックドールビル2階 06(632)5000
さかいパートバンク	堺市茶山台1-2-3 0722(91)0606
三宮パートバンク	神戸市中央区三宮町1丁目9-1-1501 センタープラザビル15階 078(331)1814
姫路パートバンク	姫路市南駅前町123 じばさんびる3階 0792(85)1186
岡山パートバンク	岡山市表町2-7-23 せのおビル2階 0862(31)8231
広島パートバンク	広島市中区紙屋町1丁目2-22 広電ビル3階 082(244)3201
福岡パートバンク	福岡市中央区赤坂1-10-26 重松第5ビル4階 092(741)0810
北九州パートバンク	北九州市小倉北区昭和町14-20 舞ユニー!琴野店2階 093(922)0233

注) 大阪府独自設置のものである。

(昭和60年7月1日現在)

付表110 ファミリー・サービス・クラブ設置状況

都市名	地域クラブ名	電話番号
旭川市	旭川ファミリー・サービス・クラブ	0166-24-5969
秋田市	秋田ファミリー・サービス・クラブ	0188-52-0541
高崎市	高崎地域ファミリー・サービス・クラブ	0273-22-4339
千葉市	千葉地域ファミリー・サービス・クラブ	0472-41-7721
東京都	東京ファミリー・サービス・クラブ	03-407-4301
横浜市	横浜ファミリー・サービス・クラブ	045-242-7515
川崎市	川崎ファミリー・サービス・クラブ	044-433-6230
富山市	富山地域ファミリー・サービス・クラブ	0764-25-2377
豊田市	豊田ファミリー・サービス・クラブ	0565-31-8767
豊中市	豊中ファミリー・サービス・クラブ	06-831-5360
神戸市	神戸ファミリー・サービス・クラブ	078-351-0861
姫路市	姫路ファミリー・サービス・クラブ	0792-98-4880
久留米市	久留米地域ファミリー・サービス・クラブ	0942-32-8782
長崎市	長崎地域ファミリー・サービス・クラブ	0958-22-1291
宮崎市	宮崎地域ファミリー・サービス・クラブ	0985-20-9036

(昭和60年7月1日現在)

参 考

婦人労働關係判例

1. 賃金、昇格

事件名	裁判所判決年月日	判旨	等
秋田相互銀行不当利得返還請求（男女差別賃金）	秋田地裁 昭50.4.10判決	女子であることを理由として、賃金（本人給及び脚持給与）について男子と差別的取扱いをしたものであり、労働契約の賃金部分は労基法4条に違反して無効、女子は男子に支払われた金額との差額を請求できる（労働者勝訴、確定）。	
鉢塚市賃金請求事件（昇格に伴う男女差別賃金）	東地裁 昭55.2.21判決	原告に対し、昇格を実施しなかつたのは女性であることにより不當に不利益取扱いをしたものであり労基法13条に違反し、遂法に原告の法律上の利益を侵害したものである（労働者勝訴）。	
名古屋高裁 昭58.4.26判決	公務員の昇給昇格は、任命権者に認められた権限であり、市の本件昇格運用を全般的に見る限り任命権者が社会観念上著しく妥当を欠いて数量権を適用したとは認められない。また、任命権者の数量権の判断に公権力の違法な行使は認められない（労働者敗訴、労働者側上告後、昭60.5.2々和解成立）。		
静岡銀行不当利得返還請求事件（昇格に伴う男女差別賃金）	静岡地裁 昭55.10.20和解	職能辨析付の見直しを行って算出した給与差額（2年分）を支払うことを主な内容とする和解成立。	
岩手銀行賃金請求事件	盛岡地裁 昭60.3.28判決	給与規定において、家族手当の支給対象者を、「扶養親族を有する世帯主なる行員」とし、世帯主たる行員とは、「自己の収入をもつて一氣の生計を維持する者をいい、その配偶者が所得法に規定されている扶養控除対象限度額を超える所得を有する場合は、夫たる行員とする。」（世帯手当についてもこれを準用）としているのは、女子であることのみを理由として妻たる行員を著しく不利に取り扱う規定であり、労基法4条及び92条に反し無効（労働者勝訴、仙台高等裁判所係争中）。	

2. 選職、定年制

事件名	裁判所判決年月日	判旨	等
＜結婚選職＞住友セメント雇用関係確認等請求事件	東京地裁 昭4.1.12.0判決	結婚選職制は労働条件につき性別による差別待遇を行うものであり無効（労働者勝訴。会社側控訴後、昭4.5.7和解成立）。	
豊國産業労働員地位確認等請求事件	神戸地裁 昭4.2.9.26判決	女子だけを結婚を理由に解雇することは結婚の自由を制限することとなり、合意の理由もな（労働者勝訴。確定）。	
神戸野田英学会休職処分無効確認等請求事件	神戸地裁 昭4.3.3.29判決	職場結婚を理由に解雇することは結婚の自由を制限することとなり、合意の理由もな（労働者勝訴）。	
大阪高裁 昭4.5.2.8判決	向旨（労働者勝訴。確定）。		
千葉地裁 昭4.3.5.20判決	職場結婚の場合、退職するという誓約書は無効であり、それによる依頼免職処分は無効（労働者勝訴。確定）。		
名古屋地裁 昭4.5.6.26判決	結婚退職の慣行を理由に任意退職を追られ、やむなくした合意は錯誤により無効（労働者勝訴。確定）。		
大阪地裁 昭4.6.1.2.10判決	結婚選職制を定めた施設は、過酷といふ労働条件について性別を理由とする差別待遇であり民法90条に違反し無効（労働者勝訴。会社側控訴後、昭4.8.1.1和解成立）。		
東京地裁 昭4.4.7.1判決	女子を著しく不利益に差別する本件定年制は著しく不合理なもので公序良俗に反して無効（労働者勝訴。会社側控訴後、昭4.7.1.2和解成立）。		
岩手県経済基盤地位置保全条例申請事件（定年年齢男子55歳、女子50歳）	盛岡地裁 昭4.6.3.18判決	定年を履風（女子）51歳、職員（男子）55歳とする勤務規則は実態からみて、女子若年定年制であり、民法90条に反し無効（労働者勝訴。確定）。	
東急機関工業地位保全条例申請事件（定年年齢男子55歳、女子50歳）			

事 件 名	裁 判 所 判 決 年 月 日	判 决	旨	等
名古屋放送事件（定年年齢男子55歳，女子30歳）	名古屋地裁 昭4.7.4.28判決 " 昭4.7.6.9判決 " 昭4.8.4.27判決	[X1女 地位保全処分申請] 負けるに反し無効（労働者勝訴）。 [X2女 地位保全処分申請] 上記同旨（労働者勝訴）。	本件定年制は合理的理由なく、公序	
名古屋高裁	昭4.9.9.30判決	[X1, X2女 本訴] 女子30歳定年制は民法90条により無効（労働者勝訴，確定）。	同旨（労働者勝訴）。	
名古屋地裁	昭4.8.5.25決定	[X3女, 解雇禁止処分申請] 上記同旨（労働者勝訴，確定）。		
<男女別定年> 日産自動車地位保全賃金支払処分申請事件（定年年齢男子55歳，女子50歳）	東京地裁 昭4.6.4.8判決 東京高裁 昭4.8.3.12判決	本件男女別定年制は合理的理由を有する（労働者敗訴）。		
日産自動車雇用關係存続確保等請求事件	東京地裁 昭4.8.3.23判決 東京高裁 昭5.4.3.12判決 最高裁 昭5.6.3.24判決	本件男女別定年制は合理的理由がなく民法90条により無効（労働者勝訴）。	本件男女別定年制は合理的理由がなく民法90条により無効（労働者勝訴）。	
横岡市農協地位保全処分申請事件（定年年齢男子55歳，女子45歳） 伊豆シヤボテン公園地位保全処分申請事件（定年年齢男子57歳，女子47歳）	横岡地裁 昭4.7.5.29決定 静岡地裁 昭4.8.1.2.11判決 沼津文部 東京高裁 昭5.0.2.26判決 最高裁 昭5.0.3.29判決	山形地裁 昭4.7.5.29決定 合併に際し、從来の定年55歳を女子のみ45歳に切り下げる差別定年制は無効（労働者勝訴，確定）。	合併に際し、從来の定年55歳を女子のみ45歳に切り下げる差別定年制は無効（労働者勝訴，確定）。	
			男女別定年制は合理的理由なく性別による差別であり、公序に違反し無効（労働者勝訴）。	
			同旨（労働者勝訴）。	
			高裁判決を支持し、上告棄却（労働者勝訴）。	

事 件 名	裁 判 所 判 決 年 月 日	判 决	旨	等
男商市連協雇用關係存続確認請求事件（定年年齢男子 5 歳，女子 4 歳） 鰐河北新報地位確認等請求事件（定年年齡男子 5 歳，女子 4 歳）	秋田 地 裁 昭 5.2.9 29 判決 仙台 地 裁 昭 5.8.1 2.28 判決	合理的理由を欠く男女の差別的取扱いを定める定年制の規定は民法 90 条に違反し無効（労働者勝訴，確定）。	本件男女別定年制は専ら女子であることを理由とする差別であり，合理的理由なく民法 90 条により無効（労働者勝訴，控訴係争中）。	
放射線研究所（広島）地位確認等請求事件（定年年齢男子 62 歳，女子 57 歳）	広島 地 裁 昭 5.9.1.31 判決	女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法 90 条により無効とした最高裁判例（昭昭 5.6.3.24 日暮自動車事件）を引用。合理的理由は認められず無効（労働者勝訴，控訴係争中）。	女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法 90 条により無効とした最高裁判例（昭昭 5.6.3.24 日暮自動車事件）を引用。合理的理由は認められず無効（労働者勝訴，控訴係争中）。	
3. 解 釋	事 件 名	裁 判 所 判 決 年 月 日	判 决	旨
<整理解説>	小野田セメント地位保全等仮処分申請事件	豊岡 地 裁 昭 4.5.4.10 判決 一関 支 部	「有夫の女子」「30歳以上の女子」の一般的希望退職基準は、結婚している女子の差別待遇又は世別による差別待遇に該当するとされるから、憲法 14 条、労基法 5、4 条の精神に違反し、私法上無効（労働者勝訴）。	
		仙台 高 裁 昭 4.6.1.1.2.2 判決	退職勧告は解約の申込たる性質を有し、退職の申し出により合意解約が成立（労働者敗訴，確定）。	
		前 横 地 裁 昭 4.5.1.1.5 判決	人員整理は、諸条件を考慮して、最適の者として選ばれたのが既婚女子であつたといふのであるから合理的理由がある（労働者敗訴）。	
		東京 高 裁 昭 5.1.8.3.0 判決 最 高 裁 昭 5.2.1.2.1.5 判決	同 旨（労働者敗訴）。	最高裁判決を支持し、上告棄却（労働者敗訴）。

事 件 名	裁 判 所	判 決 年 月 日	判 決 等
日産金属工業地位保全等仮処分申請事件	東京地裁 八王子支部	昭4 7.1 0.1 8決定	「有夫の女子」「27歳以上の女子」という一般的な人員整理事業は、憲法、労基法の精神に違反し、これに基づく指名解雇は法律上無効（労働者勝訴、確定）。
コバル地位保全仮処分申請事件	東京地裁	昭5 0. 9.1 2決定	「既婚女子社員で子供が2人いる者」という一般的な人員整理事業は憲法14条、労基法3、4条の精神に違反し、民法90条により無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭5.3.1.2.8和解）。
米沢製作所地位保全等仮処分申請事件	山形地裁 米沢支部	昭5 1. 9.2 4判決	「既婚の女子」「25歳以上の女子」という希望退職事業と密接に関連した指名解雇であり、労基法5、4条による労働法の公序に違反し無効（労働者勝訴、確定）。
日本赤十字社雇用關係存続確認等請求事件	佐賀地裁 唐津支部	昭5 2.1 1. 8判決	合理化の必要にせまられて行った人員整理である。男子60歳、女子55歳を超えた者に退職を求めた本件整理事業は、同様の実情に無らし合理性がある（労働者敗訴、福岡高裁に控訴後、昭5.8.1.2.1和解）。
バートタイム労働者等であることを理由とする解雇事件	東京地裁	昭4 2.1 2.1 9判決	真にパートタイマーを整理する經營上の必要はないとの認められ、本件解雇は解雇権の濫用により無効（労働者勝訴、確定）。
善風堂地位保全等請求事件	横浜地裁	昭4 5. 9.2 2判決	〔X 1女〕本件當時従業員の雇止め（解雇）には正当事由がなく無効（労働者勝訴）。
東京芝浦電気労働契約保存在確認等請求事件	東京高裁 東京 審	昭4 8. 9.2 7判決 昭4 9. 1.3 0判決 昭4 9. 7.2 2判決	〔X 1女〕同旨（労働者勝訴）。 〔X 2他女5〕臨時工契約であっても、更新を重ねて実質上期間の定めのない契約と異ならない状態にあるたこと等から期間満了を理由とする更新拒絶は無効、上告棄却（労働者勝訴）。
三和銀行地位保全仮処分申請事件	東京地裁	昭4 7.1 2.2 0判決 昭5 4. 2.2 7判決	期間の定めのない臨時雇用契約であり解雇は有効（労働者敗訴）。 同旨（労働者敗訴、昭5.4.5.2.2東京地裁に本訴提起）。

事 件 名	裁 判 所	判 決 年 月 日	判 决 番 号	等
東洋精機地立保全等仮処分申請事件	名古屋地裁	昭 4.9.2 9.3.0 判決	企業合理化のため人員整理をするに当たり、単にパートタイマーと呼ばれ、その取扱いを受けていたという理由で、これらの者を第1順位の解雇対象者とするのは合理的な理由を欠く(労働者勝訴、会社側控訴後、昭5.3.2.2 和解)。	
東芝レイ・オ・パック地位立保全仮処分申請事件	東京地裁	昭 4.9.11.1.2.9 判決	30歳以上の男子及び既婚の女子を有期雇用とする採用基準は、結婚の自由を優するものではなく(労働者敗訴、労働者側控訴後、昭5.3.2.2 和解)。	
朝日放送地立保全仮処分申請事件	大阪地裁	昭 5.0.3.2.7 判決	有期労働契約であつても、その履止めは実質上若干年定年を理由とする解雇と同様の機能を有し、著しく苛酷な解約であるから権利適用により無効(労働者勝訴、確定)。	
並木精密宝石解雇無効確認等請求事件	秋田地裁 支部 横手	昭 5.8.1.2.1.5 判決	1ヶ月の短期契約を3年間反覆更新しても、期間の定めのない契約に転化する訳ではないが本件について当然更新されることが予定されていたと解するのが相当であり、パートタイマーもこれを期待かたちのものであり、從つて期間満了による解雇を終了させるためには、届止めの意思表示が必要であるばかりなく、履行を妨げるとしても、從来の取扱いを変更してもやむを得ない事情が必要(從つて特段の合理的な理由のない本件履止めは無効(労働者勝訴、控訴係争中))。	
<その他> 大日本防纖労働事件仮処分申請事件 城右学園労働契約存在確認事件	大阪地裁 昭 4.7.6.8 判決 東京地裁 昭 4.7.7.4 判決 東京高裁 昭 5.0.1.2.1.6 判決 東京地裁 昭 4.9.8.7 判決	職制排斥のため、兼団体に有給休暇、生理休暇をとることは正当な権利行使ではなく、即時解雇もやむを得ない(労働者敗訴)。 生理休暇あると主張しても、取得した日がいずれも日曜か祭日の前後して不適切な事由があり解雇有効(労働者敗訴)。	同旨(労働者敗訴、確定)。	解雇の理由とする容姿の事由はなく、更新拒絶権の適用により無効(労働者勝訴、確定)。
エール・フランス地位立保全仮処分申請事件				

事件名	裁判所	判決年月日	判	旨	等
加藤製作所雇用關係存続確認事件	東京地裁 昭52.3.31判決	お茶くみ等は雇用契約上の義務ではなく、又その他の勤務成績不良も解雇理由とするほどのものでないから、解雇は無効（労働者敗訴）。			
日本鋼管地位確認等請求事件	横浜地裁 昭57.7.19判決 川崎支部	合理化のための労使協定の中で「女子の通常業務への貢献度を確保することが交番勤務・有資業務等労働基準法常勤に適合する職種を確実に把握することの多い幹部業務の作業実態と事業所の監視の女子保護の相違に抵触するものでない。」旨の規定は業務内容に「女子で員事情等から困難と判断された結果を確認したものであり子であることを理由とするものではない。解雇に係る協定に基づく解雇は「女照らし、転居用困難と判断した結果を確認したものであり子であることを理由とする差別取扱いではない（労働者敗訴、福岡高裁に控訴中）。			

4. 配置訴訟

事件名	裁判所	判決年月日	判	旨	等
東洋鋼鐵地位保全訴訟 申請事件	横浜地裁 昭47.8.24判決	出産したことを理由とする不利益処分であり入事権の適用により無効（労働者勝訴）。			
日本テレビ放送配転命令 效力停止訴訟事件	東京高裁 昭42.1.0.28判決	出産等を考慮した配転が退職を促すためのものとの判断は、懲罰の域を出ず配転有効（労働者敗訴、本訴提起後、昭55.2.8和解成立）。			
官崎放送配転無効確認事件	東京地裁 昭51.7.25決定	労働契約はナウンサーとして採用するとしており配転命令は無効（労働者勝訴、確定）。			
慈恵大学地位確認請求事件	官崎地裁 昭51.8.20判決	労働契約は職種を限定していないから配転有効（労働者敗訴、労働者側訴訟後、昭55.9.25和解成立）。			
最	東京高裁 昭56.1.21.7判決	産前休暇に入る希望権を陰暦長室付へ配転するという慣行は、病院の社会的使命や能率の相容等に照らし客観的合理性ある慣行であり、違法または不当とすべき理由はない（労働者敗訴）。			
	最高裁 昭58.3.8判決	同旨（労働者敗訴）。			

事件名	裁判所判決年月日	判決	旨	等
ラジオ関東地位保全仮処分申請事件	東京地裁 昭5.1.2.2.5判決	労働契約は取扱を限定、本人の同意なき配転命令は無効（労働者勝訴）。		
5. その他				
帝國興信所賃金請求事件	名古屋地裁 昭4.6. 2.2.4 判決	本件就業規則等にいう「有給生理休暇 1日」とは婦人労働者の生理の実態等から判断して賃金計算期間を単立としているのではなく生理周期を単位としたものである（労働者勝訴）。		
エヌ・ピー・シー工業賃金請求事件	昭4.8.1.0.1.5 判決 名古屋高裁 東京地裁 ハ王子支部	労基法上、生体を有給とする旨の規定ではなく、労働協約（又は労働契約）に定められた内容として生体を取得した女子に給与の面において不利益が生じたことがあつたとしても、直ちに賃金（契約）の内容が労基法67、91条の趣旨に反し、あるいは公序良俗に反して無効であるとはいえない（労働者敗訴）。	同旨（労働者敗訴）。	
東京高裁 昭5.5. 3.1.9 判決 最高裁 昭6.0. 7.1.6 判決	上告棄却（労働者敗訴）。			
ダケダンシステム賃金請求事件	東京地裁 昭5.1.1.1.2 判決	生体休暇中の賃金について、従来の年間24日は100%有給とする旨の定めを、有給は月に2日を限度とし、補償額も基本給の6.6%とした就業規則の改正は、生体の必要性、取得の実績からみて適用があつたと判断されること、企業負担との調整等から判断すると、合意性あり有効である（労働者敗訴）。		
	東京高裁 昭5.4.1.2.2.0 判決	本件のように実質賃金の低下を生ずるような就業規則の一方的変更を認するとは認められない。からに、生理休暇制度の適用があるとしても別途の方策を講ずべきものである（労働者勝訴）。		

事 件 名	裁判所判決年月日	判 判	旨	等 等
日本シェーリング社賃金請求事件	最高裁 昭5.8.1 1.2.5 判決	就業規則の不利益変更については最高裁判例(昭和45.1.2.25 秋北バス事件)の示すところであり、これを変更する必要はないとした上で、本件就業規則の変更が労働者にとって不利益なものであつても合理的なものであれば、労働者がこれに同意しないことを理由にその適用を拒むことはできないとし、労働者がこれに同意しないことを理由にその適用を拒むことは労働規則の合理的なものであるか否かを検討することなく判断しているのは就業規則に関する法令の解釈適用を誤ったものである(被訴者へ差し戻す)。	賃金引上げ対象者から採算率80%以下の者を除く勘定余額につき、その稼働率算定基礎の不就労時間はか年休、生休、産休、育児時間等を含めることは労基法、憲法等の規定ないしはその趣旨に反し、ひいては民法90条の公序良俗に反し無効(労働者勝訴)。	同 旨(労働者勝訴、上告係争中)。
	大阪地裁 昭5.6.3.3.0 判決	大阪高裁 昭5.8.8.3.1 判決		

昭和60年8月26日 発行
昭和60年版

婦人労働の実情

婦人局一般資料 No. 4
発行 労働省婦人局
郵便番号 100
東京都千代田区霞が関1-2-2

印刷 大蔵省印刷局

(大蔵省印刷局製造)